

法テラス白書

平成26年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著



法テラス白書

平成26年度版

日本司法支援センター 編著

法テラス 運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

法テラス白書（平成26年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するために平成18年4月に設立され、今日に至るまで情報提供業務を始め民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策、さらに時限的ではありますが、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づく被災者支援などの業務を展開してまいりました。

さて、この度、法テラスの活動をまとめた「法テラス白書（平成26年度版）」（対象期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）を作成いたしましたのでお届けいたします。

法テラスでは、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）や地方事務所において法的問題の解決に役立つ情報を無料で提供しておりますが、より質の高い窓口対応によって、皆さまに身近な相談窓口としてより認知して頂けるよう努力してまいります。民事法律扶助業務では、平成26年4月1日からハーグ条約の国内法が整備されたことに伴い、条約締約国の国民又は締約国に常居所を有する外国人についても、国際的な子の連れ去りの事件に限り、民事法律扶助制度を利用することが可能となりました。国選弁護等関連業務においては、平成26年6月から国選付添人制度の対象範囲が拡大しました。犯罪被害者支援業務では、お問合せ件数及び犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介依頼が増加しています。司法過疎対策業務においては、新たに地域事務所1か所を開設し、常勤弁護士を配置いたしました。

また、法テラス震災特例法に基づき、被災地における無料法律相談、さらに、仮設住宅訪問や移動相談車両による巡回無料法律相談を実施するなど、被災者の方がたへのきめこまかい法的援助に取り組んでいます。同法は平成27年3月までの時限的なものでしたが、被災地住民の要望を受け、さらに3年間延長されることとなりました。今後も引き続き、被災地における法的援助の充実に努めてまいります。

さらに、法テラスでは、福祉機関との連携を通じて、自ら援助を求めることが困難な高齢者や障がい者等が抱える法的課題について法律家も加わり総合的な解決を図るという「司法ソーシャルワーク」の取り組みを第3期中期目標における重要な事業目標のひとつとして掲げています。

本白書特集では犯罪被害者支援における法テラスの役割をテーマに、日本における犯罪被害者支援のありみと法テラスの取り組みについて紹介するとともに、座談会では有識者から支援の現状と課題、法テラスが果たすべき役割などについてうかがいました。

法テラスでは、今後とも広がる業務にしっかり対応し、国民の皆さまにとって頼りがいのある存在となることをめざしてまいります。

今後とも、皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年11月吉日

日本司法支援センター

理事長 宮 崎 誠

目次

法テラス運営理念	2
----------	---

法テラス白書（平成26年度版）の発刊に寄せて	3
------------------------	---

法テラス用語の解説	8
-----------	---

■法テラスの概要	10
----------	----

(1) 設立	10
--------	----

(2) 組織	10
--------	----

(3) おもな業務	11
-----------	----

(4) 事務所	12
---------	----

(5) 予算・決算の概要	14
--------------	----

■おもな業務の概況	15
-----------	----

特集 犯罪被害者支援の現状と課題	
ー法テラスの役割	16

■日本における犯罪被害者支援制度	
------------------	--

ー被害者支援制度をめぐる歴史的経緯	16
-------------------	----

1 公的支援制度の始まりとその背景	16
-------------------	----

2 犯罪被害者等基本法の制定	16
----------------	----

3 犯罪被害者のための公的支援策の拡大	17
---------------------	----

4 犯罪被害者支援の現状	17
--------------	----

■法テラスの犯罪被害者支援の取組み	17
-------------------	----

1 犯罪被害者支援業務の整備とその背景	17
---------------------	----

2 犯罪被害者支援の取組み	18
---------------	----

3 法テラスが現在力を入れていること	19
--------------------	----

座談会	
-----	--

「犯罪被害者支援の現状と課題-法テラスの役割」	
-------------------------	--

	22
--	----

瀧澤 一弘（東京地方検察庁総務部副部長）	
----------------------	--

副島多光生（警視庁犯罪被害者支援室長）	
---------------------	--

阿久津照美（被害者支援都民センター相談支援室長）	
--------------------------	--

近藤 恵子（全国女性シェルターネット理事）	
-----------------------	--

白井 孝一（弁護士、静岡犯罪被害者支援センター副理事長）	
------------------------------	--

横山 幸子（弁護士、日弁連両性の平等に関する委員会副委員長）	
--------------------------------	--

菅沼 友子（法テラス本部第一事業部長）	
---------------------	--

特別寄稿	
------	--

「被害者支援における法テラス・弁護士の課題」	
------------------------	--

太田達也 慶應義塾大学法学部教授	34
------------------	----

法テラスをとりまく最近の動向	45
----------------	----

1. 情報提供業務	46
-----------	----

1-1 平成26年度における業務の概況	46
---------------------	----

(1) サポートダイヤルサービス開始以来の 累計受付件数が272万件に到達	46
--	----

(2) 品質向上のための取組み	46
-----------------	----

(3) 多言語での情報提供	46
---------------	----

(4) 法教育の取組み	46
-------------	----

1-2 業務の概要	47
-----------	----

1-3 お問合せ件数	48
------------	----

(1) サポートダイヤル	48
--------------	----

(2) 地方事務所	49
-----------	----

1-4 お問合せの傾向	50
-------------	----

(1) サポートダイヤル	50
--------------	----

(2) 地方事務所	53
-----------	----

1-5 認知媒体（サポートダイヤル、地方事務所）	54
--------------------------	----

1-6 利用者の地域分布	56
--------------	----

(1) サポートダイヤル	56
--------------	----

(2) 地方事務所	57
-----------	----

1-7 紹介先関係機関（サポートダイヤル、地方事務所）	58
-----------------------------	----

1-8 法教育	59
---------	----

2. 民事法律扶助業務	60
-------------	----

2-1 平成26年度における業務の概況	60
---------------------	----

(1) 利用者が問題解決に必要な援助にスムーズに たどり着くことができる環境の整備	60
--	----

(2) ハーグ条約事件に対応	60
----------------	----

(3) 利用者の利便性の向上	60
----------------	----

(4) 契約弁護士・司法書士の確保及び 制度理解を深めるための取組み	60
---------------------------------------	----

2-2 業務の概要	61
-----------	----

2-3 業務の状況	62
-----------	----

2-4 契約弁護士・司法書士数の推移	64
--------------------	----

2-5 代理援助・書類作成援助を受けた人の属性	65
-------------------------	----

2-6 法律相談援助の状況	67
---------------	----

2-7 法律相談費の推移	68
--------------	----

2-8 代理援助の状況	68
-------------	----

2-9 書類作成援助の状況	70
---------------	----

2-10 立替金の償還	71
-------------	----

(1) 償還	71
--------	----

(2) 立替金の免除	71
------------	----

2-11 不服申立てと再審査申立て	72
-------------------	----

2-12 紹介機関	72
-----------	----

3. 国選弁護等関連業務	88
--------------	----

3-1 平成26年度における業務の概況	88
裁量による国選付添人制度の 対象範囲の拡大	88

3-2 国選弁護関連業務	89
--------------	----

(1) 業務の概要	89
-----------	----

(2) 国選弁護制度	89
------------	----

(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結	91
---------------------	----

(4) 国選弁護人候補の指名通知	92
------------------	----

(5) 国選弁護人に対する報酬及び 費用の算定	94
----------------------------	----

(6) 国選報酬基準の改正	96
---------------	----

3-3 国選付添関連業務	97	6-4 被災地出張所における専門士業による 「よろず相談」	135
(1) 業務の概要	97	6-5 震災法テラスダイヤル	137
(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定	99		
4. 常勤弁護士に関する業務	105	TOPICS「平成26年8月豪雨」広島土砂 災害における法テラスの被災地支援	138
4-1 平成26年度における業務の概況	105	7. 受託業務	140
(1) 常勤弁護士とは	105	7-1 業務の概要	140
(2) 司法ソーシャルワークに関する取組み	105	(1) 中国・サハリン残留孤児日本人 国籍取得支援業務	140
(3) 鹿角地域事務所の設置	105	(2) 日本弁護士連合会委託援助業務	141
(4) 被災地への常勤弁護士の派遣	105	8. その他	145
4-2 業務の概要	106	8-1 組織	145
4-3 常勤弁護士の配置	106	(1) 本部と地方事務所の組織	145
(1) 配置	106	(2) 事務所	146
(2) 司法修習直後の者からの採用	108	(3) 根拠法	148
(3) 法テラス法律事務所への配置	108	(4) 主務大臣	148
4-4 常勤弁護士の確保	109	(5) 資本金	148
4-5 司法過疎地域事務所の設置	110	(6) 役員の状況	148
4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備	111	(7) 職員の状況	149
(1) 実務研修	111	8-2 法テラスの認知状況	149
(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・ 常勤弁護士業務支援室	115	(1) 認知度の推移	149
(3) その他の環境整備	115	(2) 性別・年代別認知度	150
5. 犯罪被害者支援業務	116	(3) 認知経路	150
5-1 平成26年度における業務の概況	116	(4) 年代別解決行動	151
(1) ストーカー、DV及び児童虐待の 被害者を対象とする支援の検討	116	8-3 法テラスに寄せられた皆さまからの声	152
(2) 職員研修の実施	116	8-4 審査委員会	156
5-2 犯罪被害者支援業務	116	(1) 審査委員会とは	156
(1) 犯罪被害者支援業務等の概要	116	(2) 審査委員会の審議事項	157
(2) サポートダイヤル (犯罪被害者支援ダイヤル)	117	8-5 顧問会議	158
(3) 地方事務所	122	(1) 設立の趣旨	158
5-3 被害者国選弁護関連業務	126	(2) 顧問会議メンバー	158
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための 国選弁護制度	126	(3) 顧問会議の開催状況	158
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況	127	8-6 地方協議会	158
5-4 被害者参加旅費等支給業務	129	(1) 設立の趣旨	158
(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要	129	(2) 平成26年度地方協議会開催一覧	159
(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績	129	法テラスのあゆみ	164
6. 震災法律援助業務	130	これまでのあゆみ	164
6-1 業務の概要	130	平成26年度のおもな出来事	166
(1) 被災者の実情に沿った支援	130	資料	167
(2) 法テラス震災特例法の延長	131	法テラスの刊行物	170
6-2 業務の状況	131		
6-3 震災法律援助契約弁護士・ 司法書士数の推移	134		

資 料 目 次

特集 犯罪被害者支援の現状と課題―法テラスの役割

資料特-1	わが国における犯罪被害者支援のあゆみと 法テラスの犯罪被害者支援の取組み……………	20
資料特-2	刑法犯 罪種別認知件数の推移……………	36
資料特-3	特定罪種別 死傷別被害者数（平成25年）……………	37
資料特-4	罪種別 被害者の年齢・性別認知件数（平成25年）…	38
資料特-5	交通事故発生状況の推移……………	42
資料特-6	配偶者からの暴力事案等の認知状況……………	42
資料特-7	配偶者からの暴力事案等の検挙状況……………	43
資料特-8	ストーカー事案の認知状況……………	43
資料特-9	ストーカー事案の検挙状況……………	44
※資料特-2～5は内閣府「犯罪被害者白書」、資料特-6～9は警 察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事 案等の対応状況について」による		

法テラスをとりまく最近の動向

資料動向-1	被疑者国選弁護事件の対象範囲の拡大……………	45
--------	------------------------	----

1. 情報提供業務

資料1-1	情報提供業務の流れ……………	47
資料1-2	サポートダイヤルお問合せ件数の推移……………	48
資料1-3	平成22年度～26年度サポートダイヤルお問合せ件数…	48
資料1-4	地方事務所お問合せ件数の推移……………	49
資料1-5	サポートダイヤルお問合せ分野別内訳の推移……………	50
資料1-6	平成26年度サポートダイヤル利用者男女比……………	51
資料1-7	平成26年度サポートダイヤル利用者年代比……………	51
資料1-8	平成26年度サポートダイヤル利用者年代別男女比…	51
資料1-9	平成26年度サポートダイヤルお問合せ分野別 男女比（上位30分野）……………	52
資料1-10	地方事務所お問合せ分野別内訳の推移……………	53
資料1-11	サポートダイヤル認知媒体内訳の推移……………	54
資料1-12	地方事務所認知媒体内訳の推移……………	54
資料1-13	平成26年度サポートダイヤル認知媒体男女比……………	55
資料1-14	平成26年度都道府県別サポートダイヤル利用件数…	56
資料1-15	平成26年度人口1万人あたりの サポートダイヤル利用件数（都道府県別）……………	56
資料1-16	平成26年度地方事務所ごとのお問合せ件数 （電話・面談の合計数）……………	57
資料1-17	平成26年度人口1万人あたりの都道府県別 お問合せ件数（電話・面談の合計数）……………	57
資料1-18	平成26年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳…	58
資料1-19	平成26年度地方事務所紹介先関係機関内訳……………	58
資料1-20	平成26年度法テラスシンポジウム開催内容……………	59

2. 民事法律扶助業務

資料2-1	民事法律扶助の手続（全体の流れ）……………	61
資料2-2	法律相談援助件数の推移……………	62
資料2-3	援助開始決定件数の推移……………	62
資料2-4	援助開始決定件数の推移 （代理援助・書類作成援助件数の合計）……………	63
資料2-5	契約弁護士数の推移……………	64
資料2-6	契約司法書士数の推移……………	64

資料2-7	平成26年度に代理援助・書類作成援助を 受けた人の性別、年代……………	65
資料2-8	代理援助・書類作成援助を受けた人の 収入（月額）の推移……………	66
資料2-9	代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付の推移…	66
資料2-10	代理援助・書類作成援助を受けた人の職業の推移…	66
資料2-11	平成26年度に法律相談援助を受けた人の性別、年代…	67
資料2-12	法律相談援助の事件別内訳の推移……………	67
資料2-13	法律相談費の推移……………	68
資料2-14	代理援助事件の事件別内訳の推移……………	68
資料2-15	代理援助立替金実績の推移……………	69
資料2-16	代理援助事件の結果別内訳の推移……………	69
資料2-17	書類作成援助事件の事件別内訳の推移……………	70
資料2-18	書類作成援助立替金実績の推移……………	70
資料2-19	立替金償還実績の推移……………	71
資料2-20	立替金償還免除実績の推移……………	71
資料2-21	不服申立てと再審査申立ての件数の推移……………	72
資料2-22	平成26年度に法律相談援助を受けた人の紹介機関…	72
付表2-1	法律相談援助件数の推移……………	73
付表2-2	平成26年度援助決定件数等状況……………	74
付表2-3	援助決定件数の推移……………	75
付表2-4	契約弁護士数の推移……………	76
付表2-5	契約弁護士法人数の推移……………	77
付表2-6	契約司法書士数の推移……………	78
付表2-7	契約司法書士法人数の推移……………	79
付表2-8	平成26年度法律相談援助事件の事件別内訳……………	80
付表2-9	法律相談費の推移……………	81
付表2-10	平成26年度代理援助事件の事件別内訳……………	82
付表2-11	代理援助立替金実績の推移……………	83
付表2-12	平成26年度代理援助事件の結果別内訳……………	84
付表2-13	平成26年度書類作成援助事件の事件別内訳……………	85
付表2-14	書類作成援助立替金実績の推移……………	86
付表2-15	平成26年度不服申立てと再審査申立て （結果別内訳）……………	87

3. 国選弁護等関連業務

資料3-1	国選弁護関連業務の概要……………	89
資料3-2	通常第一審事件のうち国選弁護人が付いた割合…	90
資料3-3	刑事事件の流れと国選弁護制度……………	90
資料3-4	被疑者国選弁護事件の対象範囲……………	91
資料3-5	国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移……………	92
資料3-6	被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に 指名通知をした割合……………	92
資料3-7	被疑者国選弁護事件受理件数の推移……………	93
資料3-8	被告人国選弁護事件受理件数の推移……………	93
資料3-9	被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬…	94
資料3-10	被告人国選弁護事件（裁判員以外）の基礎報酬…	95
資料3-11	裁判員裁判事件の基礎報酬……………	95
資料3-12	被告人国選弁護事件の公判加算報酬……………	95
資料3-13	少年事件の流れと国選付添制度……………	97
資料3-14	国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移……………	98
資料3-15	国選付添事件受理件数の推移……………	98
資料3-16	平成26年度一般保護事件のうち 国選付添人が付いた割合……………	99

資料3-17	国選付添人の基礎報酬……………	100
資料3-18	実質審理期日に対する加算報酬……………	100
付表3-1	国選弁護士契約弁護士契約数・契約率の推移 (地方事務所別)……………	101
付表3-2	国選弁護事件受理件数の推移(地方事務所・支部別)……………	102
付表3-3	国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移 (地方事務所別)……………	103
付表3-4	国選付添事件受理件数の推移(地方事務所・支部別)……………	104

4. 常勤弁護士に関する業務

資料4-1	常勤弁護士配置先一覧……………	107
資料4-2	常勤弁護士の配置数の推移……………	108
資料4-3	司法過疎地域事務所の設置数の推移……………	110
資料4-4	常勤弁護士に対する実務研修実施状況……………	112

5. 犯罪被害者支援業務

資料5-1	犯罪被害者支援業務の概要……………	117
資料5-2	弁護士費用等に関する援助制度……………	117
資料5-3	犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における お問合せ件数の推移……………	118
資料5-4	犯罪被害者支援ダイヤルで対応した お問合せ内容の内訳の推移……………	119
資料5-5	平成26年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応した お問合せに対する紹介先……………	120
資料5-6	犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移……………	121
資料5-7	地方事務所に対応したお問合せ内容の内訳の推移……………	122
資料5-8	平成26年度地方事務所に対応した お問合せに対する紹介先……………	123
資料5-9	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移……………	124
資料5-10	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数 及び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移……………	124
資料5-11	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介 件数の年度別及び月平均件数の推移……………	125
資料5-12	平成26年度犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士紹介案件の被害種別内訳……………	125
資料5-13	国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ……………	126
資料5-14	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移……………	127
資料5-15	選定請求件数及び罪名内訳……………	128
資料5-16	通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった件数と国選 被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による) ……	128
資料5-17	被害者参加旅費等の支給の流れ……………	129
資料5-18	平成26年度被害者参加旅費等支給業務実績 ……	129

6. 震災法律援助業務

資料6-1	震災法律援助業務と民事法律扶助業務の比較……………	131
資料6-2	震災法律相談援助・震災代理援助・ 震災書類作成援助の件数の推移……………	132
資料6-3	平成26年度震災法律相談援助事件の事件別内訳……………	133
資料6-4	平成26年度震災代理援助事件の事件別内訳 ……	133
資料6-5	震災法律援助契約弁護士数・ 震災法律援助契約司法書士数の推移……………	134
資料6-6	被災地出張所における「よろず相談」件数と 内訳の推移……………	135

資料6-7	震災法テラスダイヤルお問合せ内容の内訳の推移……………	137
資料6-8	相談者の男女別割合……………	139
資料6-9	法テラスの認知度……………	139
資料6-10	希望相談場所……………	139
資料6-11	法テラスに期待すること……………	139

7. 受託業務

資料7-1	日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び 援助内容一覧……………	141
資料7-2	平成26年度申込受理件数(地方事務所別)……………	143
資料7-3	年度別事業種別申込受理件数……………	144
資料7-4	年度別事業種別受託業務援助費用……………	144

8. その他

資料8-1	本部及び地方事務所組織図……………	145
資料8-2	法テラス全国事務所所在地……………	146
資料8-3	法テラスの認知度の推移……………	149
資料8-4	認知者の認知経路の推移……………	150
資料8-5	平成26年度年代別解決行動の内訳……………	151
資料8-6	平成26年度苦情等受付件数の推移……………	152
資料8-7	平成26年度苦情等取扱い結果……………	153
資料8-8	苦情等受付件数の推移……………	153
資料8-9	日本司法支援センター審査委員会委員名簿……………	156
資料8-10	審査委員会議決の内訳……………	157

法テラス用語の解説

1 法テラス

「日本司法支援センター」の通称。法テラスは「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、総合法律支援法（平成16年6月2日公布）に基づき設立された。

法的な問題を相談する方がたのもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方がたがくつろげる「テラス」のような場でありたいという意味を込めている。

2 情報提供業務

利用者のお問合せに対して、法テラス・サポートダイヤルや地方事務所をとおして、解決に役立つ法制度や適切な相談機関・団体などに関する情報を、電話や電子メール、面談によって無料で提供する業務。

3 民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合には裁判などの手続にかかる弁護士・司法書士費用の立替えを行う業務。

4 国選弁護等関連業務

国選弁護事件及び国選付添事件に関して、国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

5 司法過疎対策業務

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む法律サービス全般の提供を行う業務。

6 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族などに対して、法制度の紹介、適切な相談窓口や関係機関・団体のご案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行う。また、刑事裁判に参加する被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、報酬・費用の支払。被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

7 震災法律援助業務

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方などを対象として、無料で法律相談を行い、裁判などの手続にかかる弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

8 受託業務

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託にかかる法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。受託業務を通じて、法テラスは本来業務にとどまらないより広い法的サービスを提供することができる。

9 法テラス・サポートダイヤル

全国からのお問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話とメールによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を行っている。番号は「0570-078374」^{おなやみなし}。平日は午前9時から午後9時まで、土曜日も午前9時から午後5時まで受け付けている。

10 法律相談援助

経済的に余裕のない方が、法的トラブルにあったときに、法テラスの事務所や法テラスと契約している弁護士・司法書士の事務所などで無料の法律相談を受けられる制度。

11 代理援助・書類作成援助

経済的に余裕のない方が、法的トラブルにあったときに、裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続や示談交渉等にかかる弁護士・司法書士費用の立替え（代理援助）、裁判所に提出する書類を弁護士・司法書士に作成してもらう費用の立替え（書類作成援助）を受けられる制度。

12 不服申立て／再審査申立て

代理援助または書類作成援助に関して法テラスの地方事務所長がした決定に対して不服のある申込者、被援助者、受任者等が、地方事務所長に対して不服を申し立てることができる。また、不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人が、理事長に対して再審査の申立てをすることができる。

13 犯罪被害者支援ダイヤル

法テラス・サポートダイヤル^{なくことないよ}では、犯罪被害者支援専用の電話番号「0570-079714」を設け、犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えないよう心身に配慮しながら、犯罪被害者支援に関する法制度と相談窓口についての情報提供を行っている。

14 常勤（スタッフ）弁護士

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関して他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士。民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

15 契約弁護士／契約司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助契約、国選弁護契約、国選付添契約、国選被害者参加弁護士契約を結んでいる弁護士、民事法律扶助契約を結んでいる司法書士。

16 地方事務所／支部／出張所／地域事務所

法テラスは全国に事務所を設置している。地方事務所は、地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスが行うすべての業務を行う。支部は、人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスが行う5つの本来業務を行う。出張所は、民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。地域事務所は、弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。

17 被災地出張所

東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島に設置された臨時出張所。7か所の出張所はいずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域におかれ、車内で相談できる移動相談車両（法テラス号）を備えている。各種専門士業による「よろず相談」も実施している。

18 国選弁護制度

刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長又は裁判官が弁護人を選任する制度。

19 国選付添制度

少年事件（身柄を拘束された一定の事件）において、裁判所の職権により弁護士を付添人として選任する制度。

20 被害者参加制度

生命・身体に関する罪などの被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度。

■ 法テラスの概要

(1) 設立

日本司法支援センター（通称「法テラス」。以下「法テラス」という）は、司法制度改革において制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

日本の社会は、主として行政による規制や指導を通じて個人や企業の活動を調整する「事前規制型」社会から国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、その結果生じた紛争については、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る「事後救済型」社会へと変わりつつある。法テラスは、こうした社会の変化に伴って「法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することをめざして」設立されたものである。

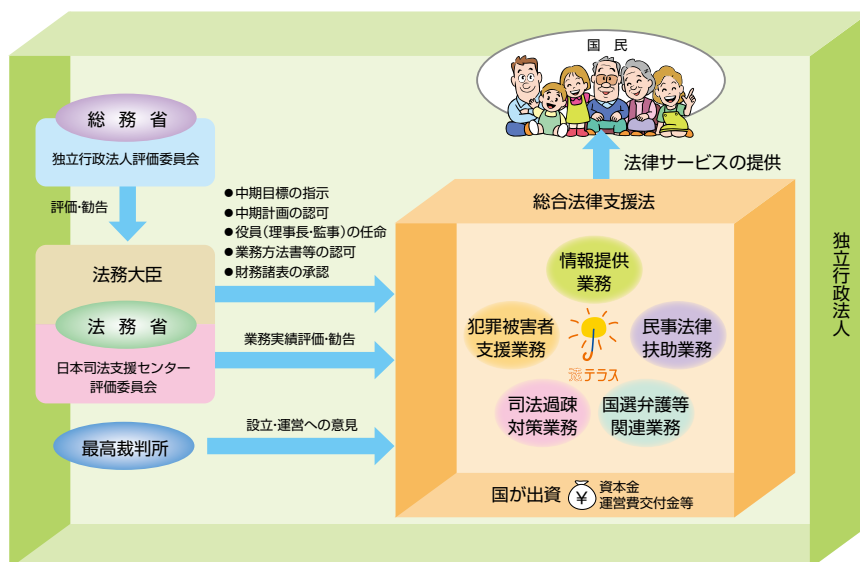
設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下「サポートダイヤル」という）で業務を開始した。法テラス設立当初は国民の認知度が低かったものの、年を追うごとに国民に広く知られるようになり、平成27年3月には、サポートダイヤルに対する電話によるお問合せ件数が、業務開始以来の累計で250万件を超えるなど、法テラスは国民の身近な存在になっている。

(2) 組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公共的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与する仕組みを採用しており、独立行政法人そのものではないため、名称中に「独立行政法人」という文字が用いられていない。

業務の運営に関しては、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定したうえで、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称：法テラスの由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「 **法テラス**」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方がたのもやもやとした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方がたにくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

(3) おもな業務

法テラスの行うおもな業務は、①総合法律支援法第30条第1項及び②東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）（平成24年4月1日施行）において次のように規定されている。

①総合法律支援法第30条第1項の業務

ア 情報提供業務（46ページ：情報提供業務 参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等によるお問合せに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（60ページ：民事法律扶助業務 参照）

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

ウ 国選弁護等関連業務（88ページ：国選弁護等関連業務 参照）

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

エ 司法過疎対策業務（105ページ：常勤弁護士に関する業務 参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（116ページ：犯罪被害者支援業務 参照）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、報酬・費用の支払い及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

司法ソーシャルワークに関する取組み

法テラスは、自ら法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的援助を求めることが困難な状況（司法アクセス障害）が、高齢者・障がい者等に生じている状況を踏まえ、福祉機関・団体や弁護士会・司法書士会等と連携を図り、当該高齢者・障がい者等に積極的に働きかけていく手法（アウトリーチ）を活用するなどして司法アクセスをより容易にし、その方が抱えている法律問題を含む潜在的な諸問題の総合的な解決につなげるための取組み（司法ソーシャルワーク）を推進している。

②法テラス震災特例法の業務

震災法律援助業務（130ページ：震災法律援助業務 参照）

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、民事事件やADR等の手続に関する弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

③総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（140ページ：受託業務 参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(4) 事務所

法テラスは、本部（東京）のほか、全国111か所に事務所を設置している（平成27年7月1日現在）。事務所の種類には、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4つがあり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

①地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスが行うすべての業務を行う。

②支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスが行う5つの本来業務を行う。

③出張所

東京に3か所（上野、池袋、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所7か所を置く。宮城に3か所（南三陸、山元、東松島）、岩手に2か所（大槌、気仙）、福島に2か所（二本松、ふたば）に設置している。

④地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。平成27年7月1日時点で39か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所にはさらに2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、平成26年9月には秋田に1か所（鹿角）、平成27年7月には青森（鰺ヶ沢）に新たに設置。一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（35か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、おもにこれらの事件を扱うために設置する事務所である（4か所）。

事務所の種類	①地方事務所 (本所)	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行うすべての業務	法テラスが行う5つの本来業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地（47か所）のほか、北海道に3か所（函館、旭川、釧路）	全国に11か所 多摩（東京立川）、川崎・小田原（神奈川）、川越（埼玉）、松戸（千葉）、沼津・浜松（静岡）、三河（愛知）、阪神・姫路（兵庫）、北九州（福岡）	東京に3か所 大阪に1か所 宮城に3か所（震災対応） 岩手に2か所（震災対応） 福島に2か所（震災対応） 上野・池袋・八王子（東京）、堺（大阪）、南三陸・山元・東松島（宮城）、大槌・気仙（岩手）、二本松・ふたば（福島）	35か所 江差・八雲（函館）、八戸・むつ・鰺ヶ沢（青森）、鹿角（秋田）、宮古（岩手）、会津若松（福島）、秩父（埼玉）、牛久（茨城）、下田（静岡）、佐渡（新潟）、可児・中津川（岐阜）、魚津（富山）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、須崎・安芸・中村（高知）、杵岐・五島・対馬・平戸・雲仙（長崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、延岡（宮崎）、高森（熊本）、宮古島（沖縄）	4か所 熊谷（埼玉）、下妻（茨城）、松本（長野）、佐世保（長崎）

(5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の約7割が国費でまかなわれている。

しかし、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助の利用者からの償還金の確保や、広く一般の方から寄附金を募るなど、自助努力も行っている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性及び緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
運営費交付金	16,554	16,402	12,836	15,507	15,206
国選弁護人確保業務等委託費	14,793	15,445	15,686	16,429	16,110
合計	31,347	31,847	28,522	31,936	31,316
対前年伸び率	0.83	1.60	△ 10.44	11.97	△ 1.94
※平成 25 年度の運営費交付金が大幅に減少したのは、過年度中に使わなかった運営費交付金を平成 25 年度の収入金としたことなどによる。					

【参考】

(単位：百万円、%)

政府予算のうち一般歳出	53,565,978	50,962,808	53,816,061	56,293,834	57,193,753
一般歳出のうちその他事項経費	5,053,948	5,422,503	5,831,764	5,976,680	5,976,111
「その他事項経費」の対前年伸び率	△ 2.75	7.29	7.55	2.48	△ 0.01
※ 1 「その他事項経費」とは、政府予算における経費別の分類の一つであり、法テラス予算はこの「その他事項経費」に分類されている。					
※ 2 平成23年度及び同24年度について、地域自主戦略交付金等（平成23年度512,025百万円、同24年度832,895百万円）を、平成25年度、同26年度及び同27年度について、沖縄振興交付金（平成25年度161,311百万円、同26年度175,881百万円、同27年度161,759百万円）を除いている。					

法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収 入					
運営費交付金	15,542	16,554	16,147	12,836	15,507
事業収入（民事法律扶助償還金等）	11,141	11,394	10,853	10,663	10,737
補助金等収入	149	84	65	79	68
受託事業収入	16,451	17,150	17,465	17,446	18,079
その他事業外収入	541	1,342	3,789	5,676	532
計	43,824	46,525	48,319	46,701	44,923
支 出					
民事法律扶助等事業経費	19,085	17,987	17,914	17,666	17,815
受託事業経費（国選弁護人確保事業）	14,786	15,323	15,405	15,200	16,066
受託事業経費（日本弁護士連合会等委託事業）	1,665	1,827	2,060	2,246	2,012
その他人件費等経費（受託事業に係るものを除く）	7,120	7,729	7,397	8,083	8,046
計	42,656	42,866	42,776	43,195	43,939

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収入	運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの	支出	民事法律扶助等事業経費	民事法律扶助業務の立替金など
	事業収入	民事法律扶助の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など		受託事業経費	受託業務の実施に係る経費
	補助金等収入	国民からの寄附金や、地方公共団体からの補助金		その他人件費等経費	人件費、事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	受託事業収入	受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの			
	その他事業外収入	講演料など事業外の収入			

■ おもな業務の概況

平成22年度から5事業年度における各業務の概況は次のとおりである。

業 務	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
情報提供業務					
サポートダイヤルへのお問合せ件数・電話	350,654 件	321,781 件	308,825 件	298,889 件	307,756 件
サポートダイヤルへのお問合せ件数・メール	19,470 件	17,553 件	18,934 件	14,599 件	22,982 件
サポートダイヤルお問合せ件数・合計	370,124 件	339,334 件	327,759 件	313,488 件	330,738 件
地方事務所お問合せ件数	234,614 件	198,963 件	210,432 件	209,093 件	198,692 件
民事法律扶助業務					
受任予定者契約弁護士数	15,037 人	16,570 人	17,863 人	19,159 人	20,176 人
受託予定者契約司法書士数	5,617 人	6,065 人	6,355 人	6,714 人	6,897 人
法律相談援助件数	256,719 件	280,389 件	271,554 件	273,594 件	282,369 件
代理援助件数	110,217 件	103,751 件	105,019 件	104,489 件	103,214 件
書類作成援助件数	7,366 件	6,164 件	5,441 件	4,620 件	3,982 件
国選弁護等関連業務					
国選弁護人契約弁護士数	19,566 人	21,259 人	22,550 人	24,055 人	25,218 人
被疑者国選事件受理件数	70,917 件	73,209 件	73,664 件	72,118 件	70,939 件
被告人国選事件受理件数	69,634 件	67,374 件	63,695 件	60,269 件	59,816 件
国選付添人契約弁護士数	6,564 人	7,701 人	8,703 人	9,637 人	12,512 人
国選付添事件受理件数	423 件	469 件	419 件	445 件	2,955 件
常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	217 人	220 人	239 人	246 人	252 人
司法過疎地域事務所の設置数	29 件	31 件	32 件	33 件	34 件
犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤルへのお問合せ件数	10,482 件	9,780 件	11,048 件	11,321 件	13,137 件
地方事務所へのお問合せ件数	14,089 件	13,096 件	15,582 件	14,081 件	12,695 件
被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	929 件	877 件	1,013 件	1,330 件	1,491 件
震災法律援助業務 (平成 24 年度業務開始からの実績)					
震災法律援助契約弁護士数	—	—	2,387 人	2,681 人	3,173 人
震災法律援助契約司法書士数	—	—	1,017 人	1,124 人	1,168 人
震災法律相談援助件数	—	—	42,981 件	48,418 件	51,542 件
震災代理援助件数	—	—	2,699 件	2,267 件	1,802 件
震災書類作成援助件数	—	—	8 件	13 件	9 件
受託業務					
中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務援助申込件数	2 件	10 件	5 件	4 件	0 件
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数（全援助合計）	17,587 件	19,826 件	23,160 件	25,313 件	24,096 件

特 集

犯罪被害者支援の現状と課題 ― 法テラスの役割 ―

被害者や被害者関係者等の強い訴えにより、犯罪被害者等保護法、犯罪被害者等基本法が施行されるなど支援の制度化が進み、社会における犯罪被害、犯罪被害者支援への関心も高まり、法テラスでは設立以来、主要業務の一つとして犯罪被害者支援に取り組んでいます。また、ストーカーやドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待等の被害者に対しても法テラスは支援の働きを期待されています。

本特集では、日本におけるこれまでの犯罪被害者支援のあゆみと法テラスの取組みを顧みるとともに、日本における犯罪被害者支援に携わる各分野のみなさまにお集まりいただき、この間、取り組んでこられた支援の現状と課題、法テラスが果たすべき役割などについてお話をうかがいます。

■日本における犯罪被害者支援制度 ―被害者支援制度をめぐる歴史的経緯―

1 公的支援制度の始まりとその背景

被害者遺族らが被害者支援を求めて活動する中、三菱重工ビル爆破事件（昭和49年）を契機として、公的な経済支援制度の確立を求める声が高まり、昭和55年5月、「犯罪被害者等給付金支給法」が制定された。この制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な障害を負わされた被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的安定を図ろうとするものであった。

その後、平成7年3月に起きた地下鉄サリン事件で犯罪被害者の心身の被害の深刻さが一般に広く認識されるようになり、平成8年2月には、警察庁が「被害者対策要綱」を策定して、被害者対策が警察の本来業務であることを明確にした。平成10年5月には、「全国被害者支援ネットワーク」が設立され、警察庁との協働により、全国的に支援活動が動き始めた。平成12年5月には、いわゆる「犯罪被害者保護二法」が制定され、刑事手続における被害者保護のための制度が導入された。

2 犯罪被害者等基本法の制定

被害者らによる活動の進展を受け、その総合的な取組みを求める声に応えるために、平成16年12月、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という）が成立した。これに基づき、犯罪被害者支援のための施策が、国、地方自治体、関係機関、民間団体等による総合的かつ計画的な取組みとしてスタートした。翌年には、犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現するための施策が具体的にまとめられた。

3 犯罪被害者のための公的支援策の拡大

基本法成立以前においては、犯罪被害者は、被害申告、告訴により捜査・訴追・処罰を求めること、召喚されれば証人として証言することができるものの、刑事司法上の関係者と位置づけられていなかった。しか

し、前記地下鉄サリン事件等を契機に、その悲惨な状況が一般に広く認識されるとともに、犯罪被害者自身も恩恵的援助ではなく、権利としての支援を求める運動を積極的に展開した。

このような活動の結果、基本法第3条では、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と「権利」が明言され、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるもの」とされ、刑事手続へのアクセスの保障、前記経済的な支援に加え、その心情への配慮も含め、各種の公的支援が犯罪被害者等基本計画の策定、実施により求められるようになった。

4 犯罪被害者支援の現状

基本法に基づき、犯罪被害者支援のための制度について急速に法整備が進展し、犯罪被害者等に関する情報保護の規定や公判記録の閲覧・謄写の制限緩和などの法改正も行われている。とりわけ、平成20年12月1日に始まった被害者参加制度は、被害者等の刑事手続へのアクセスを大きく前進させた。また、少年審判についても、同年の法改正により被害者等の審判の傍聴、審判手続の説明の制度も設けられている。また、犯罪予防の観点から、ストーカー規制法、DV防止法、児童虐待防止法が制定され、被害類型に合わせて法整備がなされている。各種法律の制定により被害が顕在化するようになり、被害者等に対する法テラスの支援件数は年々増加傾向にある。犯罪被害の認知及びそれに対する適切な対応により、さらなる被害の防止につながることを期待されるところである。

なお、上記のほか、犯罪被害者等の心情、処罰要求などに応えるものとして、殺人罪等の公訴時効の廃止、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律等、犯罪処罰規定の新設、少年に対するものも含む法定刑の引き上げ等の立法も幅広く行われている。

■ 法テラスの犯罪被害者支援の取組み

1 犯罪被害者支援業務の整備とその背景

法テラスは、平成18年10月、犯罪被害者支援業務を主要5業務の1つと位置づけ、業務を開始した。法テラスは、基本法の要請を受け、犯罪被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことをめざし、犯罪被害者支援業務の体制を整備していった。

平成17年12月27日閣議決定された犯罪被害者等基本計画では、法テラスに関する法務省の施策として、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減のために、法テラスの民事法律扶助制度を活用すること、被害者に対して犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介や必要な情報の提供をすることなどが挙げられた。法テラスは、平成18年10月2日の業務開始当初からこれらに対応している。

次に、平成20年12月1日、被害者参加人のための国選弁護制度や損害賠償命令制度が導入された。法テラスは被害者国選弁護関連業務を整備し、また、損害賠償命令にも民事法律扶助制度を利用できるように整備した。さらに、平成23年3月25日閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画の施策として、被害者参加人への旅費等の支給制度の制定と、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和、損害賠償請求のための代理人である弁護士等との打ち合わせにおいてカウンセラー等を同席させるための経費の公費負担が挙げられた。法テラスでは、平成25年12月1日から被害者参加旅費等支給業務を開始するとともに、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和に対応した。また、平成26年4月1日からは、カウンセラー同席費用の立替えも開始している。

2 犯罪被害者支援の取組み

※文中の丸数字は、資料特-1の「法テラスの犯罪被害者支援の取組み」に対応

(1) 犯罪被害者支援ダイヤル等における法制度の紹介、相談窓口の案内①

犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714（なくことないよ））、各地方事務所の窓口、ホームページでのメールによる問合せにおいて、犯罪被害にあった方やその家族に対して、刑事手続に関与するための法制度や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度等に関する情報を提供している。また、警察や被害者支援団体等関係機関との連携を行い、各地の相談窓口の情報を収集し、被害者が必要とする支援を行っている相談窓口の案内も行っている。

(2) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介②

法律専門家の支援が必要な方には、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介している。

(3) 被害者参加人のための国選弁護制度④

殺人、傷害など一定の重大犯罪の被害にあわれた方やその家族は、裁判所の許可により、公判期日に出席し、被告人に質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる（被害者参加制度）。また、経済的に余裕のない被害者参加人に対しては、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する（被害者参加人のための国選弁護制度）。

法テラスでは、被害者参加人から国選被害者参加弁護士の選定請求書を受け付けて裁判所に送付し、国選被害者参加弁護士の候補者を指名・通知し、選定された弁護士に対する報酬及び費用の算定並びに支払等の業務を行っている（被害者国選弁護関連業務）。この国選被害者参加弁護士を円滑に選定し、適切に被害者のサポートができるよう、各地の弁護士会と連携して、国選被害者参加弁護士の候補者の確保に努めている。

(4) 被害者参加旅費等支給制度⑥

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度である。資力等にかかわらず、すべての被害者参加人が利用できる。法テラスは、この旅費等の算定及び送金業務などを行っている（被害者参加旅費等支給業務）。

(5) 民事手続（損害賠償命令を含む⑤）での、無料法律相談の実施及び弁護士・司法書士費用（カウンセラー同席費用を含む）の立替え（民事法律扶助制度）

被害者は、加害者に対して経済的回復を求め、民事手続によって損害賠償請求をすることができる。その場合に原告（被害者）側の立証の負担などを軽減する損害賠償命令制度が平成20年12月に導入された。

法テラスは、経済的に余裕のない被害者の方が、民事手続により損害賠償請求をしたいときに、無料法律相談を実施し、弁護士・司法書士費用を立て替えている。また、法テラスでは、代理人である弁護士等が訴訟等の準備や追行のため被害者との打ち合わせをする際に、カウンセラーを同席させた場合の費用の立替えも行っている。

(6) 刑事手続での弁護士費用等の援助（日本弁護士連合会委託援助業務③）

被害者は、捜査機関への被害届提出や告訴といった刑事手続や、マスコミ対応などの場面においても、弁護士の支援が必要な場合がある。

法テラスは、日本弁護士連合会からの委託を受けて、経済的に余裕のない被害者の方が、弁護士の支援を受ける場合に、弁護士費用を援助するなどの業務を行っている。

3 法テラスが現在力を入れていること

(1) 土曜や夜間も対応している犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援ダイヤルでは、土曜や平日夜間（21時まで）も対応しており、犯罪被害者支援についての知識や経験を備えた担当者が、被害者に二次的被害を与えないよう心情に配慮しながら、対応を行っている。

(2) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

法テラスでは、弁護士会等と連携して、紹介する弁護士の名簿の充実に努めている。犯罪被害者やその家族が、法的手続の過程でさらに被害にあうことがないように、犯罪被害者支援の経験がある、又は研修を受け犯罪被害者支援に理解のある弁護士につき、各地の弁護士会からの推薦を受け、名簿を作成している。とりわけ、女性被害者のニーズに対応できるよう、女性弁護士の登録数の増加に取り組むなど、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する体制の整備・拡充を図っている。

(3) 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加人が旅費等を支給されるためには、被害者参加人として公判期日等に出席する必要がある。また、被害者参加人が旅費等の支給を受けるためには、国選被害者参加弁護士がつく必要はなく、私選の弁護士がついている場合や弁護士がついていない場合でも旅費等の支給を受けることができる。以上についてはまだ一般に周知されていないため、法テラスでは被害者参加人が被害者参加旅費等支給制度を適切に利用できるように、情報提供に努めている。



法テラスでは、法テラスの支援制度を紹介した「犯罪被害者支援リーフレット」、DVなどの犯罪被害者支援に関わるQ&Aをまとめた「犯罪被害者支援Q&A」を、全国の法テラス地方事務所等に置いています。

資料 特-1 わが国における犯罪被害者支援のあゆみと法テラスの犯罪被害者支援の取組み

わが国における犯罪被害者支援のあゆみ		法テラスの犯罪被害者支援の取組み
昭和 49年 8月30日	三菱重工ビル爆破事件	
55年 5月 1日	犯罪被害者等給付金支給法公布（56年1月1日施行）	
56年 5月21日	財団法人犯罪被害者支援基金設立	
60年 8月26日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議」 ※同会議において「犯罪及び権利濫用の被害者のための司法の 基本原則宣言」を採択	
平成 7年 3月20日	地下鉄サリン事件	
8年 2月 1日	警察庁「被害者対策要綱」を策定	
5月11日	警察庁に犯罪被害者対策室設置	
10年 5月 9日	「全国被害者支援ネットワーク」設立	
11年 4月 1日	検察庁における被害者等通知制度の実施	
5月15日	全国被害者支援ネットワークによる「犯罪被害者の権利宣言」発表	
5月26日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等 に関する法律公布（11月1日施行）	
11月11日	政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」を設置（12年3月 30日、報告書のとりまとめ）	
12年 5月19日	いわゆる犯罪被害者保護のための二法公布 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律公布 ・性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の 範囲拡大等（6月8日施行） ・証人への付添いや遮へい措置の導入（11月1日施行） ・ビデオリンク方式による証人尋問の導入（13年6月1日施行） 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関 する法律公布（11月1日施行） ・犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を規定、 犯罪被害者等による公判記録の閲覧・謄写を可能とする制度の導入等	
5月24日	児童虐待の防止等に関する法律公布（11月20日施行）	
5月24日	ストーカー行為等の規制等に関する法律公布（11月24日施行）	
12月 6日	少年法等の一部を改正する法律公布（13年4月1日施行） ※被害者等の申出による意見の聴取、被害者通知制度、被害者 等による記録の閲覧・謄写の導入	
13年 4月13日	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布（犯罪被 害者等給付金の支給等に関する法律に改称） ※障害給付金の支給対象の範囲の拡大や重傷病給付金の創設（7月1日施行） ※犯罪被害者等早期援助団体を指定する制度の創設（14年4月1日施行） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律公布 （10月13日施行、一部は14年4月1日施行）	
14年 3月19日		司法制度改革推進計画 閣議決定
16年 4月14日	児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律公布（10月1日施行） ※虐待対象、通告義務拡大等	
5月28日	刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布（21年5月21日施行） ※再度の起訴相当議決による強制起訴制度の導入	
6月 2日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部 を改正する法律公布（12月2日施行） ※対象関係（事実婚）、退去命令の期間・範囲、接近禁止の対象等拡大	総合法律支援法公布
6月18日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等 に関する法律の一部を改正する法律公布（7月8日施行）	
12月 8日	犯罪被害者等基本法公布（17年4月1日施行）	
17年 12月27日	犯罪被害者等基本計画 閣議決定	
18年 4月 1日	犯罪被害給付制度改正（施行令・施行規則改正） ※重傷病給付金の支給要件緩和・支給対象期間の延長、親族間 犯罪における支給制限の緩和	
4月10日		法テラス設立
6月21日	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律公布 （12月1日施行）	
10月 2日		法テラス業務開始（犯罪被害者支援業 務開始） ① 犯罪被害者支援ダイヤル等におけ る法制度の紹介や相談窓口の案内 ② 犯罪被害者支援の経験や理解のあ る弁護士の紹介

わが国における犯罪被害者支援のあゆみ		法テラスの犯罪被害者支援の取組み
19年 6月 1日	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布（20年4月1日施行） ※関係機関同士が要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置を努力義務化	
6月15日	更生保護法公布（12月1日施行） ※保護観察対象者に犯罪被害者等に関する心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入	
6月27日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布 ※犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設（20年12月1日施行） ※犯罪被害者等による損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用する損害賠償命令制度の創設（20年12月1日施行） ※刑事裁判手続における犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等（12月26日施行）	
7月11日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布（20年1月11日施行） ※禁止行為（電話等によるつきまとい）、暴力の対象（生命に関わる暴言）等拡大	
10月 1日		③日弁連委託援助業務開始
20年 4月18日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に改称。7月1日施行） ※休業損害を考慮した重傷病給付金等の加算等	
4月23日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布（12月1日施行） ※被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度の創設	
6月18日	少年法の一部を改正する法律公布（20年12月15日施行） ※被害者等は、少年審判の傍聴が可能になり、家庭裁判所に少年審判の状況の説明を求められることができるようになった	
6月18日	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律公布（12月18日施行）	
12月 1日		④被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始 ⑤損害賠償命令等の請求について、民事法律扶助業務で無料法律相談、弁護士費用の立替え開始
21年 9月11日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布（10月1日施行） ※DV事案と認められる親族間犯罪の場合等における特例規定の見直し	
23年 3月25日	第2次犯罪被害者等基本計画 閣議決定	
4月 1日	財団法人犯罪被害者支援基金が公益財団法人に移行	
7月15日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布（7月15日施行） ※障害等級の見直し	
25年 6月12日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布（12月1日施行） ※被害者参加旅費等支給制度の開始、被害者参加人のための国選弁護制度の資力要件の緩和	
7月 3日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布（26年1月3日施行） ※対象関係（生活本拠を共にする交際）を拡大 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布（10月3日施行、一部は7月23日施行） ※メール等つきまといも規制の対象に	
12月 1日		⑥被害者参加旅費等支給業務開始 被害者参加人のための国選弁護制度及び日弁連委託援助の利用対象者の拡大（③、④の資力要件の緩和）
26年 4月 1日		カウンセラー同席費用の立替え開始（⑤に含む）
6月25日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布（7月15日施行、一部は27年7月15日施行）	
10月10日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布（11月1日施行） ※別居の兄弟姉妹及び児童虐待事案等における支給制限の緩和	

座 談 会

「犯罪被害者支援の現状と課題 ― 法テラスの役割」

出席者（敬称略。役職は座談会時のもの）

司 会

瀧澤 一弘（東京地方検察庁総務部副部長）
副島多光生（警視庁犯罪被害者支援室長）
阿久津照美（被害者支援都民センター相談支援室長）
近藤 恵子（全国女性シェルターネットワーク理事）
白井 孝一（弁護士、静岡犯罪被害者支援センター副理事長）
横山 幸子（弁護士、日弁連両性の平等に関する委員会副委員長）

菅沼 友子（法テラス本部第一事業部長）

於 平成27年8月28日 法テラス本部会議室

犯罪被害者支援との関わり

○司会：菅沼友子

（法テラス本部第一事業部長）

本日は、犯罪被害者支援の現状と課題とそこでの法テラスの役割というテーマで、座談会を行います。

最初に簡単に自己紹介をお願いします。

○瀧澤一弘

（東京地方検察庁総務部副部長）

東京地検では、総務部が被害者支援を担当しています。私は以前法務省、内閣等で、法テラスの根拠法である綜合法律支援法の立案作業などに携わりました。また法務省では、法テラスの予算などの仕事を担当するなど、法テラスとは浅からぬ縁です。平成22年4月から25年3月までは、法テラス本部の事業企画本部長代行、総務部副部長を務め、その間に法テラスの被害者支援が少しずつ進んでいくのを見てきました。

○副島多光生

（警視庁犯罪被害者支援室長）

犯罪被害者支援室は警視庁総務部企画課に属しており、被害者支援全般の主管をしています。各種の施策の企画や調整、現場で直接的に被害者の支援を行う警察署員に対する研修、給付金等経済的支援、相談業務、広報・啓発活動、他機関との連携・調整を担当しています。

私は支援室に着任して2年になります。さまざまな支援活動に携わり、被害者支援の難しさ、その重要性を改めて感じているところです。

○阿久津照美

（被害者支援都民センター相談支援室長）

都民センターは、東京医科歯科大学にあった日本で初めての民間相談機関を、平成12年に引き継ぐ形で開設されました。私は開設当初から相談員として携わってきました。被害者の方がたの中にはその負担の大きさから裁判を傍聴できない方がいる

と知り、そうした方がたの支援をさせていただきたいという思いから、この仕事に関わり始めました。

○近藤恵子

（全国女性シェルターネットワーク理事）

平成10年に全国女性シェルターネットワークができてから、直接支援、間接支援を問わず、さまざまな領域で全国の皆さんと一緒に仕事をしてきました。

シェルターネットが対応している当事者の皆さんは、DV、ストーカー、レイプなど、ありとあらゆる女性への暴力、子どもに対する虐待の被害にあわれた方がたです。相談から始まって、緊急一時支援、回復支援、最終的には生活再建、自立支援までの長い経過をご一緒に仕事をしてきましたが、どの段階でも法律家との連携は大変重要です。法テラス、弁護士の皆さんと二人三脚でタッグを組みながらでないと被害者支援は有効に進まないとかねてより考えて

います。

○白井孝一

(弁護士、静岡犯罪被害者支援センター副理事長)

今年の3月まで法テラス静岡の所長を務め、犯罪被害者支援活動については、静岡犯罪被害者支援センターの設立時から携わってきました。また、平成10年に結成された全国被害者支援ネットワークにも初期の頃から関わり、山上皓先生（東京医科歯科大学名誉教授、犯罪精神医学の専門家）たちと一緒に「犯罪被害者の権利宣言」を作りました。

法テラスに関しては、法律扶助協会の静岡支部長を務めており、設立準備段階から法テラスの犯罪被害者支援活動についてアドバイスをしていました。

全国犯罪被害者の会では、顧問弁護団の責任者として関わってきました。

現在は、静岡大学法科大学院で「犯罪被害者と法」という講義を持って、後輩の指導にも当たっています。

○横山幸子

(弁護士、日弁連両性の平等に関する委員会副委員長)

栃木県弁護士会に所属しています。5年検事を務めてから弁護士になりました。弁護士になってからはさまざまな分野の被害者関係の委員会に関与しています。

日弁連では、最初は民事介入暴力対策委員会に、次に犯罪被害者支援委員会に属し、現在は両性の平等に関する委員会の副

委員長をしています。おもにDV被害者の支援などに関わっています。

栃木県弁護士会では、犯罪被害者対策委員会の委員長をしています。弁護士会では、関係機関との支援ネットワークづくりについて模索しているところで

犯罪被害者支援の取組みの現状と課題

○司会 まず、それぞれの犯罪被害者支援の取組みの現状とそ

中で見えている課題についてご報告をお願いします。

○瀧澤 東京地検では、以前から被害者の方に担当検察官等が刑事手続に関する説明を行うなどの取組みをしていますが、平成26年4月に犯罪被害者支援室を総務部に設置し、次のような支援をしています。

まず、来庁される被害者の方に対する犯罪被害者支援に関する総合的な情報提供をしており

まして、要望に応じて、法テラス、東京にある3つの弁護士会（以下東京三会）、都民センター等をご紹介しますこともあります。また、法廷への付き添いも行っています。支援室にはくつろいだ雰囲気的面談室があり、事情聴取などで来庁される被害者の方が緊張されていると思われる場合に、ここで支援室員と話を

して緊張を解きほぐして帰っていただくといったことも行っています。

最近、臨床心理士会の協力を得て犯罪被害者支援に通じている方を派遣してもらい、証人出廷などのために精神的な負担をされた被害者の方などへのカウンセリングをしていただいた例もあります。その際に、臨床心理士の方には今後の証言のために、検察官にアドバイスをいただくという協力もいただいています。

その他、おもに検察庁に来られる方を念頭において作成した冊子があります。被害者の方が



検察庁冊子「犯罪被害者の方々へ」。このパンフレットでは、犯罪による被害者やご遺族等の方がたに対して検察庁で行っている保護や支援の制度について、捜査や裁判などの各段階に応じて記載しています。

捜査や公判の過程で疑問に思われること、給付金制度、加害者に対する損害賠償、法テラス等の各種機関の支援などについてもふれています。被害者の方に情報提供する際に活用しており、全国の検察庁においてあります。

○副島 警察は、被害者にもっとも早く接しますし、接する機会が大変多いので、警察が初期段階で行う支援は被害者の回復のためには非常に重要だと認識しています。

警視庁の被害者支援業務を大きく分けると「直接的な支援」「経済的な支援」「関係機関との連携による支援」の3つです。

おもな「直接的な支援」は、指定被害者支援制度があり、一定の対象事件の被害者に対して担当の支援員を指定して個別的支援を行っています。

「経済的な支援」は、給付金の支給事務、診断書料や診察料、性犯罪の被害者については緊急避妊薬費用などを公費で負担する公費支出制度などがあります。「関係機関との連携による支援」としては、性犯罪被害者が医療機関で受診する際に生じる負担の軽減をはかるために、協力医療機関と連携をとった制度を設けています。また被害者支援都民センター、東京地検と連絡体制を少しずつ構築しているところです。

また、昨年5月から法テラス、弁護士会へつなぐ被害者支援の制度を作りました。既に法テラ

スへも2件紹介しました。被害者は、刑事手続や民事手続の知識をほとんど持っていません。その意味で重要な取組みだと考えています。

課題は、警察の被害者支援は、本格的には平成8年前後に始まった比較的歴史の浅い業務であり、未成熟な部分もあります。常に制度を検証し見直して、新たな制度を取り入れることが重要です。変化する社会情勢、人びとの考え方に合わせた支援を行うために、関係機関との連携強化などを継続して検討していくことが重要です。

○阿久津 被害者支援都民センターでは、犯罪被害にあわれた方やご遺族に対して、電話相談、面接相談、関係機関への付き添い支援などの「直接的支援」、自助グループといって、同じよう

な体験をされたご遺族が集まって気持ちを語りあう場を設けるなどしています。社会の理解を深めるための広報・啓発活動も行っています。

主として、身体犯の被害の方が対象です。体に傷を負った方、性犯罪の被害にあった方、ご遺族の方の支援が中心です。罪種では、殺人事件、交通犯罪、性犯罪が多くを占めます。最近の傾向としては、性犯罪の被害にあわれた方の支援が非常に増えており、4割を超えています。具体的な支援内容は、被害にあって混乱されている被害者の方に対して、お話をうかがい状況を整理して、どんな支援が受けられるのか、どこにアクセスしたらよいかなど必要な情報をお伝えするとともに、関係機関への手続きに付き添います。刑事手



被害者支援都民センターのリーフレット5種。「応援します あなたに笑顔戻るまで」「被害にあわれたときに」「被害にあわれた方を支える家族や友人のために」「性的な被害にあった子どもを支えるために」「事件・事故の現場に居合わせた方へ」

続を行ううえでの被害者の負担は想像以上に大きく、法的な面、精神的な面からもサポートが必要です。

手続きへの支援と並行して、臨床心理士を中心にトラウマの専門的なプログラムを使った精神的なケアも行っています。

被害者支援を行う民間団体のほとんどは、公安委員会から早期援助団体の指定を受けています。警察では、支援が必要と思われる被害者の方へ、センターの情報を伝えていただきます。了承が得られた方には、警察から直接センターへその方の連絡先や被害概要が送られるため、早い段階で支援を提供できるようになってきました。

民間のセンターの立場として、機関同士が連携して、多角的に被害者を支える体制ができるように、被害者を必要な機関につなぐことを心がけて全体を見てサポートしています。

民間団体は、全国どの組織も資金、人材面で課題を抱えています。都民センターのおもな財源は会員の会費・寄付です。安定した財源が求められています。

人材育成については、犯罪被害相談員としての業務ができるまでのトレーニング期間が長く、その間の時間とモチベーションの維持が非常に難しくなります。他機関との連携が進んでいくにつれて支援の要請も入るようになりましたが、少ない人員でどこまで対応できるのか不安を抱

えているところです。

逆に、支援が必要な方に支援制度がきちんと届いているのかということも、課題のひとつです。直後の被害者の方は、感情がマヒして外から見るとしっかりしているように見えてしまいます。そのような方が支援の枠からもれてしまわないように、それぞれの機関で気を付けなければいけないと思います。

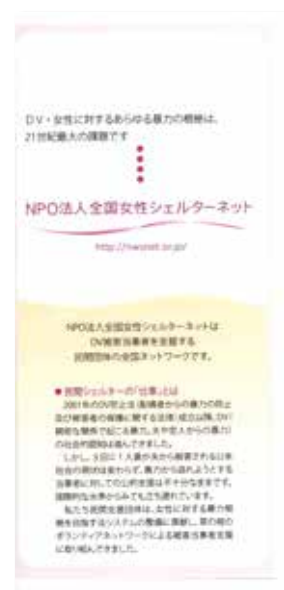
特に被害直後は、被害によって崩された日常生活を以前の状態に近づけるための支援が必要です。経済的支援をはじめ生活を支える支援が、まだまだ不足しています。

○近藤 民間シェルターは、DV、ストーカー、セクハラ、性暴力犯罪といった暴力被害にあった方を暴力の現場から離し、心身の回復を果たしてその後の人生を再獲得するまでのあらゆる過程にご一緒する仕事です。当事者が奪われたものを取り返し、新しい人生を生き抜いていけるように一緒に闘う団体、闘うネットワークとして20年来仕事をしてきました。

シェルターネットは24時間のホットライン事業に関わっています。またネットワークを構成している全国約70団体のそれぞれが、地域で電話相談や面接相談に取り組んでいます。私たちのところにおいてになる方は、医療的なケア、警察対応、シェルター対応の3つが命綱。緊急一時保護としてのシェルター、

ステップハウスを活用しながら、当事者の皆さんはこれらを駆使して当面の時間を生き延びていかれます。当事者支援に関わるあらゆる社会資源、関係機関と手を取り合っていく必要があります。

最近現場の支援で痛切に感じるのは、暴力被害の実態が非常に深刻化していることです。内閣府の調査では、3人に1人が暴力被害にあり、20人に1人が殺されるような目にあっている、という数字が長く続いてきました。平成26年の統計では、殺されるような目にあったという被害者が11.4パーセントに増え、9人か10人に1人が殺人未遂事件の被害者となっています。加害者が凶暴化しています。被害を受けている方がたの支援だけでなく、加害者の言動が変わり、



全国女性シェルターネットの活動紹介リーフレット。DV被害当事者を支援する全国のシェルター、民間支援団体の業務と全国女性シェルターネットの活動について紹介しています。

加害者が暴力支配の罠から抜け出さなければ、この活動にゴールはないのです。

次に、若年女子と幼い子どもたちに対する性暴力被害が大きな形で浮上しています。児童福祉法違反や児童買春の件数は、成人女性に関する売春防止法事件を上回って大きな数字になっています。

犯罪被害者支援において、DVや性暴力の被害者が重大な犯罪被害者であることは、これまでしばらくは社会的に認知されていませんでした。たとえばDV被害で刑事告訴しようと警察に相談してもなかなか受け付けてもらえない、緊急の安全確保をお願いしても、十分な対応をしてもらえないといったことがありました。いまでも、DV、性暴力の被害者はなかなか支援にアクセスできません。ここが現場の支援の大きな課題になっています。また、この20年ぐらい、DV、ストーカー、子どもの虐待についての支援格差が全国の自治体、地域の間で広がってきています。

最近になって、ようやく、DVや性暴力被害が重大な犯罪被害であることが明らかになり、被害当事者の回復支援を社会全体の責任として進めていくべきだという方向性が打ち出されました。これからは犯罪被害者支援の枠組みの中に、DVや性暴力被害者がきちんと位置付けられ、いつでもどこでも適切な支援が

受けられるようになることを心から願っています。

○**司会** 長い期間携わってこれて、進んできた面とそれでもなお深刻な状況があるということがご報告からわかってきました。

白井さん、法テラスの活動もあわせて報告をお願いします。

○**白井** 静岡では、平成10年に犯罪被害者支援センターができました。その時から弁護士会と県警が協力し、さらに精神科医の方、臨床心理士の方が加わりました。検察庁が支援相談員制度を設けてからは検察庁とも連携し、年に1、2回は交流会を行っています。浜松、沼津など支部レベルでも検察庁と弁護士会の犯罪被害者支援対策委員会との意見交換会をもっており、より親密になっています。

次に、具体的な支援の流れを説明します。重大な犯罪の場合、

警察から直接、早期援助団体である支援センターに被害者に関する情報提供があります。それを受けて支援センター職員が被害者宅に駆けつけ、本人のニーズを受けて弁護士会の被害者支援対策委員会へつなぐ。委員会では被害者のケースにあわせて担当弁護士を決め、法テラスを利用することになります。

交通事故などの場合は、検察庁から「被害者参加を希望している方がいるので精通弁護士を紹介してください」と法テラスへ連絡がはいり、法テラスから精通弁護士を紹介するというルートになる場合もあります。

国選被害者参加弁護士制度を利用する場合は、参加許可決定を受けた後で法テラスに被害者ご本人がお見えになって手続きをします。法テラスではこれを受けて裁判所に通知し、裁判所で弁護士が選定されます。



静岡犯罪被害者支援センターのホームページ

課題についてですが、支援センターの相談受理状況を見ると、DV、ストーカー、性暴力被害で電話相談の19.7パーセントを占めています（静岡犯罪被害者支援センターHP「活動報告」<http://shizuoka-hhsc.jp/>）。性暴力被害の相談では、まだ警察に行っていない方たちがかかなり多く、そこが他のケースとはかなりちがう点です。今後こうした被害者に対する早い段階での的確な支援をどのようにしていくかが、支援センターの課題になっています。昨年は、性暴力被害において診断が必要な場合の協力について、産婦人科の医師と協定を結びました。

法テラスの課題ですが、犯罪被害者等基本計画の全体的なプログラムにおける法テラスの役割は、司法関係での福祉的な役割です。民事刑事を問わず司法を利用できるように支援することです。

法テラスの犯罪被害者支援において現在利用できる制度は、情報提供と精通弁護士の紹介、国選被害者参加、そして日弁連委託法律援助事業の犯罪被害者法律援助があります。民事法律扶助は加害者に対する損害賠償請求で利用することもできます。

しかし、民事法律扶助については、弁護士費用は立替えです。償還しないといけません。重大事件の場合に損害賠償が払われることはほとんどありません。犯罪被害者が利用する場合、償還

免除など犯罪被害の特殊性に着目した制度設計ができるといいのですが。

また、被害者の方は、司法関係だけでも、犯罪被害者法律援助、国選被害者参加、民事法律扶助と非常に複雑で煩雑な手続きを3つもやらなければいけない。他にも幅広い被害者支援がある。これらを1本化できないのか。日弁連犯罪被害者支援委員会では、犯罪被害者支援に特化して総合的に支援を行う被害者庁のようなものが必要ではないか、と検討を始めています。

○横山 まず日弁連では、DVやストーカーの被害については両性の平等に関する委員会で20年以上、無料電話相談「女性の権利110番」を毎年やっています。自治体や民間シェルターなども含めて相談窓口自体は増えたものの、その後の支援がまだ不十分というのが実態です。特に民事法律扶助の利用が不十分で、弁護士への制度の周知と利用の促進が必要です。DVやストーカーの被害者には経済的に非常に困窮している方が多い。扶助の利用を徹底しないと実質的な救済につながりません。

日弁連が法テラスに委託している犯罪被害者法律援助については、非常に柔軟に運用されており使いやすいはずですが、各単位会によって利用度にばらつきがあり、栃木県も利用が少ないです。

民事法律扶助の償還義務は、

特殊事情のある事件については是非考慮していただきたいです。たとえばDVやストーカーの被害者が、相手方から次から次に調停や訴訟を起こされて、何年にもわたって事件が継続しているというケース。ご本人は調停、審判にいかざるを得ない、そのためパートを休まないといけないう、そうすると仕事をクビになる。収入は途絶えて償還は困難です。

次に、栃木県弁護士会では精通弁護士登録は少しずつ増えています。若手弁護士に偏っておりベテランの登録が非常に少ないです。また、能力にばらつきがあります。実際、「紹介されたがどこが精通なのか」とクレームがきたという話も聞いています。DVや性暴力被害はとてもデリケートなので、単に法的知識があるだけではすみません。こうした要請をどうしていくか大きな課題です。

そして他機関とのパイプの問題です。栃木県弁護士会の犯罪被害者委員会でも、支援をしたい、なるべく早く依頼者の方にアクセスしたいと思っていますが、そのルートがありません。弁護士会では、試行的に今年の4月から1年間、宇都宮地検にお願いして検察庁から被害者の方へ「被害者支援をする弁護士がいる」「いろんな制度がある」ということを説明していただくことになりました。始めたばかりですが、性犯罪被害者について、

何件か紹介が来ています。

警察、検察庁に行く前の被害者の救済をどうするか、特に若年の性犯罪被害者に対する支援がとても問題です。栃木県では、今年7月から性犯罪被害者のための病院拠点型のワンストップセンターが動き出し、弁護士会の有志が相談業務に関わっています。これもきちんと制度化していく必要がある。個人の弁護士の善意だけで成り立っているような制度ではだめです。DVやストーカーなどはほとんどの弁護士が扱うのをいやがります。幅広い弁護士の参加を得るには、複数受任制や民事法律扶助の弁護士報酬の改善などを検討する必要があります。

○**司会** 阿久津さんからは、被害者の方が必要としている支援が本当に届いているだろうか。事件直後の被害者の方は感覚がマヒし、傍から見ると冷静に見えてしまっている人たちもいて、そのような人たちに必要な支援が届いているのだろうかというお話がありました。近藤さんからは、警察のDV、性被害者の犯罪被害者支援について大きな課題があるのではないかというご指摘をいただきました。

副島さん、どのような取り組みがされているか教えていただけますか。

○**副島** 警視庁では、ストーカーやDVに関しては人身安全関連事案総合対策本部が発足しており、そこですべて対応していま

す。

相談を受けた個々の警察官はすべて署長に報告し、対策本部に報告をするという仕組みになっています。

対策本部では、すべての相談案件について吟味し対応を検討します。

危険性がある場合には宿泊施設の制度を活用して、一時避難させていくということを行っています。

警察官個人が判断するのではなく、組織として判断する制度がきちんと整っています。

○**近藤** まだ詳しくご存じではない警察官もいらっしゃるのでしょうか。

○**副島** すべての事案は幹部に報告し、組織に上げられます。警視庁の場合はすべてについて対策本部に報告をして指示を仰ぐ形になっていますから、その点制度上はきちんと行われる仕組みになっています。

○**阿久津** 警察の研修で、都民センターの相談員がお話させていただく機会も増えています。被害者の状況を警察の方にご理解いただけるように私たちもお手伝いさせていただいています。

支援ネットワーク、連携の現状と形成

○**司会** 支援ネットワークを顔の見える関係の中で構築していくことが必要だと日々お感じになっていると思いますが、現状

と問題点についてお話しいただけますか。

○**阿久津** 最近は、警察や検察庁、裁判所、弁護士など関係機関の方が研修を積まれ、被害者が配慮を受けられる体制になってきたと実感する機会が増えています。

個別ケースでは弁護士や検事とスムーズに連携できたと感じることも多くなったのですが、そういう経験をほかの事例にどうつなげていくかが課題です。現在は同じ弁護士と連携して支援する事例が多く、横への広がりが十分ではありません。初めて担当される弁護士の方ですと、一から関係を築き、役割の枠組みを決めていくのに時間がかかってしまうこともあります。個別ケースで学んだことやお互いの役割について理解したことを生かすために、支援が終わった後に検証の機会を持ち、新しく関わる方がたに還元できるとよいと思います。

先日事例を振り返る意見交換会の提案があり、その機会を持ちました。被害者支援の経験が浅い弁護士の方にも参加していただきました。非常に有意義でした。

生活面での支援については、都民センターでは、自治体の被害者支援担当者との関係づくりを進めています。自治体もどう支援すればいいのかわ悩まれています。相談員と自治体担当者が「顔が見える関係」を作ること

一緒に効果的な支援が行えるように、自治体をおうかがいしているところです。

○**横山** 栃木県弁護士会でも経験交流会的なことをやっています。経験者の事件を若手の弁護士たちに説明して共有する取り組みですが、被害者が弁護士に支援を求めること自体が少ないのが実情なので、そこから増やしていけないと支援のネットワークも広がらないでしょう。

○**司会** 東京地検や警視庁では、連携関係を作る際のきっかけや工夫をどのようになさっているのでしょうか、ご報告いただけますか。

○**瀧澤** 東京では、警視庁が主催されている犯罪被害者支援連絡会に私たちも参加しており、法テラス東京も都民センターもメンバーです。

このほか東京にある三つの弁護士会（東京三会）主催で被害者支援連絡協議会が年1回あり、東京地検も加わっております。

また、東京三会から被害者支援に詳しい弁護士に来ていただいて検察官に支援制度のレクチャーを行っていただきました。この講習会で、被害者参加弁護士は被害者にとっての味方であるだけでなく、検察官にとっても非常に仕事がしやすくなるという面があることなどを説明していただきました。

また、東京三会では犯罪被害者の方がたを対象として、初回のみ1時間無料の相談制度を

作っておられますが、東京地検では、この制度を被害者の方がたへご案内し、実際に利用される方がたがおります。

○**副島** 東京三会が主催しておられる協議会で、警察からつなぐ制度ができませんかとお願いしました。かねてから警視庁でも法的な知識に不安をもっている被害者の方が非常に多く、特に性犯罪の被害者は相手方とやりとりがあるので、弁護士につなげることができないかと思っていました。法テラスにも入っていただき、去年の5月からこの制度を始めました。すでに50件近く弁護士会や法テラスに紹介をしています。

○**司会** 栃木では、連携についてどのような点でご苦労されましたか。

○**横山** やはり費用的な面です。たとえば検察庁が弁護士会を紹介する場合、有料のところを紹介するのはなかなか抵抗があるので無料にならざるを得ない。無料になった場合、負担をどうするのか、弁護士会が持つのか持たないのかという点が大変でした。

○**近藤** 私たちもネットワークなしではやっていけない仕事です。特にDVや性暴力被害について一緒に闘える弁護士さんと手を組まないと、当事者の命に関わる局面があるので、いつもチームで仕事をしています。

最近、当事者にとっての司法サポートがかなり厳しくなって

きました。たとえばDV被害者に対する保護命令が発令されにくくなっており、よくわかっている弁護士と一緒になければ道は開けません。

多くの自治体に、DVや虐待の支援機関ネットワークができています。年に1～2回、顔合わせをして情報交換を行うところが多いのですが、本当に必要なのは、ケースをつなぐネットワークだと思います。困難事例の場合は、すぐに必要な人が集まって責任を分担しながら連携できる。問題解決のために一緒に働くチームをつくるのが、支援ネットワークのカギだと思います。

民間の支援員、アドボケーターも社会的、公的な仕事を担っているのですから、関係機関同士、対等に仕事ができる仕組み、処遇を考えていただきたいと思います。

○**横山** 性犯罪被害などの犯罪被害に関して、警察と弁護士会が直接連携しているところがありません。法テラスや各都道府県の犯罪被害者支援センターなどが、連携のためのつなぎの機能を果たしていただけるとやりやすくなるのではないかと思います。

○**副島** 警察の地検との大きな違いは、送致しない事件を扱う点です。事件にはしないでしょうという方もいらっしゃいますし、そういう方のケアは数多いですから、弁護士とのつながり

ができると被害者に対するフォローに大変有効です。

○**横山** 栃木で病院拠点型のワンストップセンターができた背景に、実はお医者さん方も困っていたということがありました。警察の方が産婦人科に性犯罪被害者の方を連れてきた際に、事件化されるかわからないまま、その方がおいて行かれた場合、費用やその後のケアはどうなるのかなど、困るケースが多いという訴えがあったのです。そこに弁護士が入れば、警察に駆け込んだが事件化できず、お医者さんのところに連れて行ってももらったけれど誰の手からも離れてしまうという事態を回避できるのです。

○**白井** 治療費や健康保険の利用などをどうするのかといったこともあるので、地方自治体がもう少し積極的に関われる形ができるとよいですね。市町の段階で被害者支援の条例ができて、地方自治体の職員が法的根拠に基づいて動けるとよいでしょう。被害者の方も警察や弁護士だと行きにくいけれど、身近な市役所や町役場なら相談してみようというところもあると思います。

○**阿久津** 東京でもいくつかの自治体で専門窓口や被害者に特化した制度を作っているところがありますが、数が限られています。被害者が住んでいるところによって受けられる支援の内容が異なっているというのは、ひとつの問題点です。

被害者の刑事手続への関与とその支援について

○**司会** では次に、被害者の方が刑事手続に関与する制度とそ
ののための支援などについて、現状と課題をおうかがいします。

○**瀧澤** 捜査、公判の各段階を通じて被害者参加対象となる事件の被害者、ご遺族の方がたへ制度の説明をしています。資力によってためらうことがないよう国選制度があるということも説明しています。

特に裁判員裁判対象事件の場合、参加を最後の最後まで悩まれる方がいらっしゃいます。そういう場合は捜査段階だけではなく、再度ご案内しています。

裁判員裁判の場合は、公判前整理手続の終盤段階で審理日程が決まりますので、その際に最後の意思確認をしています。や

はり「参加したい」とおっしゃる方もいます。資力要件がなっている場合には、法テラスを紹介しています。実際に法テラスへ連絡を取られ、被害者参加弁護士、国選の先生が選定され、参加につながったこともあります。

また、東京地検だけの取組みですが、冊子だけでなくパソコンを利用してイラストと音声による制度説明も行っています。

○**副島** 先ほどふれた指定被害者支援制度について若干説明します。警視庁における指定被害者支援制度は、殺人、性犯罪、重傷を負った傷害罪の被害者、交通関係の死亡事故の遺族、ひき逃げの被害者という方がたに
対して行うもので、「初期支援」「被害者連絡」「訪問連絡活動」があります。

「初期支援」は、対象事件の届



警視庁の被害者の手引「被害にあわれた方へ」「交通事故にあわれた方へ」。初期支援、あるいは被害者連絡の際に、刑事手続、被害者参加制度などについて手引を示しながら説明をします。

出直後から被害者が帰宅するまでの支援です。病院への付き添い、捜査への立会の際の付き添い、要望や相談の対応、自宅への送迎などがあります。

「被害者連絡」は、被害者の要望に応じて捜査の節目ごとに必要な情報提供を行います。

「訪問連絡活動」は、これも被害者の要望に応じて、巡回連絡の一環として交番のお巡りさんが実施し、パトロール活動などによって不安の解消に努めています。

初期支援あるいは被害者連絡の際に、刑事手続、被害者参加制度などについて冊子「被害者の手引」を示しながら説明しています。ほかに、被害者に事情聴取をする際や継続的に支援をする中で、重ねて情報提供をしています。

被害者参加制度等の刑事手続の説明が必要な場面は、送致した後に多くなってきます。検察では映像を利用して説明しているとのことですが、いろいろな方法を用いて、各機関で行っていくことが重要だと感じます。

○**司会** 白井さん、弁護士は被害者参加制度に具体的にどのように関与していますか。

○**白井** 弁護士が関与する場合、いくつかの制度を被害者やご家族にとって、どのように利用するのが一番よいのかを具体的に検討していきます。

刑事手続には参加制度だけでなく、心情に関する意見陳述、

被害者特定事項の秘匿、あるいはビデオリンクでの尋問、記録の閲覧謄写などいろいろな制度があります。それらをどの段階で組み合わせ、家族の中でどのように分担すればよいのかを検討します。参加人にはお父さんがなってください。お母さんは証人として検察官に尋問してもらいましょう、と分担を決め、それを検察官に報告しこのようにやりたいとお願いして、参加の申し出をしてもらう。また、参加許可決定が出る前から検察官と意見交換をし、記録の閲覧をさせてもらって、こういう点をもう少し調べてくださいなどとずっと協議していきます。

法律上は法廷の中での制度ですが、実際は、検察官と公判前に協議しながら進めているものが半分以上を占めています。法廷以前の活動をしっかりやることで充実した法廷での審理ができます。

○**司会** かなり弁護士の力量が問われると思いますが、法テラスとして被害者国選の指名通知は問題なく行われているのでしょうか。

○**白井** 弁護士会で一通りの研修はできますが、件数が少ないので事件を担当する機会がなかなか訪れないのが悩みの種ですね。可能であれば裁判所で複数選任していただければ、新しい人も経験できるのですが。

○**横山** 複数選任に関係してお話します。裁判の直前になって

参加を決める方がいらっしゃるということでした。被害者やご遺族の心情を考えれば当然のことだと思います。しかし、裁判員裁判の場合、一週間あるいはもっと期間を取らなければいけない。直前でそれだけの期間空いている弁護士はほとんどいません。費用的な問題はありますが、チームという形で複数選任していただければ、この日はこの弁護士が出られるなど調整が可能になります。裁判員裁判の複数受任ができればと思います。

○**司会** 阿久津さんは、同行支援などを通してどのようにお感じになっていますか。

○**阿久津** 警察、検察の段階で一般的な説明を受けただけですと、被害者の方はなかなか実際のイメージがもてません。弁護士と綿密な打ち合わせをする中で、イメージが見えてくるのだと思います。

ですから、参加制度を使う場合、積極的に弁護士へつなげたいのですが、資力要件があり、国選被害者参加制度を利用できない方もいるので、迷うときもあります。本来であれば被害にあわれたことは同じなのですから、皆さんが法的支援を受けられるようにしていただきたいです。

○**近藤** 性暴力被害者やDV離婚の当事者は、裁判の入り口のところまで深刻に悩まれます。「加害者と接近せずに裁判をできるのか」「1年も2年もの間、裁判を

続ける力があるだろうか」「民事法律扶助を使うにしても、お金を返していけるだろうか」など、いろいろなことでお困りになる。こうした方がたについては、手続きも費用もハードルをぐっと下げて、誰でも気軽に法的支援を使えるようにすることが重要だと思います。

必要なら複数の弁護士を付けていただく。また、同行支援で付き添う支援センターの方や民間シェルターのスタッフのようなアドボケーターをさまざまな場に同席できるように、実費報酬の支出もふくめて仕組みを考えていただけないかと思います。

○司会 今お話しいただいた、カウンセラーの方が同席する場合の費用援助は、法テラスにも制度はできたのですけれども、使い勝手が悪く利用が伸びていません。そこはこれからの課題として考えていきたいと思います。

今後の犯罪被害者支援の取組み、法テラスに対する要望、期待

○司会 最後に、今後の犯罪被害者支援の取組みと、法テラスに対する要望、期待がありましたらお聞かせください。

○阿久津 都民センターとしては、事件直後から刑事手続が終了するまでの、特に直後の混乱期に積極的に支援を提供していくという、早期援助団体の責任

を果たしていきたいと思っています。被害者の方は、自ら支援を求めるエネルギーを失っていき、非常に傷つきやすくなっていると思います。しっかりと信頼関係を構築して、被害者がさまざまな場所から支援が受けられるように、被害者と関係機関の方をつなぐ役割も果たしていきたいと思っています。

今、被害者の心情に対する理解は十分ではありません。二次的被害、周りの人からの言葉かけで傷つけられる被害者はまだまだいらっしゃいます。ぜひ多くの人に現状を知っていただき、地域で支援を受けられるようになっていけばと思います。

法テラスへ求めるものとしては、弁護士によって対応の違いがなくなるように経験や情報の共有化を進めていくこと。そして、被害者支援制度の検証を是非していただきたい。どういう支援が行われればよい評価につながるのか、検証していくことでより効果的な制度運用につながると思います。

○近藤 ようやく日本の社会の中でも、性暴力やDVといった犯罪に光が当たり、被害者の方がたの回復支援を社会全体の責務として担っていこうという動きが出てきたのは、本当にうれしく、ありがたいことです。

犯罪被害者庁の構想を日弁連の委員会が検討しているというお話がありました。そうした制度、仕組みが国の機関として大

きく立ち上がることも必要です。みんなが健康保険証をもっているように、犯罪被害にあったら容易に最低限の支援が受けられるという、包摂的な仕組みを日本の社会は作り上げる必要があるのではないのでしょうか。法テラスの皆さんや法律家の皆さんを中心に、ぜひ大きなビジョンで被害者支援についての取組みを進めていただければありがたいです。

○瀧澤 東京地検での取組みは、まだまだ手さぐりの部分が少なくありません。被害者の方がたのニーズに十分応えきれていない部分もあると思います。今後はそういう部分で、できるところに手当てをしていくという作業をし、少しでも東京地検における支援を充実させていく必要があります。

すでに、弁護士によるサービスというのはかなりのニーズがあり、法テラスは全国区の組織という意味ではかなり有効です。地方の方でたまたま東京に出てきたときに、被害にあわれるという方もおられます。そういうときに全国区で使える法テラスというのは、非常に大きな連携先です。今後もそういった連携協力関係を通じて、被害者にご案内をしていくことを考えております。

また、従来からの警察との連携をはじめ都民センターほか関係機関等も含めて連携を密にし被害者支援を充実させていきた

いと考えています。

○**副島** 今日、犯罪被害者支援の間口は広がってきました。ストーカー、DVの被害者にしても、少し前の犯罪被害者の視点からは意識はしていなかったと思います。今はそうした方がたへの対応が加わり、時代の変化とあわせて対応できるように、しっかりと考えながらやっていかなければならない、常に前向きに対応できるようがんばっていかねばと思っています。

警察だけでは当然それは無理なことです。法テラスをはじめさまざまな機関の方と連携をとって進めていくことが重要です。自治体との連携も非常に大事だと考えています。

○**白井** 被害者支援の制度は整ってきていますが、最近の傾向として、制度の枠の中だけで物事を考えてしまっているのではないかと感じます。

被害者支援センターができたばかりのころ、担当していたケースというのは、警察に訴える前の段階の傷害事件や、子ども同士のけんかとか学校の体罰とか、いろいろなケースがありました。いまやっとストーカーやDVなど、新たな問題に取り組むようになっていきます。やはり弁護士の側も、敷居を低くして、顕在化していないさまざまな被害者のニーズに早い段階で相談対応できるように、自分たちからも積極的に相談の手助けができるようなことを考えていかなけれ

ばなりません。そうした中で、新しい被害者の方がたの需要に対して法テラスも対応していただきたいと思います。

○**横山** 被害者に関わる制度が一般国民に周知徹底されていないというのは、間違いのない事実です。だからこそ被害にあった時に説明が頭に入らない。下地がないからですよ、これはもう皆さんが知っていなければならないことです。いつ犯罪の被害者になるかわからないのですから、参加制度や民事法律扶助を国民に広報していただきたい。それを法テラスに強く期待したいです。

私としては、今栃木県のほうで進めている検察庁との連携や、ワンストップセンターへの支援において、どれだけ実効性のあるものにできるのかをやりたいと思います。

最後に理想論になってしまいましたが、被害者支援は法的支援だけでは済みません。自治体も巻き込んだ支援が必要です。つまり切れ目のない、長期間にわたる支援が必要なのです。自治体を巻き込み、さまざまな団体も巻き込んだ長期にわたる支援の実現を期待します。

○**司会** 今日は短い時間ではありましたが、大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。

ご意見のうちには、国民への周知・広報のように、もっとできるのではないかとと思うところ

もたくさんあります。法テラスでは情報提供として、年間に犯罪被害者支援ダイヤルで約1万3000件、地方事務所でも同じくらいのお問合わせに対応しています。そうした機会に、ていねいな情報提供を行っていきたいと思います。

法教育も活動分野ですが、その中で、犯罪被害者について、多くの人びとの理解につながる取り組みをやっていかなければならないと思いました。

支援ネットワーク、連携については、全国の地方事務所が支援連絡協議会に参加し、各地の実際の活動を知ることによって、地方事務所で行っている情報提供において、自信をもって他機関や団体につないでいくということもしっかりとやっていかなければならないと思います。

関係機関をつないでいくパイプとしての役割が期待されていることにも応えていかなければいけません。

新たにストーカーやDV、児童虐待等の被害者に対しても法テラスとして役割を求められるようになってきています。今日いただいたご意見を踏まえて、さらに、私ども法テラスも、皆さまとの連携をさらに強化して、取り組んでまいりたいと思います。今後ともぜひご支援、ご協力をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。■

特 別 寄 稿

被害者支援における法テラス・弁護士の課題

慶應義塾大学法学部教授 太田 達也

犯罪被害者等基本法と犯罪被害者等基本計画が成立してから10年余りが経過し、その間に様々な機関と領域において被害者支援の整備が進み、法テラスや弁護士会も被害者支援に大きな役割を果たすようになってきている。しかし、被害者のおかれている状況には依然として厳しいものがあり、その改善に向けて、なお多くの課題が残されている。

例えば、警察の犯給制度は拡充されつつも、被害者の損害補填を目的としたものではないため、損害回復に対する被害者のニーズは依然として高い。損害賠償命令制度により高額の賠償命令が多く出されているが、比較的長期の刑の執行を受ける受刑者から損害賠償が支払われることは殆どないと言われる。賠償命令手続において被害者も被告人も弁護士の援助を受けることは

できるが、それは賠償命令が出るまでの間で、その後、賠償を（分割で）履行し、被害者が賠償を受ける過程において弁護士が関わることは受刑者・被害者の何れにおいてもないと聞く。それでは損害回復の実現にはほど遠い。

また、被害者には、事件後の被害届や告訴、マスコミ対応、捜査手続への同行から、被害者参加、損害賠償命令など一連の過程で弁護士の助力が必要となる。しかし、現在、法テラスの被害者支援では、情報提供、精通弁護士紹介、日弁連の委託援助、国選被害者参加弁護士選定及び参加人旅費支給、民事法律扶助といった異なる仕組みと予算で対応が図られており、手続が複雑で、利便性を欠く。担当弁護士も、被害者の要望により、同一の弁護士が付くこともあろうが、そうでない場合も多いと推測される。一人の弁護士が

これらの業務の全てを担当することは難しいかもしれないが、被害者に手続的に負担のない仕組みが望まれる。

国選被害者参加弁護士の資力要件も、まだ見直しが必要である。効果的で、被害者に負担のない被害者参加とするためには弁護士の関与が必須であり、経済的に相当厳しい被害者に限らず、被害者が広く国選被害者参加弁護士の支援を受けることができるようにすべきである。

また、近年、各地において被害者支援条例や被害者支援計画などが策定されるなど、地方自治体における被害者支援の整備が進んでいる。しかし、施策の中味となると、自治体によって相当の格差があることから、自治体ならではの被害者支援の施策を整備する必要がある。弁護士会が自治体や民間団体と連携して無料の法律相談を実施しているところでは、利用件数も大幅に増加して成果を上げていることから、弁護士会と自治体との連携体制を整えることも課題である。

ストーカー被害者の保護も、法テラ

スの新しい業務として重要である。警告や禁止命令制度も活用されており、被害者にとって警察が一番の相談先であることは確かである。しかし、警察に相談や被害届を躊躇する被害者も少なくないことから、警察以外の相談機関も必要であり、法テラスや弁護士会もその一翼を担うことが求められている。また、弁護士は、ストーカー被害者の代理人として加害者に対し内容証明郵便で警告などを出すなど、被害者の保護に一定の成果を上げている。但し、弁護士自体が逆恨みされてストーカーから被害を受けるおそれもあるので、安全確保の体制も併せて検討する必要がある。

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授

専門は刑事政策、被害者学、アジア法。日本被害者学会理事、日本更生保護学会理事、最高検察庁刑事政策専門委員会参与、法務省矯正局矯正に関する政策研究会委員、法務省法務総合研究所研究評価検討委員会委員、被害者支援都民センター理事などを務める。

資料 特2 刑法犯 罪種別認知件数の推移

(内閣府「平成27年版犯罪被害者白書」)

罪 種 別	年 次	22	23	24	25	26
刑法犯総数		1,604,205	1,502,802	1,403,270	1,314,140	1,212,163
凶悪犯総数		7,625	7,064	7,068	6,757	6,453
殺人		1,067	1,052	1,032	938	1,054
強盗		4,052	3,698	3,693	3,324	3,056
放火		1,213	1,121	1,078	1,086	1,093
強姦		1,293	1,193	1,265	1,409	1,250
粗暴犯総数		63,833	61,913	67,362	66,494	65,814
凶器準備集合		6	6	6	12	10
暴行		29,639	29,325	31,862	31,545	32,372
傷害		26,647	25,928	28,058	27,864	26,653
うち) 傷害致死		115	131	104	111	92
脅迫		2,306	2,322	3,253	3,452	3,738
恐喝		5,235	4,332	4,183	3,621	3,041
窃盗犯総数		1,229,181	1,152,289	1,059,260	981,233	897,259
侵入盗		136,750	126,382	115,337	107,313	93,566
乗り物盗		474,343	443,140	397,835	376,244	352,045
非侵入盗		618,088	582,767	546,088	497,676	451,648
知能犯総数		44,559	40,903	40,260	43,141	46,027
詐欺		37,662	34,720	34,771	38,302	41,523
横領		1,772	1,711	1,765	1,714	1,723
偽造		5,011	4,369	3,601	3,020	2,665
うち) 通貨偽造		1,824	1,557	1,129	752	613
うち) 文書偽造		2,715	2,298	2,123	2,005	1,768
うち) 支払用カード偽造		265	347	127	99	162
うち) 有価証券偽造		126	105	119	100	76
汚職		83	74	65	63	63
うち) 賄賂		68	60	43	38	34
あっせん利得処罰法		—	1	1	1	—
背任		31	28	57	41	53
風俗犯総数		10,939	10,966	11,989	12,041	11,915
賭博		378	213	366	123	221
わいせつ		10,561	10,753	11,623	11,918	11,694
うち) 強制わいせつ		7,069	6,929	7,324	7,654	7,400
うち) 公然わいせつ		2,655	2,638	2,979	3,175	3,143
その他の刑法犯		248,068	229,667	217,331	204,474	184,695
うち) 占有離脱物横領		55,863	48,735	39,745	33,114	29,534
うち) 公務執行妨害		2,972	3,032	3,123	2,968	2,834
うち) 住居侵入		22,235	20,506	20,502	19,722	17,897
うち) 逮捕監禁		356	315	310	304	304
うち) 略取誘拐・人身売買		186	153	190	185	198
うち) 盗品		3,296	2,925	2,560	2,045	1,716
うち) 器物損壊等		158,521	149,542	145,651	140,809	126,818

(注) 平成22年～平成24年までの数値は、平成26年8月1日現在の統計等を基に作成している。

資料 特3 特定罪種別 死傷別被害者数 (平成25年)

(内閣府「平成27年版犯罪被害者白書」)

罪 種	総数		死者		重傷者 ^{注1)}		軽傷者	
		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑 法 犯 総 数 (交 通 業 過 を 除 く)	33,399	11,287	819	315	3,021	905	29,559	10,067
殺 人 罪	892	377	342	176	226	85	324	116
嬰 児 殺	10	3	10	3	—	—	—	—
自殺関与・同意殺人罪	21	15	18	12	—	—	3	3
強 盗 殺 人 罪 ^{注2)}	34	15	20	10	8	2	6	3
強 盗 傷 人 罪	1,151	487	—	—	126	53	1,025	434
強 盗 強 姦 罪	10	10	—	—	—	—	10	10
放 火 罪	86	39	16	8	15	7	55	24
強 姦 罪	236	236	—	—	8	8	228	228
傷 害 罪	29,502	9,261	111	37	2,390	651	27,001	8,573
うち) 傷害致死罪 ^{注2)}	114	37	111	37	2	—	1	—
汚 職 罪	5	2	—	—	1	—	4	2
強 制 わ い せ つ 罪	472	470	3	3	15	15	454	452
危 険 運 転 致 死 傷 (交 通 業 過 を 除 く)	—	—	—	—	—	—	—	—
過 失 傷 害 罪	270	147	—	—	54	28	216	119
過 失 致 死 罪	19	8	19	8	—	—	—	—
業務上等過失致死傷 (交 通 業 過 を 除 く)	596	173	255	46	163	50	178	77
失 火 罪	19	9	10	5	—	—	9	4
激発物破裂・ガス等漏出罪	2	1	—	—	—	—	2	1
墮 胎 罪	—	—	—	—	—	—	—	—
往 来 妨 害 罪	2	—	—	—	—	—	2	—
遺 棄 罪	17	9	14	7	2	2	1	—
逮 捕 監 禁 罪	53	25	1	—	13	4	39	21
建 造 物 等 損 壊	1	—	—	—	—	—	1	—
決 闘 罪 二 関 ス ル 件	1	—	—	—	—	—	1	—
爆 発 物 取 締 罰 則	—	—	—	—	—	—	—	—
航空危険行為処罰法	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。

(注2) 強盗殺人罪及び傷害致死罪で負傷者があるのは、一つの事件で死者と負傷者のある場合の負傷者を計上したものである。

資料 特4 罪種別 被害者の年齢・性別認知件数（平成25年）

（内閣府「平成27年版犯罪被害者白書」）

被害者の年齢・性別			総数	人の被害の計		0歳～5歳		6歳～12歳	
罪 種					うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑法犯総数（交通業過を除く）			1,314,140	1,061,851	348,446	402	185	26,381	8,568
凶 悪 犯			6,757	6,263	3,291	41	14	105	86
殺 人			938	930	388	41	14	27	11
殺 人			880	880	364	29	9	25	10
嬰 児 殺			12	12	5	12	5	—	—
殺 人 予 備			24	16	4	—	—	—	—
自 殺 関 与			22	22	15	—	—	2	1
強 盗			3,324	3,097	1,285	—	—	9	6
強 盗 殺 人			31	31	13	—	—	—	—
強 盗 傷 人			1,098	1,098	475	—	—	—	—
強 盗 姦 殺			70	70	70	—	—	—	—
強 盗 ・ 準 強 盗			2,125	1,898	727	—	—	9	6
放 火			1,086	827	209	—	—	—	—
強 姦			1,409	1,409	1,409	—	—	69	69
粗 暴 犯			66,494	66,361	22,976	187	68	1,390	474
凶 器 準 備 集 合			12	—	—	—	—	—	—
暴 行			31,545	31,545	11,860	80	36	802	342
傷 害			27,864	27,864	8,958	105	31	443	103
うち) 傷 害 致 死			111	111	37	8	2	1	1
脅 迫			3,452	3,393	1,634	2	1	41	21
恐 喝			3,621	3,559	524	—	—	104	8
窃 盗 犯			981,233	789,494	255,069	—	—	22,928	6,636
侵 入 盗			107,313	85,115	22,384	—	—	12	8
乗 り 物 盗			376,244	369,171	128,652	—	—	17,691	4,815
非 侵 入 盗			497,676	335,208	104,033	—	—	5,225	1,813
知 能 犯			43,141	26,806	14,219	—	—	18	4
詐 欺			38,302	25,704	13,954	—	—	16	2
横 領			1,714	752	195	—	—	2	2
横 領			755	508	140	—	—	2	2
業 務 上 横 領			959	244	55	—	—	—	—
偽 造			3,020	320	63	—	—	—	—
通 貨 偽 造			752	175	39	—	—	—	—
文 書 偽 造			2,005	129	23	—	—	—	—
支 払 用 力 ー ド 偽 造			99	2	—	—	—	—	—
有 価 証 券 偽 造			100	8	—	—	—	—	—
印 章 偽 造			64	6	1	—	—	—	—
汚 職			63	21	7	—	—	—	—
うち) 賄 賂			38	—	—	—	—	—	—
あ っ せ ん 利 得 処 罰 法			1	—	—	—	—	—	—
背 任			41	9	—	—	—	—	—
風 俗 犯			12,041	8,884	8,602	61	49	1,191	1,085
賭 博			123	—	—	—	—	—	—
普 通 賭 博			46	—	—	—	—	—	—
常 習 賭 博			50	—	—	—	—	—	—
賭 博 開 張 等			27	—	—	—	—	—	—
わ い せ つ			11,918	8,884	8,602	61	49	1,191	1,085
うち) 強 制 わ い せ つ			7,654	7,654	7,446	60	48	1,056	955
うち) 公 然 わ い せ つ			3,175	1,230	1,156	1	1	135	130
そ の 他 の 刑 法 犯			204,474	164,043	44,289	113	54	749	283
うち) 占 有 離 脱 物 横 領			33,114	32,970	6,092	—	—	305	82
うち) 公 務 執 行 妨 害			2,968	2,904	121	—	—	—	—
うち) 住 居 侵 入			19,722	14,721	4,591	—	—	—	—
うち) 逮 捕 監 禁			304	304	145	2	1	7	4
うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買			185	185	138	32	14	62	47
うち) 盗 品 等			2,045	—	—	—	—	—	—
うち) 器 物 損 壊 等			140,809	110,022	32,301	5	2	319	123

（注）一つの事件で数人の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上してある。

13歳～19歳		20歳～24歳		25歳～29歳		被害者の年齢・性別		
	うち) 女		うち) 女		うち) 女	罪 種		
173,216	61,540	112,695	43,915	89,831	32,188	刑法犯総数(交通業過を除く)		
821	641	989	700	647	386	凶 悪 犯		
35	17	49	18	46	13	殺		人
33	16	47	17	42	12	殺		人
—	—	—	—	—	—	嬰 児		殺
2	1	—	—	2	—	殺 人 予 備		与
—	—	2	1	2	1	自 殺 関		盗
296	137	488	240	394	174	強		盗
3	3	2	1	1	—	強 盗 殺		人
93	22	152	76	113	46	強 盗 傷		人
14	14	26	26	24	24	強 盗 強		姦
186	98	308	137	256	104	強 盗 ・ 準 強		盗
3	—	12	2	17	9	放		火
487	487	440	440	190	190	強		姦
10,685	3,600	8,363	3,308	7,335	2,834	粗 暴 犯		
—	—	—	—	—	—	凶 器 準 備 集 合		行
4,512	2,174	4,015	1,832	3,532	1,475	暴		害
4,508	1,066	3,369	1,139	3,154	1,111	傷		死
2	—	5	1	5	2	うち) 傷 害 致		迫
395	255	383	261	318	190	脅		喝
1,270	105	596	76	331	58	恐		
149,749	50,890	88,313	32,667	67,457	23,114	窃 盗 犯		
1,084	523	3,889	1,852	4,727	1,589	侵 入		盗
125,622	41,571	51,394	18,386	30,262	10,219	乗 り 物		盗
23,043	8,796	33,030	12,429	32,468	11,306	非 侵 入		盗
531	270	1,331	709	1,428	638	知 能 犯		
491	260	1,273	693	1,350	611	詐		欺
30	7	48	14	61	22	横		領
28	6	46	13	56	21	横		領
2	1	2	1	5	1	業 務 上 横		領
7	2	8	1	13	3	偽		造
5	1	4	1	8	3	通 貨 偽		造
2	1	3	—	5	—	文 書 偽		造
—	—	—	—	—	—	支 払 用 力 ード 偽		造
—	—	1	—	—	—	有 価 証 券 偽		造
—	—	—	—	—	—	印 章 偽		造
3	1	2	1	4	2	汚		職
—	—	—	—	—	—	うち) 賄		賂
—	—	—	—	—	—	あ っ せ ん 利 得 処 罰		法
—	—	—	—	—	—	背		任
3,271	3,207	2,023	1,998	1,024	1,009	風 俗 犯		
—	—	—	—	—	—	賭		博
—	—	—	—	—	—	普 通 賭		博
—	—	—	—	—	—	常 習 賭		博
—	—	—	—	—	—	賭 博 開 張 等		
3,271	3,207	2,023	1,998	1,024	1,009	わ い せ つ		
2,834	2,779	1,841	1,820	895	889	うち) 強 制 わ い せ つ		
437	428	182	178	129	120	うち) 公 然 わ い せ つ		
8,159	2,932	11,676	4,533	11,940	4,207	そ の 他 の 刑 法 犯		
4,714	1,517	3,461	1,181	1,833	600	うち) 占 有 離 脱 物 横 領		
6	1	239	21	563	25	うち) 公 務 執 行 妨 害		
252	206	971	690	866	462	うち) 住 居 侵 入		
84	37	69	40	33	20	うち) 逮 捕 監 禁		
63	57	11	8	8	8	うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買		
—	—	—	—	—	—	うち) 盗 品 等		
2,958	1,079	6,821	2,547	8,509	3,041	うち) 器 物 損 壊 等		

(内閣府「犯罪被害者白書」)

被害者の年齢・性別			30歳～39歳		40歳～49歳		50歳～59歳		60歳～64歳	
罪 種				うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑法犯総数（交通業過を除く）			166,606	50,891	161,940	49,410	116,573	32,514	61,263	17,408
凶 悪 犯	殺 人	殺 人	874	371	812	297	607	195	380	146
			124	40	147	55	112	32	69	29
			120	39	140	50	107	30	68	29
			—	—	—	—	—	—	—	—
			4	1	3	2	2	—	1	—
			—	—	4	3	3	2	—	—
			546	171	473	160	329	123	207	87
			3	2	4	—	5	1	5	1
			210	72	175	66	124	52	78	42
			4	4	2	2	—	—	—	—
			329	93	292	92	200	70	124	44
			61	17	140	30	147	21	100	26
			143	143	52	52	19	19	4	4
			12,783	4,635	11,392	3,889	6,684	1,878	2,816	695
			—	—	—	—	—	—	—	—
粗 暴 犯	器 準 備 集 行 害 害 死 迫 喝	凶 器 準 備 集 行 害 害 死 迫 喝	6,224	2,282	5,562	1,824	3,223	843	1,379	327
			5,432	1,949	4,800	1,707	2,813	827	1,165	298
			6	3	15	4	15	3	6	—
			703	325	667	277	408	154	178	50
			424	79	363	81	240	54	94	20
			121,001	35,560	115,519	34,824	82,527	23,276	44,722	12,866
			11,907	2,394	14,029	2,857	14,747	3,024	9,712	2,066
			44,407	14,836	39,723	16,149	23,726	9,097	11,992	4,407
			64,687	18,330	61,767	15,818	44,054	11,155	23,018	6,393
			3,195	1,176	3,525	1,220	2,915	1,029	1,909	929
			3,020	1,132	3,301	1,182	2,706	997	1,826	912
			132	38	143	26	124	21	58	11
			94	30	97	21	70	13	34	7
			38	8	46	5	54	8	24	4
			38	4	75	11	81	11	25	6
知 能 犯	通 貨 偽 造 文 書 偽 造 支 払 用 力 ー ド 偽 造 有 価 証 券 偽 造 印 章 偽 造 汚 うち) 賄 うち) 強 制 偽 造 うち) 公 然 偽 造	通 貨 偽 造 文 書 偽 造 支 払 用 力 ー ド 偽 造 有 価 証 券 偽 造 印 章 偽 造 汚 うち) 賄 うち) 強 制 偽 造 うち) 公 然 偽 造	11	1	39	5	53	6	12	2
			23	3	33	5	23	5	11	4
			—	—	1	—	1	—	—	—
			1	—	1	—	2	—	2	—
			3	—	1	1	2	—	—	—
			4	2	4	1	2	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—
			1	—	2	—	2	—	—	—
			811	785	302	287	117	111	32	24
			—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—
			811	785	302	287	117	111	32	24
そ の 他 の 刑 法 犯	うち) 占 有 離 脱 物 横 領 うち) 公 務 執 行 妨 害 うち) 住 居 侵 入 うち) 逮 捕 監 禁 うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買 うち) 盗 品 等 うち) 器 物 損 壊 等	うち) 占 有 離 脱 物 横 領 うち) 公 務 執 行 妨 害 うち) 住 居 侵 入 うち) 逮 捕 監 禁 うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買 うち) 盗 品 等 うち) 器 物 損 壊 等	634	622	210	210	76	76	14	14
			177	163	92	77	41	35	18	10
			27,942	8,364	30,390	8,893	23,723	6,025	11,404	2,748
			2,192	800	1,818	764	1,242	529	555	208
			897	19	594	34	522	12	65	6
			2,127	599	2,664	649	2,728	512	1,384	272
			48	21	38	13	17	7	2	—
			3	2	3	1	1	1	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—
			22,284	6,800	24,729	7,269	18,657	4,833	9,077	2,195

65歳～69歳		70歳以上		年齢不明	法人・団体	被害者なし	被害者の年齢・性別		
	うち) 女		うち) 女				罪 種		
49,911	15,785	87,227	36,042	15,806	244,969	7,320	刑法犯総数(交通業過を除く)		
325	123	662	332	—	436	58	凶 悪 犯		
71	33	209	126	—	—	8	殺 人		
68	31	201	121	—	—	—	殺 人		
—	—	—	—	—	—	—	嬰 児		
—	—	2	—	—	—	8	殺 人 予 備		
3	2	6	5	—	—	—	自 殺 関		
130	47	225	140	—	217	10	強 盗		
2	—	6	5	—	—	—	強 盗 殺 害		
42	24	111	75	—	—	—	強 盗 傷 害		
—	—	—	—	—	—	—	強 盗 強 姦		
86	23	108	60	—	217	10	強 盗 ・ 準 強 盗		
120	39	227	65	—	219	40	放 火		
4	4	1	1	—	—	—	強 姦		
2,022	559	2,704	1,036	—	121	12	粗 暴 犯		
—	—	—	—	—	—	12	凶 器 準 備 集 合		
971	269	1,245	456	—	—	—	暴 行		
837	227	1,238	500	—	—	—	傷 害		
14	4	34	17	—	—	—	うち) 傷 害 致 死		
146	46	152	54	—	59	—	脅 迫		
68	17	69	26	—	62	—	恐 喝		
36,444	11,452	60,834	23,784	—	191,739	—	窃 盗 犯		
8,327	1,979	16,681	6,092	—	22,198	—	侵 入 盗		
9,907	3,829	14,447	5,343	—	7,073	—	乗 り 物 盗		
18,210	5,644	29,706	12,349	—	162,468	—	非 侵 入 盗		
2,363	1,474	9,591	6,770	—	14,804	1,531	知 能 犯		
2,273	1,449	9,448	6,716	—	12,598	—	詐 欺		
65	19	89	35	—	962	—	横 領		
33	8	48	19	—	247	—	横 領		
32	11	41	16	—	715	—	業 務 上 横 領		
22	6	51	19	—	1,212	1,488	偽 造		
11	5	32	15	—	345	232	通 貨 偽 造		
10	1	19	4	—	730	1,146	文 書 偽 造		
—	—	—	—	—	59	38	支 払 用 力 ード 偽 造		
1	—	—	—	—	55	37	有 価 証 券 偽 造		
—	—	—	—	—	23	35	印 章 偽 造		
2	—	—	—	—	—	42	汚 職		
—	—	—	—	—	—	38	うち) 賄 賂		
—	—	—	—	—	—	1	あ っ せ ん 利 得 処 罰 法		
1	—	3	—	—	32	—	背 任		
19	17	33	30	—	—	3,157	風 俗 犯		
—	—	—	—	—	—	123	賭 博		
—	—	—	—	—	—	46	普 通 賭 博		
—	—	—	—	—	—	50	常 習 賭 博		
—	—	—	—	—	—	27	賭 博 開 張 等		
19	17	33	30	—	—	3,034	わ い せ つ		
11	10	23	23	—	—	—	うち) 強 制 わ い せ つ		
8	7	10	7	—	—	1,945	うち) 公 然 わ い せ つ		
8,738	2,160	13,403	4,090	15,806	37,869	2,562	そ の 他 の 刑 法 犯		
425	180	619	231	15,806	144	—	うち) 占 有 離 脱 物 横 領		
12	—	6	3	—	35	29	うち) 公 務 執 行 妨 害		
1,212	279	2,517	922	—	5,001	—	うち) 住 居 侵 入		
3	1	1	1	—	—	—	うち) 逮 捕 監 禁		
2	—	—	—	—	—	—	うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買		
—	—	—	—	—	87	1,958	うち) 盗 品 等		
6,833	1,638	9,830	2,774	—	30,787	—	うち) 器 物 損 壊 等		

資料 特-5 交通事故発生状況の推移

(内閣府「平成27年版犯罪被害者白書」)

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
		指数		指数		指数		指数		指数
発生件数 (件)	725,903	101	692,056	96	665,138	93	629,021	88	573,842	80
死亡事故 (件)	4,783	30	4,532	29	4,280	27	4,278	27	4,013	25
死者数 (人)	4,922	29	4,663	28	4,411	26	4,373	26	4,113	25
負傷者数 (人)	896,294	91	854,610	87	825,396	84	781,494	80	711,374	73
重傷者数 (人)	51,537	41	48,663	38	46,665	37	44,547	35	41,658	33
軽傷者数 (人)	844,757	99	805,947	94	778,731	91	736,947	86	669,716	78
厚生統計の死者数 (人) (1年未満)	7,065	33	6,593	31	6,277	29	5,914	27		

(注1) 指数は、発生件数718,080件、死亡事故15,801件、死者数16,765人、負傷者数981,096人、重傷者数126,715人、軽傷者数854,381人、厚生統計死者数21,535人であった昭和45年を100とした値である。

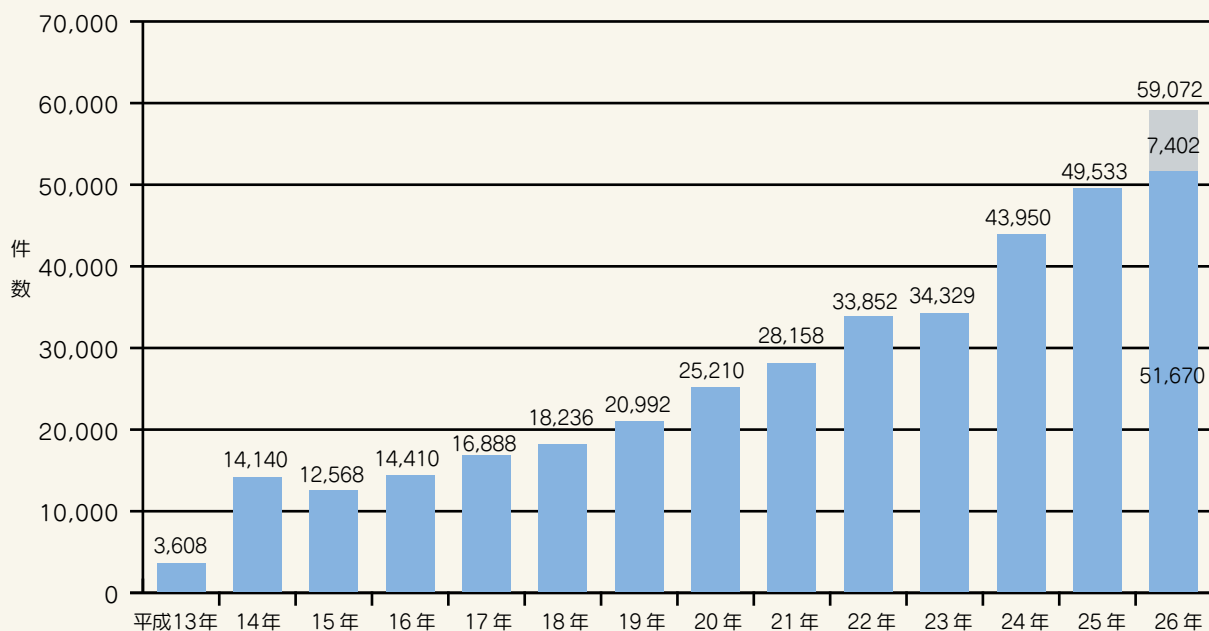
(注2) 「重傷」とは、交通事故によって負傷し、1か月(30日)以上の治療を要する場合をいう。

(注3) 「軽傷」とは、交通事故によって負傷し、1か月(30日)未満の治療を要する場合をいう。

(注4) 厚生統計の死者は、厚生労働省統計資料「人口動態統計」による。この場合の交通事故死者数は、当該年に死亡した者のうち原死因が交通事故によるもの(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く)をいう。厚生統計は、平成6年までは、自動車事故とされた者の数を計上しており、平成7年以降は、陸上の交通事故とされた者から鉄道員等明らかに道路上の交通事故ではないと判断される者を除いた数を計上している。

資料 特-6 配偶者からの暴力事案等の認知状況

(警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」)



(注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

(注2) 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日(10月13日)以降の認知件数

(注3) 法改正に伴い、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上

(注4) 法改正に伴い、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

※ 法改正に伴う認知件数(生活の本拠を共にする交際をする関係)7,402件

資料 特7 配偶者からの暴力事案等の検挙状況

(警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
検挙件数	—	—	4,207	4,405	6,992

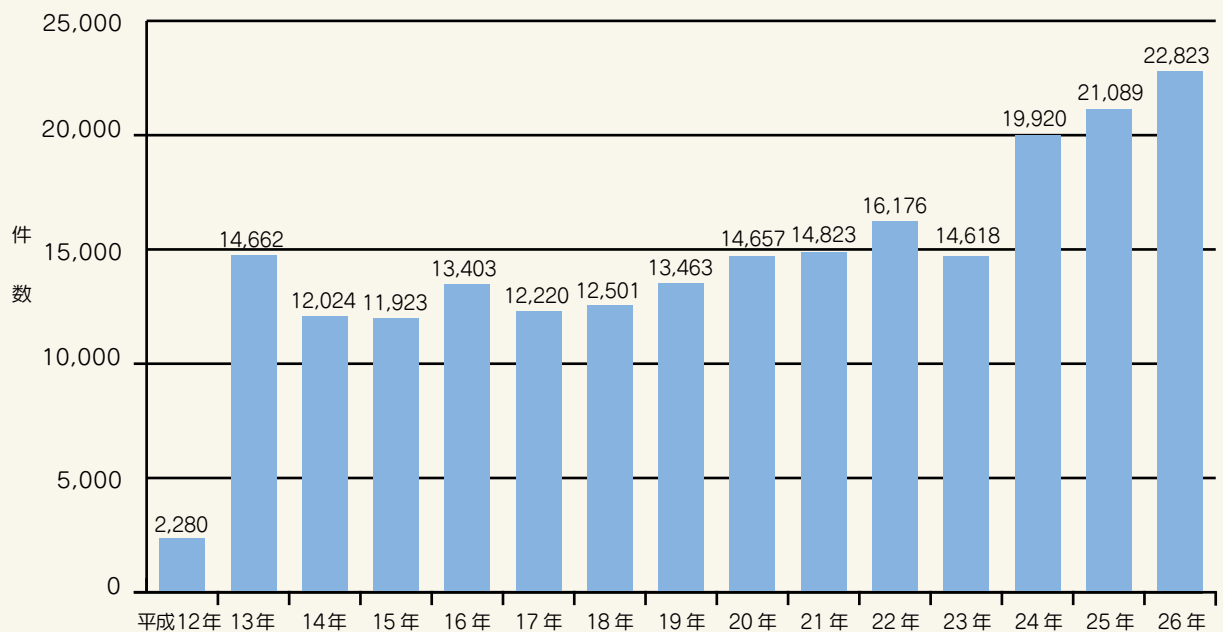
罪種別内訳

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
刑法・特別法検挙	2,346	2,424	4,103	4,300	6,875
殺人（未遂を含む）	49	46	55	61	102
傷害致死	2	0	3	1	1
傷害	1,170	1,142	1,942	1,999	2,890
暴行	848	975	1,609	1,771	3,202
脅迫	35	27	121	97	144
強姦	0	0	1	2	4
強制わいせつ	2	1	2	1	4
住居侵入	38	32	49	44	58
逮捕監禁	7	13	9	7	27
器物損壊	54	56	89	90	100
名誉毀損	2	1	3	5	1
暴力行為処罰法違反	45	40	81	77	164
銃刀法違反	33	27	32	31	29
ストーカー規制法違反	0	0	1	1	0
その他	61	64	106	113	149
保護命令違反検挙	86	72	121	110	120

(注) 検挙件数は、刑法、特別法、配偶者暴力防止法（保護命令違反）いずれかの罰則を適用して検挙した件数

資料 特-8 ストーカー事案の認知状況

(警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」)



(注1) 執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

(注2) 平成12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の認知件数

資料 特9 ストーカー事案の検挙状況

(警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
検挙件数	—	—	1,773	1,889	2,473

罪種別内訳

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
刑法・特別法検挙	877	786	1,504	1,574	1,917
殺人（未遂を含む）	7	7	3	15	14
傷害	160	120	243	227	213
暴行	73	62	141	153	179
脅迫	106	90	277	286	465
強要	14	17	23	34	62
恐喝	17	6	26	22	35
逮捕監禁	22	18	18	20	26
強姦	8	6	9	8	14
強制わいせつ	12	10	17	29	27
窃盗	35	34	46	48	89
住居侵入	147	125	270	263	309
器物損壊	93	91	160	147	155
名誉毀損	17	20	30	22	33
業務妨害	5	1	1	6	3
暴力行為処罰法	11	13	27	34	30
銃刀法	33	39	49	57	64
軽犯罪法	27	29	37	33	34
迷惑防止条例	31	41	48	69	60
その他	59	57	79	101	105
ストーカー規制法違反検挙	229	205	351	402	613
ストーカー行為罪	220	197	340	392	598
禁止命令等違反	9	8	11	10	15

(注1) 検挙件数は、刑法、特別法、ストーカー規制法いずれかの罰則を適用して検挙した件数

(注2) 刑法・特別法検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、最も法定刑が重い罪名で計上
- ・発生した事件を検挙した後、当該事案がストーカー事案であることが判明したものも含む。
- ・未遂のある罪については未遂を含む。
- ・「その他」は、放火、強盗、不正アクセス禁止法違反 等

(注3) ストーカー規制法違反検挙は、同法違反で検挙した件数すべてを計上

法テラスをとりまく最近の動向

■刑事司法改革にかかわる動き

被疑者国選弁護人選任範囲の拡大による事件増

被疑者国選弁護人の選任対象事件の範囲の拡大を含む刑事訴訟法等の一部を改正する法律が平成27年に第189回通常国会に提出されたが、国会では審議されなかった。国会で審議のうえ成立すれば、その施行は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

被疑者国選弁護人の選任対象事件の範囲は、刑事訴訟法第37条の2で定めており、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件で勾留状発付及び請求がされた事件との条件が付されているが、改正法案は、このうち、

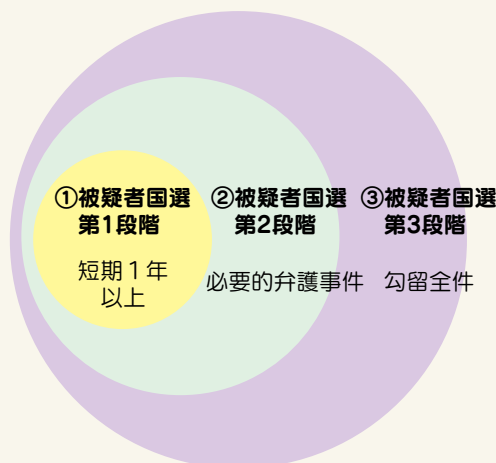
死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件という規定を削除し、すべての勾留状発付及び請求がされた事件に拡大することになっている。

これにより想定される事件数増は、現在の被疑者国選対象事件の約34%増と予想される（平成25年統計からの推計）。

対象事件の範囲は、平成18年10月の制度導入時には、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件に限られていたが、その後、平成21年5月から現行のものとなり、今回それをさらに拡大しようとするものである。

資料 動向-1

被疑者国選弁護事件の対象範囲の拡大



①被疑者国選第1段階対象事件

刑訴法 37 条の 2（H18 年 10 月以降）：死刑・無期・短期 1 年以上の懲役・禁錮に当たる勾留事件
（例）殺人、強盗致死傷、強姦致死傷、傷害致死、現住建造物等放火、偽造通貨行使、強制わいせつ致死傷、営利目的の覚せい剤輸出入、危険運転致死 強盗、強姦、有印公文書偽造等

②被疑者国選第2段階対象事件（①を含み約 8 万 5000 件・平成 25 年統計から算出）

刑訴法 37 条の 2（H21 年 5 月以降）：死刑・無期・長期 3 年を超える懲役・禁錮に当たる勾留事件（必要的弁護事件）
（例）（①のほか）窃盗、傷害、詐欺、恐喝、横領等

③被疑者国選第3段階対象事件（①②のほかに約 2 万 9000 件・平成 25 年統計からの推計値）

刑訴法 37 条の 2：勾留全件
（例）（①、②のほか）公務執行妨害、犯人蔵匿、証拠隠滅、証人威迫、住居侵入、公然わいせつ、贈賄、暴行、過失傷害、過失致死、脅迫、強要、名誉棄損、遺失物横領等

1. 情報提供業務



1-1 平成26年度における業務の概況

(1) サポートダイヤルサービス開始以来の累計受付件数が272万件に到達

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下「サポートダイヤル」という）と地方事務所において、日々多数のお問合せに対応しているところである。サポートダイヤルについては、業務開始以来の累計受付件数（電話・メールの合計）が272万件に到達した。

法テラスでは、さまざまなお問合せに対し的確な情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備し、また全国の相談窓口情報をデータベース化して、データの拡充と最新化に努めている。平成26年度は、相続税改正に伴うFAQの情報更新や、アスベスト訴訟和解手続の周知につき厚生労働省より協力依頼を受けたことを契機として、関連するFAQの追加更新を行った。また、利用者のニーズを踏まえて、各種裁判手続に関するFAQの情報更新を行った。

(2) 品質向上のための取組み－ミステリーコール、研修等

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴の的確な把握やそのための会話手法が必要である。こうした情報提供の際の対応の質を高めるため、専門業者に委託し、相談者を装って架電し職員の電話対応を評価する「ミステリーコール」調査を毎年行っている。この調査結果は、サポートダイヤル及び各地方事務所と共有し、研修や自己研鑽に活用している。

また、サポートダイヤルでは、関係機関の業務に関する理解を深めるために、随時、各機関から講師を招いてオペレーター研修を行っている。平成26年度は検察庁、税理士会、住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいのダイヤル）、全国社会保険労務士会連合会などの講師を招いた。

地方事務所の窓口対応専門職員については、本部において2日間にわたる研修を開催し、法制度に関する講義やロールプレイなどを通じて、さらなる実務能力向上をはかった。各地方事務所においても、独自に勉強会や関係機関が開催する会議・研修会等に出席するなどしている。

(3) 多言語での情報提供

日本の法制度や相談窓口に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、平成26年度より多言語情報提供サービスを本格稼働した。対応言語は、スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語、韓国語の5か国語で、平成26年度の相談総件数は908件であった。おもな相談内容は、家族（離婚、子どもなど）、職場（賃金、解雇など）、金銭の貸し借り等であった。

(4) 法教育の取組み

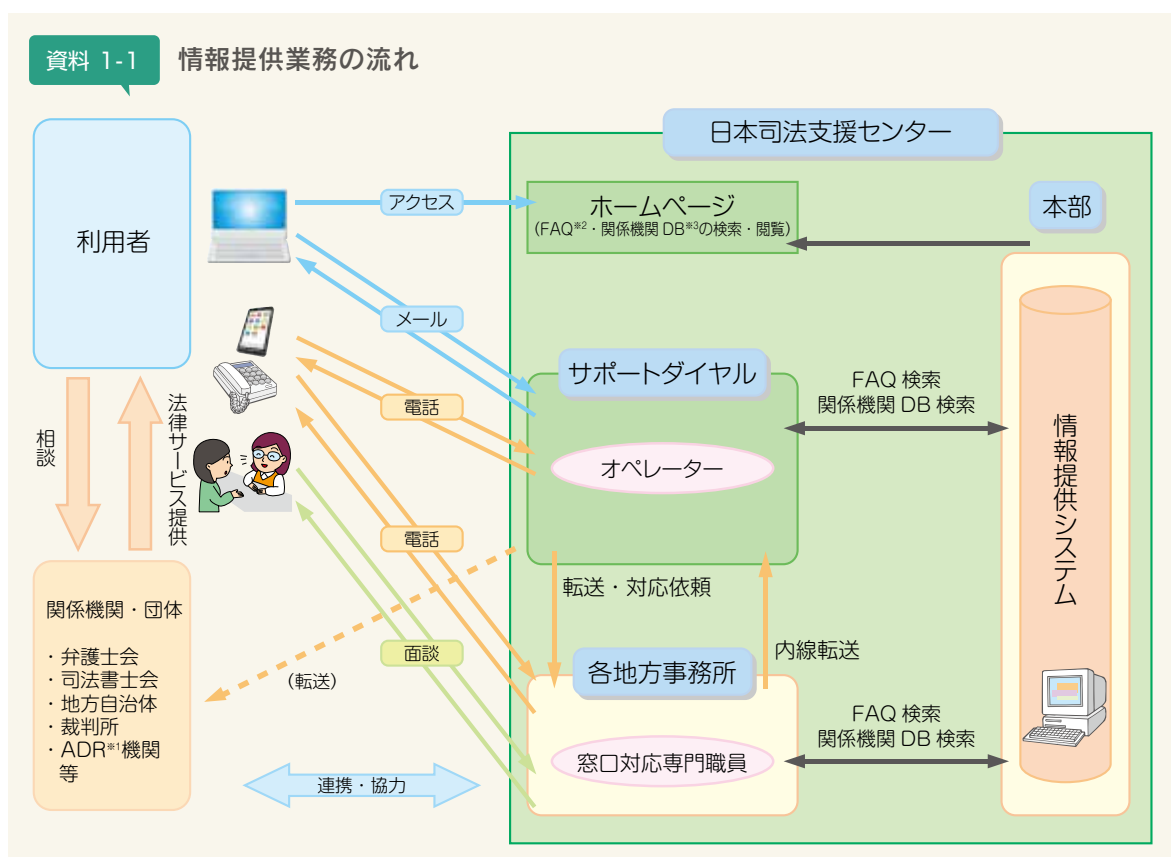
総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法やその基礎になっているものの考え方等を備えていることが必要であるとの観点から、平成22年度より、情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

平成26年度は、平成27年2月7日に東京都内において、法テラスの主催、法務省、最高裁判所、厚

生労働省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、全国社会福祉協議会などの後援のもと、「法テラスシンポジウム—福祉と司法が連携する社会—」を開催した。法テラス常勤弁護士、自治体職員による法テラスと福祉関係者との連携事例や連携の効果等の実践報告を行い、パネルディスカッションにおいては、福祉と司法が連携し、ご自身で司法サービスにたどり着くことが困難な方が抱える問題の総合的解決を図る方策につき、活発な意見交換がなされた。全国各地の地方事務所においても、関係機関や一般市民に対し、法教育活動に取り組んでおり、法テラスのサービスの説明、映画上映や落語上演を併せたイベント、各種法制度等についての講演会等を実施している。

1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方がたに対し、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資する情報（法制度情報）及び、②弁護士、司法書士など隣接法律専門職などの業務に関する情報（関係機関・団体情報）を提供するものである。利用資格等の制限はないので、全国民に開かれた、司法サービスの玄関口といえる。上記関係機関・団体との連携をはかりながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、全国各地の地方事務所においては面談と電話で個別のお問合せに対応しているが、それ以外にも、ホームページやリーフレットなどを利用した一般的な情報提供も行っている（資料1-1）。



(注 1) ADR …裁判外紛争解決手続

(注 2) FAQ …よくある質問と答え

(注 3) DB …データベース

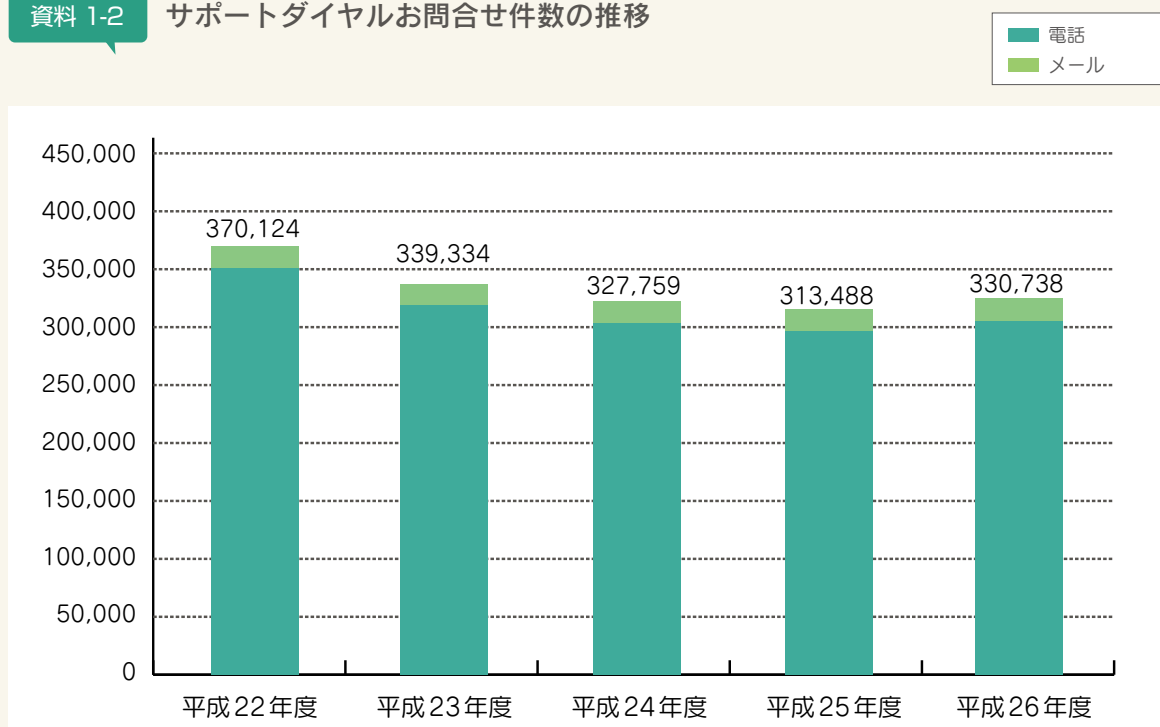
1-3 お問合せ件数

(1) サポートダイヤル

全国からのお問合せに応じるサポートダイヤルを設け、電話とメールによる情報提供を行っている。電話受付時間は平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとして、お勤めの方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられたお問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信等に活用している。

平成22年度以降にサポートダイヤルに寄せられたお問合せ件数の推移は、資料1-2、1-3のとおりである。平成26年度には、メールによるお問合せ件数が前年度比約57%増加し、電話によるお問合せも増加した。これは、ウェブサイトの利便性を向上させたことが一因ではないかと考えられる。平成22年2月には、累計利用件数が100万件を突破し、その後、平成25年1月7日に、累計利用件数は200万件に到達した。平成26年度末には約272万件となっている。

資料 1-2 サポートダイヤルお問合せ件数の推移



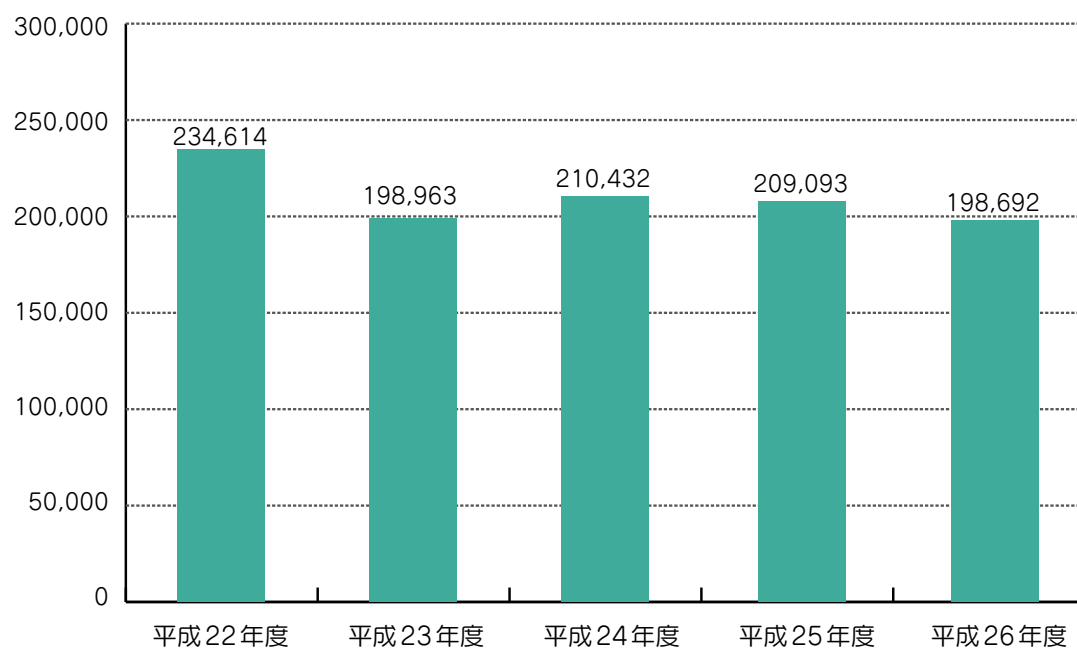
資料1-3 平成22年度～26年度サポートダイヤルお問合せ件数

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
電話	350,654	321,781	308,825	298,889	307,756
メール	19,470	17,553	18,934	14,599	22,982
合計	370,124	339,334	327,759	313,488	330,738
前年比（電話）	92.9%	91.8%	96.0%	96.8%	103.0%
前年比（メール）	79.2%	90.2%	107.9%	77.1%	157.4%
前年比（合計）	92.1%	91.7%	96.6%	95.6%	105.5%

(2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に窓口対応専門職員を配置し、面談と電話によるお問合せに対応している。窓口対応専門職員は、消費生活相談関係の有資格者、裁判所職員のOBなどが多い。平成22年度以降の地方事務所全体のお問合せ件数の推移は資料1-4のとおりである。

資料 1-4 地方事務所お問合せ件数の推移

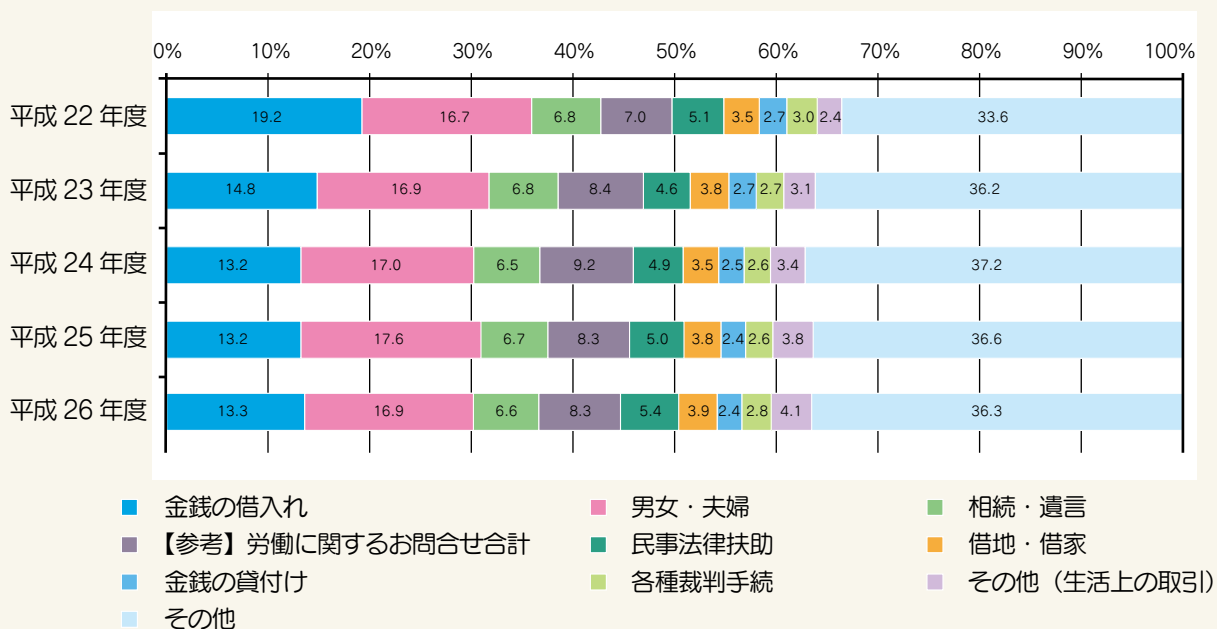


1-4 お問合せの傾向

(1) サポートダイヤル

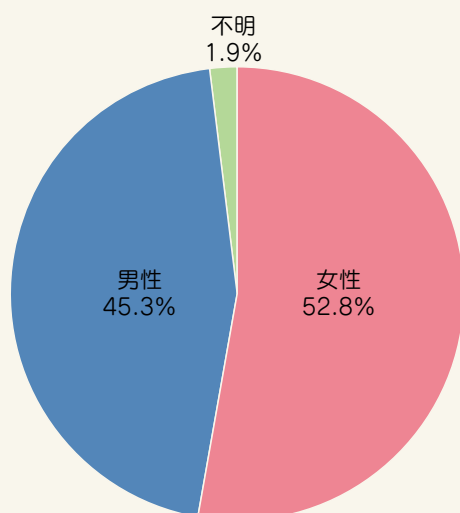
サポートダイヤルにおける平成22年度以降のお問合せ分野別内訳は、資料1-5のとおりである。平成22年度までは金銭の借入れ（多重債務など）、男女・夫婦（離婚など）の順となっていたが、金銭の借入れの割合が徐々に減少する一方で、男女・夫婦が増加し、平成23年度以降は逆転して、男女・夫婦、金銭の借入れの順になった。平成26年度には、金銭の借入れは横ばいであったが、男女・夫婦の割合が微減した。また、民事法律扶助に関するお問合せが平成23年度より増加傾向を続けている。

資料1-5 サポートダイヤルお問合せ分野別内訳の推移



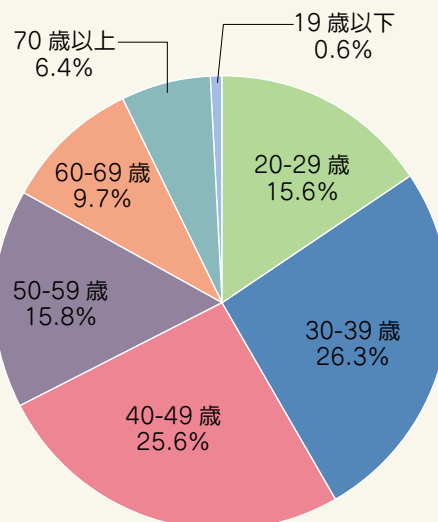
平成26年度におけるサポートダイヤル利用者の男女比は、資料1-6のとおりである。サポートダイヤル利用者の年代比と、年代別の男女比については、資料1-7、1-8のとおりである。30歳代と40歳代の利用者が、全体の半数以上を占めている。すべての世代において、男性よりも女性の割合が高い。

資料 1-6 平成 26 年度サポートダイヤル利用者男女比

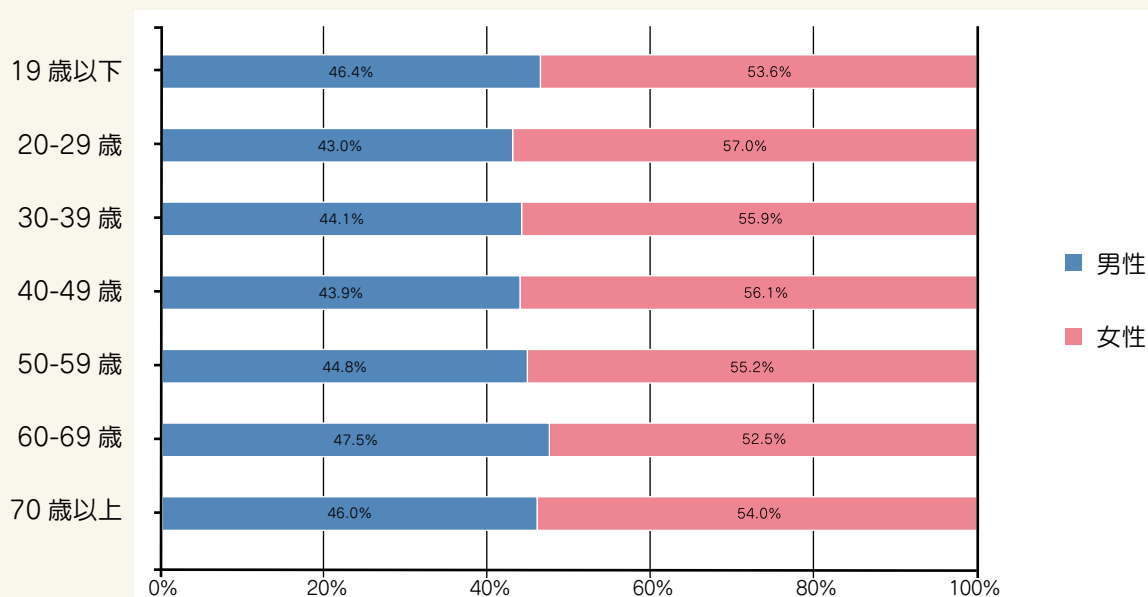


資料 1-7 平成 26 年度サポートダイヤル利用者年代比

(注) 年代は、任意で聞き取りを行った。



資料 1-8 平成 26 年度サポートダイヤル利用者年代別男女比



お問合せ分野ごとの男女比は資料1-9のとおりである。女性からのお問合せが多い分野は、男女・夫婦、相続・遺言、子ども、家族などである。一方、各種裁判手続、刑事手続のしくみ、賃金・退職金、インターネット取引などの分野は男性の比率が高くなっている。

資料1-9 平成26年度サポートダイヤルお問合せ分野別男女比（上位30分野）

順位	相談分野	件数			割合		
		合計	男性	女性	合計	分野別男女比	
						男性	女性
1	男女・夫婦	54,467	15,614	38,853	16.9%	28.7%	71.3%
2	金銭の借入れ	42,772	23,234	19,538	13.3%	54.3%	45.7%
3	【参考】労働に関するお問合せ合計	26,902	14,359	12,543	8.3%	53.4%	46.6%
4	相続・遺言	21,323	7,324	13,999	6.6%	34.3%	65.7%
5	民事法律扶助	17,504	8,033	9,471	5.4%	45.9%	54.1%
6	その他（生活上の取引）	13,287	7,129	6,158	4.1%	53.7%	46.3%
7	借地・借家	12,562	6,110	6,452	3.9%	48.6%	51.4%
8	各種裁判手続	8,972	5,084	3,888	2.8%	56.7%	43.3%
9	金銭の貸付け	7,788	4,036	3,752	2.4%	51.8%	48.2%
10	犯罪被害者	6,883	3,003	3,880	2.1%	43.6%	56.4%
11	高齢者・障害者	6,185	2,378	3,807	1.9%	38.4%	61.6%
12	いじめ・嫌がらせ	5,506	2,655	2,851	1.7%	48.2%	51.8%
13	損害賠償	5,395	2,969	2,426	1.7%	55.0%	45.0%
14	定年・退職・解雇	5,312	2,735	2,577	1.6%	51.5%	48.5%
15	生活福祉	4,912	2,665	2,247	1.5%	54.3%	45.7%
16	その他（職場）	4,748	2,755	1,993	1.5%	58.0%	42.0%
17	子ども	4,478	1,389	3,089	1.4%	31.0%	69.0%
18	刑事手続のしくみ	4,286	2,436	1,850	1.3%	56.8%	43.2%
19	その他の法律事務	4,209	2,142	2,067	1.3%	50.9%	49.1%
20	弁護士	4,029	1,861	2,168	1.2%	46.2%	53.8%
21	賃金・退職金	3,936	2,383	1,553	1.2%	60.5%	39.5%
22	インターネット取引	3,296	2,026	1,270	1.0%	61.5%	38.5%
23	その他（家族）	3,156	1,065	2,091	1.0%	33.7%	66.3%
24	情報提供	2,822	1,453	1,369	0.9%	51.5%	48.5%
25	その他（犯罪・刑事事件）	2,760	1,581	1,179	0.9%	57.3%	42.7%
26	医療保険	2,518	1,240	1,278	0.8%	49.2%	50.8%
27	その他（法テラス）	2,433	1,265	1,168	0.8%	52.0%	48.0%
28	犯罪の成否	2,163	1,178	985	0.7%	54.5%	45.5%
29	その他（住まい・不動産）	2,095	1,300	795	0.6%	62.1%	37.9%
30	人身事故	1,996	1,099	897	0.6%	55.1%	44.9%

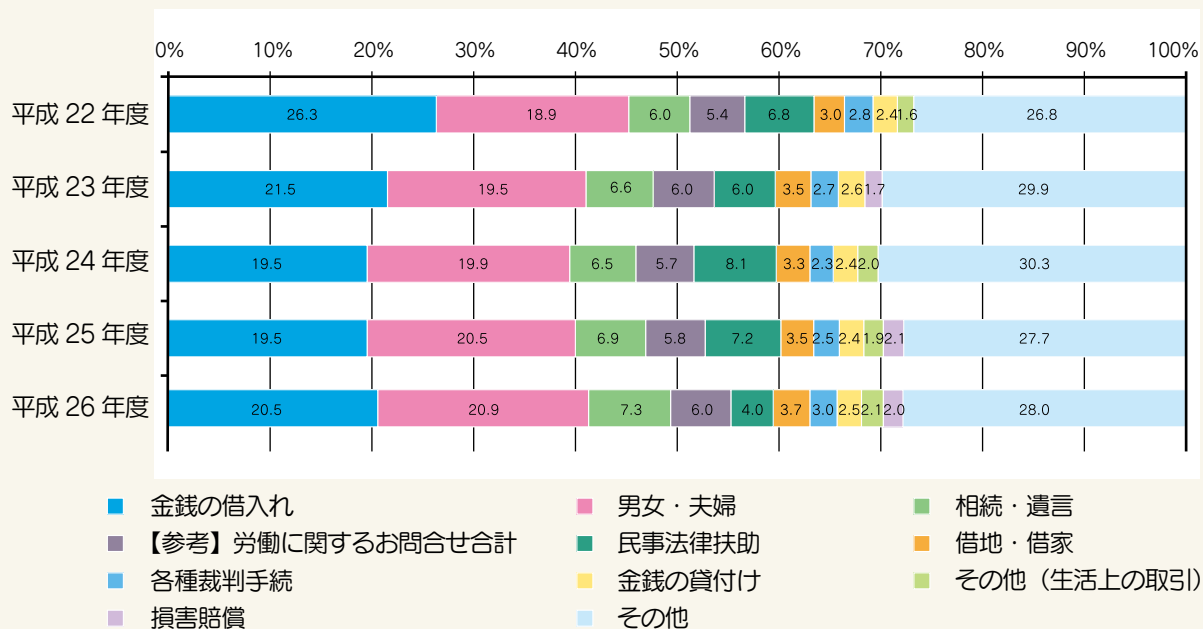
（注1）「【参考】労働に関するお問合せ合計」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」の件数に加え、“職場”“福祉”“保険”といったお問合せ分野の中で労働に関連した件数分も含む。

（注2）資料1-6に示した利用者の男女比（男性45.3%、女性52.8%）と比較して、男性からのお問合せが10ポイント以上多い（55.3%以上）分野を青色、女性からのお問合せが10ポイント以上多い（62.8%以上）分野を赤色で表示した。

(2) 地方事務所

平成22年度以降の地方事務所におけるお問合せ分野別内訳は、資料1-10のとおりである。平成23年度までは金銭の借入れの割合が、男女・夫婦の割合を上回っていたが、平成24年度以降は順位が逆転し、男女・夫婦がわずかに金銭の借入れを上回っている。平成26年度は男女・夫婦の割合がさらに増加しており、相続・遺言、労働に関する相談も増加傾向にある。

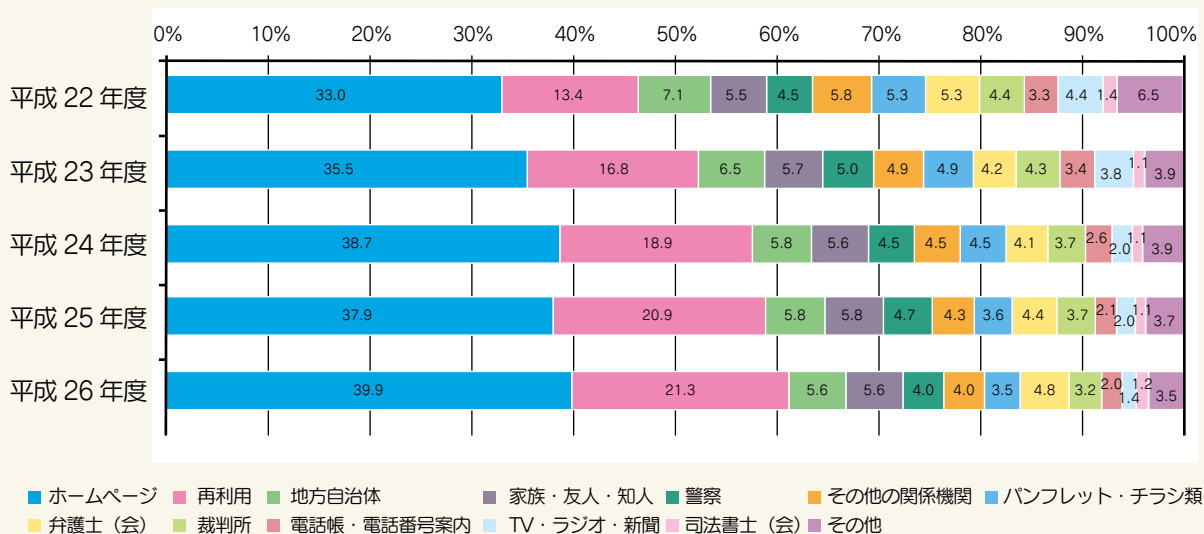
資料1-10 地方事務所お問合せ分野別内訳の推移



1-5 認知媒体（サポートダイヤル、地方事務所）

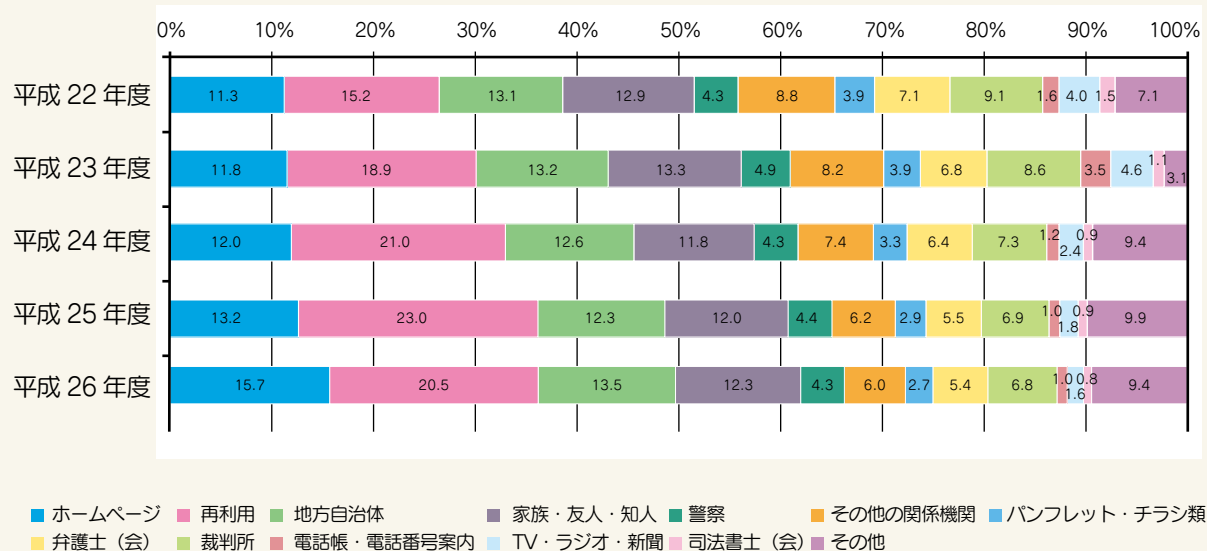
平成22年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体内訳は、資料1-11のとおりである。ホームページの割合が最も高く、平成26年度は約4割であった。スマートフォン向けのウェブサイトを実施させた効果によるものではないかと考えられる。また、再利用の割合が年々増加している。法テラスが広く知られることとなり、利用者の満足を一定程度得られた結果と考えられる。

資料1-11 サポートダイヤル認知媒体内訳の推移



平成22年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体内訳は、資料1-12のとおりである。地方事務所もサポートダイヤル同様、前年度と比較して、ホームページの割合が増加している。地方事務所の場合は、地方自治体（都道府県庁や市区町村役所）、裁判所、弁護士会などの関係機関から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。

資料1-12 地方事務所認知媒体内訳の推移



サポートダイヤル認知媒体を男女比で見たものが資料1-13である。地方自治体、パンフレット・リーフレット、タウンページ、チラシ、広報誌、口コミ（家族・友人・知人）、104（電話番号案内）については女性の比率が高く、司法書士（会）、ラジオCM、ラジオ報道については、男性の比率が高い。

資料1-13 平成26年度サポートダイヤル認知媒体男女比

認知媒体	件数			割合		
	合計	男性	女性	全体における割合	媒体別男女比 男性	女性
関係機関	49,557	22,191	27,366	22.8%	44.8%	55.2%
地方自治体	12,223	4,346	7,877	5.6%	35.6%	64.4%
警察	8,749	4,285	4,464	4.0%	49.0%	51.0%
その他の関係機関	8,591	3,740	4,851	4.0%	43.5%	56.5%
裁判所	6,976	3,177	3,799	3.2%	45.5%	54.5%
弁護士（会）	10,440	5,204	5,236	4.8%	49.8%	50.2%
司法書士（会）	2,578	1,439	1,139	1.2%	55.8%	44.2%
広報	98,246	44,911	53,335	45.4%	45.7%	54.3%
ホームページ（PC）	53,344	26,301	27,043	24.6%	49.3%	50.7%
ホームページ（携帯）	33,096	14,016	19,080	15.3%	42.3%	57.7%
パンフレット・リーフレット	5,358	2,023	3,335	2.5%	37.8%	62.2%
タウンページ	3,744	1,527	2,217	1.7%	40.8%	59.2%
チラシ	901	353	548	0.4%	39.2%	60.8%
広報誌	738	202	536	0.3%	27.4%	72.6%
新聞広告	445	192	253	0.1%	43.1%	56.9%
ポスター	449	207	242	0.2%	46.1%	53.9%
折込チラシ	57	24	33	0.1%	42.1%	57.9%
ラジオCM	114	66	48	0.1%	57.9%	42.1%
報道	2,524	1,062	1,462	1.2%	42.1%	57.9%
TV報道	1,764	729	1,035	0.8%	41.3%	58.7%
新聞記事	661	277	384	0.3%	41.9%	58.1%
ラジオ報道	99	56	43	0.1%	56.6%	43.4%
その他	66,377	29,027	37,350	30.6%	43.7%	56.3%
再利用	46,125	21,357	24,768	21.3%	46.3%	53.7%
家族・友人・知人	12,103	4,242	7,861	5.6%	35.0%	65.0%
104（電話番号案内）	668	264	404	0.3%	39.5%	60.5%
その他	7,481	3,164	4,317	3.4%	42.3%	57.7%
合計	216,704	97,191	119,513	100.0%	44.8%	55.2%

（注）認知媒体件数は、お問合せの際に任意で聞き取りを行った。

1-6 利用者の地域分布

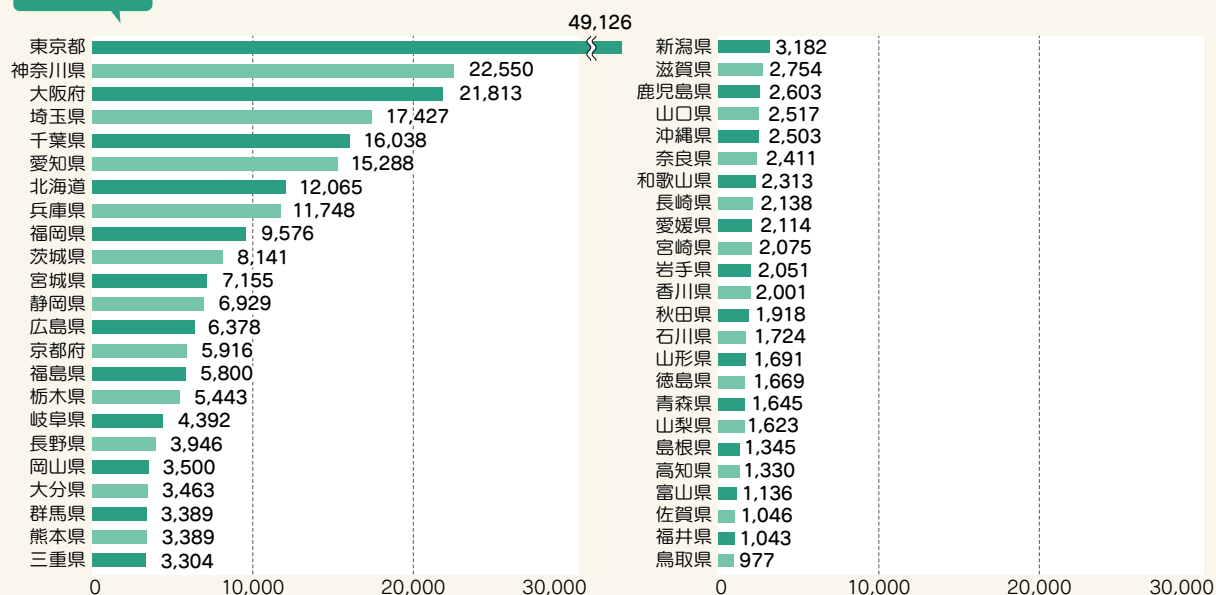
(1) サポートダイヤル

平成26年度の都道府県別サポートダイヤル利用件数は、資料1-14のとおりである。東京、大阪をはじめとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人あたりの利用件数（都道府県別）は、資料1-15のとおりである。人口比としても東京が突出して多く、ついで宮城、福島、大分となっている。

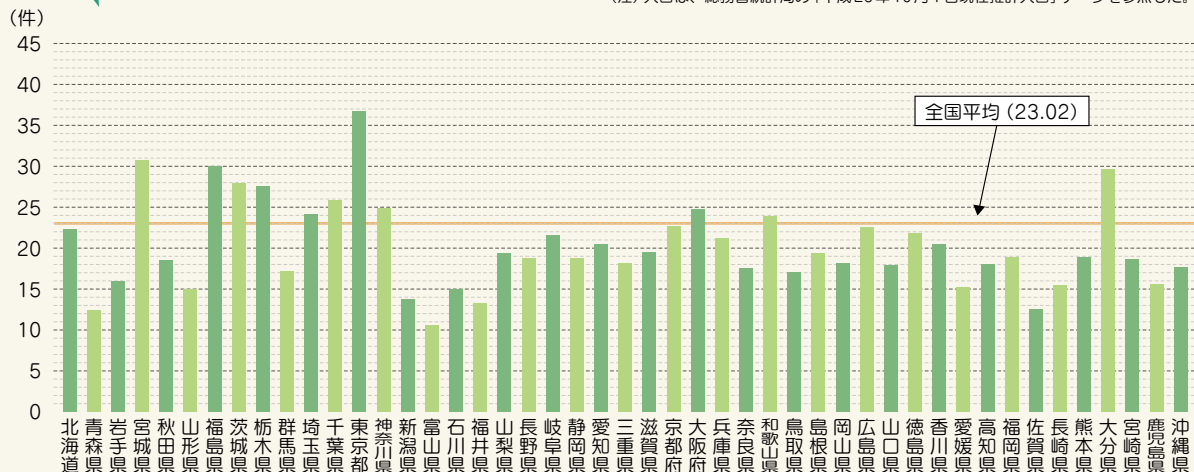
なお、法テラスの情報提供業務においては、基本的に匿名でお問合せに応じているので、居住地域の聴き取りは必ず行うものではないが、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域をうかがっている。

資料 1-14 平成26年度都道府県別サポートダイヤル利用件数



資料 1-15 平成26年度人口1万人あたりのサポートダイヤル利用件数（都道府県別）

（注）人口は、総務省統計局の「平成26年10月1日現在推計人口」データを参照した。

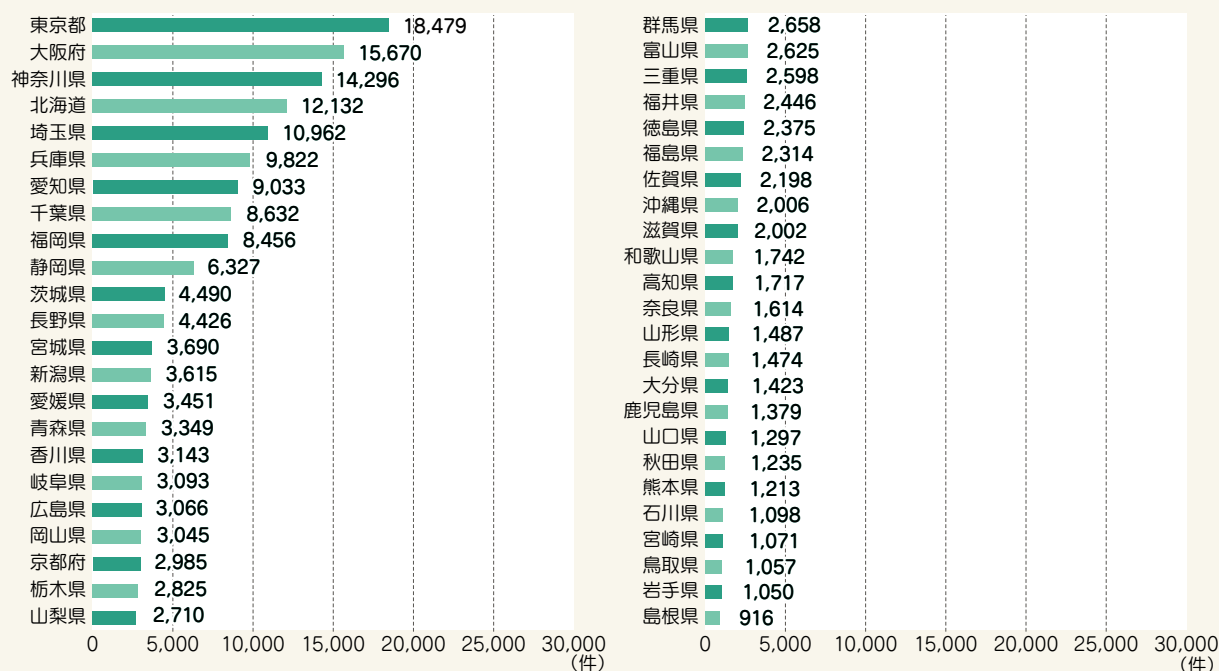


(2) 地方事務所

平成26年度の地方事務所ごとのお問合せ件数は、資料1-16のとおりである。

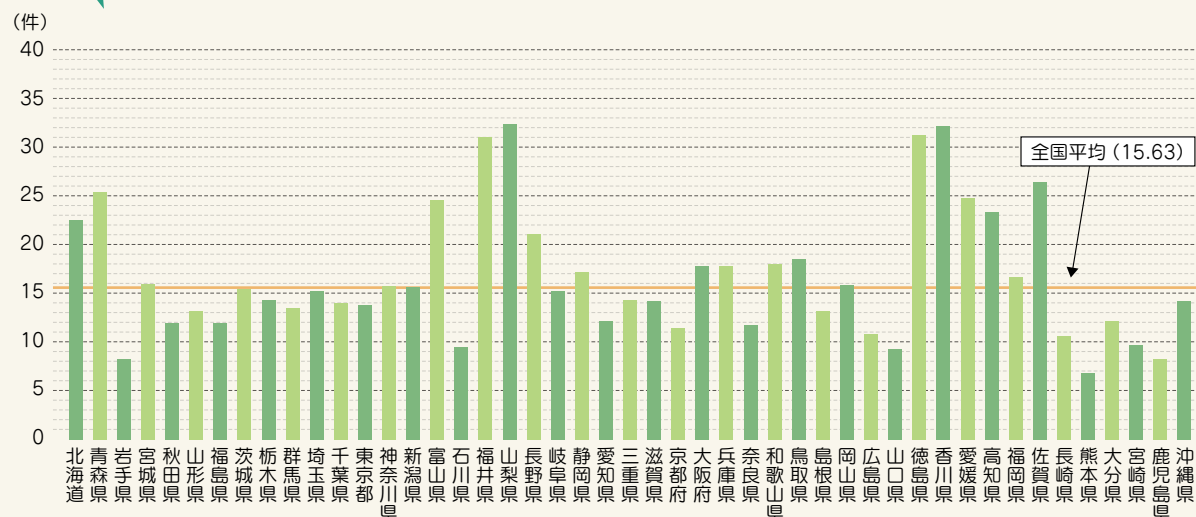
また、人口1万人あたりのお問合せ件数（都道府県別）は、資料1-17のとおりである。山梨、福井、徳島、香川といった比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

資料 1-16 平成26年度地方事務所ごとのお問合せ件数（電話・面談の合計数）



（注）北海道は札幌（5,889）、函館（2,052）、旭川（1,296）、釧路（2,895）の合計

資料 1-17 平成26年度人口1万人あたりの都道府県別お問合せ件数（電話・面談の合計数）

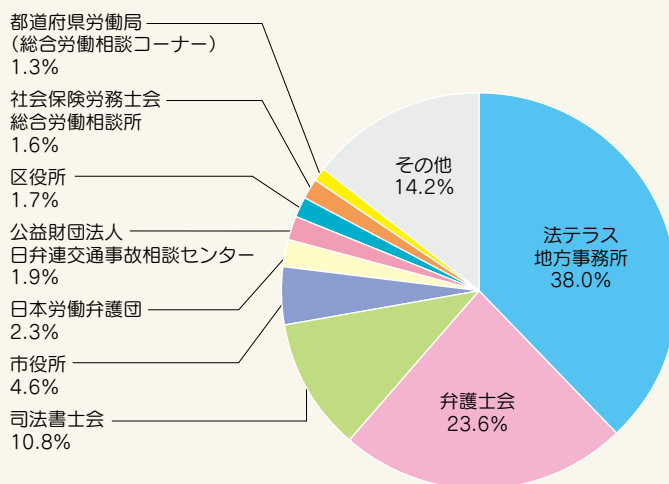


1-7 紹介先関係機関（サポートダイヤル、地方事務所）

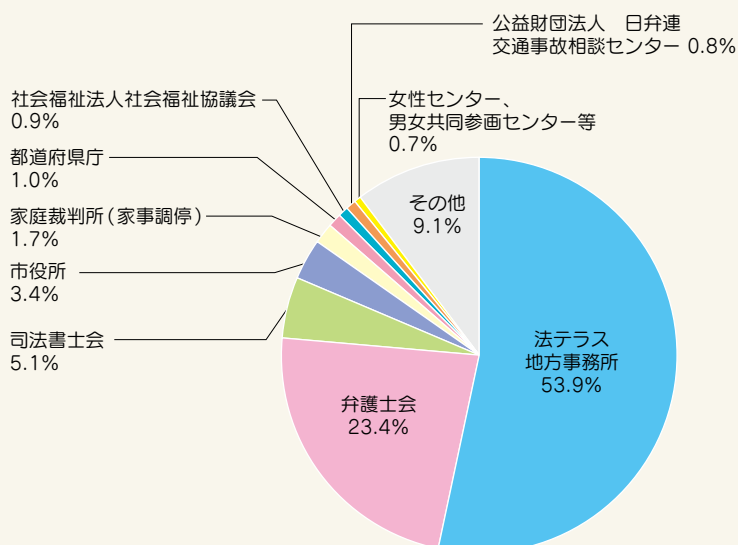
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の希望に応じて、適切な相談窓口を紹介している。利用者の居住地を聴取し、お問合せの内容に適した相談窓口をデータベースから検索して、相談窓口のある機関の所在地や電話番号などを案内する。平成26年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられたお問合せに対して、紹介した関係機関の内訳は、資料1-18、1-19のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談などを希望している場合には、申込先窓口として法テラスの地方事務所を案内する。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会の法律相談センター、地方自治体の窓口、裁判所、労働相談の窓口等がある。

資料 1-18 平成 26 年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳

（注）利用者への情報提供の際には、1 件のお問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。



資料 1-19 平成 26 年度地方事務所紹介先関係機関内訳



1-8 法教育

平成26年度には東京都内で法テラスシンポジウムを開催した。開催内容は資料1-20のとおりである。

資料1-20 平成26年度法テラスシンポジウム開催内容

	法テラスシンポジウム 福祉と司法が連携する社会
日時	平成27年2月7日（土）13時30分～16時55分
会場	東京コンベンションホール 大ホール
主催	日本司法支援センター（法テラス）
後援	法務省、最高裁判所、厚生労働省、消費者庁、東京都、新宿区、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、日本司法書士会連合会、東京司法書士会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本医療社会福祉協会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会
開会挨拶	宮崎 誠（日本司法支援センター理事長）
法テラス業務説明	坂本 かよみ（日本司法支援センター理事）
基調講演	「司法ソーシャルワークと地域連携」 濱野 亮 氏（立教大学法学部 教授）
実践報告①	「『待っていないで行ってみよう！』から始まった出張相談会とその発展」 村山 勇輔（法テラス東京法律事務所 常勤弁護士） 宇敷 崇広（法テラス埼玉法律事務所 常勤弁護士）
実践報告②	「福祉の現場になぜ法律の専門家が必要なのか？～個別事例を通して～」 永由 義広 氏（新宿区高齢者福祉課長補佐）
パネルディスカッション	「福祉と司法が連携する社会」
パネリスト	山下 興一郎氏（淑徳大学 准教授） 矢野 和雄氏（弁護士） 町 亜聖氏（フリーアナウンサー / 報道キャスター） 永由 義広氏（新宿区高齢者福祉課長補佐） 太田 晃弘（法テラス東京法律事務所 常勤弁護士）
コーディネーター	谷口 太規氏（弁護士）
閉会挨拶	一木 剛太郎（日本司法支援センター東京地方事務所長）

（注）役職・所属は当時



パネルディスカッションの様子

2. 民事法律扶助業務



2-1 平成26年度における業務の概況

(1) 利用者が問題解決に必要な援助にスムーズにたどり着くことができる環境の整備

平成26年度は、法律相談援助の利用者を、代理援助又は書類作成援助に適切に誘導できるよう、援助の内容や負担費用の違いを記載した資料等を整備するなどして、利用者を代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策について検討を進めた。このほか、家庭裁判所のほか、地方裁判所及び簡易裁判所に対しても、呼出状発送時に法テラスを周知する文書を同封してもらうことを申し入れるなどの取組みを進め、利用者が問題解決に必要な代理援助・書類作成援助にスムーズにたどり着くことができる環境の整備に努めた。

(2) ハーグ条約事件に対応

平成26年4月1日に、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）が発効し、同条約の実施に関する法律が施行されたことに伴い、これまで日本の民事法律扶助制度の対象とならなかった海外在住の外国人についても、ハーグ条約締約国の国民又は締約国に常居所を有する者は、国際的な子の連れ去りの事件（ハーグ条約事件）に限り、民事法律扶助制度を利用することが可能となった。そのための取組みとして、利用者及び事件を受任する弁護士向けに案内を作成し、法テラスのホームページ上にも、ハーグ条約及び民事法律扶助制度についての案内を、日本語だけではなく、英語でも掲載するなどした。

(3) 利用者の利便性の向上

平成26年12月からは、それまで立替金の償還を行う引落口座を一つの金融機関に限定していたものをそれ以外のほとんどの金融機関にも拡大したことにより、普段の生活口座の利用が可能となり、利用者の利便性の向上を図ることができた。

(4) 契約弁護士・司法書士の確保及び制度理解を深めるための取組み

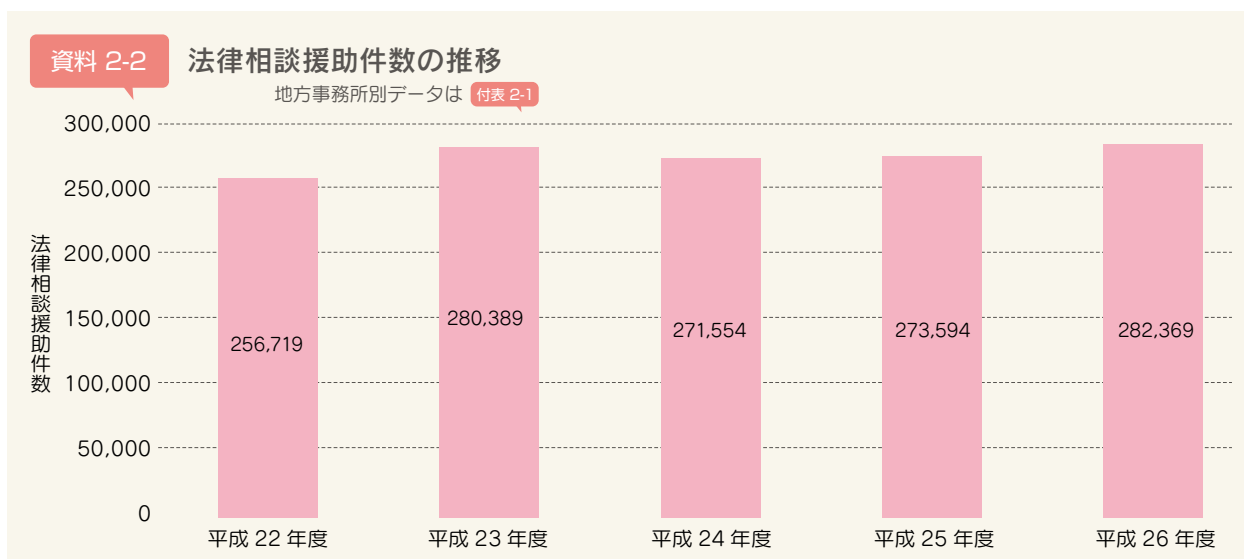
平成27年2月には、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、本部においては、講習会「法律扶助ってなァに？～活用のノウハウ～」を日本弁護士連合会と共催し、民事法律扶助業務等の周知及び利用促進を図るとともに、地方事務所においても、年間を通じて、各地の弁護士会及び司法書士会と連携し、説明会や協議会の実施、資料の配布を行うなど、契約弁護士・司法書士の確保及び制度理解を深めるための取組みを展開した。

2-3 業務の状況

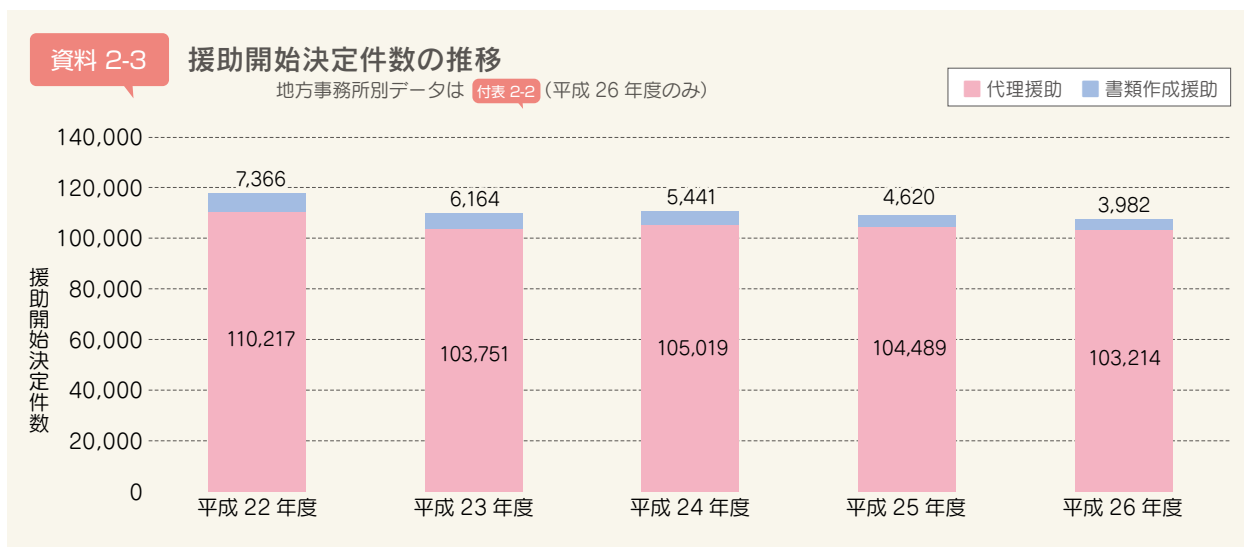
法律相談援助件数は、平成22年度256,719件、平成23年度280,389件（前年度比9.2%増）、平成24年度271,554件（同3.2%減）、平成25年度273,594件（同0.8%増）、平成26年度282,369件（同3.2%増）である。

平成24年度・平成25年度いずれも平成23年度の実績を下回っているように見えるが、これは、東日本大震災の被災地における法律相談援助の多くが、平成24年4月から開始した震災法律援助業務として実施されたためであり（130ページ）、震災法律援助業務における法律相談援助の件数を加えると、両年度とも平成23年度の実績を上回る。

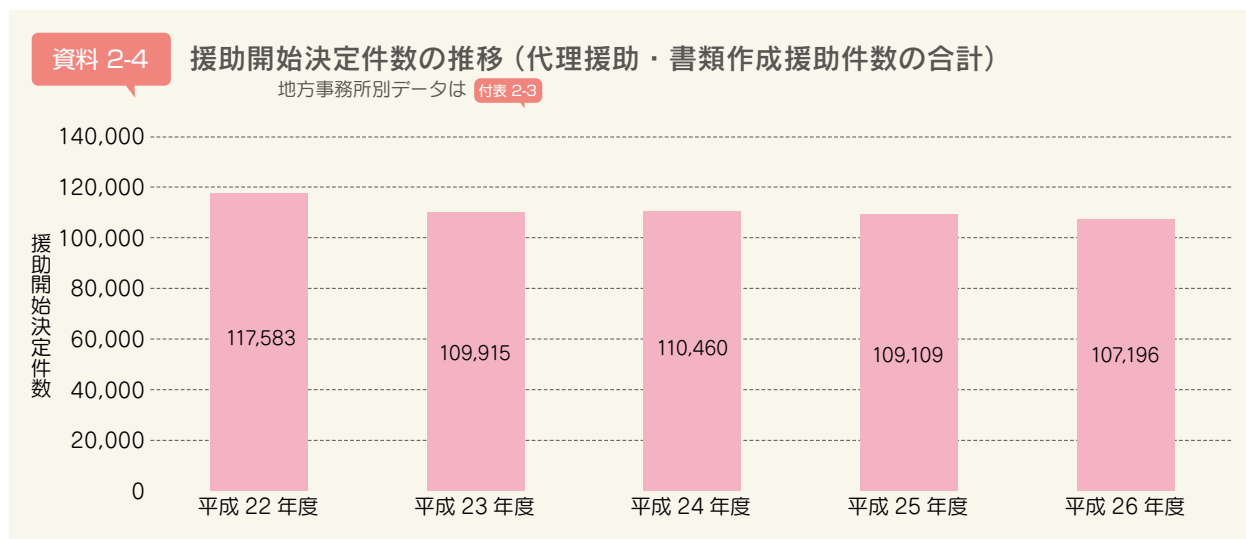
なお、平成26年度は、民事法律扶助業務単独でみても過去最高の件数となった。



代理援助開始決定件数は、平成22年度110,217件、平成23年度103,751件（前年度比5.9%減）、平成24年度105,019件（同1.2%増）、平成25年度104,489件（同0.5%減）、平成26年度103,214件（同1.2%減）、また、書類作成援助開始決定件数は、平成22年度7,366件、平成23年度6,164件（同16.3%減）、平成24年度5,441件（同11.7%減）、平成25年度4,620件（同15.1%減）、平成26年度3,982件（同13.8%減）であり、平成26年度は、代理援助・書類作成援助いずれも前年度の実績と比べて減少した。



平成23年度に初めて減少した援助開始決定件数は、平成24年度に一度増加に転じたが、平成25年度に引き続き、平成26年度も前年度を下回った。震災法律援助業務の援助開始決定件数1,811件を合算しても109,007件であり、平成22年度の92.7%にとどまっている。

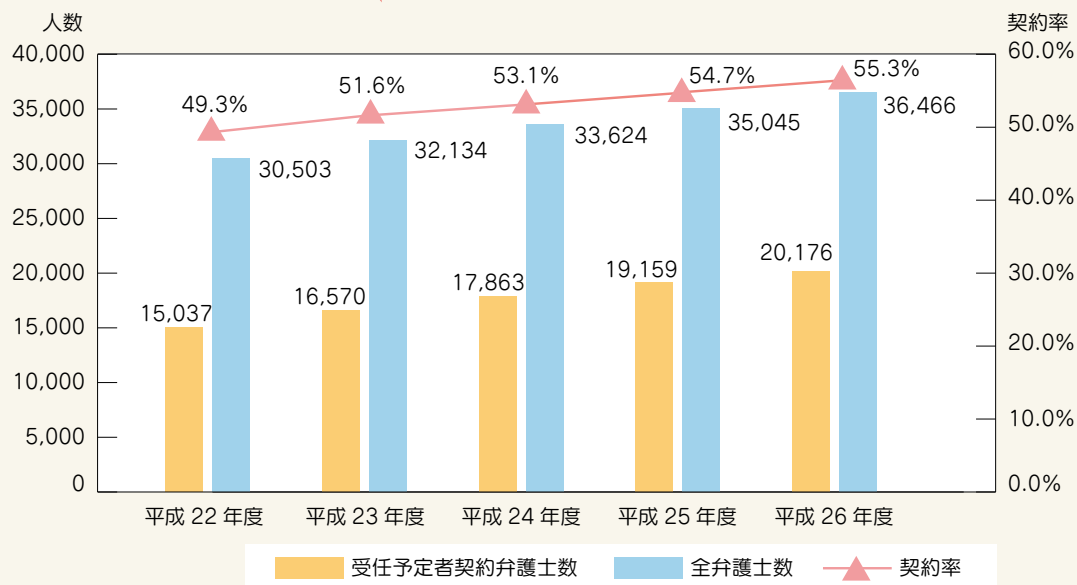


2-4 契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。平成22年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は15,037名、平成23年度は16,570名（前年度比10.2%増）、平成24年度は17,863名（同7.8%増）、平成25年度は19,159名（同7.3%増）、平成26年度は20,176名（同5.3%増）となり、毎年度増加している。

資料 2-5 契約弁護士数の推移

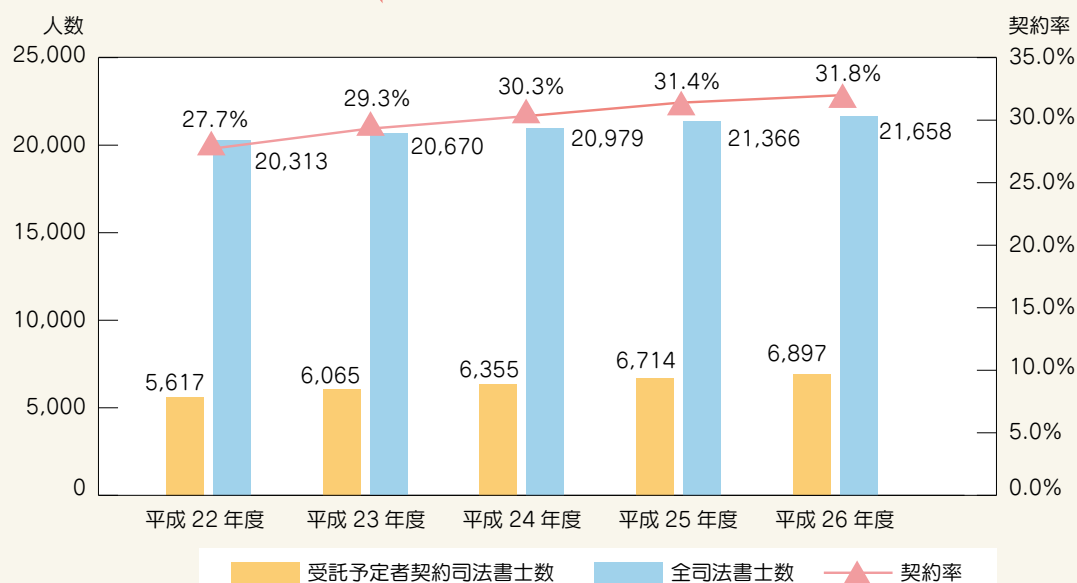
地方事務所別データは 付表 2-4



平成22年度末時点における契約司法書士数（受託予定者契約）は5,617名、平成23年度末は6,065名（前年度比8.0%増）、平成24年度末は6,355名（同4.8%増）、平成25年度末は6,714名（同5.6%増）、平成26年度末は6,897名（同2.7%増）となり、契約弁護士と同様に毎年度増加している。

資料 2-6 契約司法書士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-6

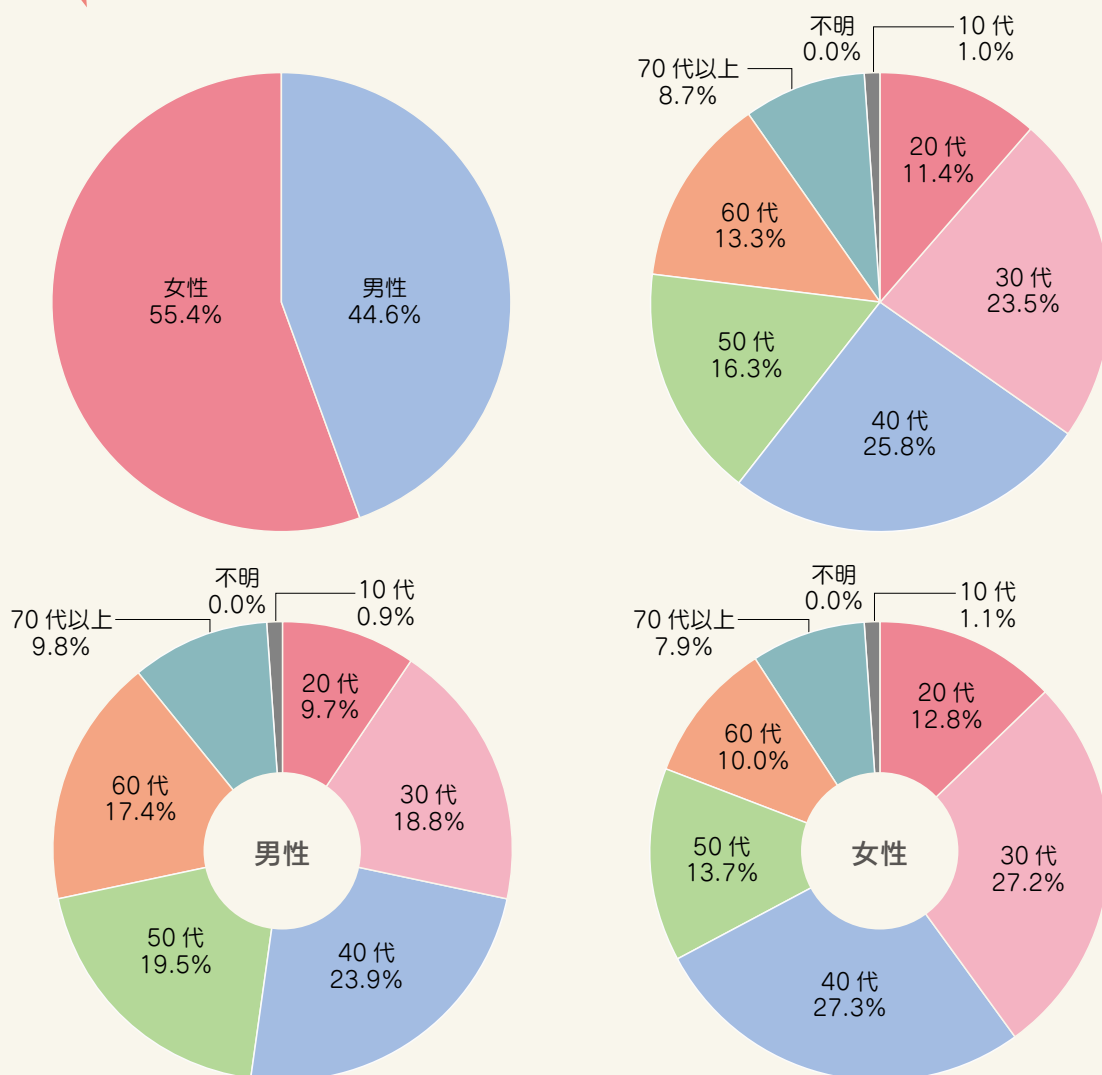


2-5 代理援助・書類作成援助を受けた人の属性

平成26年度に代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が55.4%、男性が44.6%と、女性の比率が高くなっており、これまでと同様の傾向を示した。

年代別に見ると、男性は50歳代以上が46.7%と約半数を占めており、60歳代以上で全体の4分の1を超えている。一方、女性は40歳代、次いで30歳代の比率が高く、20歳代も1割を超えるなど、男性に比べて、若い年代が援助を受けている傾向が見て取れる。

資料 2-7 平成 26 年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代

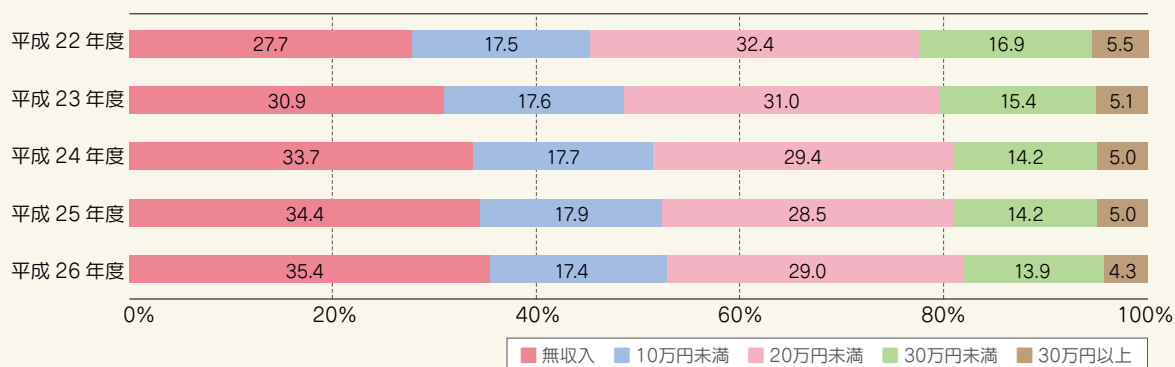


収入については、無収入の方が35.4%（前年度比1.0ポイント増）で、月額10万円未満の収入の方17.4%と合わせると52.8%（同0.5ポイント増）と、年々増加しており、平成24年度以降、半数を超えている。

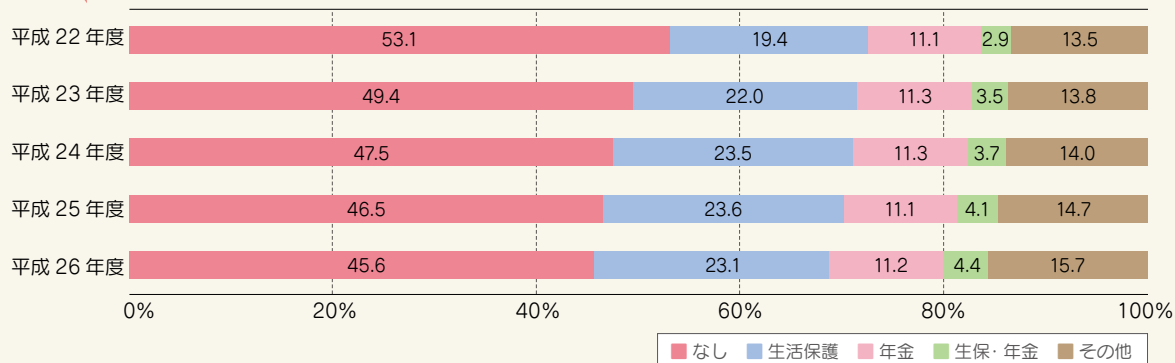
また、生活保護のみを受給している方の割合は減少し、平成26年度は23.1%（同0.5ポイント減）となったが、生活保護を含め、何らかの公的給付を受給している方の割合は依然として増加傾向にある。

職業を見ると、平成25年度以降、無職の方の割合が減り、給与生活者の方の割合が増加している。

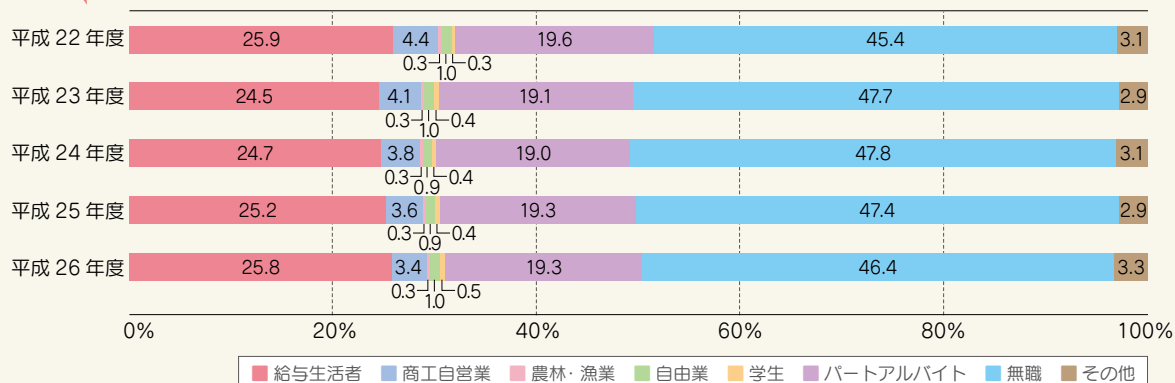
資料 2-8 代理援助・書類作成援助を受けた人の収入（月額）の推移



資料 2-9 代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付の推移



資料 2-10 代理援助・書類作成援助を受けた人の職業の推移

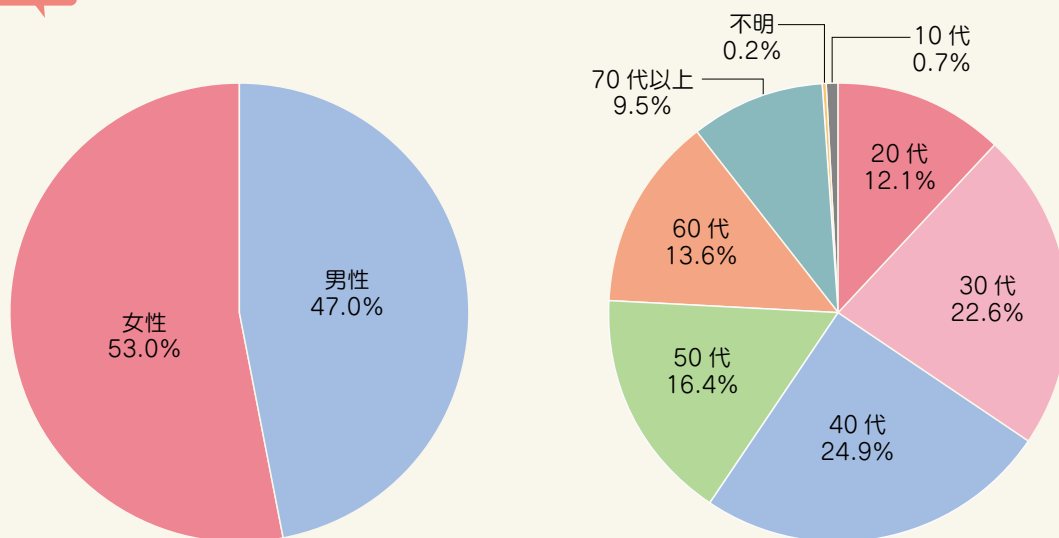


2-6 法律相談援助の状況

平成26年度に法律相談援助を受けた人は、女性が53.0%、男性が47.0%と、女性の比率が高くなっており、代理援助・書類作成援助と同様の傾向を示した。

年代別に見ると、40歳代の比率が一番大きく、約4分の1となっている。次いで30歳代、50歳代となっており、年代別に見ても、代理援助・書類作成援助と同様の傾向になっている。

資料 2-11 平成 26 年度に法律相談援助を受けた人の性別、年代

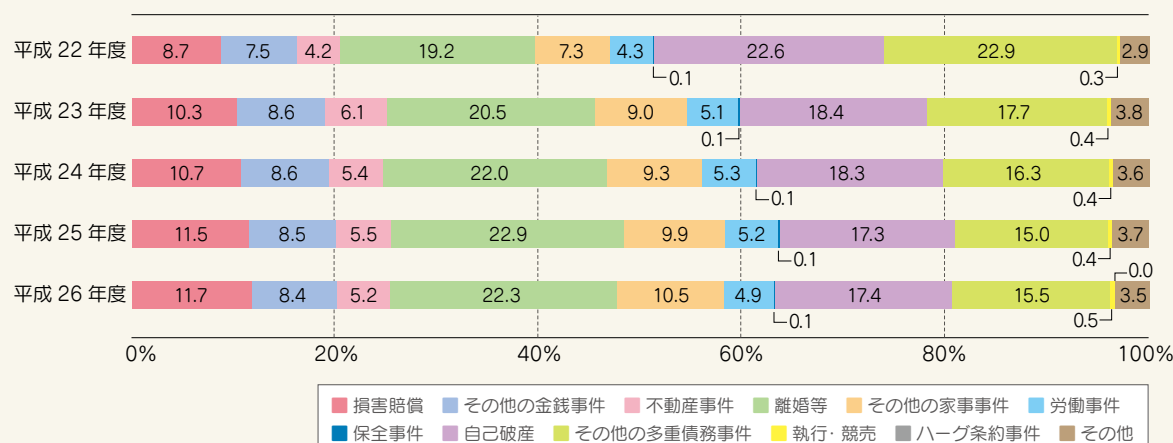


法律相談援助を事件別に見ると、平成26年度は離婚等請求事件が最も多く22.3%となっている。

平成22年度以降、離婚等請求事件及び親子関係などその他の家事事件に関する相談は増加傾向にあり、一方で自己破産事件及び任意整理などその他の多重債務事件に関する相談の占める割合は減少傾向にあったが、平成26年度は自己破産事件及び任意整理などその他の多重債務事件に関する相談の占める割合がわずかながら増加した。

資料 2-12 法律相談援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-8 (平成 26 年度のみ)



2-7 法律相談費の推移

平成22年度における法律相談援助にかかる法律相談費は約12億8184万円、平成23年度約14億2530万円、平成24年度約12億7210万円、平成25年度約13億2147万円、平成26年度約15億3313万円で、平成24年度に初めて前年度を下回ったが、平成25年度以降、再び増加傾向にある。

資料 2-13 法律相談費の推移

地方事務所別データは 付表 2-9



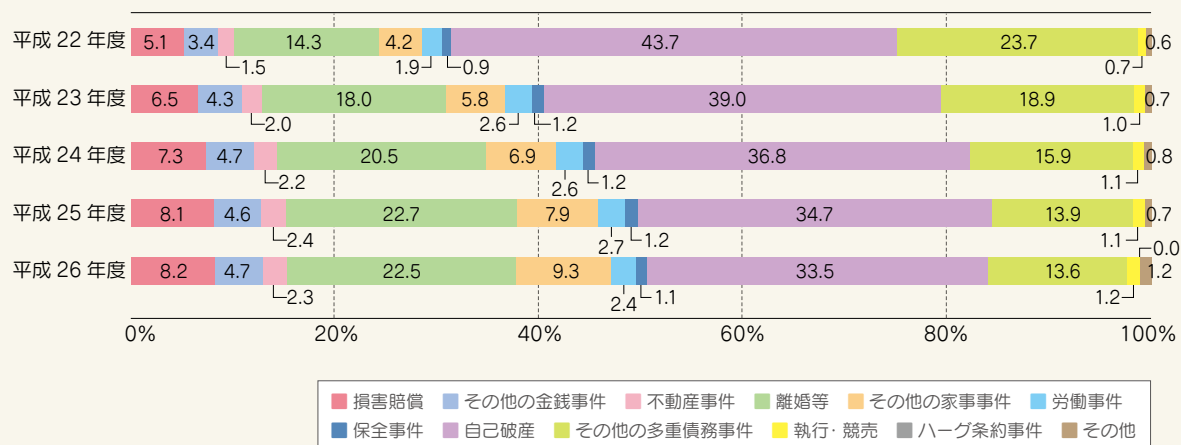
2-8 代理援助の状況

代理援助を事件別に見ると、依然として自己破産事件が最も多く、平成26年度は33.5%であったが、任意整理などその他の多重債務事件の13.6%と合わせて47.1%と、平成25年度以降、全体の半数を下回るようになった。

一方で、離婚等請求事件及び親子関係などその他の家事事件の割合は年々増加しており、平成26年度は31.8%と、全体の3割強を占めるまでになった。

資料 2-14 代理援助事件の事件別内訳の推移

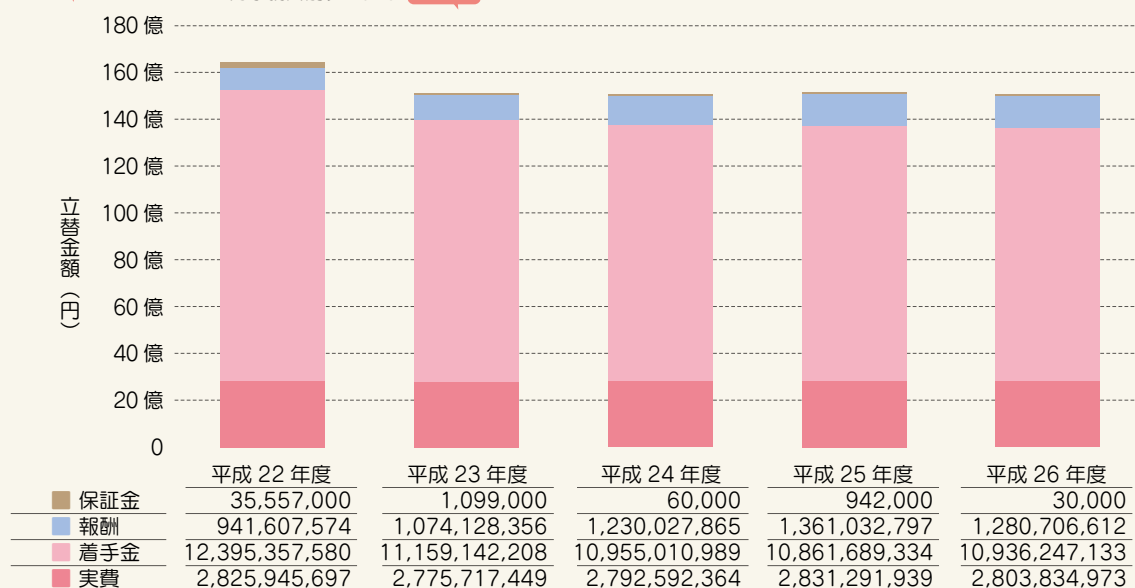
地方事務所別データは 付表 2-10 (平成 26 年度のみ)



代理援助にかかる立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む）は、平成22年度161億9846万7851円、平成23年度150億1008万7013円、平成24年度149億7769万1218円、平成25年度150億5495万6070円、平成26年度150億2081万8718円であった。

資料 2-15 代理援助立替金実績の推移

地方事務所別データは 付表 2-11

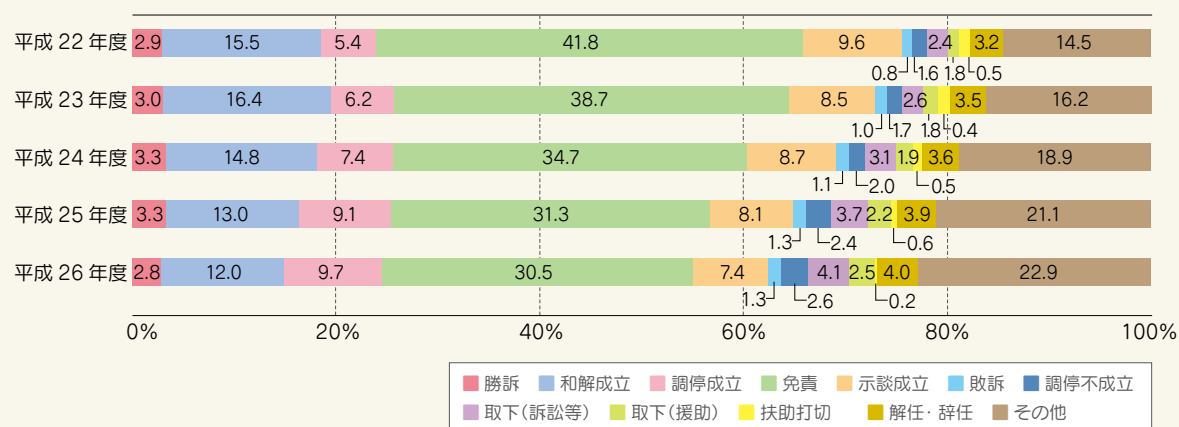


平成26年度における事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裏に終了したものが62.4%と多く、敗訴は1.3%、調停不成立は2.6%である。

なお、免責が年々減少していることから、多重債務事件が減少傾向にあることがうかがえる。

資料 2-16 代理援助事件の結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-12（平成 26 年度のみ）

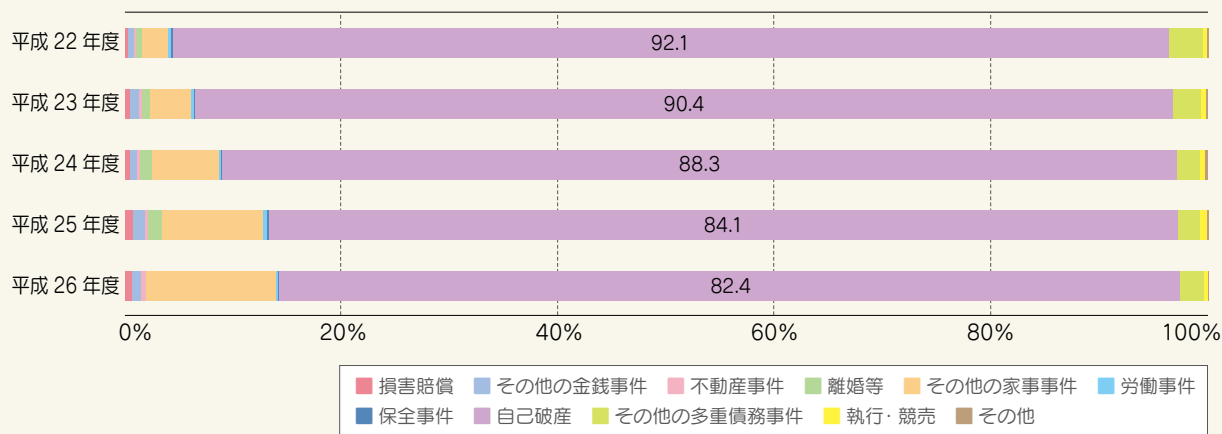


2-9 書類作成援助の状況

平成26年度における書類作成援助では、82.4%が自己破産事件となっている。前年度から1.7ポイント減少し、年々割合は減ってきているものの、依然として書類作成援助の大半を占めている。

資料 2-17 書類作成援助事件の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-13 (平成 26 年度のみ)

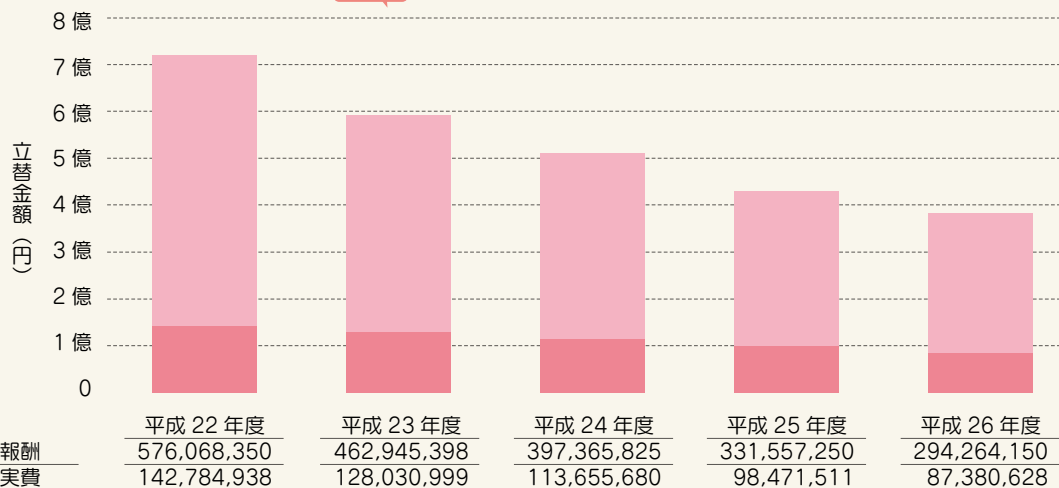


	損害賠償	金銭事件 その他	不動産事件	離婚等	家事事件 その他	労働事件	保全事件	自己破産	多重債務事件 その他	執行・競売	その他
平成22年度	0.2%	0.6%	0.1%	0.6%	2.4%	0.3%	0.1%	92.1%	3.2%	0.3%	0.1%
平成23年度	0.4%	0.8%	0.3%	0.7%	3.8%	0.3%	0.1%	90.4%	2.6%	0.4%	0.2%
平成24年度	0.4%	0.6%	0.3%	1.1%	6.2%	0.2%	0.1%	88.3%	2.1%	0.5%	0.2%
平成25年度	0.7%	1.0%	0.2%	1.3%	9.4%	0.3%	0.2%	84.1%	2.0%	0.6%	0.2%
平成26年度	0.6%	0.8%	0.4%	1.0%	11.9%	0.2%	0.1%	82.4%	2.2%	0.3%	0.1%

書類作成援助にかかる立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の書類作成援助負担金を含む）は、平成22年度7億1885万3288円、平成23年度5億9097万6397円、平成24年度5億1102万1505円、平成25年度4億3002万8761円、平成26年度3億8164万4778円であった。

資料 2-18 書類作成援助立替金実績の推移

地方事務所別データは 付表 2-14



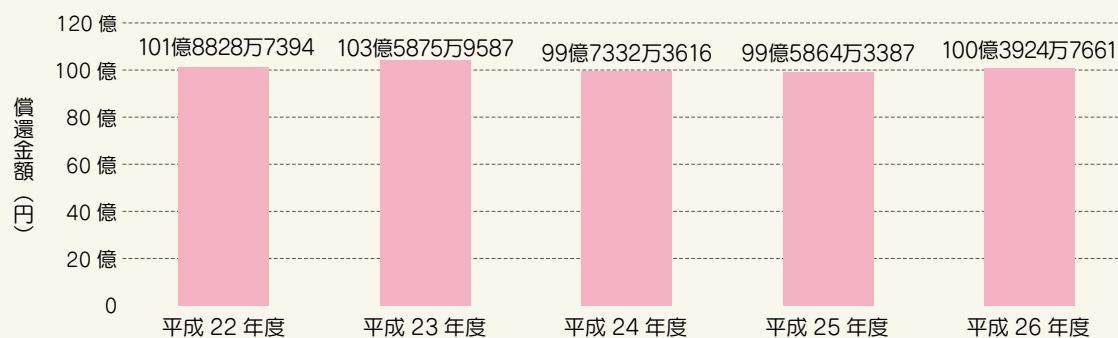
2-10 立替金の償還

(1) 償還

援助開始決定を受けた人は、立替えを受けた弁護士又は司法書士の費用等を、免除（後述）や猶予の決定を受けた場合を除き、完済まで毎月割賦償還する。

立替金償還実績の推移は資料2-19のとおりである。

資料 2-19 立替金償還実績の推移

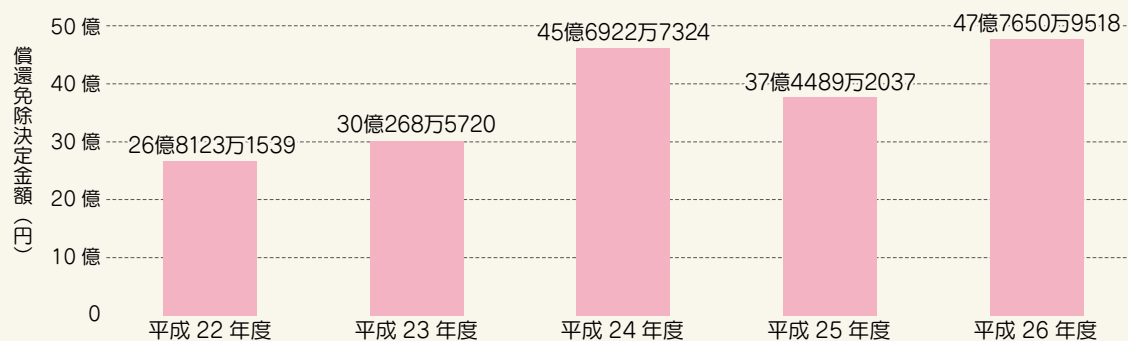


(2) 立替金の免除

立替金については、生活保護を受給しているなどの要件を満たす場合は、償還を免除することが可能である。

立替金償還免除（みなし消滅を含む）実績の推移は、資料2-20のとおりである。

資料 2-20 立替金償還免除実績の推移



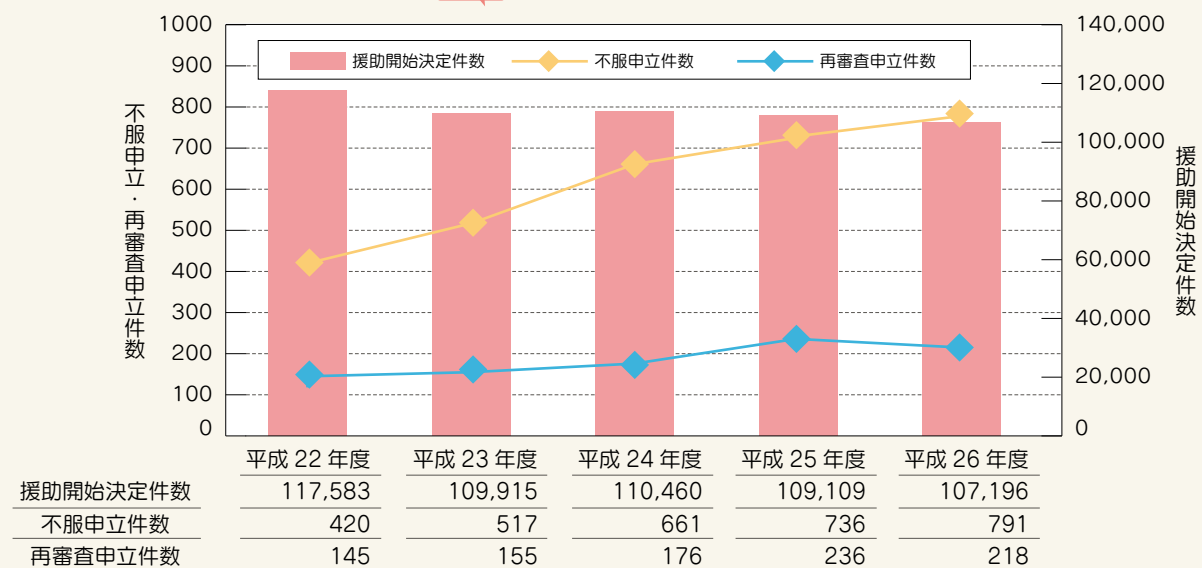
2-11 不服申立てと再審査申立て

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関する地方事務所長の決定に不服がある申込者、被援助者、受任者等は、地方事務所長に対して不服申立てを行うことができる。さらに、不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人又はその他の利害関係人は、理事長に対して再審査の申立てを行うことができる。

平成26年度の不服申立件数は791件（前年度比7.5%増）、再審査申立件数は218件（同7.6%減）であった。

資料 2-21 不服申立てと再審査申立ての件数の推移

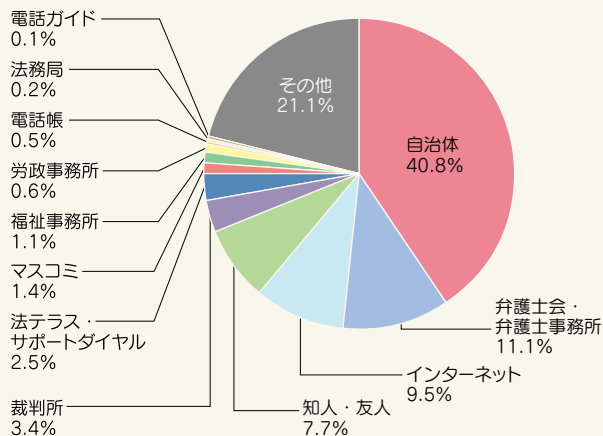
地方事務所別データは 付表 2-15（平成26年度のみ）



2-12 紹介機関

平成26年度に法律相談援助を受けた人が、どの機関から法律相談援助の利用を紹介されたかは資料2-22のとおりである。自治体が40.8%と最も多く、次いで弁護士会・弁護士事務所11.1%、インターネット9.5%、知人・友人7.7%、裁判所3.4%となっており、前年度とほぼ同じ結果となった。

資料 2-22 平成26年度に法律相談援助を受けた人の紹介機関



紹介機関	件 数
自治体	115,163
弁護士会・弁護士事務所	31,306
インターネット	26,787
知人・友人	21,718
裁判所	9,599
法テラス・サポートダイヤル	7,217
マスコミ	3,859
福祉事務所	3,103
労働事務所	1,724
電話帳	1,408
法務局	580
電話ガイド	399
その他	59,506
合計	282,369

付表 2-1 法律相談援助件数の推移

地方事務所	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東京	40,397	40,555	40,449	39,060	38,433
神奈川	16,788	17,309	17,154	16,897	16,345
埼玉	9,156	11,528	11,020	10,979	11,477
千葉	8,267	10,076	10,097	9,328	10,113
茨城	4,715	4,362	2,047	1,959	1,844
栃木	2,364	2,445	2,494	2,157	2,073
群馬	2,148	2,107	2,277	2,315	2,660
静岡	5,870	6,074	6,623	6,928	6,586
山梨	1,834	2,385	2,761	2,662	2,814
長野	2,307	2,369	2,866	3,565	3,681
新潟	3,624	4,601	4,453	4,612	4,386
大阪	22,635	23,692	23,638	23,246	23,854
京都	6,148	6,667	6,854	6,461	6,801
兵庫	11,485	11,269	11,042	10,986	12,466
奈良	2,947	3,187	3,429	3,405	3,717
滋賀	2,003	2,338	2,540	2,797	3,064
和歌山	1,624	1,799	1,762	1,785	2,017
愛知	6,453	7,278	7,823	8,462	9,012
三重	1,690	2,157	2,742	2,731	2,951
岐阜	2,451	2,693	2,842	3,080	3,097
福井	1,239	1,220	1,406	1,531	1,524
石川	1,860	1,743	2,084	2,306	2,481
富山	1,067	1,213	1,231	1,275	1,682
広島	6,907	6,971	7,220	7,363	7,534
山口	3,473	3,218	3,207	3,391	3,170
岡山	2,184	2,305	2,687	2,932	3,097
鳥取	1,782	1,835	1,914	1,913	2,095
島根	1,477	1,367	1,783	1,891	2,058
福岡	12,986	13,250	14,030	14,494	14,680
佐賀	1,861	2,156	2,272	2,589	2,950
長崎	4,632	4,743	4,798	4,803	4,890
大分	4,456	4,392	4,276	3,986	4,017
熊本	3,696	4,399	5,127	5,508	5,577
鹿児島	2,659	4,267	4,612	5,385	5,408
宮崎	4,496	4,927	5,111	5,033	5,258
沖縄	2,615	4,667	5,541	5,585	5,948
宮城	5,227	11,618	2,125	2,206	2,433
福島	2,933	3,430	863	870	928
山形	2,415	2,394	2,375	2,597	2,585
岩手	2,520	3,634	1,060	1,064	1,069
秋田	2,596	2,707	3,005	3,077	3,373
青森	3,609	3,902	3,940	4,055	4,480
札幌	10,525	10,241	10,391	10,312	11,380
函館	1,533	1,436	1,538	2,083	2,437
旭川	2,064	2,198	2,340	2,439	2,482
釧路	3,331	3,452	3,402	3,478	3,311
香川	1,794	1,957	2,090	2,015	1,860
徳島	1,335	1,789	2,128	1,936	2,003
高知	2,423	2,087	2,089	2,051	2,171
愛媛	2,118	1,980	1,996	2,011	2,097
全国合計	256,719	280,389	271,554	273,594	282,369

付表 2-2 平成 26 年度援助決定件数等状況

地方事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期から継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期から継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東 京	26,829	15,455	15,635	26,649	341	143	176	308
神奈川	9,796	6,707	6,400	10,103	265	182	199	248
埼 玉	6,038	4,353	4,822	5,569	266	151	197	220
千 葉	4,219	3,475	3,227	4,467	112	75	112	75
茨 城	1,988	1,378	1,798	1,568	22	19	22	19
栃 木	1,347	1,129	1,225	1,251	29	27	35	21
群 馬	1,599	1,225	1,301	1,523	70	60	64	66
静 岡	3,084	1,850	2,164	2,770	222	135	162	195
山 梨	642	552	570	624	15	8	16	7
長 野	1,237	1,228	1,066	1,399	82	93	85	90
新 潟	1,852	1,488	1,716	1,624	78	59	76	61
大 阪	12,685	9,926	9,853	12,758	452	483	456	479
京 都	3,000	2,347	2,475	2,872	111	125	128	108
兵 庫	5,595	4,205	4,479	5,321	479	371	435	415
奈 良	1,454	1,326	1,376	1,404	46	27	33	40
滋 賀	950	953	858	1,045	49	45	36	58
和歌山	921	746	688	979	42	40	44	38
愛 知	4,403	3,701	3,386	4,718	113	114	110	117
三 重	740	871	752	859	65	92	106	51
岐 阜	807	819	903	723	35	15	25	25
福 井	585	548	506	627	11	8	16	3
石 川	1,052	1,105	1,052	1,105	22	26	21	27
富 山	518	478	501	495	46	26	34	38
広 島	2,340	2,078	2,016	2,402	96	90	98	88
山 口	763	858	816	805	41	30	42	29
岡 山	1,118	1,211	1,146	1,183	39	82	59	62
鳥 取	661	708	650	719	37	11	31	17
島 根	472	485	446	511	2	9	4	7
福 岡	7,212	5,839	6,041	7,010	517	383	434	466
佐 賀	870	847	687	1,030	54	32	42	44
長 崎	1,389	1,084	1,012	1,461	48	53	43	58
大 分	882	1,066	996	952	12	18	12	18
熊 本	2,144	1,692	1,664	2,172	145	80	101	124
鹿児島	1,483	1,484	1,447	1,520	122	123	138	107
宮 崎	2,106	1,522	1,657	1,971	82	22	33	71
沖 縄	1,437	1,220	1,182	1,475	205	170	225	150
宮 城	3,108	2,554	2,415	3,247	30	21	21	30
福 島	952	843	789	1,006	35	28	18	45
山 形	913	892	891	914	14	20	24	10
岩 手	1,159	1,144	1,081	1,222	28	55	45	38
秋 田	747	862	801	808	31	33	36	28
青 森	1,155	1,208	1,201	1,162	52	30	51	31
札 幌	4,621	4,888	4,662	4,847	137	119	132	124
函 館	542	797	771	568	14	7	12	9
旭 川	905	921	896	930	29	17	24	22
釧 路	1,014	1,142	1,127	1,029	15	7	13	9
香 川	371	433	406	398	12	8	8	12
徳 島	530	544	556	518	16	14	12	18
高 知	449	450	445	454	101	149	142	108
愛 媛	639	577	515	701	30	47	49	28
全国合計	131,323	103,214	103,069	131,468	4,917	3,982	4,437	4,462

付表 2-3 援助決定件数の推移

地方事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	前年度比 (倍)	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	前年度比 (倍)
東京	18,952	17,660	17,147	16,078	15,598	0.97	15,702	17,871	18,249	17,101	15,811	0.92
神奈川	7,586	7,422	7,258	7,061	6,889	0.98	6,268	7,136	7,034	6,848	6,599	0.96
埼玉	4,618	4,791	4,694	5,038	4,504	0.89	3,934	4,110	4,733	4,548	5,019	1.10
千葉	3,694	3,444	3,602	3,487	3,550	1.02	2,785	3,188	3,331	3,225	3,339	1.04
茨城	2,123	1,448	1,661	1,543	1,397	0.91	1,930	1,882	1,711	1,672	1,820	1.09
栃木	1,265	1,156	1,254	1,224	1,156	0.94	985	1,152	1,194	1,345	1,260	0.94
群馬	1,421	1,263	1,280	1,245	1,285	1.03	1,267	1,252	1,413	1,356	1,365	1.01
静岡	2,405	2,264	2,361	2,367	1,985	0.84	2,144	2,156	2,754	2,609	2,326	0.89
山梨	593	595	676	653	560	0.86	623	507	654	708	586	0.83
長野	1,033	991	1,048	1,187	1,321	1.11	860	888	1,072	1,112	1,151	1.04
新潟	1,694	1,551	1,672	1,727	1,547	0.90	1,431	1,673	1,439	1,753	1,792	1.02
大阪	10,759	10,511	10,194	10,289	10,409	1.01	8,774	10,497	10,272	10,680	10,309	0.97
京都	3,178	3,105	3,042	2,963	2,472	0.83	2,715	2,813	2,781	3,481	2,603	0.75
兵庫	5,144	4,535	4,498	4,506	4,576	1.02	4,975	4,449	4,353	4,852	4,914	1.01
奈良	1,405	1,280	1,466	1,455	1,353	0.93	1,324	1,211	1,303	1,520	1,409	0.93
滋賀	769	791	864	879	998	1.14	598	901	762	777	894	1.15
和歌山	944	822	808	745	786	1.06	878	796	929	954	732	0.77
愛知	3,771	3,736	3,736	3,852	3,815	0.99	3,214	3,567	3,563	3,522	3,496	0.99
三重	876	773	882	848	963	1.14	893	816	847	830	858	1.03
岐阜	831	846	880	829	834	1.01	706	847	835	867	928	1.07
福井	490	485	514	512	556	1.09	435	458	512	513	522	1.02
石川	1,112	980	1,014	1,095	1,131	1.03	974	1,119	991	993	1,073	1.08
富山	546	479	474	440	504	1.15	495	499	489	429	535	1.25
広島	2,449	2,213	2,281	2,267	2,168	0.96	2,123	2,266	2,138	2,467	2,114	0.86
山口	1,059	792	810	924	888	0.96	996	1,149	1,092	897	858	0.96
岡山	1,191	1,169	1,237	1,159	1,293	1.12	1,002	1,870	1,265	1,203	1,205	1.00
鳥取	647	640	569	589	719	1.22	602	625	589	573	681	1.19
島根	497	477	506	501	494	0.99	485	503	490	512	450	0.88
福岡	6,465	6,377	6,587	6,346	6,222	0.98	5,625	6,098	6,380	5,965	6,475	1.09
佐賀	679	773	743	864	879	1.02	530	737	680	788	729	0.93
長崎	1,490	1,242	1,377	1,267	1,137	0.90	1,212	1,503	1,480	1,269	1,055	0.83
大分	1,326	1,188	1,223	1,095	1,084	0.99	1,294	1,235	1,308	1,268	1,008	0.79
熊本	1,736	1,663	1,677	1,838	1,772	0.96	1,245	1,592	1,669	1,948	1,765	0.91
鹿児島	1,305	1,494	1,535	1,650	1,607	0.97	1,118	1,384	1,496	1,519	1,585	1.04
宮崎	1,746	1,611	1,680	1,766	1,544	0.87	1,441	1,591	1,614	1,655	1,690	1.02
沖縄	1,099	1,367	1,380	1,305	1,390	1.07	932	1,081	1,529	1,261	1,407	1.12
宮城	3,376	2,564	2,625	2,512	2,575	1.03	3,331	3,118	3,491	2,661	2,436	0.92
福島	1,158	872	833	827	871	1.05	1,130	1,078	884	853	807	0.95
山形	1,228	1,076	1,074	936	912	0.97	1,272	1,036	1,115	1,162	915	0.79
岩手	1,422	926	1,041	1,134	1,199	1.06	1,357	1,205	1,058	1,094	1,126	1.03
秋田	1,190	875	825	843	895	1.06	1,191	1,105	968	882	837	0.95
青森	1,493	1,238	1,122	1,179	1,238	1.05	1,497	1,265	1,236	1,111	1,252	1.13
札幌	4,682	5,022	5,148	5,019	5,007	1.00	4,175	4,546	4,755	4,421	4,794	1.08
函館	812	645	664	675	804	1.19	772	747	661	693	783	1.13
旭川	1,112	1,074	1,045	1,021	938	0.92	915	991	1,204	1,011	920	0.91
釧路	1,403	1,366	1,218	1,243	1,149	0.92	1,295	1,309	1,305	1,268	1,140	0.90
香川	490	433	429	407	441	1.08	468	480	397	448	414	0.92
徳島	667	575	564	510	558	1.09	693	588	573	590	568	0.96
高知	857	660	590	622	599	0.96	710	751	639	603	587	0.97
愛媛	795	655	652	587	624	1.06	658	738	684	703	564	0.80
全国合計	117,583	109,915	110,460	109,109	107,196	0.98	101,979	110,379	111,921	110,520	107,506	0.97

付表 2-4

契約弁護士数の推移

地方 事務所	契約弁護士数																														
	平成22年度				平成23年度				平成24年度																						
	センター 相対	事務所 相対	受任 予定者 契約率	(参考) 単位数 会員数	センター 相対	事務所 相対	受任 予定者 契約率	(参考) 単位数 会員数	センター 相対	事務所 相対	受任 予定者 契約率	(参考) 単位数 会員数																			
東京	3,056	2,642	3.735	3,217	14,506	25.7%	3,518	3,038	4,185	3,621	15,090	27.7%	3,926	3,485	4.632	3,867	15,679	29.5%	4,274	3,888	5.055	4,219	16,225	31.2%	4,578	4,364	5.413	4,514	16,918	32.0%	
神奈川	682	681	773	621	1,212	63.8%	783	782	869	702	1,294	67.2%	857	880	944	782	1,355	69.7%	924	943	1,008	844	1,481	70.6%	990	1,015	1,069	907	1,493	71.6%	
千葉	276	346	372	352	572	64.5%	333	395	424	400	639	66.4%	372	438	474	442	674	69.7%	411	481	515	482	725	70.1%	544	511	544	511	743	71.9%	
埼玉	232	347	365	336	542	67.3%	282	394	416	389	581	71.6%	325	449	467	435	640	73.0%	365	483	502	465	671	74.8%	412	533	548	509	723	75.8%	
茨城	139	146	146	144	187	78.1%	160	168	168	166	209	80.4%	175	184	184	184	223	82.5%	195	206	205	245	245	84.1%	213	226	226	224	261	86.6%	
栃木	102	112	113	109	156	72.4%	112	124	127	122	175	72.6%	119	136	139	135	188	73.9%	124	142	146	141	197	74.1%	135	153	157	152	209	75.1%	
群馬	160	164	167	166	216	77.3%	171	180	183	181	237	77.2%	182	192	198	193	255	77.6%	184	198	208	203	264	78.8%	198	216	224	216	273	82.1%	
静岡	263	246	289	235	360	74.0%	300	286	296	270	381	77.7%	307	292	304	277	401	75.8%	341	326	335	304	420	79.8%	359	343	353	321	435	81.1%	
山梨	80	80	79	77	93	84.9%	87	87	86	84	103	83.5%	93	93	92	90	107	86.0%	103	103	102	101	117	87.0%	106	106	105	104	118	89.0%	
長野	149	156	154	151	184	83.7%	161	171	169	166	200	84.5%	172	184	182	179	213	85.4%	185	198	197	194	228	86.4%	191	204	203	200	236	86.0%	
新潟	177	182	185	184	218	84.9%	199	202	203	201	233	87.1%	212	214	215	213	243	88.5%	220	221	222	220	251	88.4%	226	227	227	225	262	86.6%	
大阪	1,975	2,053	2,278	1,156	3,714	64.0%	2,161	2,262	2,533	1,265	3,857	65.7%	2,310	2,414	2,667	1,355	3,998	66.7%	2,502	2,585	2,833	1,487	4,133	68.5%	2,644	2,729	2,962	1,584	4,226	70.1%	
京都	420	404	432	394	534	80.9%	467	441	477	437	589	81.0%	500	475	509	465	632	80.5%	529	506	537	488	664	80.9%	554	528	561	509	697	80.5%	
兵庫	472	494	500	467	675	74.1%	534	552	560	523	715	78.3%	570	594	605	563	757	79.9%	613	635	645	603	811	79.5%	670	686	693	649	847	81.8%	
奈良	113	114	114	111	137	83.2%	119	121	120	116	141	85.1%	129	130	130	124	152	85.5%	136	138	138	131	157	87.9%	141	143	143	135	167	85.6%	
滋賀	88	90	90	87	112	80.4%	104	106	106	103	124	85.5%	115	117	117	115	135	86.7%	119	122	122	119	139	87.9%	126	128	128	125	141	90.8%	
和歌山	87	100	104	99	121	86.0%	90	101	107	102	124	86.3%	110	114	115	108	131	87.8%	116	121	123	115	140	87.9%	119	122	124	115	141	87.9%	
愛知	595	565	619	197	1,444	56.7%	657	638	886	250	1,545	58.0%	731	718	960	294	1,615	59.4%	790	804	1,029	339	1,898	60.6%	847	879	1,083	392	1,783	60.7%	
三重	95	100	101	94	137	73.7%	108	116	117	106	151	77.5%	114	122	123	110	159	77.4%	128	134	136	117	171	79.5%	132	137	139	121	180	77.2%	
岐阜	97	102	104	100	144	72.2%	98	102	106	100	156	67.9%	115	117	121	113	163	74.2%	123	128	133	120	178	74.7%	127	133	138	123	186	74.2%	
福井	75	76	76	74	89	85.4%	78	79	79	76	91	86.8%	82	83	83	78	95	87.4%	86	87	87	80	98	88.8%	90	91	91	84	102	89.2%	
石川	107	108	108	108	125	86.4%	121	122	122	121	141	86.5%	132	134	134	131	153	87.6%	146	148	149	144	166	88.8%	148	150	150	146	166	90.4%	
富山	69	71	71	61	86	82.6%	73	75	75	65	97	77.3%	78	78	79	70	99	79.8%	87	85	86	78	106	81.1%	93	88	90	84	110	81.8%	
広島	295	319	338	334	449	75.3%	322	349	366	357	478	76.6%	345	373	392	380	500	78.4%	381	410	426	414	526	81.0%	399	427	441	429	545	80.9%	
山口	106	115	107	107	132	81.1%	109	119	111	111	133	83.5%	112	121	115	115	145	79.3%	122	130	125	125	149	83.9%	130	138	133	133	157	84.7%	
岡山	237	237	243	238	300	81.0%	255	257	261	255	313	83.4%	271	273	278	271	340	81.8%	287	290	295	288	355	83.1%	297	296	301	295	368	81.8%	
鳥取	49	49	48	48	57	84.2%	52	52	51	51	60	85.0%	54	55	54	54	64	84.4%	55	56	55	55	66	80.9%	58	59	58	57	67	86.6%	
島根	45	45	45	45	59	76.3%	53	53	53	53	64	82.8%	55	55	55	55	67	82.1%	58	58	58	57	71	81.7%	63	63	63	63	76	82.9%	
福岡	614	617	667	624	924	72.2%	659	669	713	668	985	72.4%	725	737	778	730	1,039	74.9%	759	773	814	768	1,090	74.7%	786	805	845	799	1,148	73.6%	
佐賀	67	75	72	71	82	87.8%	74	80	78	77	86	90.7%	77	83	82	80	92	89.1%	84	90	90	87	97	92.8%	87	92	94	91	98	95.9%	
長崎	111	113	111	113	137	82.5%	123	125	125	124	147	85.0%	131	133	133	130	154	86.4%	138	140	140	137	161	87.0%	133	136	136	133	158	86.1%	
大分	106	108	108	108	125	86.4%	109	110	111	111	131	84.7%	114	111	112	112	133	84.2%	120	118	119	119	140	85.0%	128	127	128	128	151	84.8%	
熊本	159	156	160	155	205	78.0%	173	171	174	169	220	79.1%	185	182	185	180	230	80.4%	201	198	201	196	244	82.1%	200	203	206	200	256	80.5%	
鹿児島	104	106	107	106	144	74.3%	121	122	122	122	167	73.7%	130	132	132	132	175	76.0%	133	136	137	136	184	74.5%	140	143	143	143	189	75.7%	
宮崎	85	86	86	87	99	86.9%	98	99	99	100	111	89.2%	100	101	101	102	121	83.5%	105	106	106	107	123	86.2%	109	111	111	111	133	85.4%	
沖縄	114	124	125	119	229	54.6%	128	134	134	128	234	57.3%	135	142	142	134	243	58.4%	146	155	156	147	249	62.7%	151	161	162	152	249	65.1%	
宮城	249	260	271	228	360	75.3%	289	300	309	267	376	82.2%	305	316	322	283	395	81.5%	322	334	339	301	409	82.9%	341	352	357	322	432	82.6%	
福島	126	127	128	126	154	83.1%	134	136	137	135	153	89.5%	147	152	152	145	169	90.5%	155	159	159	158	177	89.8%	166	170	170	169	183	82.9%	
山形	68	70	68	67	79	86.1%	73	75	74	73	83	89.2%	80	80	79	78	89	88.8%	84	84	83	82	92	90.2%	87	87	86	85	94	91.5%	
岩手	65	67	68	65	80	85.0%	77	79	80	77	95	84.2%	79	81	82	79	92	89.1%	87	88	90	87	99	90.3%	91	91	93	90	103	90.9%	
秋田	57	60	61	57	67	91.0%	61	64	65	61	70	92.9%	64	66	67	62	73	91.8%	68	71	72	67	78	92.3%	66	69	70	65	77	90.9%	
青森	76	76	77	75	89	86.5%	83	83	83	81	97	85.6%	87	88	88	86	107	82.2%	94	96	96	94	116	82.8%	97	98	98	94	119	82.4%	
札幌	404	448	478	454	592	80.7%	451	502	529	505	632	83.7%	475	502	546	520	661	82.6%	507	552	580	556	700	82.9%	522	575	601	578	730	82.3%	
函館	32	32	32	32	39	82.1%	37	37	37	37	44	84.1%	39	38	39	39	48	81.3%	40	39	40	39	40	48	83.3%	42	42	43	43	50	86.0%
旭川	32	44	44	42	54	81.5%	48	57	57	54	63	90.5%	54	62	62	59	69	89.9%	55	62	62	60	68	91.2%	56	63	63	63	69	91.3%	
釧路	48	51	51	51	59	86.4%	51	54	54	54	64	84.4%	59	62	62	60	70	88.6%	60	62	63	63	70	87.5%	60	62	63	63	72	87.5%	
帯広	87	87	86	85	133	84.7%	92	91	91	90	139	85.5%	101	101	100	99	151	86.2%	107	103	106	105	162	86.4%	106	104	107	107	120	82.9%	
徳島	64	64	64	64	74	86.5%	73	73	73	73	83	88.0%	73	73	73	73	90	81.1%	73	72	72	72	91	79.1%	71	70	70	70	92	76.1%	
高松	55	53	57	44	79	72.2%	61	59	63	49	87	72.4%	65</																		

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在。

(注2) 弁護士数(会員数)は、日本弁護士連合会資料による。

付表 2-5

契約弁護士法人数の推移

地方 事務所	契約弁護士法人数																								
	平成22年度					平成23年度					平成24年度					平成25年度					平成26年度				
	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	
東京	33	36	44	37	41	48	57	46	46	53	62	50	56	68	79	64	67	80	92	73					
神奈川	8	8	9	8	12	12	13	11	14	14	15	13	18	19	20	18	20	21	22	20					
埼玉	8	8	8	8	10	10	10	10	11	11	11	11	11	12	12	12	14	15	16	14					
千葉	6	6	6	6	6	6	6	6	9	9	10	10	10	11	12	11	9	10	11	10					
茨城	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3					
栃木	2	2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
群馬	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6					
静岡	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	5	5	5					
山梨					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3					
新潟	5	5	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	9	9	9	9					
大阪	44	46	47	36	50	52	53	41	55	58	60	45	63	67	69	53	74	78	78	62					
京都	9	10	10	9	11	12	12	11	11	12	12	11	10	11	11	10	15	16	16	15					
兵庫	9	9	9	9	14	14	14	14	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15					
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2					
滋賀					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
愛知	17	17	20	17	19	20	23	20	22	25	27	24	23	29	31	26	24	30	32	27					
三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0					
岐阜	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6					
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
石川	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
富山					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
広島	5	5	5	5	7	7	7	7	10	10	10	10	14	14	14	14	15	15	15	15					
山口	5	5	5	5	6	7	7	7	6	8	8	8	6	8	8	8	7	9	9	9					
岡山	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	7	7	7	7	7	7	7	7					
鳥取	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5					
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2					
福岡	9	8	9	7	12	11	12	10	13	12	13	11	17	17	18	15	22	22	23	20					
佐賀	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6					
長崎	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6	8	8	8	8					
大分	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	13	12	12	12	13	12	12	12					
熊本	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	6	6	6	6	9	10	10	10					
鹿児島	7	7	7	7	9	9	9	9	11	11	11	11	15	15	15	15	16	16	16	16					
宮崎	8	8	8	8	9	9	9	9	10	10	10	10	11	11	11	11	13	13	13	13					
沖縄	1	1	1	1	1	1	2	2	0	0	1	1	2	2	3	3	3	3	3	3					
宮城	5	5	5	5	5	5	5	5	7	7	7	7	9	9	9	9	10	10	10	10					
福島	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	8	8	8	7	8	8	8	7					
山形	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
秋田	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
青森	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	3	4	4	4	3					
札幌	9	10	10	10	12	13	14	13	15	16	17	16	18	19	21	19	20	22	24	22					
函館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
旭川	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
釧路	7	7	7	7	8	8	8	8	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10					
青川					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
徳島	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5					
高知					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
愛媛	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3					
全国合計	266	273	288	263	318	331	348	315	364	382	400	363	422	453	474	426	479	513	533	479					

(注) 契約弁護士法人数は、いずれも各年度末現在。

付表 2-8 平成 26 年度法律相談援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーグ 条約 事件	その他	合計
	損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計				
東 京	4,074	3,865	7,939	2,786	7,339	3,936	11,275	2,604	48	6,740	4,655	11,395	143	3	2,240	38,433
神奈川	1,828	1,077	2,905	931	3,885	1,467	5,352	654	10	3,419	2,531	5,950	83	4	456	16,345
埼 玉	1,307	791	2,098	554	3,003	1,050	4,053	373	7	2,554	1,482	4,036	47	0	309	11,477
千 葉	947	595	1,542	458	2,480	1,063	3,543	498	3	2,191	1,714	3,905	22	0	142	10,113
茨 城	147	107	254	56	375	175	550	66	0	589	301	890	11	0	17	1,844
栃 木	212	123	335	58	486	200	686	110	3	465	383	848	14	0	19	2,073
群 馬	388	179	567	105	673	201	874	146	3	484	368	852	11	0	102	2,660
静 岡	809	574	1,383	331	1,800	708	2,508	325	4	981	789	1,770	30	0	235	6,586
山 梨	298	287	585	162	658	303	961	139	1	556	314	870	19	1	76	2,814
長 野	388	376	764	125	1,059	386	1,445	144	2	584	475	1,059	20	0	122	3,681
新 潟	457	385	842	164	1,120	617	1,737	157	5	689	659	1,348	26	0	107	4,386
大 阪	3,254	1,735	4,989	1,143	4,150	1,996	6,146	1,705	22	5,115	3,463	8,578	122	4	1,145	23,854
京 都	1,072	674	1,746	548	1,511	810	2,321	390	13	868	624	1,492	32	1	258	6,801
兵 庫	1,520	997	2,517	564	2,790	1,222	4,012	572	14	1,911	2,439	4,350	57	0	380	12,466
奈 良	417	284	701	179	887	419	1,306	201	8	629	486	1,115	14	1	192	3,717
滋 賀	443	301	744	151	847	292	1,139	143	5	431	335	766	20	1	95	3,064
和歌山	254	129	383	83	469	256	725	66	0	371	331	702	7	0	51	2,017
愛 知	1,226	665	1,891	491	2,267	820	3,087	596	18	1,332	1,217	2,549	56	3	321	9,012
三 重	379	270	649	124	786	211	997	137	1	472	427	899	21	0	123	2,951
岐 阜	345	298	643	106	984	330	1,314	161	1	452	323	775	7	0	90	3,097
福 井	141	146	287	49	412	174	586	83	1	229	257	486	6	0	26	1,524
石 川	274	263	537	95	700	340	1,040	133	0	311	275	586	22	0	68	2,481
富 山	168	173	341	74	479	228	707	112	0	215	157	372	26	0	50	1,682
広 島	1,057	586	1,643	322	1,728	868	2,596	325	16	1,234	1,081	2,315	27	0	290	7,534
山 口	292	333	625	131	794	386	1,180	116	6	445	586	1,031	10	0	71	3,170
岡 山	375	298	673	191	816	398	1,214	171	5	359	353	712	14	0	117	3,097
鳥 取	206	197	403	82	464	287	751	68	2	338	390	728	7	0	54	2,095
島 根	310	147	457	117	484	265	749	78	1	236	351	587	8	0	61	2,058
福 岡	1,730	1,125	2,855	750	2,757	1,526	4,283	584	13	2,654	3,076	5,730	44	0	421	14,680
佐 賀	376	338	714	73	651	344	995	125	10	537	421	958	19	0	56	2,950
長 崎	562	411	973	245	1,004	672	1,676	152	2	809	843	1,652	37	0	153	4,890
大 分	445	325	770	223	950	391	1,341	180	3	697	731	1,428	2	0	70	4,017
熊 本	761	751	1,512	248	1,056	579	1,635	176	6	853	890	1,743	21	0	236	5,577
鹿児島	714	545	1,259	345	1,224	647	1,871	172	5	636	955	1,591	24	0	141	5,408
宮 崎	815	545	1,360	210	1,170	491	1,661	312	11	623	933	1,556	29	0	119	5,258
沖 縄	731	409	1,140	440	1,006	671	1,677	148	4	616	1,741	2,357	21	0	161	5,948
宮 城	230	143	373	89	584	272	856	125	1	573	367	940	4	0	45	2,433
福 島	75	66	141	46	238	98	336	67	0	173	144	317	3	0	18	928
山 形	218	206	424	101	655	345	1,000	101	1	411	483	894	28	0	36	2,585
岩 手	59	46	105	33	252	111	363	34	2	350	168	518	2	0	12	1,069
秋 田	364	436	800	178	740	438	1,178	80	6	457	536	993	31	0	107	3,373
青 森	474	325	799	257	972	541	1,513	194	3	789	752	1,541	25	0	148	4,480
札 幌	947	928	1,875	620	2,456	1,227	3,683	546	44	2,037	2,154	4,191	40	0	381	11,380
函 館	296	197	493	140	489	334	823	70	1	365	436	801	7	0	102	2,437
旭 川	304	214	518	109	636	196	832	128	1	428	419	847	13	0	34	2,482
釧 路	402	213	615	117	868	301	1,169	124	7	581	620	1,201	11	0	67	3,311
香 川	211	127	338	80	426	227	653	69	3	310	322	632	8	0	77	1,860
徳 島	233	171	404	129	493	270	763	65	6	290	275	565	17	0	54	2,003
高 知	300	212	512	105	398	229	627	78	0	325	451	776	2	0	71	2,171
愛 媛	203	188	391	94	429	220	649	83	0	484	354	838	6	0	36	2,097
全国合計	33,038	23,776	56,814	14,812	62,900	29,538	92,438	13,886	328	49,198	43,837	93,035	1,276	18	9,762	282,369
割合	11.7%	8.4%	20.1%	5.2%	22.3%	10.5%	32.8%	4.9%	0.1%	17.4%	15.5%	32.9%	0.5%	0.0%	3.5%	100.0%

付表 2-9

法律相談費の推移

地方 事務所	平成22年度					平成23年度					平成24年度					平成25年度					平成26年度				
	センター 相談件数	事務所 相談件数	相対 相談件数	件数計	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	相対 相談件数	件数計	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	相対 相談件数	件数計	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	相対 相談件数	件数計	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	相対 相談件数	件数計	
東京	33,850	6,547	40,397	82	214,215,648	34,272	6,283	40,555	127	211,827,150	32,874	7,575	40,449	137	202,766,200	30,519	8,541	39,060	110	198,930,050	28,781	9,652	38,433	102	222,166,970
神奈川	10,130	6,658	16,788	36	89,155,500	10,433	6,876	17,309	59	86,950,500	10,366	6,788	17,154	51	85,877,950	10,087	6,810	16,897	58	86,991,160	9,817	6,528	16,345	57	95,175,280
埼玉	3,846	5,310	9,156	44	45,646,650	5,857	5,671	11,528	81	60,099,900	5,536	5,484	11,020	93	51,120,300	5,171	5,808	10,979	65	52,708,770	5,620	5,857	11,477	79	62,119,950
千葉	5,554	2,713	8,267	35	41,852,500	6,360	3,716	10,076	28	50,895,420	5,937	4,160	10,097	47	48,631,800	5,214	4,141	9,328	20	45,621,450	5,426	4,687	10,113	32	55,017,098
茨城	945	3,770	4,715	17	21,648,900	1,095	3,267	4,362	8	21,895,650	202	1,845	2,047	9	7,338,450	146	1,813	1,959	14	8,704,500	139	1,705	1,844	30	9,213,240
栃木	318	2,046	2,364	10	12,885,600	316	2,129	2,445	13	12,465,600	354	2,140	2,494	13	12,398,400	329	1,828	2,157	17	10,927,500	335	1,738	2,073	14	11,835,180
群馬	854	1,294	2,148	0	10,589,250	940	1,167	2,107	3	9,263,300	1,250	1,027	2,277	5	9,328,200	1,312	1,003	2,315	3	10,703,700	1,518	1,142	2,660	7	13,520,220
静岡	3,122	2,748	5,870	32	24,209,850	4,104	1,970	6,074	47	27,318,900	4,360	2,263	6,623	64	24,672,900	4,359	2,569	6,928	51	28,037,630	3,960	2,626	6,586	36	30,361,170
山梨	603	1,231	1,834	2	9,606,450	1,393	992	2,385	6	11,719,050	1,620	1,141	2,761	4	13,422,150	1,410	1,252	2,662	14	13,071,450	1,437	1,377	2,814	23	15,307,050
長野	553	1,754	2,307	11	11,728,500	492	1,877	2,369	17	12,623,100	400	2,466	2,866	30	14,331,450	310	3,255	3,565	24	17,784,900	366	3,315	3,681	25	20,379,870
新潟	1,301	2,323	3,624	26	18,797,100	2,327	2,274	4,601	26	24,211,950	1,767	2,866	4,633	32	21,815,850	2,001	2,611	4,612	30	22,641,150	1,913	2,473	4,386	31	24,339,420
大阪	14,365	8,270	22,635	29	123,804,450	15,761	7,931	23,692	28	117,696,053	15,682	7,956	23,638	42	121,159,160	14,789	8,457	23,246	49	123,393,300	14,156	9,698	23,854	49	143,533,980
京都	2,834	3,314	6,148	30	30,910,950	4,569	2,098	6,667	28	32,752,650	4,502	2,352	6,854	33	31,804,500	4,070	2,391	6,461	27	30,430,450	4,010	2,791	6,801	26	36,668,450
兵庫	6,199	5,286	11,485	63	58,076,550	6,665	4,604	11,269	62	54,308,220	5,566	5,476	11,042	84	56,102,550	5,312	5,674	10,986	88	55,961,850	5,364	7,102	12,466	72	69,114,110
奈良	825	2,122	2,947	10	14,833,350	1,131	2,056	3,187	16	14,826,000	974	2,455	3,429	19	15,219,750	942	2,463	3,405	11	16,319,100	1,007	2,710	3,717	14	20,347,290
滋賀	663	1,340	2,003	17	8,794,800	986	1,352	2,338	23	12,028,800	914	1,626	2,540	17	10,445,400	934	1,863	2,797	25	12,089,700	988	2,076	3,064	24	15,312,810
和歌山	753	871	1,624	5	8,470,350	952	847	1,799	3	9,448,950	946	816	1,762	2	8,649,900	927	858	1,785	7	8,563,950	1,056	961	2,017	4	10,732,950
愛知	3,040	3,413	6,453	68	32,052,300	5,337	1,941	7,278	64	35,289,950	5,598	2,225	7,823	78	36,122,600	5,497	2,965	8,462	65	40,841,011	5,284	3,728	9,012	81	48,907,260
三重	537	1,153	1,690	9	8,316,000	1,074	1,083	2,157	12	12,877,200	1,159	1,583	2,742	15	14,981,400	1,090	1,641	2,731	24	14,396,550	1,242	1,709	2,951	14	17,097,480
岐阜	1,378	1,073	2,451	6	8,822,100	1,921	772	2,693	23	11,926,950	2,028	814	2,842	18	7,541,100	2,005	1,075	3,080	17	9,691,650	1,936	1,161	3,097	18	11,497,530
福井	494	745	1,239	0	6,515,250	574	646	1,220	0	5,990,250	612	794	1,406	1	6,892,200	647	884	1,531	8	7,352,100	652	872	1,524	8	8,403,030
石川	515	1,345	1,860	3	10,406,550	780	963	1,743	6	9,091,950	794	1,290	2,084	3	11,183,550	830	1,476	2,306	5	12,382,650	827	1,654	2,481	12	14,644,950
富山	762	305	1,067	0	4,819,500	737	476	1,213	4	5,664,750	664	567	1,231	3	4,742,850	659	616	1,275	9	5,283,600	707	975	1,682	2	7,795,170
石巻	1,959	4,948	6,907	14	34,074,600	2,475	4,496	6,971	33	33,631,200	2,859	4,361	7,220	28	33,607,220	2,659	4,734	7,393	32	35,447,520	2,435	5,099	7,534	37	41,725,500
山口	604	2,869	3,473	8	17,300,850	1,342	1,876	3,218	20	15,634,500	1,239	1,968	3,207	13	14,348,250	1,260	2,131	3,391	21	16,046,100	1,222	1,948	3,170	20	16,673,070
岡山	706	1,478	2,184	14	11,962,650	1,124	1,181	2,305	15	11,816,700	1,309	1,378	2,687	21	13,604,850	1,423	1,509	2,932	33	14,462,700	1,464	1,633	3,097	31	17,001,360
鳥取	729	1,053	1,782	13	6,814,500	857	978	1,835	20	9,456,300	844	1,070	1,914	14	7,406,700	734	1,179	1,913	23	8,267,790	726	1,369	2,095	41	10,032,120
島根	818	659	1,477	15	5,488,350	877	490	1,367	12	6,819,750	1,033	750	1,783	13	6,285,300	812	1,079	1,891	14	8,333,850	875	1,183	2,058	23	9,526,300
徳島	6,620	6,366	12,986	46	60,496,900	7,272	5,978	13,250	44	61,974,150	6,986	7,045	14,030	44	64,588,650	7,375	7,119	14,494	84	70,049,700	7,079	7,601	14,680	86	80,989,200
佐賀	745	1,116	1,861	12	10,062,150	808	1,348	2,156	14	10,857,000	751	1,521	2,272	20	10,648,050	709	1,880	2,589	21	12,724,050	723	2,227	2,950	28	16,205,820
長崎	1,449	3,183	4,632	27	19,396,410	2,122	2,621	4,743	78	22,955,070	1,777	3,021	4,798	69	19,150,950	1,769	3,034	4,803	48	19,279,540	1,824	3,066	4,890	73	21,561,240
大分	1,325	3,313	4,456	4	22,407,000	2,279	2,113	4,392	17	19,829,250	2,202	2,074	4,276	26	19,769,400	1,986	2,000	3,986	33	18,760,350	1,901	2,116	4,017	25	21,009,930
熊本	966	2,730	3,696	22	16,747,500	1,482	2,917	4,399	25	21,186,900	1,335	3,792	5,127	39	22,228,500	1,473	4,035	5,508	43	22,813,350	1,498	4,079	5,577	59	28,206,000
鹿児島	736	1,923	2,659	35	11,895,450	1,173	3,094	4,267	48	22,083,850	989	3,623	4,612	39	20,852,650	1,252	4,133	5,385	50	23,543,900	1,254	4,154	5,408	45	25,934,010
宮崎	1,269	3,227	4,496	33	22,011,258	1,309	3,618	4,927	58	23,740,500	1,229	3,882	5,111	68	23,547,300	1,286	3,747	5,033	61	23,395,050	1,279	3,979	5,258	67	27,673,320
沖縄	1,153	1,462	2,615	18	10,542,320	1,907	2,760	4,667	24	22,236,600	2,334	3,207	5,541	26	25,035,040	2,349	3,236	5,585	46	25,633,620	2,591	3,357	5,948	40	29,819,785
宮城	2,291	2,936	5,227	3	25,131,750	9,609	2,009	11,618	6	69,144,980	418	1,707	2,125	1	7,733,370	445	1,761	2,206	2	12,242,880	490	1,943	2,433	3	15,152,700
山形	186	2,229	2,415	10	13,148,100	565	1,829	2,394	21	12,154,800	616	1,759	2,375	6	11,762,100	712	1,885	2,597	17	13,063,350	670	1,915	2,585	17	14,589,514
岩手	788	1,762	2,520	9	11,678,100	2,151	1,483	3,634	17	35,640,532	153	907	1,060	2	3,279,360	134	930	1,064	5	4,865,700	124	945	1,069	6	5,724,060
秋田	683	1,913	2,596	6	13,4																				

付表 2-10 平成 26 年度代理援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーグ 条約 事件	その他	合計
	損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計				
東 京	955	1,055	2,010	448	2,994	1,283	4,277	404	168	5,930	1,918	7,848	197	7	96	15,455
神奈川	454	188	642	165	1,659	583	2,242	103	48	2,316	1,029	3,345	100	1	61	6,707
埼 玉	307	142	449	66	991	364	1,355	67	57	1,701	562	2,263	46	0	50	4,353
千 葉	178	108	286	54	776	312	1,088	76	34	1,428	453	1,881	34	0	22	3,475
茨 城	68	44	112	20	273	101	374	35	6	578	237	815	9	0	7	1,378
栃 木	80	47	127	19	251	95	346	43	13	380	184	564	13	0	4	1,129
群 馬	154	56	210	20	342	72	414	49	10	344	148	492	11	0	19	1,225
静 岡	154	95	249	33	471	166	637	33	22	613	217	830	24	0	22	1,850
山 梨	51	27	78	14	103	48	151	16	5	194	87	281	6	0	1	552
長 野	88	62	150	13	314	134	448	19	20	381	169	550	17	0	11	1,228
新 潟	126	74	200	27	387	174	561	19	16	469	173	642	19	0	4	1,488
大 阪	1,078	481	1,559	271	1,958	820	2,778	254	118	3,402	1,255	4,657	133	5	151	9,926
京 都	273	130	403	94	617	237	854	62	74	594	205	799	44	1	16	2,347
兵 庫	403	205	608	100	955	395	1,350	116	54	1,282	601	1,883	48	0	46	4,205
奈 良	131	62	193	32	318	169	487	25	16	365	169	534	25	0	14	1,326
滋 賀	131	40	171	24	217	103	320	18	16	298	82	380	8	0	16	953
和歌山	70	27	97	28	190	62	252	6	15	231	92	323	9	0	16	746
愛 知	350	150	500	72	1,175	366	1,541	119	34	978	359	1,337	43	4	51	3,701
三 重	97	31	128	9	265	79	344	16	6	238	75	313	19	0	36	871
岐 阜	74	26	100	16	251	72	323	15	8	273	72	345	9	0	3	819
福 井	55	27	82	10	149	52	201	15	6	151	69	220	5	0	9	548
石 川	107	58	165	17	339	150	489	35	12	247	108	355	24	0	8	1,105
富 山	31	22	53	5	136	69	205	18	1	131	52	183	6	0	7	478
広 島	189	85	274	40	474	184	658	50	21	681	256	937	17	0	81	2,078
山 口	59	58	117	14	177	86	263	24	4	296	130	426	8	0	2	858
岡 山	101	56	157	35	242	127	369	35	10	411	134	545	7	0	53	1,211
鳥 取	46	20	66	8	183	119	302	13	7	192	106	298	7	0	7	708
島 根	52	23	75	9	139	45	184	9	5	141	58	199	2	0	2	485
福 岡	512	261	773	129	1,194	539	1,733	172	47	1,738	1,149	2,887	67	1	30	5,839
佐 賀	63	43	106	6	209	90	299	19	12	301	82	383	15	0	7	847
長 崎	62	63	125	18	189	127	316	13	8	416	170	586	11	0	7	1,084
大 分	75	27	102	17	289	91	380	22	9	377	148	525	7	0	4	1,066
熊 本	163	76	239	41	344	162	506	26	22	524	253	777	7	0	74	1,692
鹿児島	144	76	220	47	341	160	501	24	13	441	216	657	15	0	7	1,484
宮 崎	172	100	272	24	283	84	367	61	24	414	333	747	14	0	13	1,522
沖 縄	120	63	183	42	234	134	368	25	14	306	251	557	9	0	22	1,220
宮 城	190	122	312	61	670	311	981	86	32	700	329	1,029	30	0	23	2,554
福 島	63	38	101	32	242	84	326	25	6	226	108	334	12	0	7	843
山 形	60	42	102	17	212	100	312	25	7	265	150	415	11	0	3	892
岩 手	54	40	94	30	267	142	409	20	6	407	167	574	8	0	3	1,144
秋 田	68	40	108	11	152	79	231	16	8	329	146	475	7	0	6	862
青 森	94	35	129	30	175	98	273	21	14	498	228	726	11	0	4	1,208
札 幌	326	203	529	123	1,058	462	1,520	119	58	1,715	617	2,332	37	1	169	4,888
函 館	79	20	99	17	151	90	241	16	11	268	136	404	4	0	5	797
旭 川	82	36	118	24	216	62	278	16	10	295	156	451	18	0	6	921
釧 路	100	44	144	19	253	96	349	20	10	389	189	578	11	0	11	1,142
香 川	34	22	56	7	81	42	123	6	12	157	58	215	7	0	7	433
徳 島	34	22	56	10	155	71	226	7	6	157	63	220	11	0	8	544
高 知	52	29	81	15	88	34	122	10	2	171	41	212	4	0	4	450
愛 媛	39	17	56	10	83	36	119	10	2	259	71	330	6	0	44	577
全国合計	8,448	4,818	13,266	2,393	23,232	9,561	32,793	2,453	1,139	34,598	14,061	48,659	1,212	20	1,279	103,214
割合	8.2%	4.7%	12.9%	2.3%	22.5%	9.3%	31.8%	2.4%	1.1%	33.5%	13.6%	47.1%	1.2%	0.0%	1.2%	100.0%

付表 2-11

代理援助立替金実績の推移

地方 事務所	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度					
	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計		
東京	50,271,532	2,043,931.00	114,121.83	5,039,000	2,455,640	481,886,521	1,661,185.73	13,741,206.9	-20,000	2,475,586,640	212,938,180	729,680,610	80,062,710	3,000	1,028,680,598	473,722,081	1,624,072,065	15,830,372	14,503,119	0	2,262,590,049	
神奈川	202,766,255	70,089,884	10,138,472	0	1,055,753,889	210,388,686	76,611,925	100,138,472	530,000	1,072,209,995	215,944,947	709,899,735	58,187,972	-23,000	1,016,842,284	473,722,081	1,624,072,065	15,830,372	14,503,119	0	996,141,920	
埼玉	115,633,338	516,179,360	39,112,423	19,000	697,656,520	120,788,661	47,763,501	48,088,615	80,000	630,699,387	128,888,477	570,297,491	55,264,041	0	684,932,915	128,888,477	570,297,491	55,264,041	0	616,406,460		
千葉	8,738,334	3,951,730.60	24,842,382	1,000,000	50,900,566	97,078,339	376,938,710	29,924,883	0	471,159,695	33,028,407	332,830,350	31,599,355	29,012,281	0	408,153,784	33,028,407	332,830,350	31,599,355	29,012,281	0	408,885,987
茨城	5,550,722	2,553,734.00	8,889,884	0	25,821,046	35,914,278	148,177,875	9,127,274	10,000	19,327,227	38,222,000	169,899,900	7,486,035	-18,000	215,181,048	38,222,000	169,899,900	7,486,035	-18,000	0	87,043,815	
栃木	32,346,550	12,446,200	9,824,650	1,800,000	98,871,500	314,578,007	12,940,082	0	174,338,879	32,201,463	13,666,335	144,444,059	0	179,127,222	312,030,95	19,867,255	14,444,059	0	168,868,886	0	168,868,886	
群馬	33,477,434	142,224,650	11,220,665	0	98,897,340	30,446,225	12,587,950	17,955,565	0	177,198,820	33,121,457	12,956,400	253,683,65	0	184,569,683	270,120,05	120,900,380	19,117,397	0	180,871,353		
静岡	94,583,663	245,330,640	15,693,367	4,500,000	339,254,160	50,127,199	237,487,480	20,783,975	0	306,654,254	53,631,661	246,462,451	283,448,09	0	328,693,921	541,155,76	237,146,412	34,162,554	0	278,972,548		
山梨	14,441,220	681,050.00	10,331,355	0	93,045,255	13,653,991	661,363,50	8,426,800	0	82,222,091	17,474,466	72,830,000	19,760,165	0	100,551,747	15,903,019	69,844,650	16,266,132	0	81,055,560		
長野	40,633,327	187,996,550	14,083,117	0	47,392,070	35,672,366	101,530,900	15,244,005	0	152,329,279	24,825,771	107,672,600	19,726,055	0	151,493,376	240,973,865	116,504,340	14,750,077	0	186,278,287		
新潟	2,476,592	187,996,550	19,700,202	0	248,250,079	35,322,288	152,256,800	23,946,110	-1,000,000	214,225,199	37,580,469	180,027,750	27,215,162	0	233,978,371	42,683,443	172,355,320	34,333,923	0	224,836,747		
大阪	281,213,782	1,131,544,025	84,544,197	3,910,000	1,481,332,984	251,779,840	1,048,118,624	94,352,711	-1,000,000	1,390,693,975	239,596,304	997,189,155	113,089,605	0	1,348,865,104	258,693,733	998,590,700	120,426,654	0	1,431,361,135		
京都	73,589,013	328,530,700	29,995,487	5,850,000	477,775,210	73,871,480	365,336,700	36,871,075	0	416,305,286	70,258,421	290,680,995	36,171,992	0	397,247,338	725,700,61	283,468,449	59,604,501	0	331,326,247		
兵庫	111,733,955	504,725,443	47,509,784	0	644,136,282	107,463,850	454,697,120	52,164,276	0	614,266,246	103,861,696	432,843,830	49,745,822	0	586,271,348	1,094,750,09	454,768,526	494,768,526	0	607,227,366		
奈良	34,682,78	147,955,380	11,927,333	480,000	94,955,189	33,211,943	153,320,700	11,401,199	20,000	180,555,842	38,249,005	158,388,255	17,283,770	-20,000	211,874,200	403,731,52	151,493,702	22,487,972	0	193,921,034		
滋賀	18,225,738	81,231,510	5,822,301	60,000	105,911,990	18,333,389	77,480,750	8,353,363	0	104,175,507	20,201,159	81,798,335	10,745,647	0	112,735,201	20,910,265	83,091,850	10,020,882	0	134,463,302		
愛知	96,060,067	389,948,700	50,943,555	0	544,188,482	98,570,337	380,166,750	45,638,710	0	534,357,797	98,710,227	380,888,550	55,583,726	0	535,867,703	376,937,699	59,231,537	47,279,688	0	546,485,605		
岐阜	18,694,15	88,121,000	4,827,261	0	111,688,796	19,427,068	88,187,300	9,325,282	0	117,946,786	20,975,504	86,715,363	10,710,766	0	128,321,48	13,964,213	83,971,210	15,972,702	0	138,974,423		
福井	11,030,710	52,941,000	4,867,465	2,000,000	70,779,356	12,272,384	53,196,300	5,984,195	0	71,461,823	12,716,571	59,960,600	4,883,270	0	70,860,121	12,442,947	51,716,460	4,455,093	0	78,686,746		
石川	28,442,898	174,466,000	12,192,400	0	155,941,689	23,359,692	101,372,200	13,716,800	0	138,465,552	100,738,000	140,806,624	0	138,465,552	26,815,156	110,947,700	17,889,665	0	163,937,418			
富山	94,544,223	249,734,000	3,861,671	0	294,886,022	59,300,622	222,765,796	4,611,360	0	69,586,822	59,300,622	215,904,228	16,153,557	0	291,457,915	57,916,557	222,869,199	19,788,097	150,000	280,450,877		
山口	26,413,423	111,429,075	7,024,477	0	145,944,975	19,154,516	78,222,950	5,485,837	0	102,812,303	13,761,778	82,992,200	11,851,137	0	114,381,715	21,355,562	93,900,660	12,582,582	0	123,379,317		
岡山	29,806,460	141,070,000	10,283,487	0	169,330,771	13,466,220	11,890,320	1,371,932	0	177,084,010	14,069,179	61,949,400	7,780,722	0	177,084,010	13,555,129	92,454,935	11,272,828	0	177,194,200		
鳥取	14,038,758	55,073,500	4,533,860	0	83,719,253	13,860,000	58,113,837	3,202,114	0	77,276,271	14,069,179	61,949,400	7,780,722	0	77,276,271	14,069,179	61,949,400	7,780,722	0	102,307,713		
島根	13,082,712	63,560,550	4,806,250	0	73,873,874	12,845,211	51,923,500	6,424,418	0	77,276,271	14,069,179	61,949,400	7,780,722	0	77,276,271	14,069,179	61,949,400	7,780,722	0	102,307,713		
福岡	13,013,012	63,560,550	4,806,250	0	73,873,874	12,845,211	51,923,500	6,424,418	0	77,276,271	14,069,179	61,949,400	7,780,722	0	77,276,271	14,069,179	61,949,400	7,780,722	0	102,307,713		
佐賀	47,768,428	60,555,500	6,683,029	70,000	90,999,977	17,286,525	78,139,625	8,286,160	0	106,143,130	16,784,388	76,161,450	6,442,908	0	99,487,728	19,088,592	85,455,250	78,702,006	0	841,185,036		
長崎	36,897,590	167,938,000	7,933,383	0	217,033,719	29,666,627	131,730,230	9,310,812	0	170,899,669	32,888,719	135,868,220	14,356,320	0	183,111,221	33,091,674	135,868,220	14,356,320	0	841,185,036		
大分	28,727,680	123,919,500	8,121,988	1,800,000	168,566,626	28,724,045	118,947,650	8,317,426	0	158,989,121	28,713,366	118,947,650	8,317,426	0	159,497,975	27,042,546	109,855,850	15,022,797	0	157,753,009		
熊本	39,805,336	170,933,500	14,810,427	20,000	225,719,073	41,871,076	160,602,180	14,596,839	0	217,070,095	40,268,886	166,780,300	19,911,505	0	226,919,701	40,031,082	177,277,250	17,877,286	0	232,650,261		
鹿児島	25,548,136	121,155,000	10,727,921	0	157,788,317	31,250,140	135,330,975	15,565,653	0	183,197,734	33,463,803	166,682,105	8,024,474	0	197,102,382	40,445,709	148,280,255	23,823,615	0	215,197,460		
宮崎	39,580,117	178,445,000	13,184,359	0	221,393,006	38,415,477	160,281,650	17,226,027	0	215,920,154	45,040,675	167,554,425	11,815,572	0	226,301,91	41,578,291	176,865,275	19,997,397	0	239,172,440		
沖縄	28,812,223	86,929,000	12,510,015	0	121,951,274	24,206,049	111,963,338	15,171,002	0	151,736,289	27,748,919	117,172,700	20,732,400	0	166,560,590	29,987,530	123,481,150	24,463,503	0	186,639,415		
宮城	63,753,962	379,666,055	39,945,880	1,100,000	930,388,665	69,299,687	292,357,760	41,570,423	0	370,176,051	65,750,827	299,465,848	4,783,628	0	373,043,703	63,433,550	253,544,049	39,109,699	0	371,228,300		
福島	25,660,790	122,683,500	9,800,420	0	157,225,440	20,251,267	87,199,560	10,604,942	0	171,975,749	18,935,786	87,786,542	13,835,437	0	150,087,115	18,944,355	86,866,763	15,755,352	0	164,006,010		
山形	27,571,377	130,424,000	8,982,200	0	167,716,618	25,388,688	113,782,750	8,929,322	0	147,689,139	24,831,115	115,243,875	5,338,551	0	155,755,441	24,475,724	98,891,748	16,689,336	0	136,112,384		
岩手	31,403,365	150,965,5,50																				

付表 2-12 平成 26 年度代理援助事件の結果別内訳

地 方 事務所	勝訴	和解成立	調停成立	免責	示談成立	敗訴	調停 不成立	取下 (訴訟等)	取下 (援助)	扶助 打切	解任・ 辞任	その他	合計
東 京	345	2,112	1,350	5,075	1,009	167	289	429	318	14	881	3,646	15,635
神奈川	161	942	685	1,821	165	62	203	225	214	2	367	1,553	6,400
埼 玉	72	439	415	1,772	259	29	112	163	154	2	223	1,182	4,822
千 葉	87	324	326	1,176	237	27	68	142	95	10	139	596	3,227
茨 城	51	134	105	554	213	29	36	51	54	4	106	461	1,798
栃 木	40	178	96	361	70	12	37	64	39	4	61	263	1,225
群 馬	39	197	140	271	74	15	30	67	72	48	53	295	1,301
静 岡	51	339	231	701	95	28	62	119	56	4	110	368	2,164
山 梨	22	101	56	165	46	2	12	20	4	3	29	110	570
長 野	37	149	143	271	88	13	27	65	31	3	30	209	1,066
新 潟	54	270	245	479	88	19	40	68	37	6	19	391	1,716
大 阪	241	1,308	834	3,218	458	122	254	356	260	0	316	2,486	9,853
京 都	90	211	279	606	285	66	117	172	34	0	50	565	2,475
兵 庫	134	299	449	1,221	450	84	142	238	140	7	163	1,152	4,479
奈 良	40	115	168	360	111	28	38	73	29	0	57	357	1,376
滋 賀	34	61	104	254	106	9	19	43	15	4	47	162	858
和歌山	15	55	92	196	73	11	19	35	25	0	20	147	688
愛 知	126	273	447	905	363	77	124	142	63	2	98	766	3,386
三 重	80	72	98	218	80	18	29	40	30	0	18	69	752
岐 阜	43	103	119	304	34	19	30	50	27	18	12	144	903
福 井	22	40	47	142	89	5	17	26	16	2	3	97	506
石 川	79	86	161	230	144	38	37	43	21	2	32	179	1,052
富 山	2	79	64	118	15	4	21	31	11	0	28	128	501
広 島	111	170	175	657	230	29	38	65	2	40	39	460	2,016
山 口	33	123	79	273	34	8	26	39	28	0	11	162	816
岡 山	75	122	129	360	52	23	16	44	27	0	2	296	1,146
鳥 取	11	127	54	151	28	3	19	47	15	0	20	175	650
島 根	27	92	52	124	0	3	9	25	11	1	9	93	446
福 岡	134	737	499	1,645	485	120	119	260	173	1	300	1,568	6,041
佐 賀	8	78	64	279	40	4	10	21	16	1	24	142	687
長 崎	35	116	68	333	111	16	24	28	35	0	45	201	1,012
大 分	15	136	129	277	55	1	33	36	24	0	27	263	996
熊 本	39	325	158	465	40	27	54	68	71	0	86	331	1,664
鹿児島	64	124	144	372	211	17	38	79	0	0	54	344	1,447
宮 崎	45	223	110	423	144	30	30	81	27	1	122	421	1,657
沖 縄	9	155	96	234	197	0	38	59	9	0	64	321	1,182
宮 城	71	291	332	552	272	28	95	148	39	0	92	495	2,415
福 島	25	113	92	192	59	6	15	48	28	0	36	175	789
山 形	19	109	93	260	117	6	20	41	21	4	22	179	891
岩 手	9	183	103	357	32	4	29	33	26	0	25	280	1,081
秋 田	16	114	57	273	17	9	21	30	3	1	50	210	801
青 森	26	85	84	438	143	7	26	45	1	17	25	304	1,201
札 幌	80	494	415	1,834	401	50	117	216	121	17	16	901	4,662
函 館	15	31	57	265	133	5	15	20	2	4	28	196	771
旭 川	22	159	70	249	36	4	27	14	33	12	40	230	896
釧 路	12	149	116	370	93	11	20	48	41	4	46	217	1,127
香 川	15	45	47	125	40	18	9	28	10	4	14	51	406
徳 島	25	50	93	140	53	8	20	21	10	4	18	114	556
高 知	41	64	26	157	28	18	12	13	2	1	13	70	445
愛 媛	29	32	31	240	71	7	11	12	18	1	17	46	515
全国合計	2,876	12,334	10,027	31,463	7,674	1,346	2,654	4,231	2,538	248	4,107	23,571	103,069

割合	2.8%	12.0%	9.7%	30.5%	7.4%	1.3%	2.6%	4.1%	2.5%	0.2%	4.0%	22.9%	100.0%
----	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-------	--------

付表 2-13 平成 26 年度書類作成援助事件の事件別内訳

地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーグ 条約 事件	その他	合計
	損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計				
東 京	2	4	6	2	1	14	15	1	0	117	2	119	0	0	0	143
神奈川	0	2	2	1	4	26	30	1	0	146	1	147	1	0	0	182
埼 玉	0	1	1	0	3	10	13	0	0	136	0	136	1	0	0	151
千 葉	1	0	1	1	0	9	9	0	0	62	1	63	0	0	1	75
茨 城	3	0	3	0	0	2	2	1	0	11	1	12	1	0	0	19
栃 木	0	1	1	1	0	2	2	0	0	23	0	23	0	0	0	27
群 馬	0	1	1	0	1	2	3	0	0	55	1	56	0	0	0	60
静 岡	0	1	1	0	1	7	8	1	1	120	4	124	0	0	0	135
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	8
長 野	0	0	0	0	1	3	4	0	1	82	6	88	0	0	0	93
新 潟	0	0	0	0	0	13	13	0	0	44	2	46	0	0	0	59
大 阪	5	2	7	5	3	76	79	1	0	385	5	390	1	0	0	483
京 都	1	0	1	0	1	60	61	0	0	61	2	63	0	0	0	125
兵 庫	0	3	3	0	1	77	78	1	1	279	8	287	1	0	0	371
奈 良	0	1	1	0	2	5	7	0	0	19	0	19	0	0	0	27
滋 賀	1	0	1	1	1	12	13	0	0	28	0	28	1	0	1	45
和歌山	0	0	0	0	1	6	7	0	0	33	0	33	0	0	0	40
愛 知	2	3	5	1	1	17	18	1	0	88	0	88	1	0	0	114
三 重	0	0	0	1	1	5	6	0	0	82	3	85	0	0	0	92
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15	0	0	0	15
福 井	0	0	0	0	0	1	1	0	0	7	0	7	0	0	0	8
石 川	0	1	1	0	0	2	2	0	0	21	2	23	0	0	0	26
富 山	0	0	0	0	2	0	2	0	0	24	0	24	0	0	0	26
広 島	0	0	0	0	2	7	9	0	0	78	3	81	0	0	0	90
山 口	0	0	0	0	0	1	1	0	0	26	3	29	0	0	0	30
岡 山	0	0	0	0	2	18	20	0	0	57	5	62	0	0	0	82
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2	11	0	0	0	11
島 根	2	0	2	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	9
福 岡	2	4	6	0	5	24	29	0	1	325	21	346	1	0	0	383
佐 賀	0	1	1	0	1	2	3	0	0	28	0	28	0	0	0	32
長 崎	0	0	0	0	0	3	3	0	0	49	1	50	0	0	0	53
大 分	0	0	0	0	1	0	1	0	0	15	1	16	1	0	0	18
熊 本	1	1	2	0	0	10	10	0	0	67	1	68	0	0	0	80
鹿児島	0	1	1	0	0	6	6	0	0	110	6	116	0	0	0	123
宮 崎	1	1	2	0	2	0	2	0	0	17	0	17	1	0	0	22
沖 縄	1	0	1	0	0	4	4	0	0	162	3	165	0	0	0	170
宮 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0	0	0	21
福 島	0	0	0	0	0	1	1	0	0	27	0	27	0	0	0	28
山 形	0	0	0	0	0	1	1	0	0	18	1	19	0	0	0	20
岩 手	0	1	1	1	0	6	6	1	0	44	2	46	0	0	0	55
秋 田	0	0	0	0	0	2	2	0	0	29	2	31	0	0	0	33
青 森	1	0	1	0	1	1	2	0	0	27	0	27	0	0	0	30
札 幌	0	1	1	0	0	16	16	0	0	100	0	100	1	0	1	119
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	7
旭 川	0	1	1	0	0	2	2	0	0	14	0	14	0	0	0	17
釧 路	0	1	1	0	0	5	5	0	0	1	0	1	0	0	0	7
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	8
徳 島	0	1	1	0	0	0	0	0	0	13	0	13	0	0	0	14
高 知	0	0	0	0	0	5	5	1	0	143	0	143	0	0	0	149
愛 媛	1	0	1	1	1	12	13	0	0	31	0	31	1	0	0	47
全国合計	24	33	57	15	39	475	514	9	4	3,279	89	3,368	12	0	3	3,982
割合	0.6%	0.8%	1.4%	0.4%	1.0%	11.9%	12.9%	0.2%	0.1%	82.4%	2.2%	84.6%	0.3%	0.0%	0.1%	100.0%

付表 2-14

書類作成援助立替金実績の推移

地方 事務所	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計
東京	5,324,690	22,483,750	27,808,440	5,303,550	20,318,500	25,622,050	3,557,190	13,677,700	17,234,890	3,400,870	12,531,550	15,932,420	2,889,234	10,082,450	12,971,684
神奈川	4,874,340	19,314,750	24,189,090	5,022,710	18,143,500	23,166,210	6,009,880	19,388,250	25,398,130	4,395,130	15,313,250	19,603,380	3,552,120	12,030,000	15,582,120
埼玉	3,874,890	15,879,000	19,753,890	5,124,080	17,761,800	22,885,880	4,400,380	14,744,625	19,145,005	3,906,780	12,715,125	16,621,905	3,423,748	11,911,350	15,335,088
千葉	4,619,655	17,028,000	21,647,655	3,338,960	13,408,500	16,947,460	2,522,750	9,370,500	11,893,250	2,098,240	8,190,250	10,288,490	1,420,318	5,761,900	7,182,118
茨城	776,290	3,666,000	4,442,290	564,780	2,357,250	2,922,030	475,740	2,042,250	2,517,990	543,220	2,206,050	2,749,270	283,418	1,104,000	1,387,418
栃木	600,610	2,430,750	3,031,360	589,770	2,275,500	2,865,270	946,950	1,821,750	2,768,700	908,460	2,616,750	3,525,210	811,990	2,111,400	2,923,390
群馬	937,030	4,305,000	5,242,030	746,740	3,375,750	4,122,490	988,610	3,465,000	4,453,610	1,435,510	4,761,750	6,197,260	1,409,988	4,484,850	5,894,818
静岡	5,201,750	21,261,500	26,463,250	5,372,998	18,125,972	23,498,970	4,209,500	15,932,750	20,142,250	3,42,310	13,051,500	16,473,810	2,658,165	10,608,650	13,266,815
山梨	442,500	2,010,750	2,453,250	317,580	1,459,500	1,777,080	355,350	1,123,500	1,478,850	188,580	676,750	865,330	136,000	691,200	827,200
長野	1,819,350	8,158,500	9,977,850	1,875,960	7,197,750	9,073,710	1,596,510	6,688,500	8,285,010	2,211,868	5,785,750	7,997,618	1,601,057	7,286,700	8,887,757
新潟	2,741,830	12,216,750	14,958,580	2,329,120	10,038,000	12,367,120	2,448,745	9,379,125	11,827,870	1,432,324	5,979,750	7,412,074	1,218,842	4,127,400	5,346,242
大阪	11,389,390	43,643,250	55,032,640	11,593,250	39,989,200	51,572,450	10,851,080	38,387,175	49,238,255	10,337,140	33,162,600	43,553,668	10,333,209	35,270,250	45,603,459
京都	2,999,760	12,300,750	15,300,510	3,632,410	11,721,625	15,354,035	3,719,750	11,586,175	15,306,925	3,134,470	10,701,875	13,836,345	3,178,070	8,090,100	11,268,170
兵庫	12,097,430	47,341,000	59,438,430	10,401,490	35,593,250	45,994,740	8,516,650	30,089,875	38,596,525	8,326,226	28,751,750	37,077,976	8,309,880	26,667,500	34,977,380
奈良	1,950,490	7,371,000	9,321,490	1,843,710	5,670,000	7,513,710	1,814,410	4,436,250	6,250,660	1,202,718	2,875,300	4,078,018	393,168	1,714,000	2,107,168
滋賀	1,020,900	4,494,000	5,514,900	688,690	2,856,000	3,544,690	1,021,300	4,000,500	5,021,800	944,422	3,656,625	4,601,047	973,394	2,911,100	3,884,484
和歌山	792,770	3,349,500	4,142,270	1,010,770	4,191,250	5,202,020	844,480	3,717,000	4,561,480	584,690	2,399,250	2,983,940	720,348	2,740,500	3,460,848
愛知	4,648,660	15,993,750	20,642,410	3,577,600	10,308,000	13,885,600	3,704,040	12,616,500	16,320,540	2,986,075	9,003,750	11,989,825	2,239,862	7,371,300	9,611,162
三重	2,801,960	12,143,250	15,045,210	2,034,380	7,992,750	9,967,130	2,434,345	8,851,500	11,285,845	1,680,510	7,339,500	9,020,010	1,944,014	7,403,000	9,347,014
岐阜	1,302,560	4,893,000	6,195,560	1,203,760	3,591,000	4,794,760	773,450	3,386,250	4,159,700	546,580	2,499,000	3,045,580	259,168	1,209,600	1,468,768
福井	410,000	2,037,000	2,447,000	353,870	1,596,000	1,949,870	235,290	1,097,250	1,332,540	331,160	1,412,250	1,743,410	129,168	529,200	658,368
石川	1,042,420	4,310,250	5,352,670	741,240	2,971,500	3,712,740	880,600	2,656,500	3,537,100	471,450	1,989,750	2,461,200	515,698	1,995,000	2,510,698
富山	1,723,660	8,287,250	10,010,910	508,290	2,520,000	3,028,290	485,160	2,220,750	2,705,910	529,290	2,574,750	3,104,040	413,336	1,865,400	2,278,736
広島	2,961,180	10,883,250	13,844,430	2,336,950	9,224,250	11,561,200	3,449,960	10,574,000	14,023,960	2,715,848	7,182,000	9,957,848	3,826,562	6,161,100	9,987,662
山口	1,345,220	5,643,750	6,988,970	701,400	2,798,250	3,499,650	929,510	3,546,375	4,475,885	818,610	3,502,000	4,320,610	500,098	2,244,150	2,744,238
岡山	1,239,610	4,536,000	5,775,610	885,640	3,409,876	4,295,516	1,487,220	5,271,000	6,758,220	925,870	3,087,000	4,012,870	1,533,882	6,381,000	7,914,882
徳島	688,740	3,108,000	3,796,740	372,450	1,564,500	1,936,950	352,290	1,344,000	1,696,290	179,580	740,250	919,830	194,584	950,400	1,144,984
島根	278,000	1,266,250	1,544,250	292,290	1,370,250	1,662,540	390,470	1,554,000	1,944,470	115,580	446,250	561,830	128,000	622,200	750,200
福岡	13,949,518	56,285,500	69,635,018	13,503,490	49,439,250	62,942,740	10,891,400	39,708,250	50,599,650	9,851,476	33,642,275	43,493,751	9,085,045	28,780,950	37,865,995
佐賀	1,699,710	7,140,000	8,839,710	1,439,770	5,586,000	7,025,770	1,594,120	4,840,500	6,434,620	1,217,770	3,717,000	4,934,770	524,752	2,394,600	2,919,352
長崎	1,806,600	6,856,500	8,663,100	1,420,460	4,851,000	6,271,460	1,222,510	4,137,000	5,359,510	1,047,460	3,950,625	4,998,085	1,380,067	4,092,000	5,472,067
大分	902,610	3,853,500	4,756,110	736,060	2,840,000	3,576,060	701,030	2,021,250	2,722,280	302,160	1,246,750	1,548,910	308,336	1,306,800	1,615,136
熊本	4,068,305	12,342,750	16,411,055	2,507,530	8,804,250	11,311,780	3,699,510	9,908,750	13,608,260	2,889,249	8,615,250	11,504,499	1,753,144	6,040,800	7,793,944
鹿児島	4,626,680	20,160,000	24,786,680	4,422,881	18,086,250	22,509,131	3,957,560	13,193,250	17,150,810	4,244,752	10,628,625	14,873,377	3,140,250	9,972,300	13,112,550
宮崎	2,338,460	10,292,750	12,631,210	2,147,200	7,012,175	9,159,375	668,160	2,667,000	3,335,160	740,479	2,556,750	3,297,229	352,928	1,517,400	1,870,328
沖縄	6,216,430	27,318,750	33,535,180	7,591,860	29,436,750	37,028,610	6,226,290	25,585,750	31,812,040	4,285,740	15,351,125	19,638,865	3,418,965	13,798,200	17,217,165
宮城	1,702,560	6,415,500	8,118,060	839,480	3,328,500	4,167,980	447,320	1,806,000	2,253,320	485,820	1,958,250	2,444,070	314,630	1,384,800	1,699,430
福島	1,459,640	6,368,250	7,827,890	898,450	4,084,000	4,982,450	731,610	2,336,250	3,067,860	314,190	1,379,700	1,693,880	488,504	2,043,600	2,512,104
山形	574,290	2,793,000	3,367,290	378,580	1,701,000	2,079,580	348,580	1,517,250	1,865,830	236,000	1,144,500	1,380,500	336,920	1,451,400	1,788,320
岩手	2,364,020	8,037,750	10,401,770	682,900	2,777,250	3,460,150	571,870	2,593,500	3,165,370	797,900	3,528,000	4,325,900	957,304	4,043,700	5,001,004
秋田	2,569,090	11,282,250	13,851,340	1,814,800	6,074,250	7,889,050	1,078,830	3,123,750	4,202,580	733,610	3,113,250	3,846,860	594,324	2,709,900	3,304,224
青森	4,430,340	19,363,000	23,813,340	2,551,180	10,568,250	13,119,430	1,974,050	7,623,000	9,597,050	1,131,804	4,520,250	5,652,054	833,426	2,413,800	3,247,226
札幌	5,137,580	17,067,750	22,205,330	4,851,310	15,015,000	19,866,310	3,774,670	10,480,250	14,254,920	3,557,694	10,647,000	14,204,694	3,670,818	8,883,000	12,553,818
函館	539,580	2,562,000	3,101,580	469,160	2,058,000	2,517,160	429,870	1,942,500	2,372,370	229,290	1,092,000	1,321,290	150,752	604,800	755,552
旭川	863,590	3,682,350	4,545,940	2,093,730	4,032,000	6,125,730	443,030	1,753,500	2,196,530	438,160	1,307,250	1,745,410	345,588	1,298,400	1,643,988
釧路	621,580	1,815,000	2,436,580	673,740	2,352,000	3,025,740	426,450	1,724,250	2,150,700	324,740	1,176,000	1,500,740	108,594	385,800	494,384
帯広	397,740	1,512,000	1,909,740	350,030	1,358,000	1,708,030	210,870	866,250	1,077,120	395,744	714,000	1,109,744	157,168	691,200	848,368
徳島	634,740	2,819,250	3,453,990	825,640	3,166,750	4,012,390	482,370	1,848,000	2,330,370	366,450	1,455,750	1,822,200	453,752	1,107,000	1,560,752
高知	5,306,370	23,520,000	28,826,370	3,798,300	15,104,250	18,902,550	3,328,750	11,607,750	14,936,500	3,915,020	10,920,000	14,835,020	3,098,326	11,838,900	14,937,226
愛媛	1,170,430	4,184,000	5,354,430	1,110,010	3,480,750	4,590,760	1,045,180	3,152,250	4,197,430	1,492,474	3,740,625	5,233,099	1,129,764	3,199,200	4,328,964
全国合計	142,784,938	576,068,350	718,853,288	128,030,999	462,945,398	590,976,397	113,655,680	397,365,825	511,021,505	98,471,511	331,557,250	430,028,761	87,380,628	294,264,150	381,644,778

(注) 実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

付表 2-15 平成 26 年度不服申立てと再審査申立て（結果別内訳）

地方 事務所	前年度 継続 件数	新規 申立 件数	再審査 差戻し 件数	援助開始決定に関するもの						援助終結決定に関するもの						その他の事項に関するもの					
				申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中
					却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下	
東 京	8	107	2	29	0	6	20	0	3	75	1	14	41	4	15	13	0	3	9	0	1
神奈川	4	63	1	5	1	0	3	0	1	56	0	21	23	1	11	7	0	2	3	2	0
埼 玉	3	24	0	0	0	0	0	0	0	27	0	9	12	1	5	0	0	0	0	0	0
千 葉	1	23	0	5	0	1	4	0	0	19	1	12	6	0	0	0	0	0	0	0	0
茨 城	0	6	0	2	0	1	1	0	0	4	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
栃 木	0	8	0	2	0	1	1	0	0	6	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	11	1	12	0	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	1	9	0	1	0	0	0	0	1	9	1	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	0	14	0	3	0	2	1	0	0	11	0	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	5	40	0	11	0	1	9	0	1	29	0	9	19	0	1	5	0	0	4	0	1
京 都	1	44	2	23	0	5	18	0	0	21	0	8	12	0	1	3	0	1	2	0	0
兵 庫	0	23	1	8	1	2	5	0	0	15	1	8	6	0	0	1	0	1	0	0	0
奈 良	0	28	2	5	0	0	4	0	1	24	0	7	14	0	3	1	0	1	0	0	0
滋 賀	1	10	0	1	0	0	1	0	0	8	1	5	2	0	0	2	0	2	0	0	0
和歌山	3	12	1	5	0	1	1	0	3	10	0	3	5	0	2	1	0	1	0	0	0
愛 知	3	31	2	0	0	0	0	0	0	36	0	25	9	0	2	0	0	0	0	0	0
三 重	0	6	0	1	0	0	1	0	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	10	1	9	9	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
福 井	0	4	0	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	6	0	1	0	1	0	0	0	5	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	6	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0	0	1	0	1	0	0	0
広 島	0	8	0	1	0	0	1	0	0	4	0	2	1	0	1	3	0	1	2	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	15	0	7	4	3	0	0	0	6	3	3	0	0	0	2	0	2	0	0	0
鳥 取	0	6	0	1	0	0	0	0	1	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	2	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	4	63	4	13	1	5	5	0	2	52	0	24	22	1	5	6	0	3	3	0	0
佐 賀	0	9	0	5	0	5	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	10	2	4	0	2	2	0	0	7	0	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0
大 分	0	10	0	4	0	1	3	0	0	6	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	17	1	1	1	0	0	0	0	13	11	2	0	0	0	4	3	1	0	0	0
鹿児島	0	8	1	2	0	1	1	0	0	7	0	2	4	0	1	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	14	0	5	0	4	1	0	0	6	0	3	3	0	0	3	0	3	0	0	0
沖 縄	10	6	0	1	0	0	1	0	0	15	0	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	5	16	0	3	1	0	2	0	0	17	3	11	3	0	0	1	0	1	0	0	0
福 島	0	6	0	2	2	0	0	0	0	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 形	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0
岩 手	1	11	0	7	0	4	3	0	0	2	0	1	1	0	0	3	0	1	2	0	0
秋 田	0	5	0	1	0	0	1	0	0	3	0	0	3	0	0	1	0	0	1	0	0
青 森	0	19	0	6	0	4	2	0	0	11	0	4	7	0	0	2	0	0	2	0	0
札 幌	4	44	2	17	1	4	9	1	2	28	1	16	7	2	2	5	0	4	1	0	0
函 館	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	2	3	0	2	0	2	0	0	0	2	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0
釧 路	0	7	0	3	0	0	3	0	0	4	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	5	1	5	0	4	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	56	791	24	218	24	70	108	1	15	587	33	242	252	9	51	66	3	30	29	2	2
本部 再審査	55	218	26	74	1	13	34	0	26	175	0	30	99	1	45	24	0	1	18	1	4

3. 国選弁護等関連業務



3-1 平成26年度における業務の概況

裁量による国選付添人制度の対象範囲の拡大

国選付添人制度は、平成12年の少年法改正により新設されたものである。当初は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」について、裁判所が検察官関与決定をした場合を対象としていたが、その後、平成19年改正により、同様の罪に係る事件類型について少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされ、かつ、少年に弁護士である付添人がいないときにも、裁判所の裁量により弁護士である国選付添人を付することができることとなった（裁量による国選付添人制度の導入）。さらに、この制度は、平成26年改正により、その対象範囲が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」に拡大されるに至った。

法テラスでは、平成19年11月より国選付添関連業務の1つとして、国選付添人候補者の裁判所への指名通知業務を行っているところ、その前提となる裁判所から法テラスに対する国選付添人候補者指名通知請求の受理件数については、近年、年間450件前後で推移していたものが、裁量による国選付添人制度の対象範囲拡大に伴って、平成26年度は2,955件と約6.5倍に増加した。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所等への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という）が弁護人を選任する制度である。

司法統計年報によれば、平成26年に国選弁護人が付された割合は、被疑者国選弁護事件については85.2%（注1）、被告人事件については、地裁事件で84.8%、簡裁事件で94.5%（注2）であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に関しては、国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

（注1）平成26年検察統計年報及び平成26年司法統計年報の数値を基に算出。刑法犯、特別刑法犯のうち必要的弁護事件に該当する罪名で勾留された人員数に対する、被疑者の国選弁護人に選任された者の数の割合。ただし、統計上、一部の罰条の内訳が不明であるため、上記の値は推計値。

（注2）平成26年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人に選任された者の数の割合。

資料 3-1 国選弁護関連業務の概要

契約の締結

国選弁護人契約の締結

国選付添人契約の締結

指名通知用名簿の調製

関係機関（裁判所・弁護士会等）との協議

指名通知

裁判所等からの指名通知請求

弁護士への指名打診

裁判所等への指名通知

裁判所等による選任

担当事件の終了

報酬等算定・支払

弁護士による活動報告書の提出

報酬基準に基づき報酬・費用算定

報酬・費用の支払

資料 3-2 通常第一審事件のうち国選弁護人が付いた割合

<被疑者>

<被疑者>				③／②
	勾留状発付数	うち必要の弁護事件数 (推計値)		
		うち選任数		
		①	②	
平成26年	106,806	81,448	69,391	85.2%

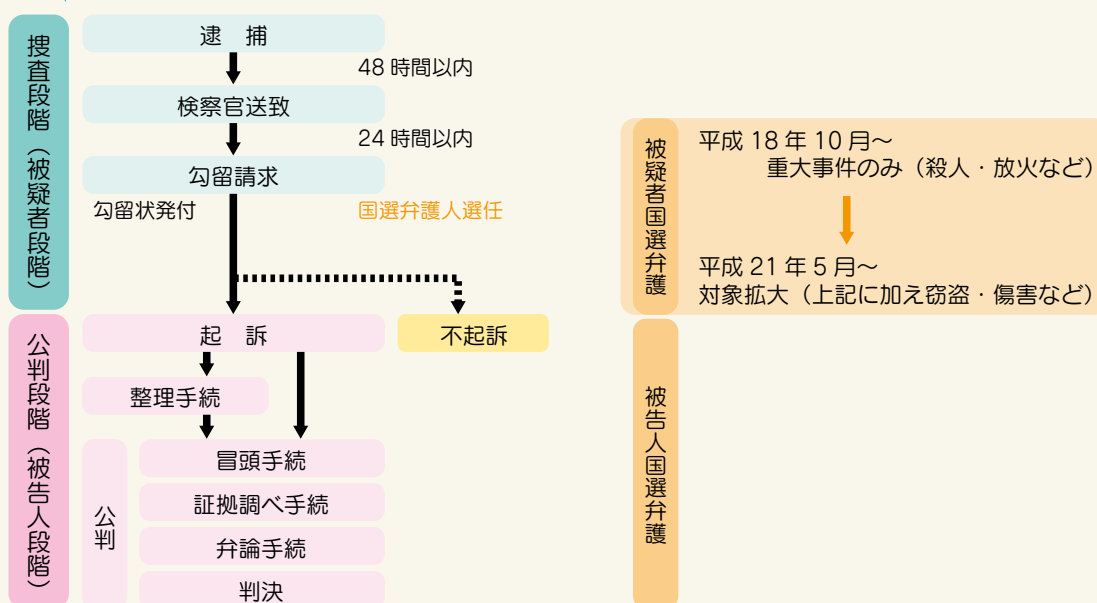
(注) ①と②は平成26年検察年報、③は平成26年司法統計年報を基に作成。①と②は自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件が除かれている。

<被告人>

<被告人>		終局総人員			③／②
		うち弁護人のついた被告人			
			うち国選		
			①	②	
平成26年	地裁	52,502	52,265	44,301	84.8%
	簡裁	7,165	7,088	6,696	94.5%

(注) ①～③はいずれも平成26年司法統計年報を基に作成

資料 3-3 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-4 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

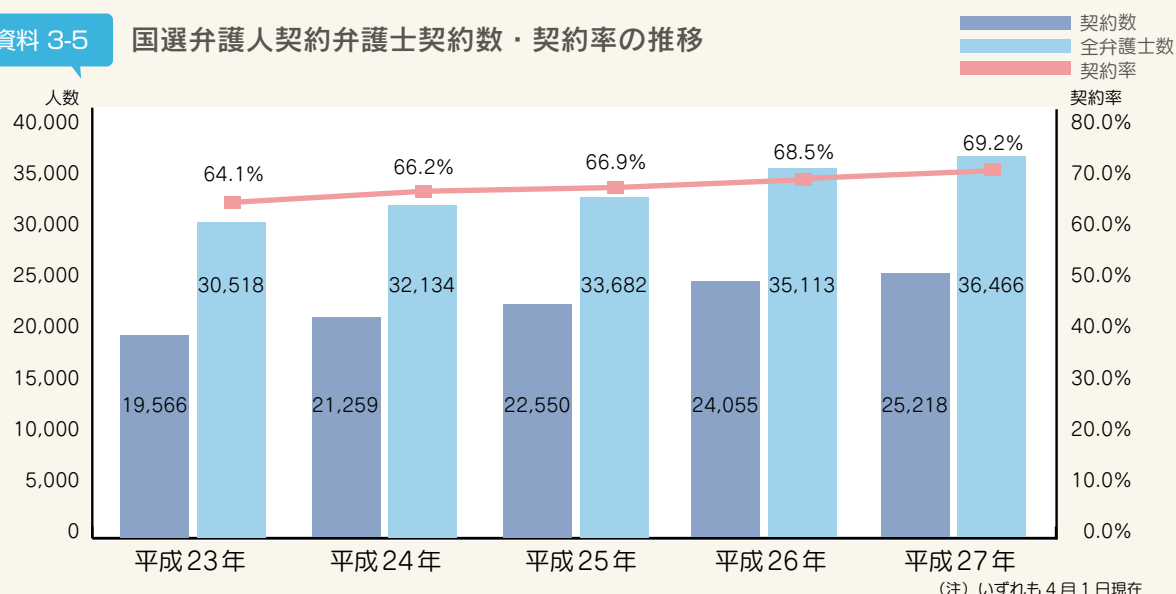
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、平成26年3月25日法務大臣認可版が平成27年4月1日現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」という）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成27年4月1日時点で25,218名となっており、これは全国の弁護士数の約69%に相当する。

資料 3-5 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移



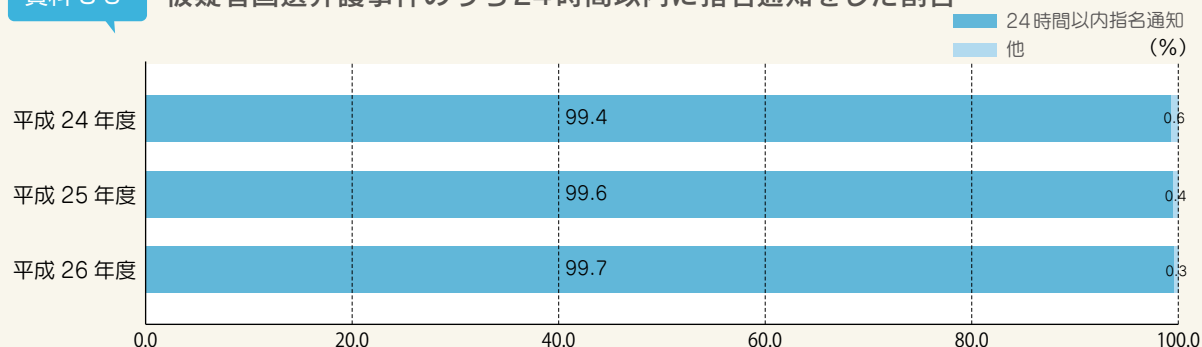
(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

法テラスの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。具体的には、地方事務所においては、裁判所との協議により、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成24年度が99.4%、平成25年度が99.6%、平成26年度が99.7%であり、高い割合を維持している。

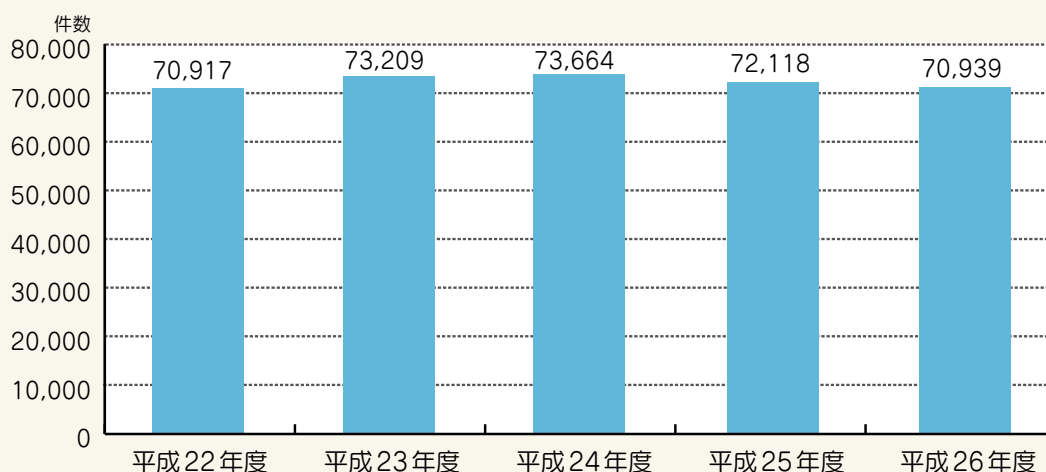
資料 3-6 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名通知をした割合



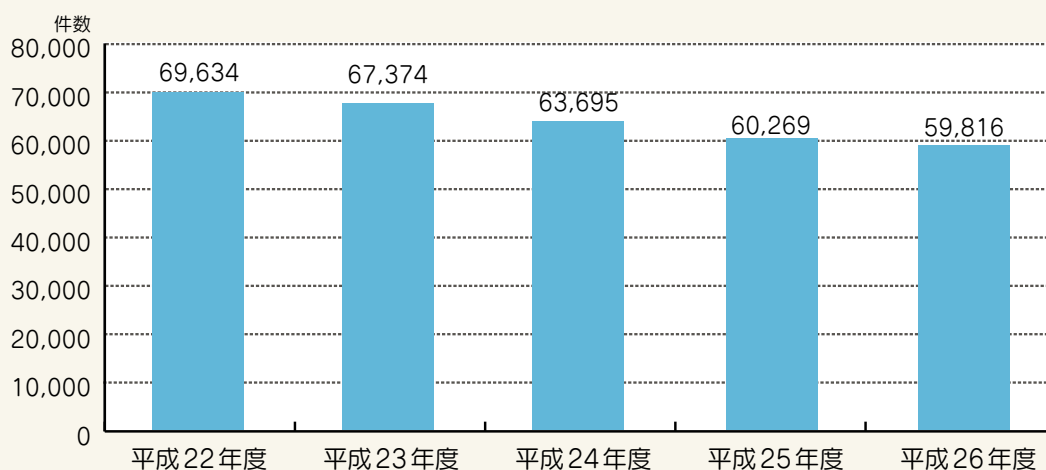
一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認したうえで、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成26年4月から平成27年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は70,939件、被告人国選弁護は59,816件（合計130,755件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護は約5,912件、被告人国選弁護は約4,985件（合計約10,897件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約98件、被告人は約37件減少した。これは、勾留状が発付された被疑者数、起訴された被告人数のいずれもが前年度より減少したためと考えられる。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件受理件数の推移



資料 3-8 被告人国選弁護事件受理件数の推移



(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始に伴い、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という）に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本としたうえで（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-9 被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	26,400円+20,000円×（接見回数 or 基準回数－1）	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回以上超	上記16,000円に加え3回以降1回につき+4,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護については、①労力基準として、公判における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標をもとに類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-10 被告人国選弁護事件（裁判員以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-11 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士複数（2名以上）	弁護士単独（1名）
公判前整理手続1～4回	（裁判官1裁判員4）170,000円 （裁判官3裁判員6）190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 （かつ公判3日以上）	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 （かつ公判3日以上）	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 （かつ公判4日以上）	400,000円	500,000円

資料 3-12 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
例：地裁単独	～ 45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

ところで、報酬及び費用の算定根拠となる報酬基準は、改訂を経るごとに複雑化しており、その適用に際して過誤を生じる危険がある。そこで、複雑化した報酬基準への対応を確実なものとするため、本部に、報酬及び費用の計算を専門的にを行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を設置し、平成26年2月から、全国の地方事務所での報酬及び費用の算定前に、同室に報酬及び費用の計算を依頼する仕組みをとることとした。

このような手続を経て算定された報酬及び費用の金額及び内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、

法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成26年4月から平成27年3月までの不服申立件数は、合計463件であり、1か月あたり約39件であって、前年度における1か月あたりの平均件数約27件に比べて大幅に増加した。また、報酬算定に対する不服申立てについて、「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して5年目に入ったが、平成26年度は、82件（約17.7%）が地方事務所限りで処理されており、制度の運用は相当程度定着しているといえる。

(6) 国選報酬基準の改正

報酬決定に対して、国選弁護人契約弁護士から多数の不服申立てがあるので、法テラスでは、それらを受けとめ、必要に応じて国選弁護報酬基準の改正のための手続をとってきた。しかし、国選弁護報酬基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経たうえで、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとで、関係各方面への理解を得ることが必要となる。そこで、法テラスが提案したものの諸般の事情で改正に結びつかなかったものも多いが、次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護報酬基準の改正に結実したもののうちのおもなものである。

- ① 平成19年4月1日の改正では、示談について、これまで全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ② 平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、これまで200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③ 平成20年9月1日の改正では、これまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④ 平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤ 平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）についても、訴訟準備費用の支給対象になった。

3-3 国選付添関連業務

(1) 業務の概要

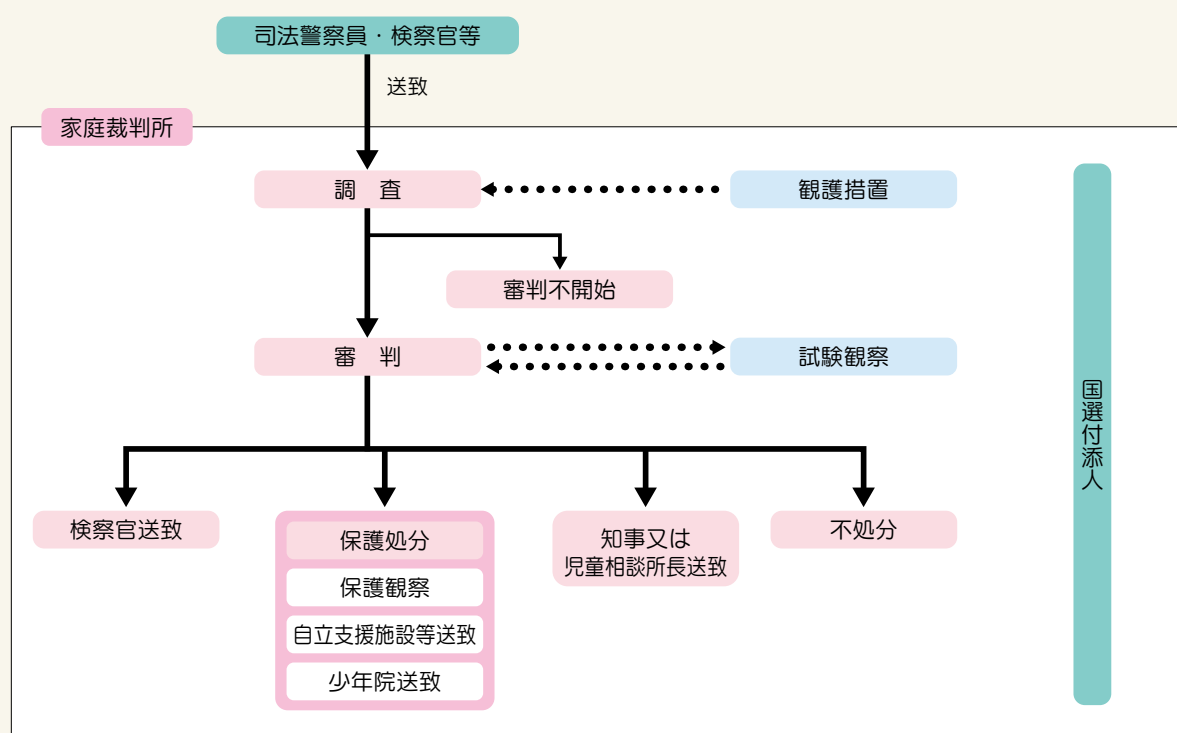
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

平成19年11月の業務開始時においては、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるとされていた（同法第22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法（明治40年法律第45号）第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象と

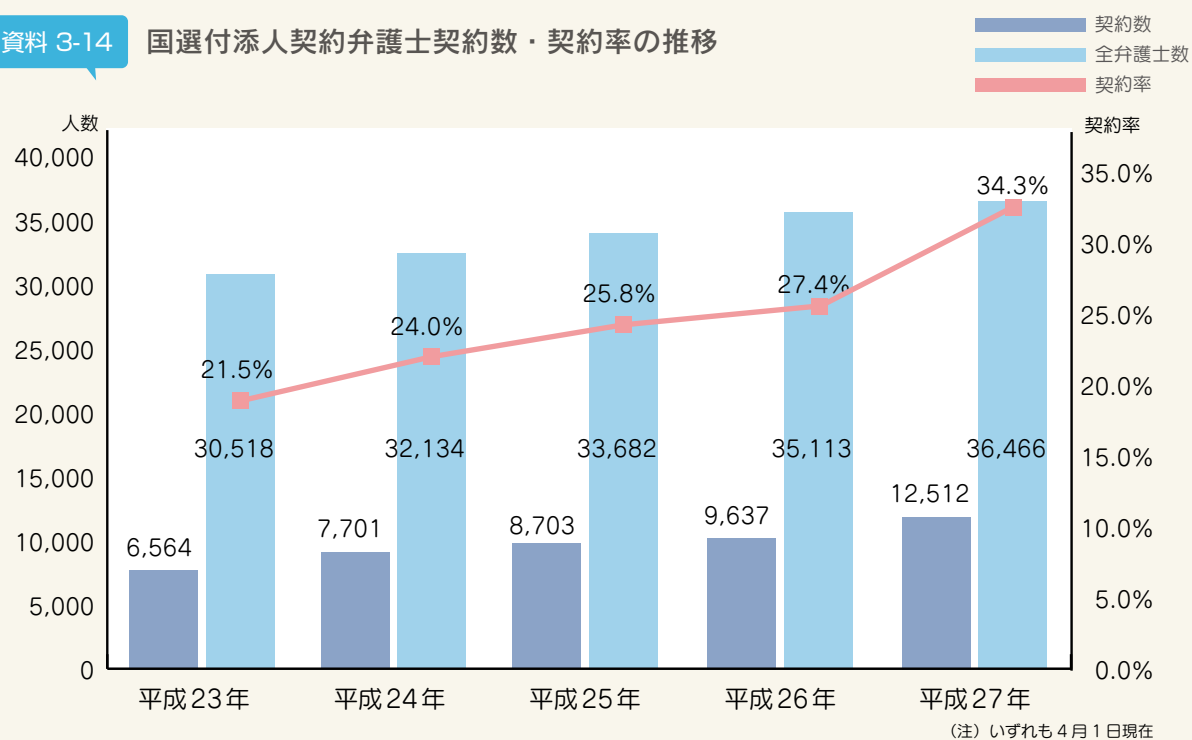
資料 3-13 少年事件の流れと国選付添制度



なる事件の範囲がさらに拡大することとなった。

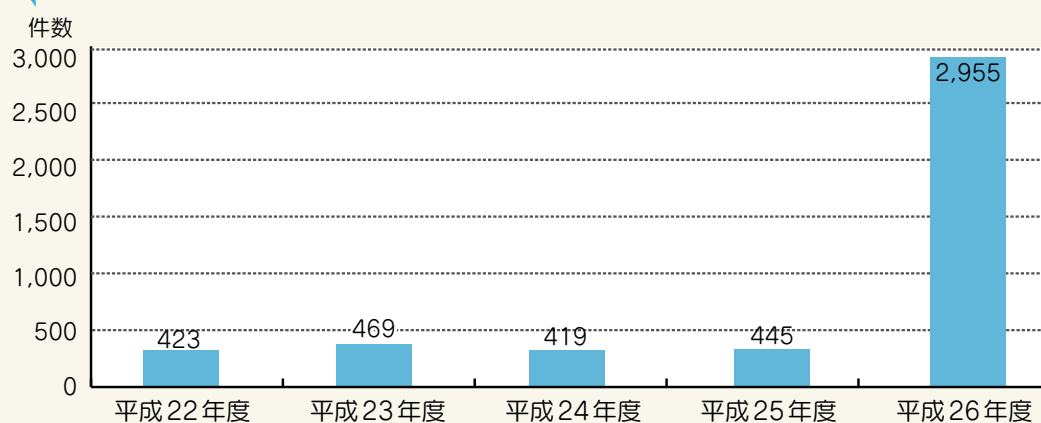
国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成27年4月1日時点で12,512名となった。

資料 3-14 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移



国選付添人の受理件数は、近年、年間450件前後で推移していたが、裁量による国選付添人制度の対象範囲拡大に伴い、平成26年4月から平成27年3月までの受理件数は合計2,955件と、近年の約6.5倍に増加した。国選付添人の選任率は、終局総人員中4.5%、観護措置人員中20.7%、付添人選任数中21.8%である。

資料 3-15 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-16 平成 26 年度一般保護事件のうち国選付添人が付いた割合

	総局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり		終局総人員中 の選任率 ④/①	観護措置人員 中の選任率 ④/②	付添人選任数 中の選任率 ④/③
			③	うち国選 付添人あり ④			
平成26年	37,690	8,155	7,768	1,690	4.5%	20.7%	21.8%

(注) 平成26年司法統計年報をもとに作成。国選付添人選任数は法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成19年11月からは、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選付添人に支払う報酬・費用は、国選付添人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」(以下「報酬基準」という)に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本としたうえで(労力基準)、②一定の成果に対しては別途報酬(成功報酬)の加算を行う(成果基準)、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

家庭裁判所において選任された国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することとしている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、いずれも重大又は深刻な事件であることから、罪の軽重による分類ではなく、手続の類型(単独事件(検察官不関与)、合議事件(検察官不関与)、検察官関与事件)に応じて報酬を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定類型の活動については、別立てで労力を評価する指標を設計している。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につかない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添についても、家庭裁判所において選任された国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-17 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-18 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独（検察官不関与）	審理時間	審理1回目	審理2回目以降
	～ 45分未満	0円	6,400円
	45分～ 1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護士契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	7,791	14,517	53.7%	8,452	15,090	56.0%	8,888	15,717	56.6%	9,524	16,276	58.5%	10,072	16,918	59.5%
神奈川	897	1,216	73.8%	991	1,294	76.6%	1,063	1,357	78.3%	1,144	1,424	80.3%	1,220	1,493	81.7%
埼玉	456	577	79.0%	511	639	80.0%	530	674	78.6%	590	725	81.4%	632	757	83.5%
千葉	432	539	80.1%	471	581	81.1%	535	644	83.1%	570	673	84.7%	618	723	85.5%
茨城	155	187	82.9%	181	209	86.6%	196	222	88.3%	220	249	88.4%	238	261	91.2%
栃木	128	156	82.1%	139	175	79.4%	149	189	78.8%	158	196	80.6%	169	209	80.9%
群馬	179	216	82.9%	199	237	84.0%	216	254	85.0%	229	264	86.7%	241	273	88.3%
静岡	288	350	82.3%	324	381	85.0%	348	401	86.8%	367	421	87.2%	381	435	87.6%
山梨	84	93	90.3%	91	103	88.3%	99	107	92.5%	108	117	92.3%	109	118	92.4%
長野	161	184	87.5%	175	200	87.5%	191	212	90.1%	206	230	89.6%	214	236	90.7%
新潟	184	217	84.8%	201	233	86.3%	217	242	89.7%	226	251	90.0%	237	262	90.5%
大阪	2,075	3,721	55.8%	2,191	3,857	56.8%	2,285	4,001	57.1%	2,450	4,136	59.2%	2,448	4,226	57.9%
京都	414	534	77.5%	462	589	78.4%	495	633	78.2%	523	667	78.4%	552	697	79.2%
兵庫	485	675	71.9%	536	715	75.0%	577	763	75.6%	622	814	76.4%	622	847	73.4%
奈良	116	136	85.3%	120	141	85.1%	136	153	88.9%	143	158	90.5%	152	167	91.0%
滋賀	87	111	78.4%	103	124	83.1%	108	135	80.0%	108	140	77.1%	113	141	80.1%
和歌山	104	122	85.2%	108	124	87.1%	116	130	89.2%	122	141	86.5%	126	141	89.4%
愛知	1,091	1,444	75.6%	1,198	1,545	77.5%	1,257	1,617	77.7%	1,358	1,701	79.8%	1,458	1,783	81.8%
三重	124	137	90.5%	139	151	92.1%	147	159	92.5%	161	172	93.6%	165	180	91.7%
岐阜	122	144	84.7%	133	156	85.3%	137	165	83.0%	155	180	86.1%	157	186	84.4%
福井	77	88	87.5%	79	91	86.8%	83	95	87.4%	86	99	86.9%	89	102	87.3%
石川	115	125	92.0%	131	141	92.9%	143	153	93.5%	157	167	94.0%	160	166	96.4%
富山	75	86	87.2%	82	97	84.5%	89	100	89.0%	94	102	92.2%	91	110	82.7%
広島	318	450	70.7%	352	478	73.6%	376	503	74.8%	405	528	76.7%	424	545	77.8%
山口	115	132	87.1%	120	133	90.2%	128	146	87.7%	130	150	86.7%	139	157	88.5%
岡山	230	300	76.7%	245	313	78.3%	276	338	81.7%	290	354	81.9%	296	368	80.4%
鳥取	54	56	96.4%	59	60	98.3%	65	64	101.6%	66	68	97.1%	64	67	95.5%
島根	54	59	91.5%	60	64	93.8%	61	67	91.0%	66	69	95.7%	68	76	89.5%
福岡	701	928	75.5%	735	985	74.6%	804	1,041	77.2%	808	1,091	74.1%	893	1,148	77.8%
佐賀	74	82	90.2%	78	86	90.7%	82	93	88.2%	85	95	89.5%	87	98	88.8%
長崎	121	137	88.3%	129	147	87.8%	136	154	88.3%	143	157	91.1%	145	158	91.8%
大分	111	125	88.8%	118	131	90.1%	117	133	88.0%	122	140	87.1%	132	151	87.4%
熊本	165	205	80.5%	183	220	83.2%	188	231	81.4%	204	247	82.6%	213	256	83.2%
鹿児島	139	144	96.5%	155	167	92.8%	171	175	97.7%	179	183	97.8%	181	189	95.8%
宮崎	88	98	89.8%	102	111	91.9%	112	119	94.1%	116	123	94.3%	118	130	90.8%
沖縄	143	227	63.0%	151	234	64.5%	159	243	65.4%	168	248	67.7%	174	249	69.9%
宮城	287	360	79.7%	308	376	81.9%	330	396	83.3%	340	409	83.1%	360	432	83.3%
福島	139	153	90.8%	149	153	97.4%	160	167	95.8%	168	176	95.5%	178	183	97.3%
山形	69	79	87.3%	73	83	88.0%	81	88	92.0%	83	90	92.2%	87	94	92.6%
岩手	71	80	88.8%	84	95	88.4%	85	91	93.4%	92	99	92.9%	96	103	93.2%
秋田	55	68	80.9%	59	70	84.3%	62	73	84.9%	66	78	84.6%	66	77	85.7%
青森	79	88	89.8%	86	97	88.7%	94	107	87.9%	100	118	84.7%	105	119	88.2%
札幌	438	591	74.1%	472	632	74.7%	494	661	74.7%	524	700	74.9%	535	730	73.3%
函館	33	39	84.6%	39	44	88.6%	43	48	89.6%	45	48	93.8%	48	50	96.0%
旭川	43	54	79.6%	56	63	88.9%	62	70	88.6%	62	69	89.9%	64	69	92.8%
釧路	52	60	86.7%	57	64	89.1%	63	70	90.0%	64	70	91.4%	66	72	91.7%
香川	97	133	72.9%	101	139	72.7%	118	150	78.7%	123	163	75.5%	130	170	76.5%
徳島	70	75	93.3%	80	83	96.4%	81	90	90.0%	83	91	91.2%	82	92	89.1%
高知	65	79	82.3%	71	87	81.6%	74	87	85.1%	75	87	86.2%	79	90	87.8%
愛媛	115	141	81.6%	120	146	82.2%	123	154	79.9%	127	159	79.9%	124	162	76.5%
合計	19,566	30,518	64.1%	21,259	32,134	66.2%	22,550	33,682	66.9%	24,055	35,113	68.5%	25,218	36,466	69.2%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

地方事務所	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	7,061	8,737	7,419	8,637	7,232	8,025	7,248	7,610	7,267	8,222
多摩	1,773	1,403	2,047	1,401	1,975	1,217	1,871	1,216	1,929	1,228
神奈川	2,840	2,227	3,349	2,136	3,125	2,054	3,023	1,905	2,710	1,757
川崎	599	527	634	457	604	366	566	355	569	430
小田原	524	437	578	445	649	375	541	362	512	388
埼玉	3,294	2,130	3,462	1,902	3,603	2,007	3,611	2,087	3,348	1,924
川越	640	426	696	508	648	384	666	451	630	437
千葉	3,304	2,519	3,478	2,486	3,315	2,323	3,044	2,135	3,187	2,389
松戸	721	492	664	477	676	545	677	488	670	550
茨城	1,274	1,665	1,364	1,512	1,385	1,337	1,439	1,392	1,530	1,478
栃木	1,539	1,452	1,472	1,244	1,313	1,766	1,364	1,169	1,291	1,016
群馬	1,171	1,075	1,281	1,096	1,393	1,040	1,263	801	1,607	950
静岡	681	548	764	575	700	498	682	434	707	426
沼津	799	620	765	623	809	586	789	548	702	561
浜松	788	640	786	619	739	537	733	591	660	518
山梨	373	398	347	435	441	436	375	365	345	392
長野	669	817	734	935	817	917	864	876	802	776
新潟	944	968	919	852	832	675	948	746	988	763
大阪	6,157	7,574	6,460	7,466	6,759	7,460	6,094	6,341	5,946	5,895
京都	1,813	1,678	1,764	1,504	1,810	1,273	1,830	1,277	1,775	1,371
兵庫	1,360	1,500	1,497	1,322	1,703	1,182	1,745	1,278	1,599	1,168
阪神	664	708	700	737	706	628	671	550	716	508
姫路	596	751	691	652	805	802	863	746	990	733
奈良	743	678	765	719	855	700	835	600	836	565
滋賀	972	777	890	709	925	683	903	707	872	620
和歌山	622	853	618	741	622	599	617	600	621	532
愛知	2,995	2,814	3,155	2,881	3,170	2,719	3,269	2,721	3,277	2,800
三河	965	895	1,067	905	1,063	904	1,179	803	1,208	905
三重	785	781	839	808	943	795	854	806	964	740
岐阜	757	699	806	743	770	577	815	643	839	670
福井	318	271	345	309	374	297	411	340	407	330
石川	492	561	432	557	516	498	498	427	473	486
富山	263	284	290	293	297	312	320	224	229	162
広島	1,586	1,446	1,657	1,518	1,839	1,379	1,838	1,380	1,598	1,315
山口	796	726	797	610	732	601	732	549	632	500
岡山	1,045	1,045	1,280	1,115	1,327	1,034	1,308	1,097	1,110	972
鳥取	253	315	255	310	301	288	298	315	323	219
島根	291	314	332	335	298	290	329	266	293	296
福岡	2,686	2,960	2,743	2,644	2,624	2,369	2,493	2,339	2,482	2,264
北九州	1,020	839	997	816	1,017	783	1,011	834	885	916
佐賀	563	557	583	482	567	456	480	351	491	388
長崎	563	561	483	502	545	556	500	453	491	403
大分	501	550	468	559	463	462	489	432	464	468
熊本	1,037	872	957	865	1,027	952	888	754	912	629
鹿児島	606	689	654	596	622	584	554	561	699	557
宮崎	706	567	751	566	658	538	621	489	615	462
沖縄	1,061	976	1,157	992	1,100	805	1,188	873	1,077	847
宮城	1,373	1,088	1,108	940	1,198	950	1,234	928	1,263	939
福島	1,008	898	900	851	947	746	963	725	1,033	752
山形	411	440	487	411	453	405	397	348	412	327
岩手	533	487	428	404	501	405	475	358	468	386
秋田	406	434	378	427	400	327	326	291	306	284
青森	503	569	516	601	484	436	417	379	354	300
札幌	2,070	1,714	1,877	1,576	1,749	1,512	1,768	1,605	1,660	1,478
函館	294	217	303	214	314	252	277	196	283	206
旭川	339	311	337	247	314	228	265	237	304	298
釧路	464	450	426	397	449	392	401	339	409	368
香川	642	975	614	918	702	897	662	991	684	971
徳島	391	362	367	388	332	320	322	335	324	324
高知	558	643	551	641	383	400	482	457	399	453
愛媛	715	724	725	763	744	811	792	793	762	804
合計	70,917	69,634	73,209	67,374	73,664	63,695	72,118	60,269	70,939	59,816

付表 3-3 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地方事務所	平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	791	14,517	5.4%	1,023	15,090	6.8%	1,180	15,717	7.5%	1,334	16,276	8.2%	2,330	16,918	13.8%
神奈川	344	1,216	28.3%	441	1,294	34.1%	522	1,357	38.5%	593	1,424	41.6%	829	1,493	55.5%
埼玉	189	577	32.8%	211	639	33.0%	229	674	34.0%	265	725	36.6%	381	757	50.3%
千葉	214	539	39.7%	247	581	42.5%	297	644	46.1%	331	673	49.2%	433	723	59.9%
茨城	110	187	58.8%	131	209	62.7%	143	222	64.4%	165	249	66.3%	183	261	70.1%
栃木	64	156	41.0%	79	175	45.1%	90	189	47.6%	100	196	51.0%	122	209	58.4%
群馬	107	216	49.5%	128	237	54.0%	141	254	55.5%	150	264	56.8%	181	273	66.3%
静岡	219	350	62.6%	254	381	66.7%	278	401	69.3%	297	421	70.5%	303	435	69.7%
山梨	50	93	53.8%	62	103	60.2%	71	107	66.4%	81	117	69.2%	83	118	70.3%
長野	92	184	50.0%	110	200	55.0%	125	212	59.0%	141	230	61.3%	165	236	69.9%
新潟	94	217	43.3%	109	233	46.8%	123	242	50.8%	130	251	51.8%	157	262	59.9%
大阪	752	3,721	20.2%	853	3,857	22.1%	987	4,001	24.7%	1,142	4,136	27.6%	1,202	4,226	28.4%
京都	222	534	41.6%	260	589	44.1%	290	633	45.8%	318	667	47.7%	338	697	48.5%
兵庫	162	675	24.0%	194	715	27.1%	231	763	30.3%	258	814	31.7%	399	847	47.1%
奈良	86	136	63.2%	89	141	63.1%	100	153	65.4%	105	158	66.5%	118	167	70.7%
滋賀	82	111	73.9%	99	124	79.8%	102	135	75.6%	102	140	72.9%	111	141	78.7%
和歌山	59	122	48.4%	59	124	47.6%	59	130	45.4%	74	141	52.5%	87	141	61.7%
愛知	195	1,444	13.5%	218	1,545	14.1%	241	1,617	14.9%	262	1,701	15.4%	689	1,783	38.6%
三重	69	137	50.4%	81	151	53.6%	88	159	55.3%	100	172	58.1%	102	180	56.7%
岐阜	82	144	56.9%	90	156	57.7%	94	165	57.0%	110	180	61.1%	115	186	61.8%
福井	65	88	73.9%	68	91	74.7%	72	95	75.8%	77	99	77.8%	83	102	81.4%
石川	65	125	52.0%	82	141	58.2%	94	153	61.4%	106	167	63.5%	112	166	67.5%
富山	47	86	54.7%	47	97	48.5%	47	100	47.0%	55	102	53.9%	63	110	57.3%
広島	62	450	13.8%	86	478	18.0%	117	503	23.3%	162	528	30.7%	286	545	52.5%
山口	69	132	52.3%	75	133	56.4%	84	146	57.5%	90	150	60.0%	118	157	75.2%
岡山	141	300	47.0%	160	313	51.1%	192	338	56.8%	207	354	58.5%	241	368	65.5%
鳥取	48	56	85.7%	49	60	81.7%	55	64	85.9%	57	68	83.8%	57	67	85.1%
島根	44	59	74.6%	49	64	76.6%	50	67	74.6%	54	69	78.3%	56	76	73.7%
福岡	389	928	41.9%	470	985	47.7%	526	1,041	50.5%	544	1,091	49.9%	663	1,148	57.8%
佐賀	65	82	79.3%	71	86	82.6%	75	93	80.6%	81	95	85.3%	83	98	84.7%
長崎	103	137	75.2%	111	147	75.5%	116	154	75.3%	120	157	76.4%	129	158	81.6%
大分	62	125	49.6%	69	131	52.7%	72	133	54.1%	75	140	53.6%	89	151	58.9%
熊本	94	205	45.9%	104	220	47.3%	118	231	51.1%	123	247	49.8%	170	256	66.4%
鹿児島	89	144	61.8%	107	167	64.1%	127	175	72.6%	136	183	74.3%	134	189	70.9%
宮崎	73	98	74.5%	87	111	78.4%	97	119	81.5%	101	123	82.1%	103	130	79.2%
沖縄	82	227	36.1%	85	234	36.3%	98	243	40.3%	105	248	42.3%	113	249	45.4%
宮城	160	360	44.4%	185	376	49.2%	204	396	51.5%	215	409	52.6%	274	432	63.4%
福島	87	153	56.9%	96	153	62.7%	112	167	67.1%	123	176	69.9%	149	183	81.4%
山形	56	79	70.9%	60	83	72.3%	69	88	78.4%	72	90	80.0%	76	94	80.9%
岩手	52	80	65.0%	65	95	68.4%	68	91	74.7%	75	99	75.8%	79	103	76.7%
秋田	35	68	51.5%	39	70	55.7%	42	73	57.5%	47	78	60.3%	55	77	71.4%
青森	53	88	60.2%	60	97	61.9%	68	107	63.6%	77	118	65.3%	88	119	73.9%
札幌	322	591	54.5%	369	632	58.4%	405	661	61.3%	438	700	62.6%	467	730	64.0%
函館	29	39	74.4%	35	44	79.5%	40	48	83.3%	42	48	87.5%	45	50	90.0%
旭川	29	54	53.7%	42	63	66.7%	51	70	72.9%	52	69	75.4%	59	69	85.5%
釧路	38	60	63.3%	45	64	70.3%	52	70	74.3%	52	70	74.3%	56	72	77.8%
香川	54	133	40.6%	58	139	41.7%	69	150	46.0%	79	163	48.5%	104	170	61.2%
徳島	65	75	86.7%	75	83	90.4%	76	90	84.4%	78	91	85.7%	78	92	84.8%
高知	41	79	51.9%	47	87	54.0%	51	87	58.6%	62	87	71.3%	63	90	70.0%
愛媛	62	141	44.0%	67	146	45.9%	65	154	42.2%	74	159	46.5%	91	162	56.2%
合計	6,564	30,518	21.5%	7,701	32,134	24.0%	8,703	33,682	25.8%	9,637	35,113	27.4%	12,512	36,466	34.3%

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

地方 事務所	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計
東 京	29	35	30	26	190
多 摩	11	38	24	12	112
神奈川	43	48	36	34	124
川 崎	3	1	0	6	38
小田原	2	4	6	19	35
埼 玉	17	21	30	27	164
川 越	4	2	9	1	20
千 葉	35	70	33	31	115
松 戸	10	4	7	16	24
茨 城	8	5	12	6	69
栃 木	10	6	18	3	40
群 馬	25	4	3	1	68
静 岡	2	6	3	1	12
沼 津	4	6	2	6	31
浜 松	3	5	5	2	22
山 梨	1	3	0	6	14
長 野	3	3	0	3	29
新 潟	2	2	3	8	46
大 阪	45	33	48	35	307
京 都	3	6	3	6	75
兵 庫	12	5	7	4	84
阪 神	1	1	1	0	24
姫 路	1	4	4	0	35
奈 良	0	0	1	4	42
滋 賀	2	3	2	0	18
和歌山	1	1	0	2	20
愛 知	30	28	31	23	140
三 河	4	10	4	11	49
三 重	1	0	4	2	53
岐 阜	5	4	6	9	31
福 井	4	6	1	4	12
石 川	1	1	1	3	5
富 山	2	1	2	1	11
広 島	7	2	4	33	90
山 口	2	3	3	3	21
岡 山	8	3	13	10	47
鳥 取	0	1	1	0	11
島 根	2	1	0	3	4
福 岡	14	27	7	26	147
北九州	4	0	6	14	66
佐 賀	2	6	0	8	33
長 崎	4	0	1	1	29
大 分	0	0	14	2	6
熊 本	3	3	2	1	24
鹿児島	9	25	2	2	21
宮 崎	9	3	0	1	23
沖 縄	3	2	0	1	75
宮 城	6	6	1	1	17
福 島	0	1	0	5	31
山 形	0	5	3	0	3
岩 手	3	1	3	0	11
秋 田	2	0	0	2	15
青 森	2	1	0	0	13
札 幌	18	6	0	8	48
函 館	0	2	1	1	19
旭 川	1	1	0	0	1
釧 路	0	0	0	0	10
香 川	0	4	9	1	39
徳 島	0	0	12	2	21
高 知	0	0	1	3	19
愛 媛	0	0	0	5	52
合 計	423	469	419	445	2,955

4. 常勤弁護士に関する業務



4-1 平成26年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼ばれ、法テラスとの間で、綜合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークに関する取組みにも尽力しており、地域に密着した活動を行っている常勤弁護士の役割は、ますます重要になってきている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する取組み

法テラスが行う「司法ソーシャルワーク」とは、高齢者、障がい者その他法的サービスの自発的利用が困難な方が抱える潜在的な諸問題を、司法的な観点を加えて発見・整理したうえで、関係する福祉職者等と連携・協働して、総合的に解決することをめざす取組みである。

法テラスでは、このような取組みの重要性を認識するとともに、その担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任等を意欲的に行っている常勤弁護士の役割は非常に大きいと考えて、取組みの充実化を図ってきた。平成26年度における具体的取組みとしては、常勤弁護士による個々の活動状況の検証、常勤弁護士の果たすべき役割等の検討、その役割等を含む司法ソーシャルワーク事業計画の策定、司法ソーシャルワークにおいて先駆的役割を果たしている常勤弁護士と2人1組になってノウハウ等を個別指導する実地研修等を行った。

今後も、司法ソーシャルワークの拡充に向けて、さまざまな取組みを行っていく予定である。

(3) 鹿角地域事務所の設置

法テラスでは、司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士が0名または1名しかいないなどの一定の基準（「4-5 司法過疎地域事務所の設置」参照）を満たす地域への事務所設置に取り組んでおり、平成26年9月には、秋田県鹿角市に司法過疎地域事務所を設置し、常勤弁護士を配置した。

鹿角地域事務所は34か所目の司法過疎地域事務所である（資料4-1番号54から87）。

(4) 被災地への常勤弁護士の派遣

平成25年度から、常勤弁護士を東日本大震災の被災地に派遣し、被災地自治体の職員として被災地支援を行う取組みを開始しており、平成26年度もこの取組みを継続した。

平成26年度は、宮城県東松島市、福島県相馬市、宮城県気仙沼市に派遣し、自治体の施策に対する法的アドバイス等を行った。

4-2 業務の概要

司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第4号）。

法テラスでは、司法過疎対策として、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させるなどの業務を行っている。

4-3 常勤弁護士の配置

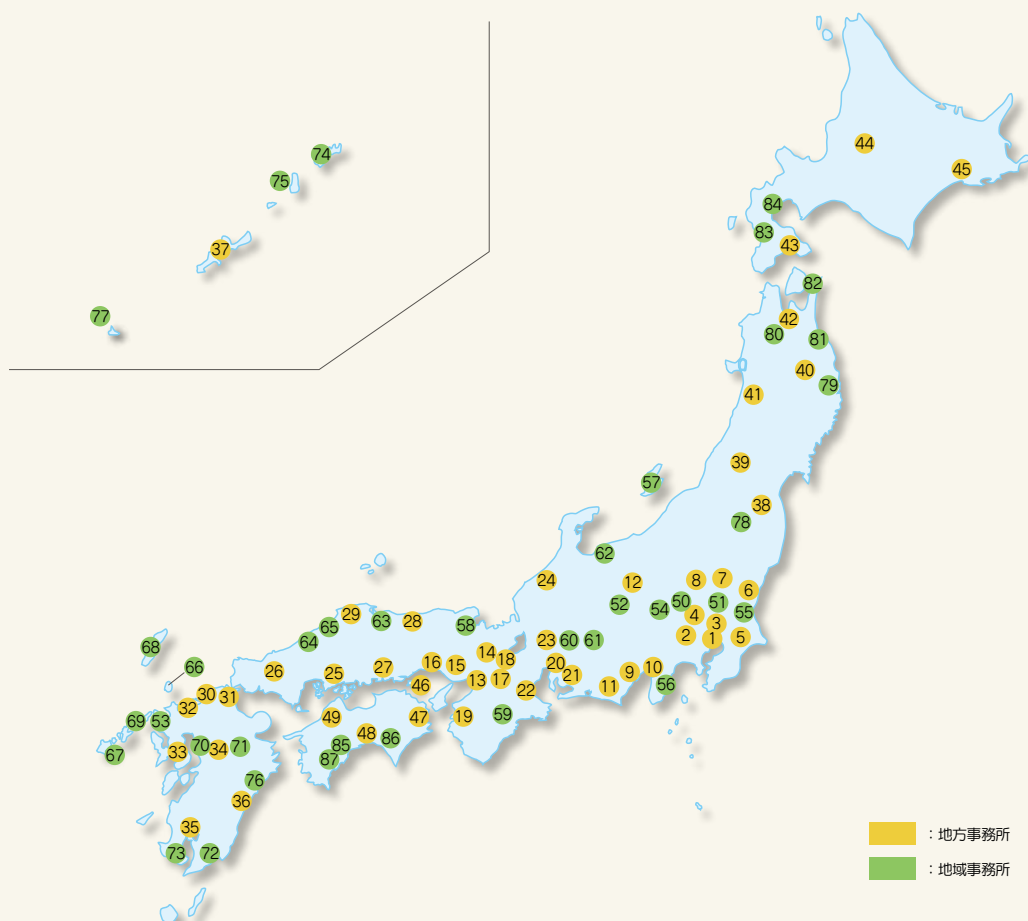
(1) 配置

常勤弁護士は、平成27年3月31日現在、合計252名となり、資料4-1のとおり、合計87か所の事務所（全国49か所の地方事務所・支部、38か所の地域事務所）に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1

常勤弁護士配置先一覧（平成 27 年 3 月 31 日現在）



■ 地方事務所
■ 地域事務所

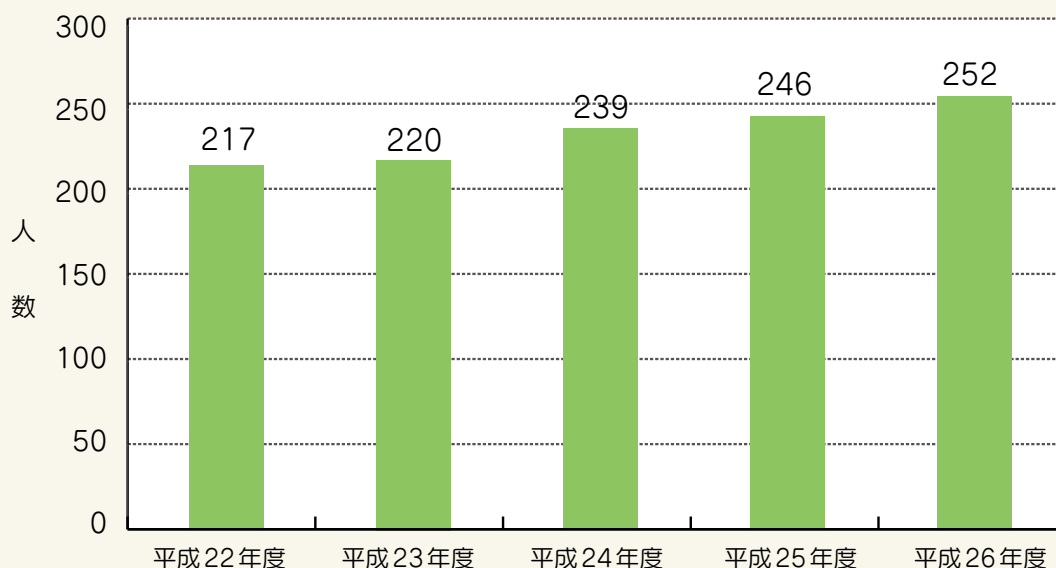
地方事務所（42か所）・支部（7か所）				
1	東京地方事務所	25	26	山口地方事務所
2	東京地方事務所多摩支部	6	27	岡山地方事務所
3	埼玉地方事務所	10	28	鳥取地方事務所
4	埼玉地方事務所川越支部	4	29	島根地方事務所
5	千葉地方事務所	10	30	福岡地方事務所
6	茨城地方事務所	3	31	福岡地方事務所北九州支部
7	栃木地方事務所	1	32	佐賀地方事務所
8	群馬地方事務所	2	33	長崎地方事務所
9	静岡地方事務所	5	34	熊本地方事務所
10	静岡地方事務所沼津支部	4	35	鹿児島地方事務所
11	静岡地方事務所浜松支部	3	36	宮崎地方事務所
12	長野地方事務所	1	37	沖縄地方事務所
13	大阪地方事務所	12	38	福島地方事務所
14	京都地方事務所	3	39	山形地方事務所
15	兵庫地方事務所	3	40	岩手地方事務所
16	兵庫地方事務所阪神支部	3	41	秋田地方事務所
17	奈良地方事務所	4	42	青森地方事務所
18	滋賀地方事務所	5	43	函館地方事務所
19	和歌山地方事務所	2	44	旭川地方事務所
20	愛知地方事務所	2	45	釧路地方事務所
21	愛知地方事務所三河支部	4	46	香川地方事務所
22	三重地方事務所	3	47	徳島地方事務所
23	岐阜地方事務所	4	48	高知地方事務所
24	福井地方事務所	1	49	愛媛地方事務所
25	広島地方事務所	4		

地域事務所（38か所）				
50	熊谷地域事務所	3	69	平戸地域事務所
51	下妻地域事務所	2	70	雲仙地域事務所
52	松本地域事務所	1	71	高森地域事務所
53	佐世保地域事務所	2	72	鹿屋地域事務所
54	秩父地域事務所	3	73	指宿地域事務所
55	牛久地域事務所	2	74	奄美地域事務所
56	下田地域事務所	2	75	徳之島地域事務所
57	佐渡地域事務所	2	76	延岡地域事務所
58	福知山地域事務所	1	77	宮古島地域事務所
59	南和地域事務所	2	78	会津若松地域事務所
60	可児地域事務所	3	79	宮古地域事務所
61	中津川地域事務所	1	80	鹿角地域事務所
62	魚津地域事務所	3	81	八戸地域事務所
63	倉吉地域事務所	1	82	むつ地域事務所
64	浜田地域事務所	2	83	江差地域事務所
65	西郷地域事務所	1	84	八雲地域事務所
66	杵岐地域事務所	1	85	須崎地域事務所
67	五島地域事務所	2	86	安芸地域事務所
68	対馬地域事務所	1	87	中村地域事務所

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。

■ 増員配置
■ 新たな配置

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度は、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施するものである。

この制度の導入により、平成26年度は34名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴したうえ、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(3) 法テラス法律事務所への配置

この制度による養成を終了した者及び採用時に養成の必要がない者については、各地の法テラス法律事務所に配置されることとなる。

法テラス法律事務所は、全国に84か所あり、地方事務所・支部に併設されている事務所が46か所、地域事務所として設置されている事務所が38か所となっている。

各地の法テラス法律事務所には、それぞれ1ないし15名の常勤弁護士が常駐しており、全国で合計218名の常勤弁護士が配置されている（数字はいずれも平成27年3月31日現在）。

4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施している。平成26年度には、合計11回にわたり説明会を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載したうえ、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すとともに、同連合会がソーシャルネットワーキングサービスを利用して運用している就職採用サイトにも就職情報を掲載している。このような取組みにより、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すために、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行うとともに、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどした。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込を広く受け付け、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入も実施しており、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

さらに、法テラスのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

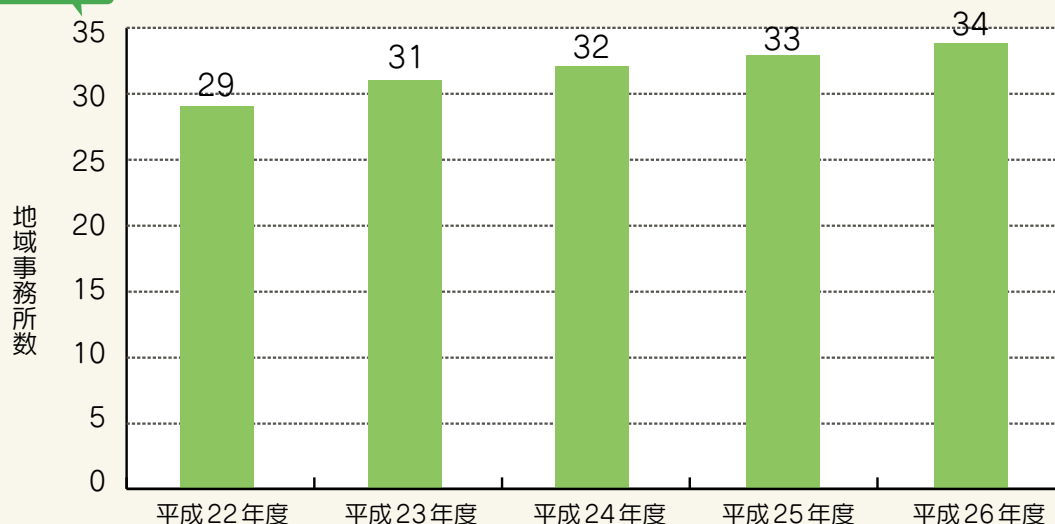
4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、①地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、②当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、③地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、④当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、⑤当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

①本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務に必要な知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。

裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修も実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前課題について少人数でディスカッションを行う研修である。

また、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ障害対応研修や、司法ソーシャルワークを推進するために同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士からノウハウ等を学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施している。

さらに、常勤弁護士の業務は、取り扱う業務が総合法律支援法の定める範囲内に限定されていること、法テラス独自の報告作業や会計処理を行う必要があること、司法ソーシャルワーク等の関係機関との連携に基づく活動が期待されていることなど、一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士同士の意見交換も有益であるため、ゼミ形式の研修を実施するなどして常勤弁護士間の技術・経験の共有を図っている。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事・刑事の基礎的な研修等を実施している。

②その他の研修

常勤弁護士の増加により、法テラス本部（東京）における一括研修だけでは、研鑽を積むことが困難になりつつあることから、全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容等を企画し、地方の実情等に応じた研修を実施している。

さらに、自治体や福祉機関に潜在する法的需要を把握し連携の促進を図るため、常勤弁護士を職員として地方自治体（静岡県伊豆市）や社会福祉法人（長崎県・社会福祉法人南高愛隣会、滋賀県・社会福祉法人グロー）等に派遣し、外部研修を受けさせている。平成26年度に常勤弁護士に対して実施した実務研修は、資料4-4のとおりである。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成26年10月17日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計等の手続、常勤弁護士の日常業務支援、受刑者対応、弁護士会との連携、地方事務所職員・法律事務所職員との関わり方、事務所のマネジメント、赴任後の業務 等
平成27年1月15日～16日	【常勤弁護士新任業務研修】 総合法律支援法及び第3期中期計画の概要、常勤弁護士の職務、情報提供業務・司法ソーシャルワーク、民事法律扶助業務、国選弁護・付添業務、受託業務、人事制度・手続、情報セキュリティ、法テラスにおける接遇のあり方、先輩常勤弁護士からのアドバイス 等
平成26年7月17日～18日 平成27年2月19日～20日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、グループディスカッション、先輩弁護士の体験談・質疑応答、弁護士倫理

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成26年4月14日 平成26年9月19日	【裁判員裁判事例研究研修】 責任能力と期待可能性、行為責任に関するケースセオリー、情状事件における冒頭陳述 責任能力についての疑い、情状事件のケースセオリー、主尋問、反対尋問への対応、情状事件における主張と争点整理 等
平成26年5月30日 平成26年11月7日	【裁判員裁判専門研修】 共犯事件における情状弁護、尋問の戦略と技術（否認事件における主尋問及び反対尋問） 等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成26年7月31日～8月1日 平成26年12月11日～12日	【パーソナリティ障害対応研修】 リーガルカウンセリングの技法、困難な当事者への対応、精神医学講義、模擬法律相談、グループディスカッション 等
平成26年10月9日～10日	【民事実務研修】 労働、事務所のマネジメントについて、弁護士会との連携、利益相反、司法ソーシャルワーク、DV・ストーカー被害者に対する支援 等

2 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック：広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック：福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック：函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月7日～8日	依存症に関する報告・事例検討、病院での研修・見学（病院院長による講演）、依存症克服経験のある元患者からの体験談 等
平成26年11月14日	関東Aブロック内における法律事務所の事例報告検討、保護観察官及び保護司による講演 等

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月6日～7日	司法と福祉機関との連携に関するパネルディスカッション、各地における関係機関及び弁護士会との連携の活動報告、意見交換等、成年後見事案に関する各地域の常勤弁護士の事例報告会 等
平成26年10月24日～25日	「地域包括支援センターにおける現状と課題、弁護士との連携活動について」「社会福祉協議会における現状と課題、弁護士との連携活動について」、法テラス下田法律事務所見学、下田支部管内における現状と課題について、実務上の諸問題の報告・検討・意見交換 等

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年5月29日	①トレーニー・トレーナー講習の体験報告、②常勤弁護士委員からの報告及び意見交換、③講義 「無罪事例における弁護活動の問題点」～女子高生殺人事件での刑事弁護活動を題材として～、④近畿ブロック常勤弁護士間の意見交換、報告 等

平成26年7月29日	①「触法高齢者・触法障がい者の支援に関する一考察～地域生活定着支援センターの実践から～」、②社会福祉協議会への外部派遣を振り返って、③業務改善のノウハウについて意見交換 等
平成26年11月4日	業務問題改善会議、養成スタ弁激励業務紹介・業務報告など、対応困難者への対処方法 等
平成27年1月28日	障がい者福祉における相談支援事業所の役割、南和地域の障がい者福祉（特に精神障害者）の状況について 等

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年5月14日	①事件処理の過程で気づかされた事例集（準ヒヤリ・ハット）、②興味深い引継案件について、③司法ソーシャルワーク実務トレーニー・トレーナー実践報告、④はじめての刑事弁護at岐阜 等
平成26年7月28日	①離島での常勤弁護士業務、②農地関係事件の注意点について～経験に基づく集積のまとめ～、③事件引継にあたっての注意点等～ヒヤリハット事例～、④生活保護申請に係る審査請求事件についての報告、⑤全国経験交流会において報告する事例・意見交換会等について議論 等
平成26年11月21日	刑事事件の経験談、少年否認事件について、福井の現状と課題、法テラス魚津の取組みについて 等

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月24日～25日	更生保護制度の概要、更生保護施設の見学と講義、地域生活定着支援センターの活動、調査支援委員会の活動、矯正施設出所者の支援について意見交換、ヒヤリハット、引継問題に関する意見交換、パーソナルサポートセンターの活動、島根県社会福祉協議会への外部派遣を振り返って 等
平成26年11月27日～28日	DVについて、面会交流について、債務整理について 等

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年4月25日	①知的障がい者の刑事事件（無罪判決）の報告、②自白の信用性が否定された少年事件（不処分決定）の報告、③アスペルガー障がい者の裁判員裁判事件（心神耗弱）とその後の医療観察法事件の報告 等
平成26年11月21日	講義・ワークショップ、常勤弁護士間の意見交換・報告 等

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成26年10月24日	弁護士の講話、各関係福祉機関からの発表、司法ソーシャルワーク座談会、質疑・応答 等

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成26年5月23日～24日	①知的障がい児施設の見学、②民事事件に関する活動報告及び意見交換、③連携などの活動報告及び意見交換、④地域生活定着支援センター長の講演、⑤刑事事件に関する活動報告及び意見交換 等
平成26年10月31日 ～11月1日	刑事事件における常習性と依存症の関係、民事扶助・刑事事件等の活動報告・意見交換、法教育・消費者教育等の実践事例、民事執行・保全の実務、四国ブロック常勤弁護士間の経験交流 等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士を室長・主任研究員として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、常勤弁護士のOB等を室長・専門員等として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている民事・家事・一般刑事事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室の全面的な協力を得て、常勤弁護士に対する研修を実施するとともに、アンケート等を踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

(3) その他の環境整備

常勤弁護士が事件処理等を行うにあたり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し随時適切なアドバイスを行っている。



5. 犯罪被害者支援業務

5-1 平成26年度における業務の概況

(1) ストーカー、DV及び児童虐待の被害者を対象とする支援の検討

平成26年に発足した「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」の検討結果を取りまとめた報告書が、平成26年6月11日、法務大臣に対し提出された。この検討会では、弁護士、司法書士、法社会学者等のほか、地方自治、福祉、消費者問題、犯罪被害者等のさまざまな分野における有識者によって、高齢者・障がい者の支援、大規模な災害への対応等とともに、ストーカー・DV（domestic violence）等の犯罪被害者に対する法的支援の在り方についての提言も取りまとめられた。その後の検討を経て、平成27年3月24日には「総合法律支援法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第189回通常国会に提出された。

深刻な被害が相次ぐ中、犯罪被害者支援業務では、被害を受けた方がたが必要とする支援の充実に加えて、被害を未然に防止するための対応が求められている。

(2) 職員研修の実施

平成26年度犯罪被害者支援業務担当職員研修では、被害者法廷参加を経験された犯罪被害者ご遺族、現役の公判担当検事、被害者参加弁護士を講師として招き、それぞれの立場から被害者が求める支援、二次的被害の防止、被害者参加制度の内容やそれに対する見解などを2部構成（第1部：講話、第2部：パネルディスカッション）で具体的に講じていただいた。

犯罪被害者や犯罪被害者支援に携わる方の思い、経験を聴くことができ、被害者やご家族の心情や状況への理解を深めるとともに、被害者参加制度への理解を深める貴重な機会となった。

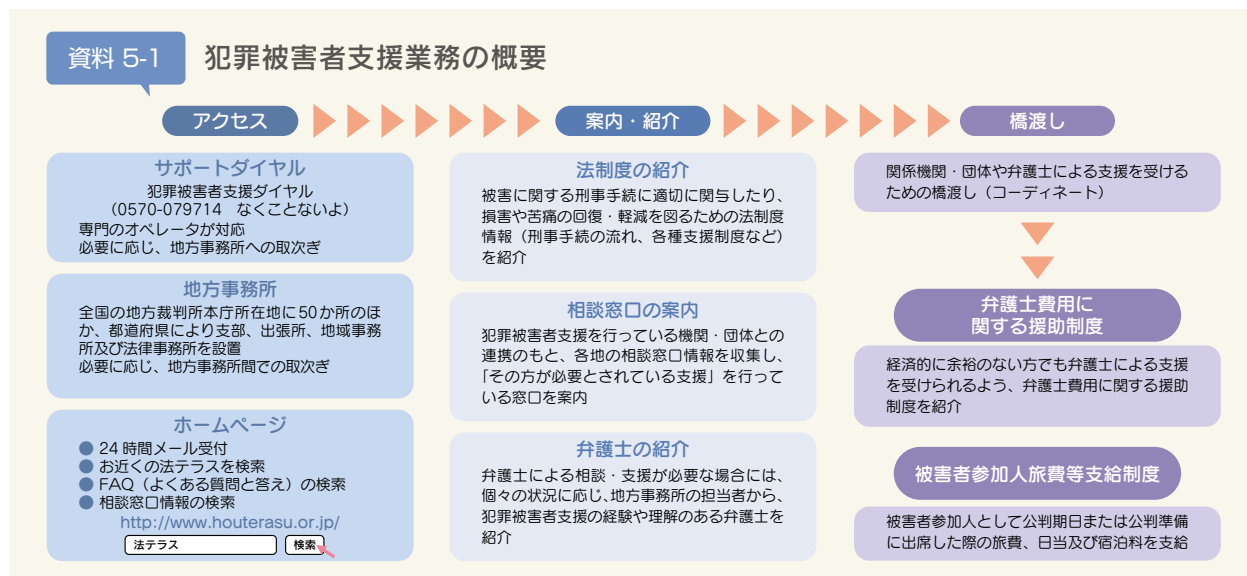
5-2 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

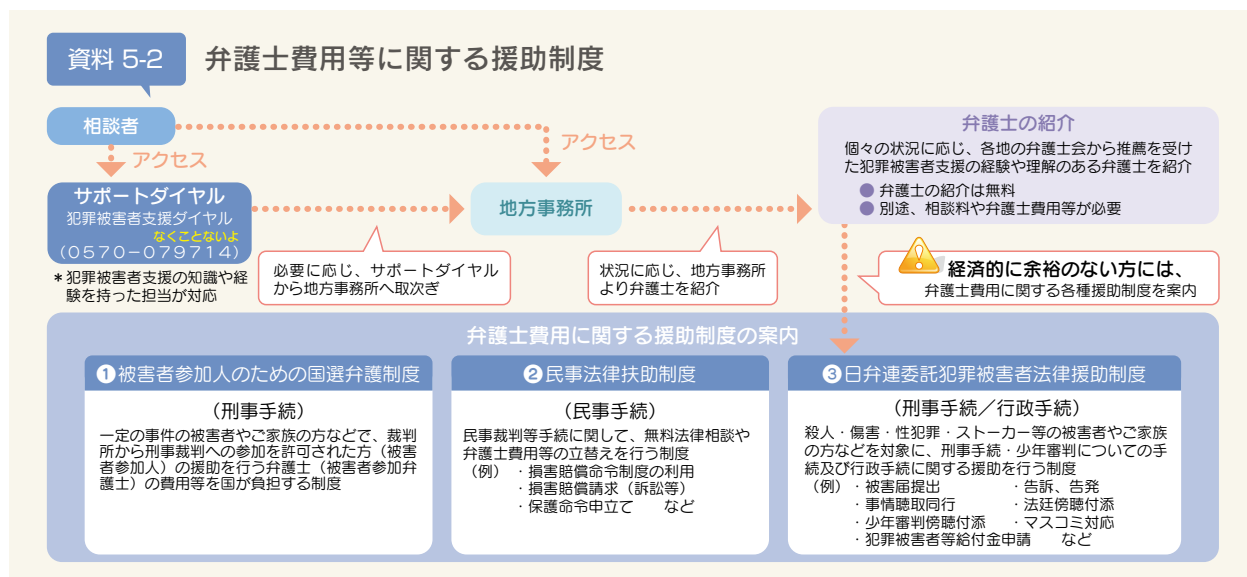
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）
- (オ) 被害者参加旅費等支給業務（後記5-4で詳述する）

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の概要



また、経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する方は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができます。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



(2) サポートダイヤル (犯罪被害者支援ダイヤル)

ア お問合せ件数

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号「0570-078374 (おなやみなし)」のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714 (なくことないよ)」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

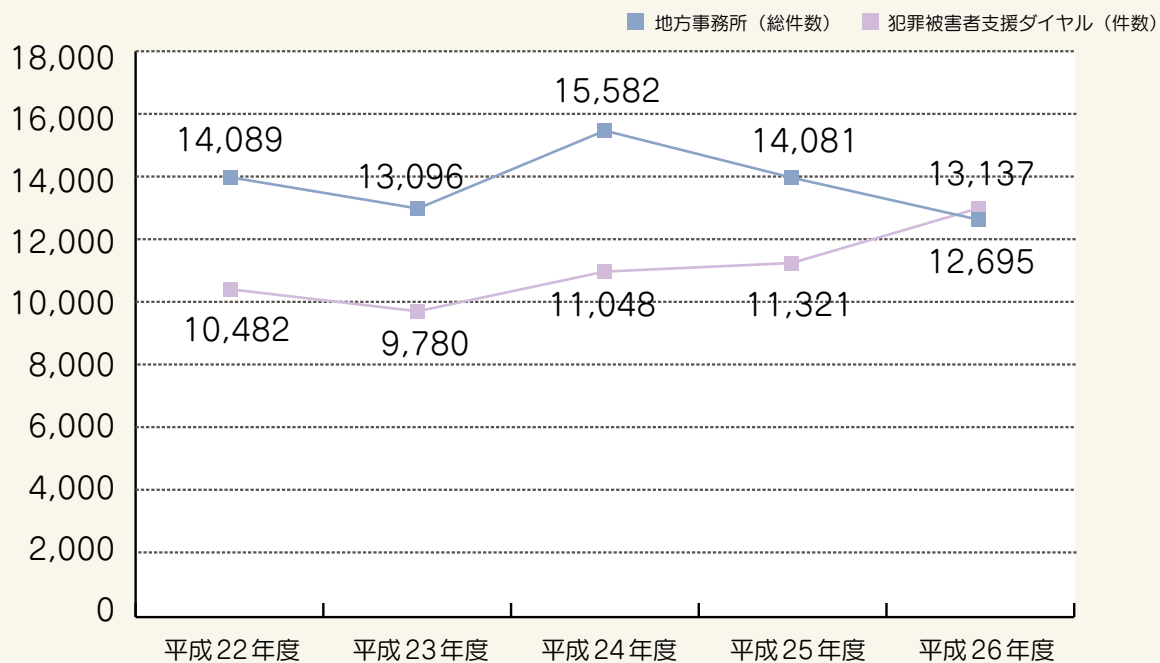
年度ごとのお問合せ件数は資料5-3のとおりである。平成24年度以降、継続して増加傾向にある。業務開始からのお問合せ件数は計84,713件となった。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所におけるお問合せ件数の推移

お問合せ対応実績	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	10,482	9,780	11,048	11,321	13,137
地方事務所（総件数）	14,089	13,096	15,582	14,081	12,695

【参考】 業務開始（平成18年10月）～平成26年度末

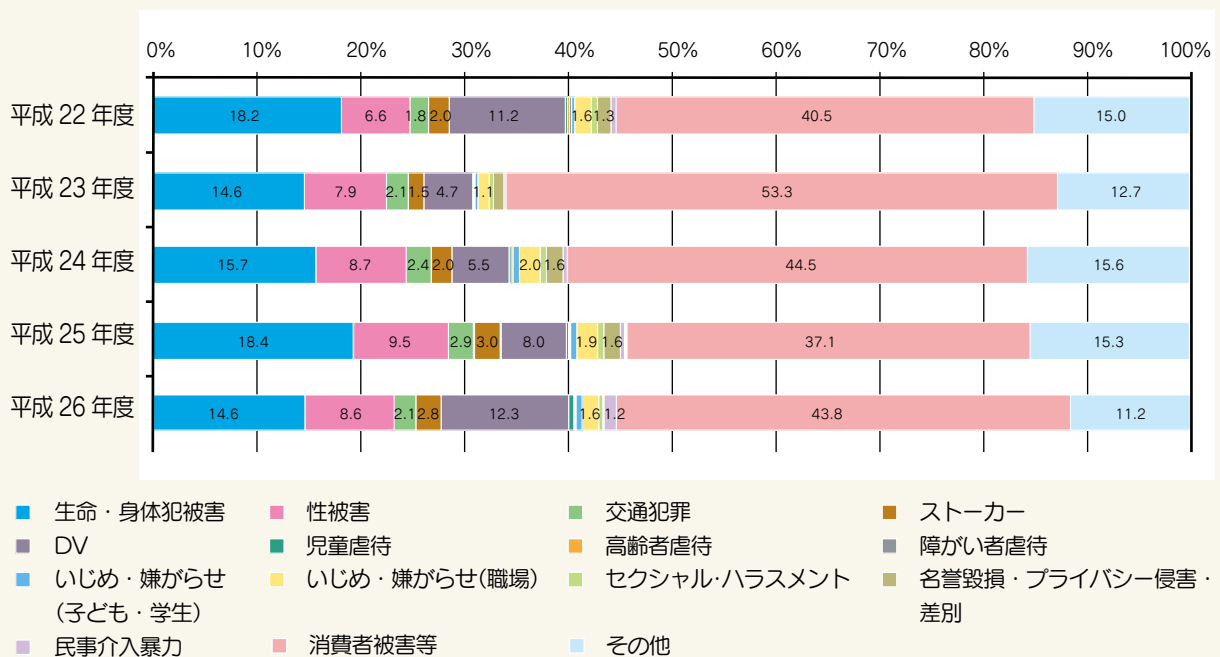
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	84,713 件
地方事務所（総件数）	105,578 件



イ お問合せ内容

平成26年度におけるお問合せ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。生命・身体犯被害が最も多く、全体の14.6%を占めている。近年、深刻な被害に発展する傾向があるDV及びストーカーの被害について、DVのお問合せは3年連続で増加し、全体の12.3%を占めた。ストーカー被害に関するお問合せは、昨年度と比較して全体に占める割合はやや減少したものの、お問合せ件数は増加が続いており、迅速な支援が求められている。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せ内容の内訳の推移

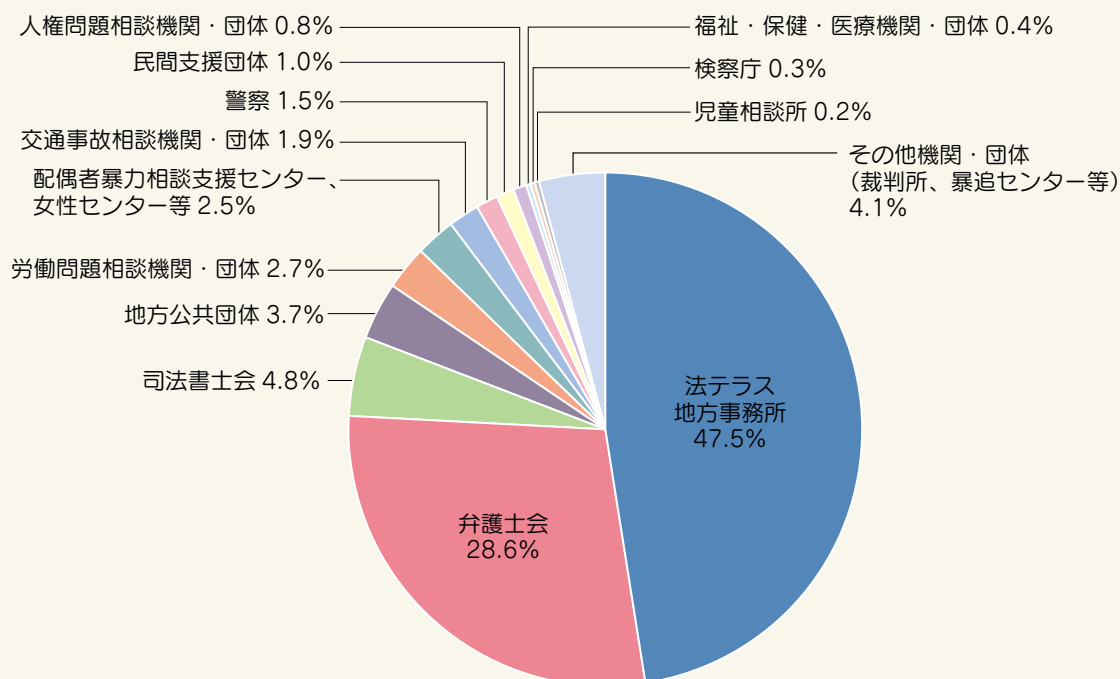


年度	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	民事介入暴力	消費者被害等	その他	計
平成22年度	18.2%	6.6%	1.8%	2.0%	11.2%	0.2%	0.2%	0.3%	1.6%	1.3%	0.6%	1.3%	0.5%	40.5%	15.0%	100.0%
平成23年度	14.6%	7.9%	2.1%	1.5%	4.7%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	1.1%	0.4%	1.0%	0.2%	53.3%	12.7%	100.0%
平成24年度	15.7%	8.7%	2.4%	2.0%	5.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.6%	2.0%	0.6%	1.6%	0.4%	44.5%	15.6%	100.0%
平成25年度	18.4%	9.5%	2.9%	3.0%	8.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.9%	1.9%	0.5%	1.6%	0.3%	37.1%	15.3%	100.0%
平成26年度	14.6%	8.6%	2.1%	2.8%	12.3%	0.5%	0.1%	0.1%	0.6%	1.6%	0.4%	0.1%	1.2%	43.8%	11.2%	100.0%

ウ 紹介先

平成26年度における犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先は、法テラス地方事務所が47.5%を占め、次いで弁護士会が28.6%となっている。法律相談を必要とするお問合せが多いことが見て取れる。このほか、お問合せ内容に応じて、司法書士会、地方公共団体、裁判所、法務局、警察、配偶者暴力相談支援センター等を紹介している。

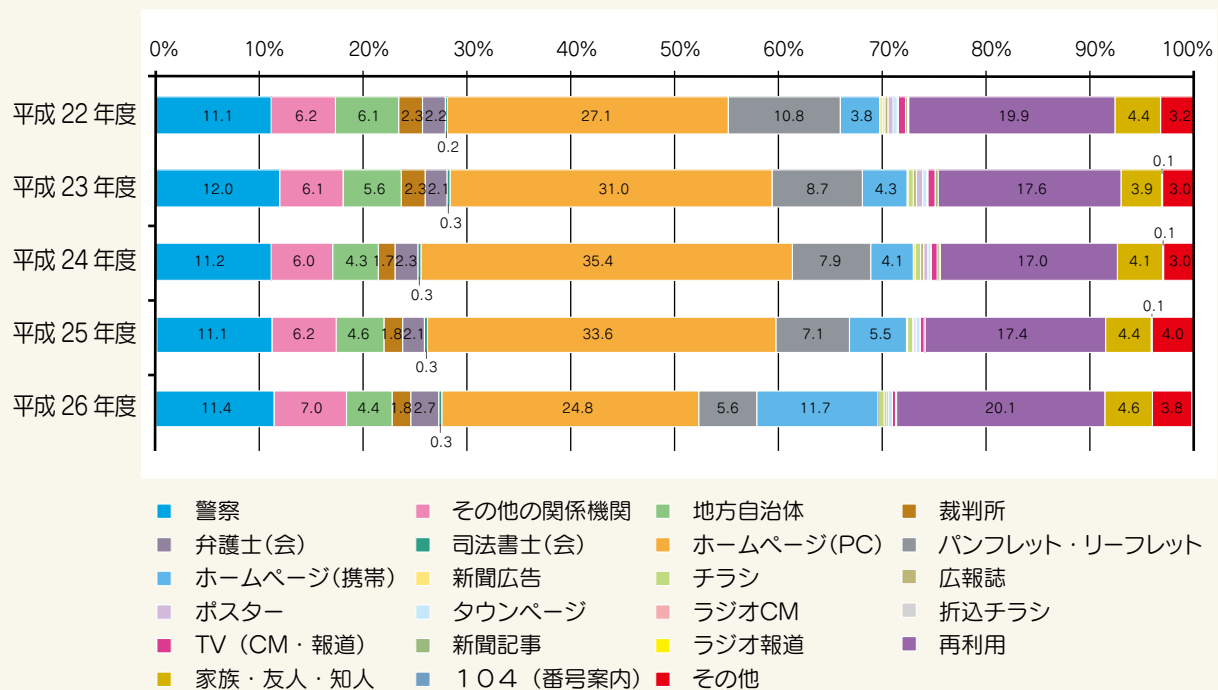
資料5-5 平成26年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先



エ 認知媒体

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体は、携帯電話版ホームページの伸びが大きく、スマートフォンの普及に合わせたホームページ開設・改修の効果が表れている。警察から法テラスを案内されるケースは毎年度11%を超える高い割合を占めており、被害者が警察から必要な情報を得ていることが見て取れる。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移



認知媒体	警察	その他の関係機関	地方自治体	裁判所	弁護士(会)	司法書士(会)	ホームページ(PC)	パンフレット・リーフレット	ホームページ(携帯)	新聞広告	チラシ	広報誌
平成22年度	11.1%	6.2%	6.1%	2.3%	2.2%	0.2%	27.1%	10.8%	3.8%	0.3%	0.2%	0.3%
平成23年度	12.0%	6.1%	5.6%	2.3%	2.1%	0.3%	31.0%	8.7%	4.3%	0.1%	0.5%	0.3%
平成24年度	11.2%	6.0%	4.3%	1.7%	2.3%	0.3%	35.4%	7.9%	4.1%	0.2%	0.5%	0.3%
平成25年度	11.1%	6.2%	4.6%	1.8%	2.1%	0.3%	33.6%	7.1%	5.5%	0.1%	0.5%	0.1%
平成26年度	11.4%	7.0%	4.4%	1.8%	2.7%	0.3%	24.8%	5.6%	11.7%	0.0%	0.6%	0.2%

認知媒体	ポスター	タウンページ	ラジオCM	折込チラシ	TV (CM・報道)	新聞記事	ラジオ報道	再利用	家族・友人・知人	104 (番号案内)	その他	合計
平成22年度	0.5%	0.4%	0.0%	0.1%	0.6%	0.2%	0.1%	19.9%	4.4%	0.0%	3.2%	100.0%
平成23年度	0.6%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.3%	0.0%	17.6%	3.9%	0.1%	3.0%	100.0%
平成24年度	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.1%	17.0%	4.1%	0.1%	3.0%	100.0%
平成25年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	17.4%	4.4%	0.1%	4.0%	100.0%
平成26年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	20.1%	4.6%	0.0%	3.8%	100.0%

(3) 地方事務所

各都道府県の地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士との紹介及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

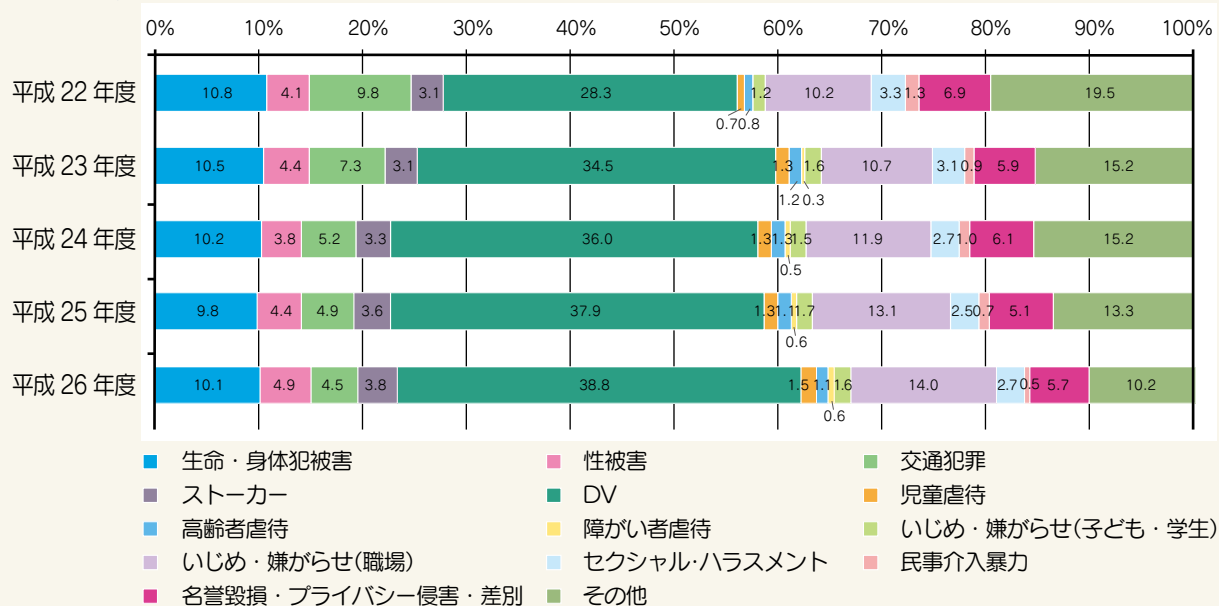
ア お問合せ件数

犯罪被害・刑事手続等に関するお問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。業務開始以降のお問合せ件数は計105,578件となった。

イ お問合せ内容

平成26年度のお問合せ内容の内訳では、DVの相談が最も多く、全体の38.8%を占めている。職場におけるいじめ・嫌がらせの相談は、微増ではあるものの、統計開始以来、一度も減少することなく増加が続いている。

資料5-7 地方事務所に対応したお問合せ内容の内訳の推移



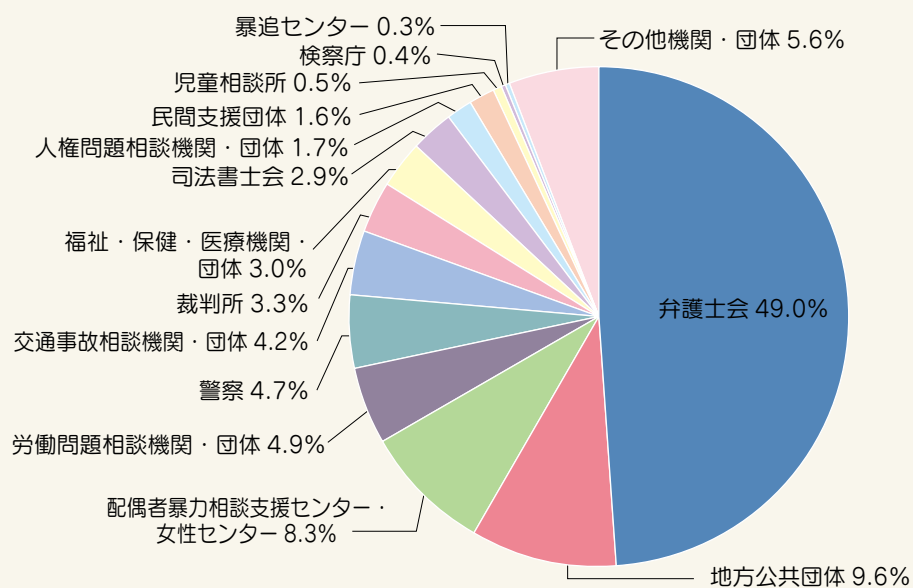
問い合わせ件数(実績管理1)	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	その他	計
平成22年度	10.8%	4.1%	9.8%	3.1%	28.3%	0.7%	0.8%	—	1.2%	10.2%	3.3%	1.3%	6.9%	19.5%	100.0%
平成23年度	10.5%	4.4%	7.3%	3.1%	34.5%	1.3%	1.2%	0.3%	1.6%	10.7%	3.1%	0.9%	5.9%	15.2%	100.0%
平成24年度	10.2%	3.8%	5.2%	3.3%	36.0%	1.3%	1.3%	0.5%	1.5%	11.9%	2.7%	1.0%	6.1%	15.2%	100.0%
平成25年度	9.8%	4.4%	4.9%	3.6%	37.9%	1.3%	1.1%	0.6%	1.7%	13.1%	2.5%	0.7%	5.1%	13.3%	100.0%
平成26年度	10.1%	4.9%	4.5%	3.8%	38.8%	1.5%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.7%	0.5%	5.7%	10.2%	100.0%

ウ 紹介先

平成26年度に地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先は、弁護士会が49.0%と最も多く、次いで地方公共団体が9.6%を占めている。配偶者暴力相談支援センター・女性センターの割合が昨年度と比較して増加しており、DV被害の増加がその一因となっている。

資料5-8

平成26年度地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先



エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

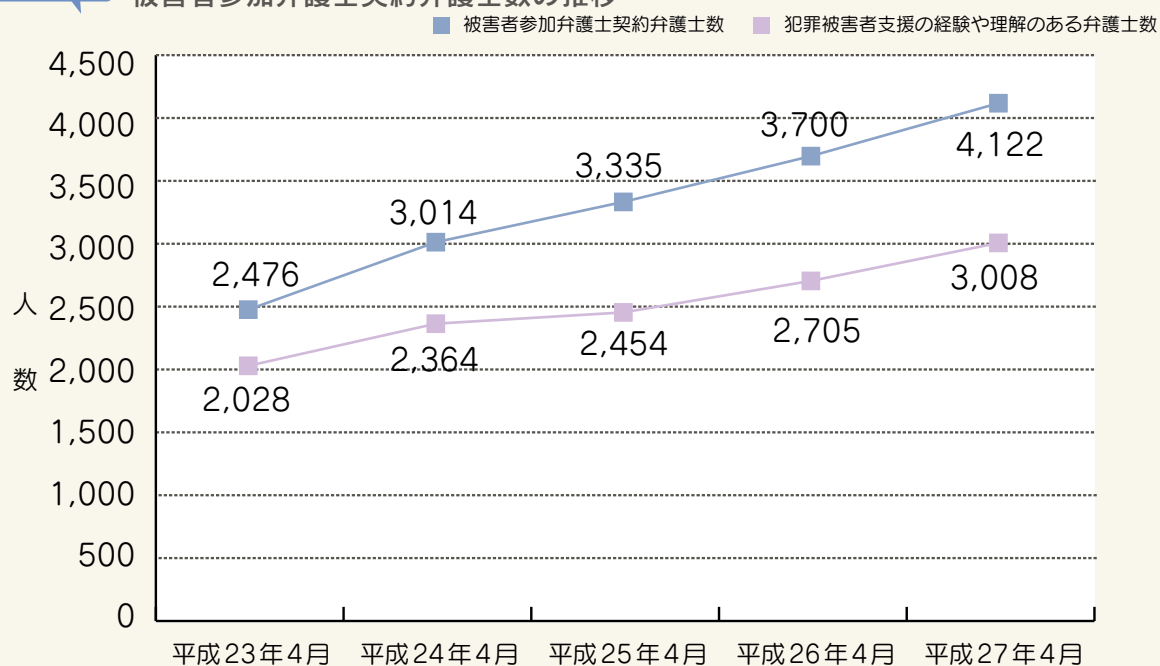
(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数は、平成27年4月1日現在で3,008名となり、前年度末より303名増加した。今後も関係機関との連携により、弁護士確保の取組みを進めていく。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	
東京	321	335	228	208	272	-49
神奈川	78	79	148	145	156	78
埼玉	34	34	35	36	37	3
千葉	56	102	92	111	145	89
茨城	43	49	54	55	64	21
栃木	31	40	42	51	99	68
群馬	25	25	25	45	47	22
静岡	38	52	77	76	93	55
山梨	14	27	32	38	37	23
長野	76	75	75	75	75	-1
新潟	47	51	55	56	63	16
大阪	91	97	96	102	53	-38
京都	94	104	107	108	102	8
兵庫	63	66	65	65	87	24
奈良	21	21	44	46	46	25
滋賀	10	17	18	19	19	9
和歌山	29	36	35	34	33	4
愛知	81	106	107	115	134	53
三重	31	31	31	30	30	-1
岐阜	22	36	39	39	41	19
福井	23	33	35	36	38	15
石川	27	32	40	40	43	16
富山	11	11	11	16	17	6
広島	12	22	19	28	37	25
山口	16	16	16	30	29	13
岡山	27	42	41	50	58	31
鳥取	10	21	21	24	23	13
島根	16	17	20	23	28	12
福岡	187	196	217	226	223	36
佐賀	32	27	27	39	40	8
長崎	24	28	34	40	46	22
大分	42	49	51	53	60	18
熊本	26	27	25	25	29	3
鹿児島	27	28	30	43	43	16
宮崎	19	27	28	28	32	13
沖縄	11	11	11	35	34	23
宮城	24	31	31	65	71	47
福島	27	35	25	24	30	3
山形	19	30	31	29	47	28
岩手	27	26	24	24	26	-1
秋田	32	32	38	38	39	7
青森	21	22	21	24	29	8
札幌	44	81	91	105	121	77
函館	12	16	18	27	30	18
旭川	5	7	16	14	13	8
釧路	17	19	19	22	23	6
香川	26	28	31	41	43	17
徳島	23	36	35	48	46	23
高知	17	12	20	22	26	9
愛媛	19	19	23	32	51	32
合計	2,028	2,364	2,454	2,705	3,008	980

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数及び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



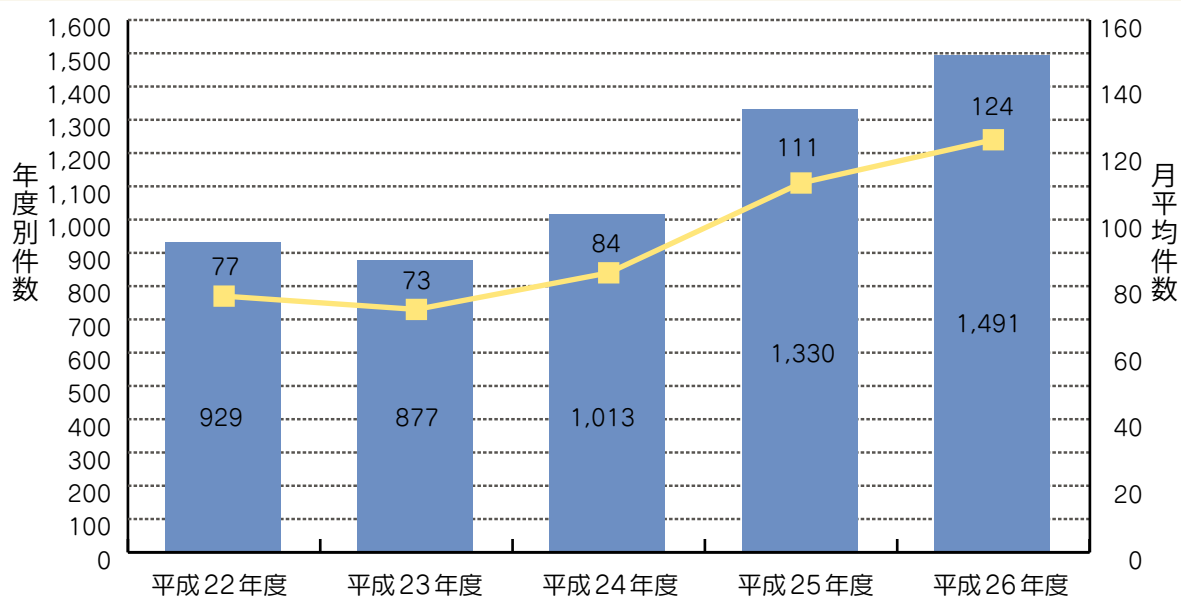
※被害者参加弁護士契約弁護士については
5-3被害者国選弁護関連業務で詳述

(イ) 弁護士紹介件数

紹介件数は平成24年度以降、継続して増加しており、平成26年度は1,491件となった。今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていく。弁護士を紹介した案件の被害種別では、性被害、生命・身体犯被害、DVで、これらの被害種別で全体の88.8%を占めている。

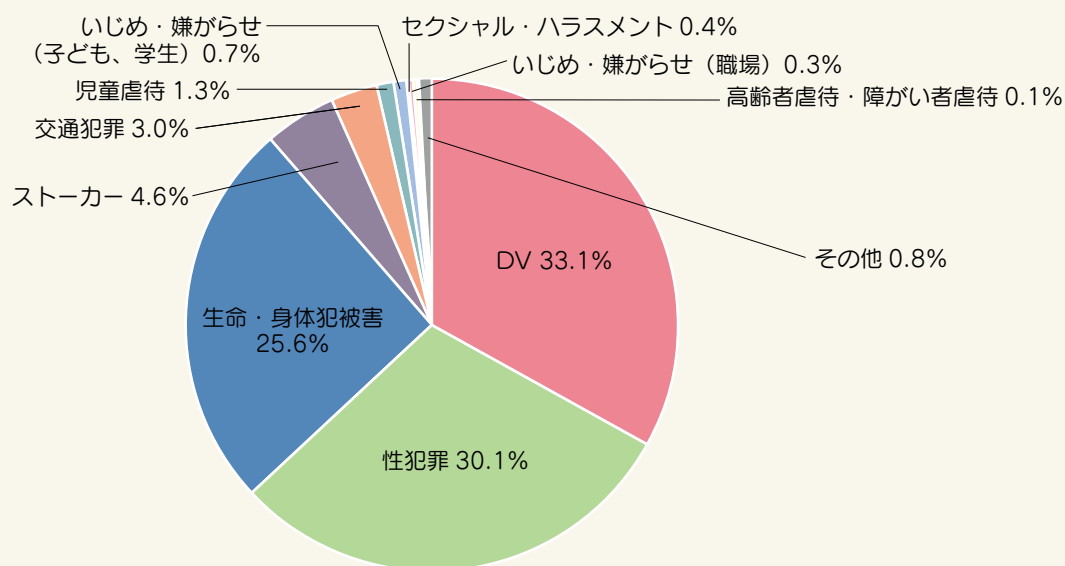
資料 5-11

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の
年度別及び月平均件数の推移



資料5-12

平成26年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



5-3 被害者国選弁護関連業務

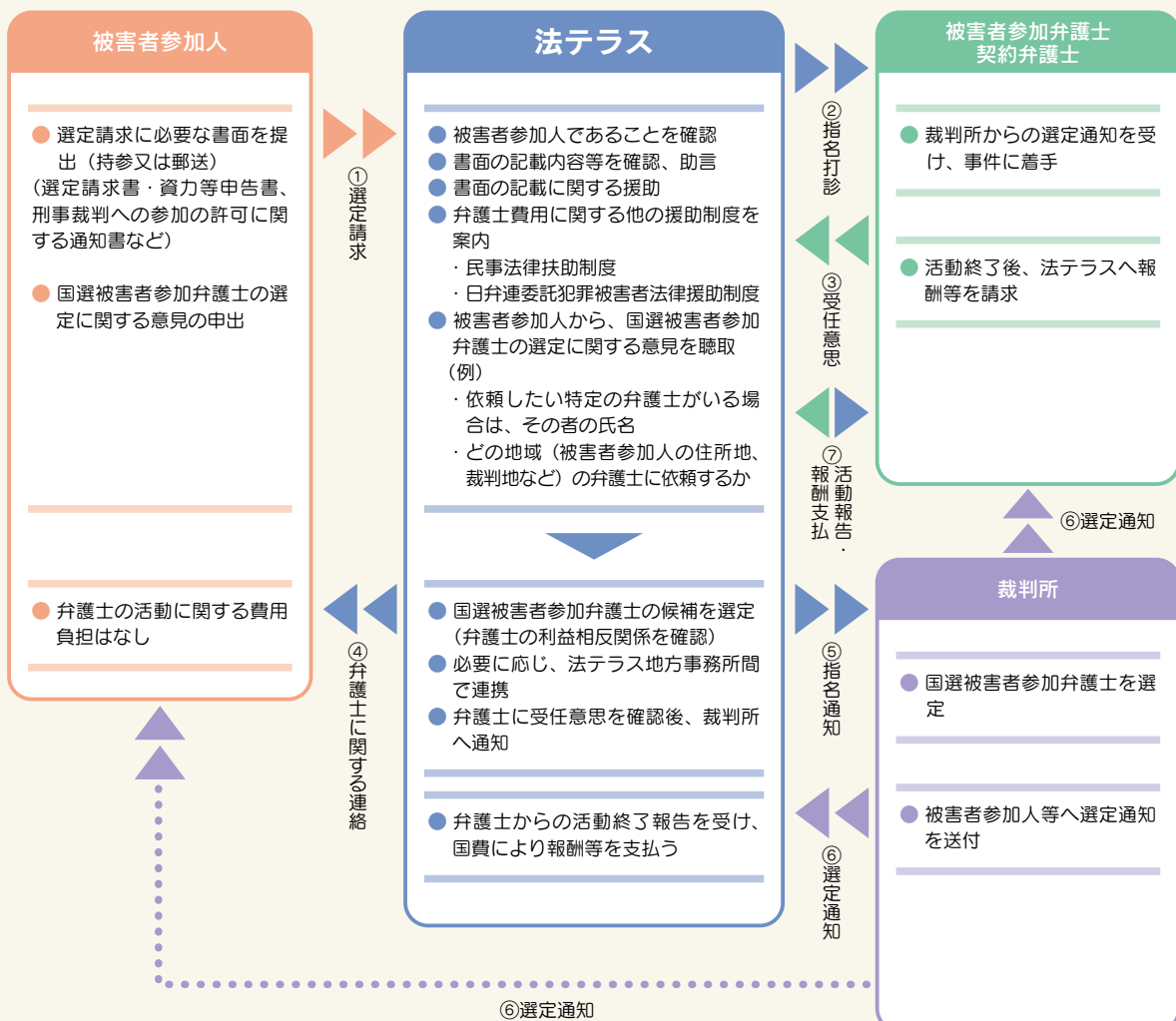
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-13 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、平成27年4月1日現在で4,122名であり、前年度末より422名増加した。今後、刑事裁判への参加を許可される被害者等の増加が見込まれることから、被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、関係機関との連携の下で契約弁護士確保の取組みを進めていく。

資料 5-14 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	
東京	283	335	363	399	451	168
神奈川	106	128	149	163	197	91
埼玉	52	59	54	56	66	14
千葉	76	114	161	179	226	150
茨城	52	76	82	111	111	59
栃木	40	56	64	68	92	52
群馬	40	51	52	77	74	34
静岡	38	43	44	48	77	39
山梨	18	28	34	34	38	20
長野	78	92	92	119	127	49
新潟	56	69	83	83	83	27
大阪	125	132	134	137	150	25
京都	57	91	122	141	137	80
兵庫	58	64	82	84	103	45
奈良	45	52	37	42	42	-3
滋賀	20	27	30	30	32	12
和歌山	28	35	34	33	33	5
愛知	79	110	117	122	140	61
三重	38	38	44	50	50	12
岐阜	20	27	32	31	33	13
福井	26	29	37	42	47	21
石川	30	38	39	50	54	24
富山	17	19	19	20	21	4
広島	58	88	91	112	129	71
山口	55	57	66	65	82	27

地方 事務所名	人数					増減数
	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	
岡山	23	38	44	53	64	41
鳥取	21	23	23	33	43	22
島根	23	27	29	29	33	10
福岡	156	164	191	199	215	59
佐賀	37	37	50	58	60	23
長崎	60	68	71	75	81	21
大分	49	58	58	60	71	22
熊本	100	103	115	131	135	35
鹿児島	30	36	33	34	42	12
宮崎	53	84	81	82	87	34
沖縄	27	29	30	40	42	15
宮城	35	43	44	74	77	42
福島	23	23	26	32	39	16
山形	32	36	37	39	46	14
岩手	25	25	36	36	34	9
秋田	14	18	25	26	27	13
青森	16	24	24	34	26	10
札幌	72	102	110	126	141	69
函館	16	20	26	27	30	14
旭川	28	38	43	43	48	20
釧路	28	34	39	39	40	12
香川	26	28	29	28	28	2
徳島	29	47	46	43	49	20
高知	23	20	31	32	38	15
愛媛	35	31	32	31	31	-4
合計	2,476	3,014	3,335	3,700	4,122	1,646

イ 選定請求状況

平成26年度は451件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から平成27年3月までに受け付けた選定請求は計1,882件となった。過去5年間の選定請求件数の罪名内訳を見ると、強姦・強制わいせつ等が急速に増加するとともに突出して多く、平成26年度実績では全体の約46%を占めている。

資料 5-15 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数						
	合計	(割合)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
殺人（殺人未遂）	255	(15.4%)	40	45	67	47	56
傷害	240	(14.6%)	31	53	42	53	61
傷害致死	110	(6.7%)	19	25	22	15	29
強姦・強制わいせつ等	659	(39.9%)	77	91	109	175	207
危険運転致死傷	36	(2.2%)	3	2	5	14	12
業務上過失致死傷	10	(0.6%)	3	1	0	1	5
重過失致死傷	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
過失運転致死傷等	194	(11.8%)	31	40	39	47	37
逮捕・監禁等	25	(1.5%)	3	3	4	6	9
略取・誘拐等	6	(0.4%)	1	1	1	2	1
人身売買	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等	103	(6.2%)	21	19	13	20	30
その他刑法犯	10	(0.6%)	2	2	0	3	3
特別法犯	1	(0.1%)	0	0	0	0	1
合計	1,649	100.0%	231	282	302	383	451

司法統計によれば、通常第一審事件において、被害者参加が許可された者のうち国選被害者参加弁護士に委託した割合は33.1%である（平成22年～平成26年）。

資料 5-16 通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった件数と国選被害者参加弁護士への委託人員数（司法統計による）

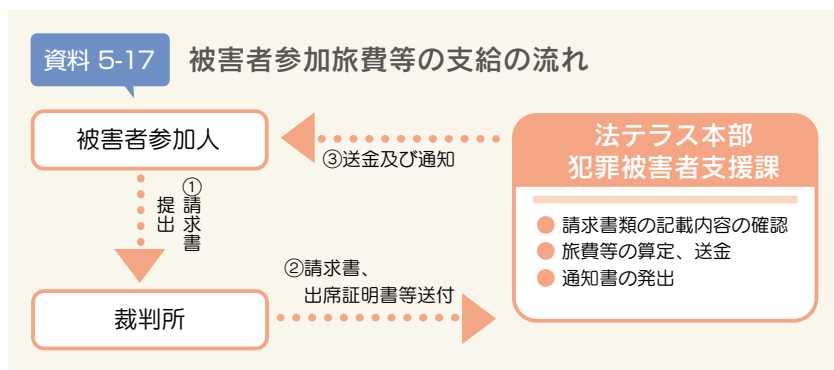
罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	22年	23年	24年	25年	26年	合計(A)	22年	23年	24年	25年	26年	合計(B)	
殺人（殺人未遂）	126	145	115	112	101	599	58	60	66	67	55	306	51.1%
傷害	63	60	71	121	106	421	27	31	29	57	51	195	46.3%
傷害致死	32	53	80	90	41	296	22	34	33	41	27	157	53.0%
強姦・強制わいせつ等	107	113	140	188	254	802	66	74	90	140	177	547	68.2%
危険運転致死傷	23	14	19	50	34	140	13	2	4	13	9	41	29.3%
業務上過失致死傷	12	19	66	175	45	317	0	1	0	0	4	5	1.6%
重過失致死傷	5	0	3	3	6	17	1	0	0	0	0	1	5.9%
自動車運転過失致死傷	345	369	381	433	467	1,995	34	22	50	60	66	232	11.6%
逮捕・監禁等	3	1	3	10	5	22	0	0	0	3	0	3	13.6%
略取・誘拐等	2	2	7	2	9	22	0	1	4	2	1	8	36.4%
強盗致死傷・強盗強姦等	70	75	55	57	74	331	39	29	32	18	51	169	51.1%
その他刑法犯	7	21	17	7	12	64	5	15	9	3	8	40	62.5%
道路交通法違反	43	27	40	48	43	201	7	3	6	5	9	30	14.9%
自動車運転死傷処罰法違反	—	—	—	—	26	26	—	—	—	—	2	2	7.7%
その他特別法犯	1	3	3	2	4	13	0	3	1	1	2	7	53.8%
合計	839	902	1,000	1,298	1,227	5,266	272	275	324	410	462	1,743	33.1%

（注）平成22年から平成26年の被害者参加の申出人数は5,333名であり、被害者参加の申出をした者のうち98.7%（5,266名）が参加を許可されている。

5-4 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

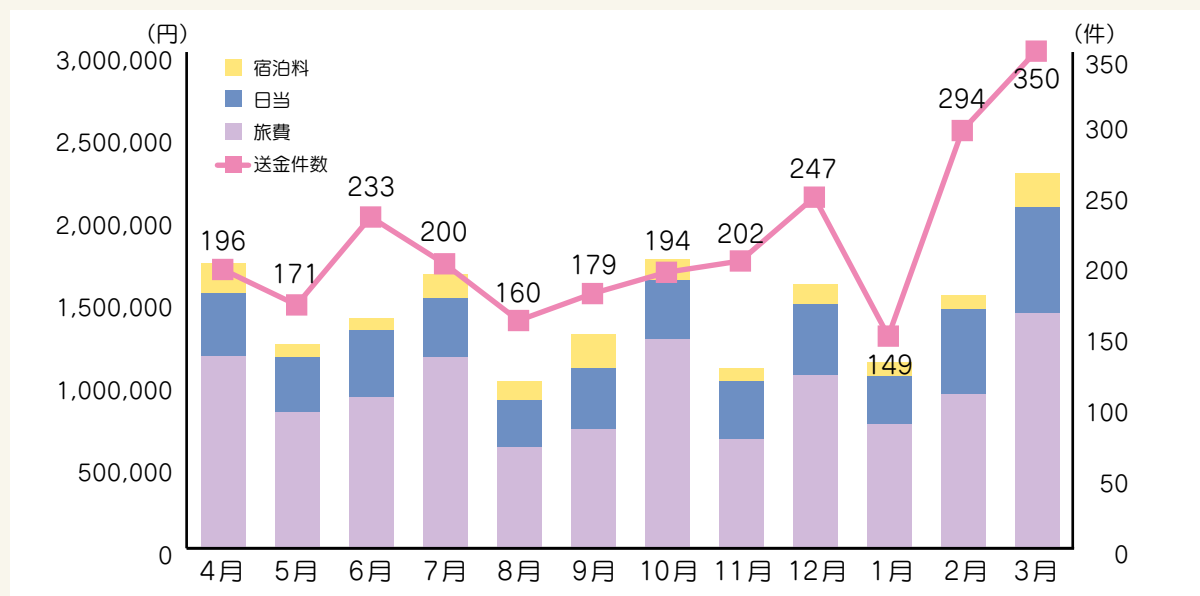
被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方（被害者参加人）に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度であり、平成25年12月1日から開始された。資力等にかかわらず、すべての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、本部犯罪被害者支援課において、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

平成26年度は、被害者参加人から計2,578件の請求を受け、裁判所等と連携を図りながら、迅速な旅費等の支給に努めた。平成26年4月から平成27年3月までに被害者参加人へ送金した旅費等は、計17,642,020円であった。

資料 5-18 平成26年度被害者参加旅費等支給業務実績



平成 26年度	請求 件数	送金				
		件数	金額 (円)	旅費 金額 (円)	日当 金額 (円)	宿泊料 金額 (円)
4月	135	196	1,722,522	1,158,722	384,400	179,400
5月	149	171	1,232,726	822,526	327,700	82,500
6月	250	233	1,389,491	909,391	406,300	73,800
7月	199	200	1,655,457	1,151,657	360,400	143,400
8月	147	160	1,010,284	607,684	285,600	117,000
9月	198	179	1,294,022	721,422	363,800	208,800

平成 26年度	請求 件数	送金				
		件数	金額 (円)	旅費 金額 (円)	日当 金額 (円)	宿泊料 金額 (円)
10月	201	194	1,747,152	1,261,752	357,000	128,400
11月	164	202	1,086,964	658,764	350,200	78,000
12月	290	247	1,593,643	1,044,843	431,800	117,000
1月	175	149	1,120,037	749,437	290,800	79,800
2月	287	294	1,526,022	932,822	513,400	79,800
3月	383	350	2,263,700	1,421,200	635,800	206,700
計	2,578	2,575	17,642,020	11,440,220	4,707,200	1,494,600

6. 震災法律援助業務



6-1 業務の概要

(1) 被災者の実情に沿った支援

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地に想像を絶する被害をもたらし、人びとから平穏な日常生活を奪った。地震・津波・原発事故は、不動産・二重ローン・相続・損害賠償などの多くの法的問題を引き起こし、被災地の復旧・復興を図り、被災者が健全な生活を取り戻すためには、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。

震災後、被災者への法的支援は、主として情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われてきたが、平成24年3月23日、被災者への法的支援を目的とする「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）が成立し、同年4月1日から施行された。これにより、法テラスは、総合法律支援法の定める業務に加え、東日本大震災法律援助事業を行うこととなった。

この背景には、震災直後から、被災地の弁護士会等を中心に、被災者は資力要件を満たすものとして一律に民事法律扶助の対象とすべきであるとの要望書が寄せられたことや、避難所での巡回相談において、資力の確認に必要な家族の人数や資産の有無を、それらを失った者も多い被災者に問うことについて疑義を呈した現場の声があった。また、民事法律扶助制度による費用の立替えは、裁判手続を対象とするため、原子力損害賠償紛争解決センターや、個人版私的整理ガイドラインの利用など、被災者の法的問題の早期解決のために設けられた手続が対象とならず、その不都合が指摘されていた。

法テラス震災特例法による新たな制度には、被災者の実情に沿った支援を可能とする工夫が盛り込まれ、従来の民事法律扶助制度に比べ、被災者が法的支援を受けやすいものとなっている。具体的には、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかに原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の償還が猶予されること、などが特色である。

資料 6-1 震災法律援助業務と民事法律扶助業務の比較

	震災法律援助業務	民事法律扶助業務
利用者の条件	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方	収入や資産（預貯金・不動産等）が一定額以下である方
無料法律相談の対象	刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて
弁護士・司法書士による「代理」の対象	■震災に起因する事件の以下の手続 ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む） ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続	民事・家事・行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む）
弁護士・司法書士による「書類作成」の対象	■震災に起因する事件の以下の書類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力株式会社に対する請求書等	訴状等の民事裁判上の書類
弁護士・司法書士費用の返済	事件の終了時から月々1万円もしくは5千円というように分割で返済	原則として事件の開始時から月々1万円もしくは5千円というように分割で返済

(2) 法テラス震災特例法の延長

法テラス震災特例法は、当初、平成27年3月31日までの3年間の期限付きの法律であったが、平成30年3月31日までさらに3年間延長することとなり、引き続き、制度の周知のほか、被災者の法的ニーズや被災地の実情に応じた迅速かつきめ細かな対応等が求められている。

6-2 業務の状況

震災法律相談援助件数は、平成24年度42,981件、平成25年度48,418件（前年度比12.6%増）、平成26年度51,542件（同6.5%増）と年々増加しており、業務開始後3年間を通して、宮城・福島・岩手の被災3県における援助件数が全体の約8割を占めている。

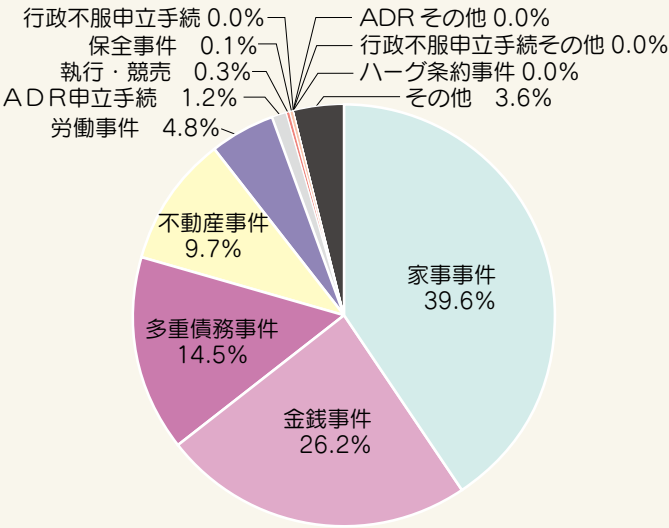
震災代理援助件数は、平成24年度2,699件、平成25年度2,267件（前年度比16.0%減）、平成26年度1,802件（同20.5%減）、震災書類作成援助件数は、平成24年度8件、平成25年度13件、平成26年度9件であり、平成26年度は震災代理援助、震災書類作成援助いずれも前年度の実績と比べて減少した。

資料 6-2 震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助の件数の推移

地方事務所	震災法律相談援助			震災代理援助			震災書類作成援助		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東京	258	80	64	1,694	366	24	0	0	0
神奈川	60	12	4	5	3	1	0	0	0
埼玉	44	15	12	1	10	6	0	1	0
千葉	164	310	332	7	0	1	1	0	0
茨城	4,555	5,802	6,711	45	19	10	0	0	0
栃木	1,387	1,955	2,519	3	4	3	0	1	0
群馬	1	5	4	0	4	1	0	1	0
静岡	2	3	2	0	2	1	0	0	0
山梨	14	5	4	1	1	1	0	0	0
長野	1	0	0	1	0	0	0	0	0
新潟	306	248	299	1	314	329	0	0	0
大阪	14	9	1	2	2	0	0	0	0
京都	28	6	3	0	0	0	0	0	0
兵庫	6	5	2	3	2	5	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	3	2	0	1	1	0	0	0	0
和歌山	1	0	1	0	0	1	0	0	0
愛知	1	4	0	0	1	0	0	0	0
三重	4	1	0	0	0	0	0	0	1
岐阜	3	1	2	0	0	0	0	0	0
福井	4	2	0	11	1	0	0	0	0
石川	2	0	0	0	0	0	1	1	0
富山	4	3	0	0	1	0	0	0	0
広島	11	8	5	6	3	7	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	8	2	0	3	0	0	0	0	0
鳥取	0	7	2	0	5	1	0	0	0
島根	0	0	2	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	3	0	0	18	0	1	1
佐賀	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	9	5	4	0	11	12	0	0	0
熊本	3	0	2	1	0	0	0	0	0
鹿児島	3	5	0	0	1	0	0	0	0
宮崎	1	3	0	0	1	0	0	0	0
沖縄	8	5	8	1	1	2	0	0	0
宮城	18,675	19,789	20,636	323	203	113	4	2	2
福島	9,564	10,583	11,237	390	174	279	2	6	5
山形	235	452	234	119	1,087	957	0	0	0
岩手	7,424	8,916	9,299	74	37	27	0	0	0
秋田	10	3	1	0	0	0	0	0	0
青森	160	167	148	2	3	3	0	0	0
札幌	0	2	0	1	8	0	0	0	0
函館	2	3	0	0	0	0	0	0	0
旭川	3	0	0	4	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	0	0	0	1	0	0	0	0
高知	0	0	1	0	0	0	0	0	0
愛媛	1	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	42,981	48,418	51,542	2,699	2,267	1,802	8	13	9

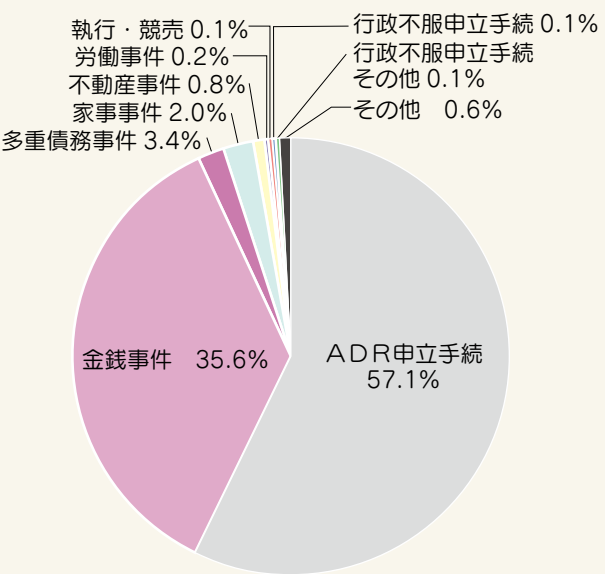
平成26年度の震災法律相談援助を事件別に見ると、家事事件が最も多く39.6%となっている。一方、震災代理援助では、ADR申立手続にかかる事件が最も多く、全体の57.1%を占めている。

資料 6-3 平成 26 年度震災法律相談援助事件の事件別内訳



地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行 ・ 競売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ 条約 事件	その他	合計
	損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計		ADR 申立手続	その他	行政不服 申立手続	その他			
全国合計 (件数)	7,347	6,172	13,519	4,978	9,901	10,495	20,396	2,474	32	1,684	5,765	7,449	176	638	11	25	1	1	1,842	51,542

資料 6-4 平成 26 年度震災代理援助事件の事件別内訳



地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行 ・ 競売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ 条約 事件	その他	合計
	損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計		ADR 申立手続	その他	行政不服 申立手続	その他			
全国合計 (件数)	632	10	642	15	17	20	37	3	0	43	19	62	2	1,029	0	1	1	0	10	1,802

6-3 震災法律援助契約弁護士・司法書士数の推移

震災法律援助契約弁護士・司法書士数は毎年度増加しており、平成26年度は前年度と比べて、契約弁護士は18.4%増、契約司法書士は3.9%増となっている。

資料 6-5 震災法律援助契約弁護士数・震災法律援助契約司法書士数の推移

地方事務所	震災法律援助契約弁護士数			震災法律援助契約司法書士数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東京	339	399	538	75	110	119
神奈川	49	51	55	18	21	20
埼玉	25	39	65	15	17	17
千葉	79	112	125	22	26	31
茨城	148	170	202	12	37	45
栃木	69	75	88	2	3	5
群馬	49	51	53	27	27	27
静岡	64	69	91	57	56	56
山梨	18	18	22	14	16	16
長野	2	2	5	23	24	25
新潟	93	103	111	24	25	25
大阪	11	15	30	80	80	79
京都	66	67	71	21	21	22
兵庫	11	18	23	5	5	5
奈良	10	10	16	6	6	6
滋賀	25	25	30	3	3	3
和歌山	33	41	47	8	8	8
愛知	8	11	16	57	62	74
三重	35	35	37	20	20	24
岐阜	18	30	38	5	5	5
福井	21	25	27	6	6	6
石川	39	39	40	22	24	24
富山	9	10	13	10	10	10
広島	14	29	34	40	37	35
山口	12	16	20	23	25	26
岡山	42	42	43	22	21	19
鳥取	2	2	4	1	2	1
島根	3	3	9	3	3	3
福岡	12	13	24	96	94	92
佐賀	18	18	22	1	1	1
長崎	6	6	16	5	5	5
大分	25	28	34	7	7	7
熊本	48	53	57	13	14	13
鹿児島	20	20	25	9	9	9
宮崎	4	5	8	14	13	13
沖縄	30	32	39	15	15	15
宮城	322	343	370	50	55	56
福島	151	155	170	56	63	68
山形	60	66	69	25	28	28
岩手	76	83	87	16	25	28
秋田	43	48	49	15	17	17
青森	32	38	52	9	10	12
札幌	166	180	181	36	34	34
函館	15	17	26	3	3	3
旭川	15	16	19	4	4	4
釧路	16	17	20	3	4	4
香川	6	7	12	4	4	4
徳島	20	20	21	0	4	4
高知	6	6	13	8	7	7
愛媛	2	3	6	7	8	8
全国合計	2,387	2,681	3,173	1,017	1,124	1,168

(注) いずれも各年度末現在。

6-4 被災地出張所における 専門士業による「よろず相談」

法テラスでは、平成25年3月までに、宮城、福島、岩手の3県に7か所の被災地出張所を設置した。被災地出張所では、弁護士、司法書士による法律相談とともに、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士など各専門士業による「よろず相談」を実施し、被災者の複合的な悩みにワンストップ的に対応できるようにしている。平成24年度から26年度における各出張所での相談件数・内訳の推移は、資料6-6のとおりである。各地の傾向はあるが、家族（相続、遺言等）、住まい・不動産（賃貸借、住宅ローン、境界等）の割合が高い地域が多い。

資料 6-6 被災地出張所における「よろず相談」件数と内訳の推移

（注）年度ごとに、相談件数の割合が一番高いものを赤色、次に高いものを青色で表示した。

法テラス南三陸（平成23年10月相談開始）

相談内容	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	112	22.1%	87	21.6%	63	21.4%
住まい・不動産	173	34.1%	144	35.7%	80	27.2%
生活上の取引	8	1.6%	9	2.2%	20	6.8%
保険	1	0.2%	1	0.2%	3	1.0%
医療・年金・福祉	53	10.5%	36	8.9%	34	11.6%
事故・損害賠償	7	1.4%	4	1.0%	4	1.4%
動産	2	0.4%	2	0.5%	0	0.0%
労働	12	2.4%	17	4.2%	10	3.4%
行政	117	23.1%	79	19.6%	50	17.0%
災害復興支援制度	9	1.8%	5	1.2%	7	2.4%
その他（津波・原発・その他）	13	2.4%	19	4.9%	23	7.8%
合計	507	100.0%	403	100.0%	294	100.0%

法テラス山元（平成23年12月相談開始）

相談内容	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	118	24.8%	92	27.5%	66	29.1%
住まい・不動産	149	31.4%	97	29.0%	46	20.3%
生活上の取引	23	4.8%	13	3.9%	13	5.7%
保険	1	0.2%	1	0.3%	1	0.4%
医療・年金・福祉	36	7.6%	36	10.7%	31	13.7%
事故・損害賠償	6	1.3%	3	0.9%	1	0.4%
動産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働	11	2.3%	6	1.8%	4	1.8%
行政	106	22.3%	76	22.7%	56	24.7%
災害復興支援制度	16	3.4%	4	1.2%	1	0.4%
その他（津波・原発・その他）	9	1.9%	7	2.0%	8	3.5%
合計	475	100.0%	335	100.0%	227	100.0%

法テラス東松島（平成24年2月相談開始）

相談内容	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	217	24.7%	184	25.2%	160	25.8%
住まい・不動産	289	32.8%	212	29.0%	130	20.9%
生活上の取引	14	1.6%	34	4.7%	28	4.5%
保険	6	0.7%	3	0.4%	15	2.4%
医療・年金・福祉	84	9.5%	77	10.5%	79	12.7%
事故・損害賠償	7	0.8%	18	2.5%	21	3.4%
動産	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
労働	52	5.9%	29	4.0%	36	5.8%
行政	186	21.1%	144	19.7%	120	19.3%
災害復興支援制度	4	0.5%	8	1.1%	6	1.0%
その他（津波・原発・その他）	19	2.2%	21	2.9%	26	4.2%
合計	880	100.0%	730	100.0%	621	100.0%

法テラス二本松（平成24年10月相談開始）

相談内容	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	36	19.3%	117	26.2%	100	26.9%
住まい・不動産	37	19.8%	135	30.3%	122	32.8%
生活上の取引	14	7.5%	29	6.5%	12	3.2%
保険	3	1.6%	2	0.4%	4	1.1%
医療・年金・福祉	10	5.3%	37	8.3%	31	8.3%
事故・損害賠償	5	2.7%	4	0.9%	10	2.7%
動産	0	0.0%	3	0.7%	0	0.0%
労働	21	11.2%	34	7.6%	22	5.9%
行政	22	11.8%	47	10.5%	45	12.1%
災害復興支援制度	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	38	20.3%	38	8.6%	26	7.0%
合計	187	100.0%	446	100.0%	372	100.0%

法テラスふたば（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	3	42.9%	42	27.5%	68	39.8%
住まい・不動産	1	14.3%	49	32.0%	24	14.0%
生活上の取引	2	28.5%	7	4.6%	8	4.7%
保険	0	0.0%	1	0.7%	2	1.2%
医療・年金・福祉	0	0.0%	7	4.6%	5	2.9%
事故・損害賠償	0	0.0%	5	3.3%	1	0.6%
動産	0	0.0%	0	0.0%	2	1.2%
労働	1	14.3%	2	1.3%	9	5.3%
行政	0	0.0%	15	9.8%	42	24.6%
災害復興支援制度	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	0	0.0%	24	15.5%	10	5.7%
合計	7	100.0%	153	100.0%	171	100.0%

法テラス大槌（平成23年3月相談開始）

相談内容	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	190	34.2%	150	34.2%	59	26.1%
住まい・不動産	215	38.7%	187	42.6%	84	37.2%
生活上の取引	17	3.1%	23	5.2%	12	5.3%
保険	6	1.1%	2	0.5%	4	1.8%
医療・年金・福祉	17	3.1%	19	4.3%	9	4.0%
事故・損害賠償	2	0.4%	1	0.2%	4	1.8%
動産	2	0.4%	0	0.0%	1	0.4%
労働	6	1.1%	10	2.3%	9	4.0%
行政	84	15.1%	35	8.0%	32	14.2%
災害復興支援制度	10	1.8%	1	0.2%	1	0.4%
その他（津波・原発・その他）	6	1.0%	11	2.5%	11	4.8%
合計	555	100.0%	439	100.0%	226	100.0%

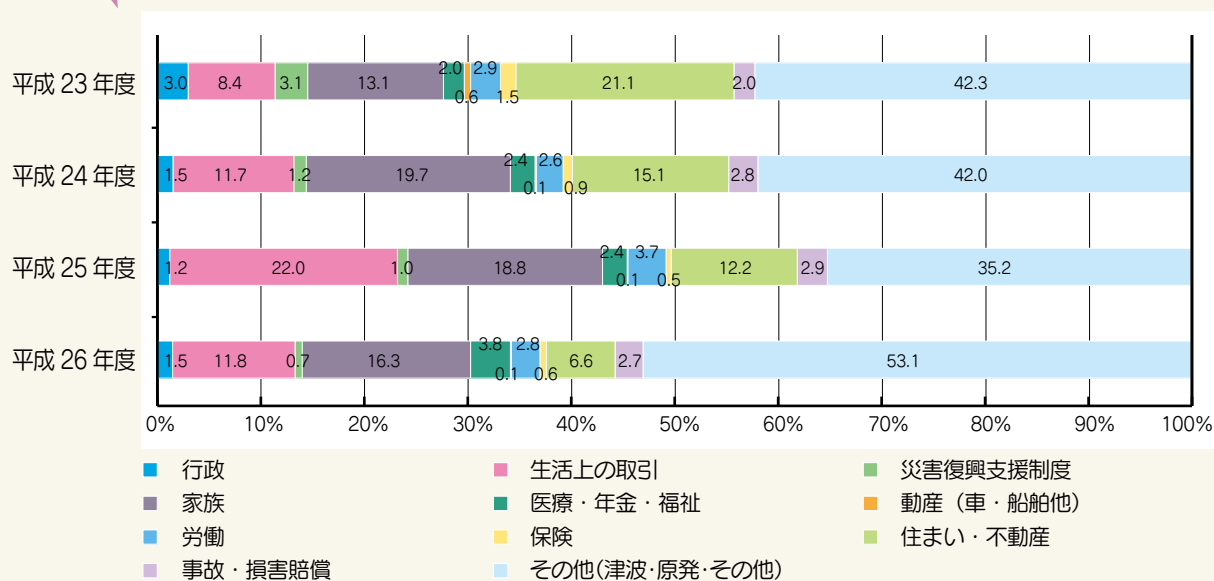
法テラス気仙（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	4	66.6%	122	34.7%	83	33.5%
住まい・不動産	1	16.7%	124	35.2%	69	27.8%
生活上の取引	0	0.0%	17	4.8%	6	2.4%
保険	0	0.0%	3	0.9%	1	0.4%
医療・年金・福祉	0	0.0%	14	4.0%	12	4.8%
事故・損害賠償	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
動産	0	0.0%	3	0.9%	2	0.8%
労働	0	0.0%	6	1.7%	11	4.4%
行政	0	0.0%	47	13.4%	56	22.6%
災害復興支援制度	0	0.0%	4	1.1%	4	1.6%
その他（津波・原発・その他）	0	0.0%	12	3.3%	4	1.7%
合計	6	100.0%	352	100.0%	248	100.0%

6-5 震災法テラスダイヤル

法テラスでは、平成23年11月より震災法テラスダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）を開設し、全国各地の被災者に無料で法的な問題の解決に役立つ制度などについて情報提供を行っている。資料6-7は震災法テラスダイヤルのお問合せ内容の内訳の推移である。家族（相続、遺言等）、生活上の取引（金銭の貸し借り等）に関するお問合せの割合が高い傾向が続いている。

資料6-7 震災法テラスダイヤルお問合せ内容の内訳の推移



お問合せ件数	行政	生活上の取引	災害復興支援制度	家族	医療・年金・福祉	動産（車・船舶他）	労働	保険	住まい・不動産	事故・損害賠償	その他（津波・原発・その他）	合計（件数）
平成23年度	3.0%	8.4%	3.1%	13.1%	2.0%	0.6%	2.9%	1.5%	21.1%	2.0%	42.3%	1,143
平成24年度	1.5%	11.7%	1.2%	19.7%	2.4%	0.1%	2.6%	0.9%	15.1%	2.8%	42.0%	2,981
平成25年度	1.2%	22.0%	1.0%	18.8%	2.4%	0.1%	3.7%	0.5%	12.2%	2.9%	35.2%	4,952
平成26年度	1.5%	11.8%	0.7%	16.3%	3.8%	0.1%	2.8%	0.6%	6.6%	2.7%	53.1%	3,743

TOPICS

「平成26年8月豪雨」広島土砂災害における 法テラスの被災地支援

平成26年8月20日未明、広島市で集中豪雨による土石流やがけ崩れによる災害が起き、死者74名、負傷者69名、被災家屋4,749棟（平成26年12月26日広島市発表）にのぼる甚大な被害が発生した。

① 法テラス広島の土業連絡会での取り組み

発災直後から、法テラス広島は、広島県災害復興支援土業連絡会（以下、「土業連絡会」という）の一員として、被災地でのワンストップ支援を行ってきた。この土業連絡会は、平成23年5月、広島県内の東日本大震災の避難者の支援のために立ち上がった弁護士会等関係土業14団体が構成された組織である。

土業連絡会は、ボランティアセンターで被災地のニーズを把握し、避難所相談、被災地集会所等での相談会を定期的に開催した。その中で法テラスのニーズ調査も行った。

② 広島弁護士会・広島司法書士会との共催による無料法律相談の実施

法テラスは、平成26年9月8日から広島弁護士会と共に無料相談を実施し、電話相談は123件（平成27年2月28日終了）、面談相談は、法律相談センターでの相談が13件、被災地出張相談は62件に上った。平成26年10月6日からは司法書士会と共に無料法律相談を行い、4件の相談を実施した。

③ ニーズ調査分析

今回のニーズ調査は、面談相談に付随するアンケート調査という形で行った。

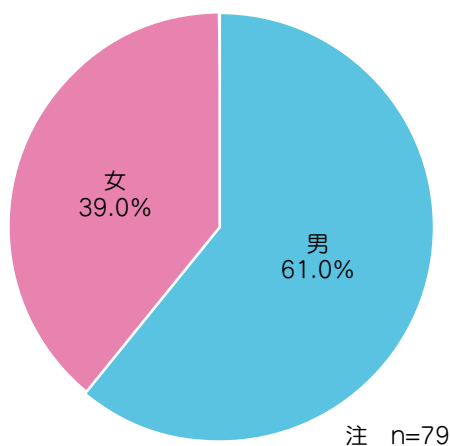
まず、全体の相談者のうち、男性が61%、女性が39%であり、世帯主からの相談が多いものと考えられる。また、被災当時、持ち家であった相談者は89%を占めている。他方、相談内容としては、罹災証明や生活再建支援金に関するものが多数存在した。世帯で認定される罹災証明の認定への不満や支援金への不満が相談につながったものといえる。

相談内容は、9月は土砂撤去費用を含む相隣関係の相談が多いが、10月に入ると罹災証明の認定への不服や借家の問題など、生活再建に向けた相談が多くなっている。さらに、12月になると、税金の相談が増えてくる。このように、相談内容は、時期や町の復旧・復興と共に変化していくのがわかる。

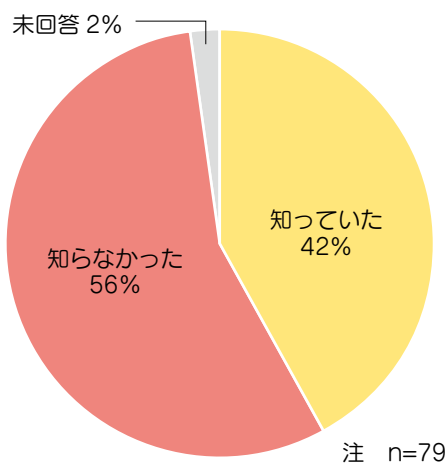
相談場所について、被災地やその周辺の公民館での相談を求める意見が42件と一番多い。実際、被災地出張相談は法律相談センターでの相談と比較して多くなっている。ここから、東日本大震災の被災者支援の課題でも指摘されている通り、待機型サービスの限界が浮かび上がってくる。被災者に身近な存在として活動する被災地相談会は有効な手段であり、潜在的なニーズを顕在化させるためには、アウトリーチなどの手法が重要である。

また、今回の調査では、法テラスの認知度は42%にとどまった。その一方で、法テラスのサービス拡充への期待は強く、「資力に関係なく無料法律相談を受けられるようにしてほしい」「相談の回数制限をなくしてほしい」などといったサービス拡充を求める回答がそれぞれ2割以上あった。

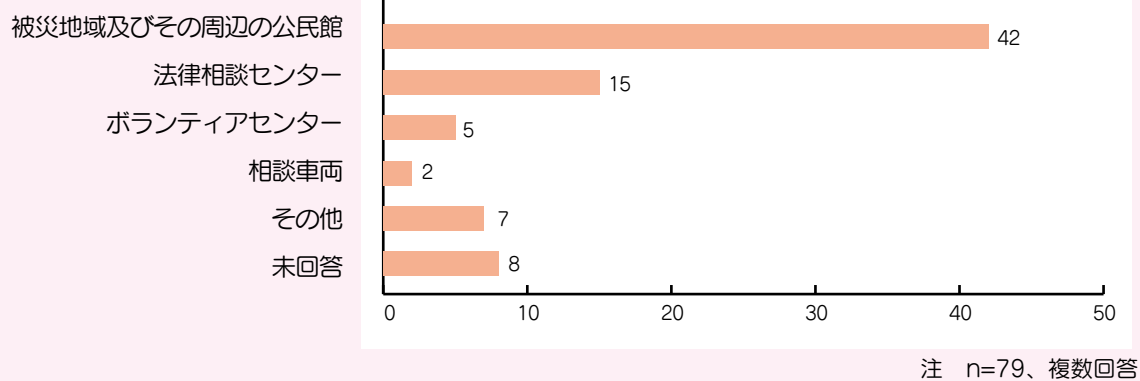
資料6-8 相談者の男女別割合



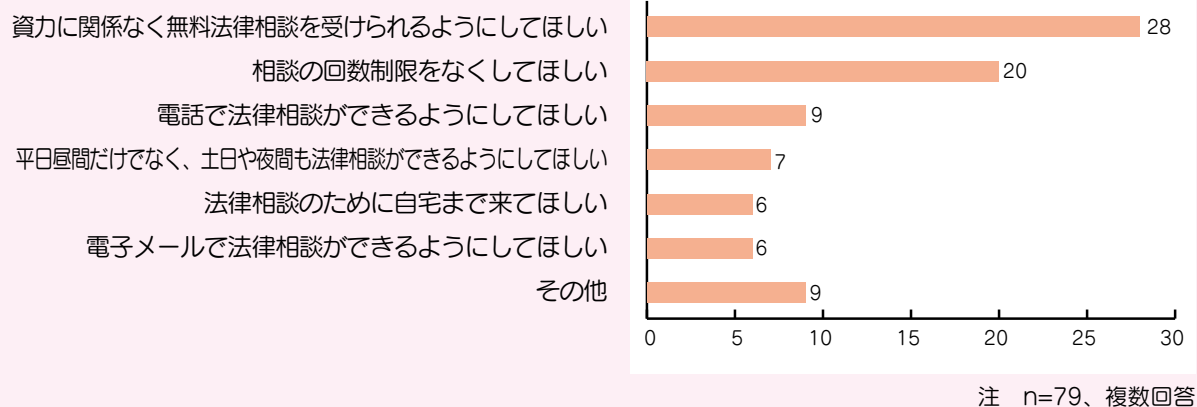
資料6-9 法テラスの認知度



資料6-10 希望相談場所



資料6-11 法テラスに期待すること



7. 受託業務



7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始し、現在に至っている。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

(1) 中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務

ア 業務内容

日本に永住帰国した中国残留邦人等は、わが国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前、公益財団法人中国残留孤児援護基金では公益財団法人日本財団の助成金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について法テラスが受託している。

イ 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第2条の中国残留邦人等のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を満たした申込について、法テラス本部受託業務室が援助開始決定から、弁護士への報酬の支払及び終結決定等のすべての手続を行う。援助額は1件あたり弁護士報酬300,000円及び交通費等の実費であり、弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

ウ 平成26年度の実績

平成26年度は新規の援助申込はなかった。

なお、援助に要する費用はすべて、公益財団法人中国残留孤児援護基金が、公益財団法人日本財団の助成を受けて法テラスに支払う委託経費から支出される。

(2) 日本弁護士連合会委託援助業務

ア 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人びとを対象として、人権救済の観点から契約弁護士による援助と弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環をなす事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をする弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（被疑者国選の対象事件であって勾留状が発せられた被疑者を除く）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	犯罪被害者	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民	難民認定申請、申請却下に対する異議申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦	精神障害者	退院請求、処遇改善等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	退院許可申立・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

イ 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②一定の資力要件（資力に乏しいこと）を満たすこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むにあたり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込の受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が、事件の終結により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないと言えなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続きは日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

ウ 平成26年度の実績

平成26年度は、24,096件の援助申込を受理した。平成26年6月から施行された改正少年法に基づく国選付添人制度の対象範囲の拡大に伴い、少年保護事件付添援助が約40%減少したことから、平成25年度と比較すると、1,217件の減少（前年度比5%減）であった。刑事被疑者援助及びその他の援助は、すべて増加傾向にある。

各地方事務所における平成26年度の申込受理件数の実績は資料7-2、援助項目ごとの年度別事業種別申込受理件数の実績は資料7-3のとおりである。

平成26年度の申込受理件数を援助項目ごとに見ると、刑事被疑者弁護援助が49.9%、少年保護事件付添援助が22.2%で合わせると72.1%を占めている。

エ 援助費用

平成26年度の援助費用は19億197万9362円であった。少年保護事件付添援助の減少により、平成25年度と比較すると2億2981万1184円の減少（前年度比10.8%減）であった。

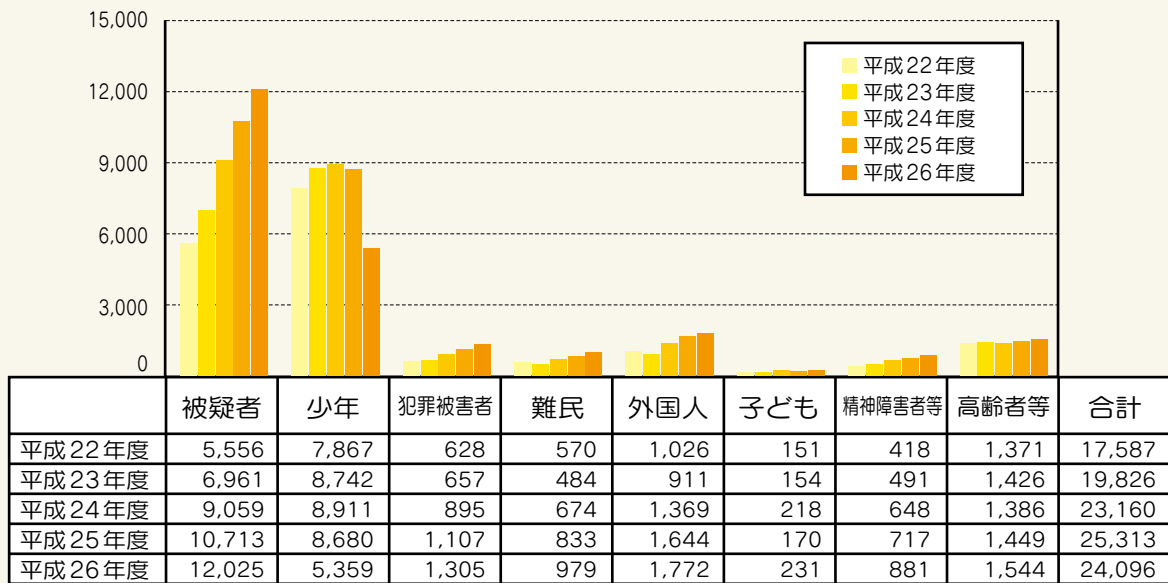
援助項目ごとの年度別の費用の実績は、資料7-4のとおりである。平成26年度は、刑事被疑者弁護援助が40.6%、少年保護事件付添援助が35.5%であり、合わせると全体の76.1%を占めている。

なお、援助に要する費用は、すべて日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。

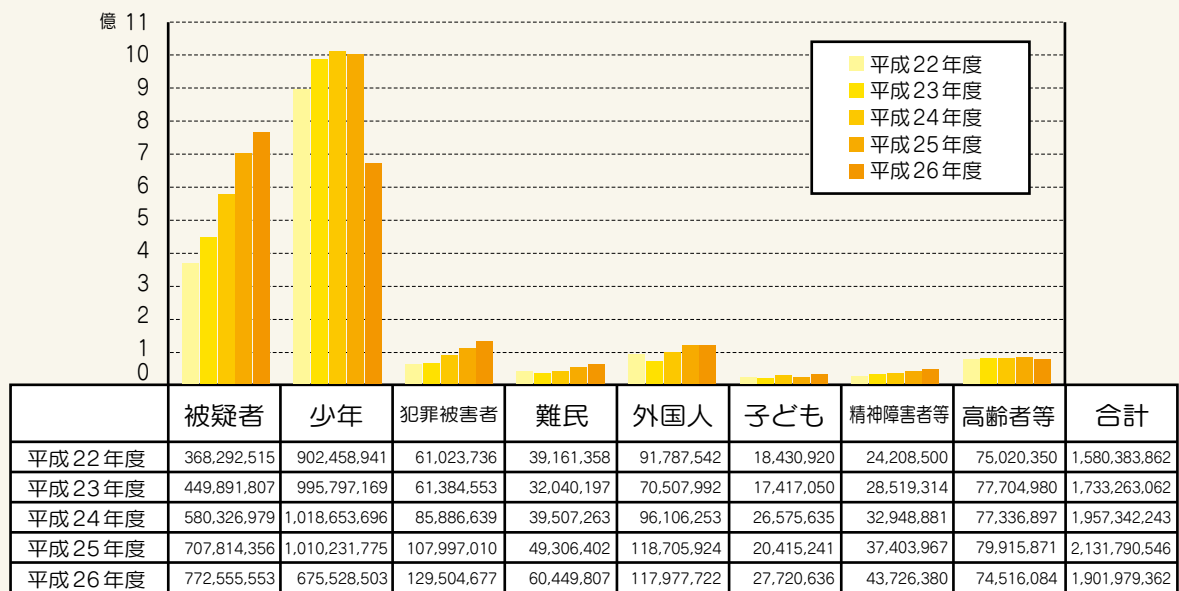
資料 7-2 平成 26 年度申込受理件数（地方事務所別）

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神 障害者等	高齢者等	合計
東 京	3,243	462	211	807	1,110	67	24	289	6,213
神 奈 川	302	293	242	10	31	21	5	31	935
埼 玉	638	286	54	6	32	3	5	146	1,170
千 葉	750	312	41	18	63	1	9	81	1,275
茨 城	54	128	6	16	40	0	0	10	254
栃 木	37	40	5	2	8	0	0	5	97
群 馬	98	104	7	8	16	0	0	12	245
静 岡	283	108	14	5	15	3	6	28	462
山 梨	40	28	5	1	1	0	6	9	90
長 野	47	59	5	2	3	1	0	8	125
新 潟	87	33	8	0	2	1	0	2	133
大 阪	1,352	477	91	61	192	19	26	183	2,401
京 都	358	187	23	5	3	8	23	38	645
兵 庫	250	378	45	5	23	4	1	52	758
奈 良	55	65	16	3	3	0	10	29	181
滋 賀	32	59	10	0	3	1	4	28	137
和 歌 山	38	48	11	0	2	16	0	4	119
愛 知	563	400	39	23	165	12	14	79	1,295
三 重	44	45	2	1	1	0	2	9	104
岐 阜	103	68	2	1	5	2	0	19	200
福 井	57	18	2	0	1	0	0	13	91
石 川	71	32	7	0	0	0	3	25	138
富 山	21	12	5	0	0	0	0	36	74
広 島	241	200	35	0	12	11	40	31	570
山 口	54	31	2	0	0	1	0	6	94
岡 山	293	110	31	0	1	12	1	20	468
鳥 取	36	10	6	0	2	1	1	1	57
島 根	41	19	10	0	2	1	0	3	76
福 岡	840	407	83	4	7	9	449	141	1,940
佐 賀	60	54	22	0	2	0	19	14	171
長 崎	53	23	4	0	6	7	1	10	104
大 分	78	31	23	0	0	0	23	5	160
熊 本	95	78	14	0	1	0	41	13	242
鹿 児 島	75	49	20	0	0	2	53	7	206
宮 崎	110	50	7	0	2	1	46	0	216
沖 縄	142	94	23	0	12	0	2	3	276
宮 城	326	86	32	0	1	4	1	24	474
福 島	57	50	8	0	1	1	1	8	126
山 形	65	16	2	0	0	0	0	1	84
岩 手	112	13	14	0	0	1	4	2	146
秋 田	43	10	4	0	0	0	2	2	61
青 森	34	15	11	0	1	0	0	3	64
札 幌	438	142	40	1	3	12	57	15	708
函 館	66	8	13	0	0	0	1	2	90
旭 川	59	19	3	0	0	0	0	4	85
釧 路	42	19	6	0	0	0	0	3	70
香 川	47	83	13	0	0	6	0	66	215
徳 島	27	16	13	0	0	1	0	3	60
高 知	25	25	13	0	0	2	1	9	75
愛 媛	43	59	2	0	0	0	0	12	116
合 計	12,025	5,359	1,305	979	1,772	231	881	1,544	24,096

資料 7-3 年度別事業種別申込受理件数



資料 7-4 年度別事業種別受託業務援助費用



8. その他



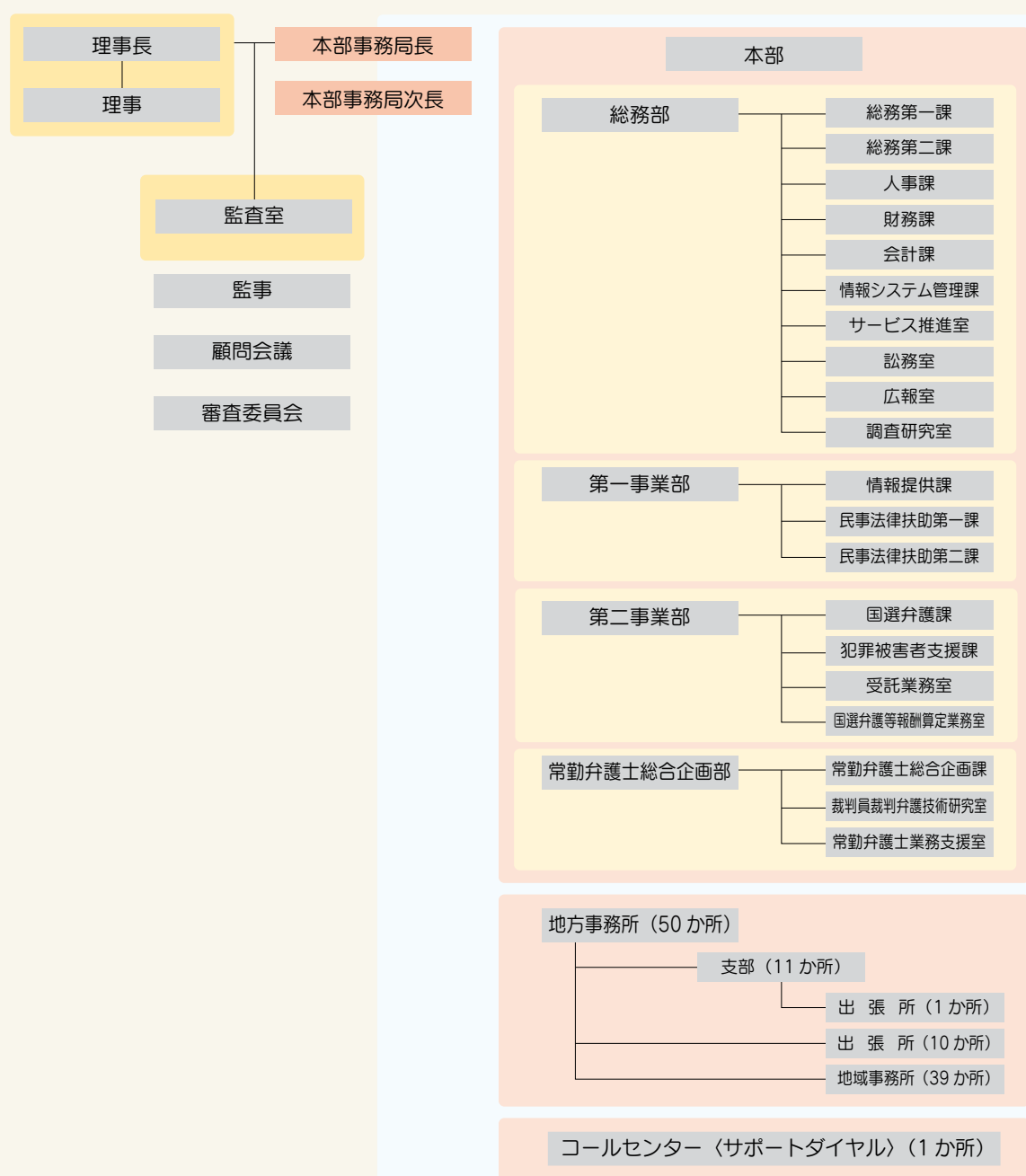
8-1 組織

(1) 本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1 本部及び地方事務所組織図

(平成27年7月1日現在)



(2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2

法テラス全国事務所所在地（平成27年7月1日現在）

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道			
札幌地方事務所	060-0061	北海道札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	北海道函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560
江差地域事務所	043-0034	北海道檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563
八雲地域事務所	049-3106	北海道二世郡八雲町富士見町21番地1	0503383-8366
旭川地方事務所	070-0033	北海道旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
東北			
宮城地方事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535
南三陸出張所	986-0725	宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	0503383-0210
山元出張所	989-2203	宮城県亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213
東松島出張所	981-0503	宮城県東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009
福島地方事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	福島県会津若松市米町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521
二本松出張所	964-0917	福島県二本松市本町1-60-2	0503381-3803
ふたば出張所	979-0407	福島県双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805
山形地方事務所	990-0042	山形県山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544
岩手地方事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0076	岩手県宮古市米町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350
気仙出張所	022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9番地5	0503383-1402
秋田地方事務所	010-0001	秋田県秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550
鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪50番地 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416
青森地方事務所	030-0861	青森県青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552
八戸地域事務所	031-0086	青森県八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466
むつ地域事務所	035-0073	青森県むつ市中央1-5-1	0503383-0067
鰺ヶ沢地域事務所	038-2761	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
関東			
東京地方事務所	160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330
上野出張所	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0503383-5320
池袋出張所	170-0013	東京都豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321
多摩支部	190-0012	東京都立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	神奈川県小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370
埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
川越支部	350-1123	埼玉県川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	埼玉県熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	埼玉県秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）2F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	千葉県松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388
茨城地方事務所	310-0062	茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
下妻地域事務所	304-0063	茨城県下妻市小野子町 1-66 J A常総ひかり県西会館 1 F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	茨城県牛久市中央 5-20-11 牛久駅前ビル 4 F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町 4-15 宇都宮N I ビル 2 F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町 2-5-1 前橋テルサ 5 F	0503383-5399
静岡地方事務所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町 9-18 静岡中央ビル 2F	0503383-5400
沼津支部	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5405
浜松支部	430-0929	静岡県浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松オフィス 4 F	0503383-5410
下田地域事務所	415-0035	静岡県下田市東本郷 1-1-10 パールビル 3F	0503383-0024
山梨地方事務所	400-0032	山梨県甲府市中央 1-12-37 I R I Xビル 1・2 F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座 4 F	0503383-5415
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内 8-3 丸の内ビル 3F	0503383-5417
新潟地方事務所	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通 1 番町 86-51 新潟東中通ビル 2 F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	新潟県佐渡市河原田本町 394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター 2 F	0503383-5422
中部			
愛知地方事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティビル 15 F	0503383-5460
三河支部	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9 岡崎市役所西庁舎 1F(南棟)	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5 津中央ビル	0503383-5470
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅ビル 2 F	0503383-5471
可児地域事務所	509-0214	岐阜県可児市広見 5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ 1 F	0503383-0005
中津川地域事務所	508-0037	岐阜県中津川市えびす町 7-30 イシックス駅前ビル 1 F	0503383-0068
福井地方事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1 三井生命福井ビル 2F	0503383-5475
石川地方事務所	920-0911	石川県金沢市橋場町 1-8	0503383-5477
富山地方事務所	930-0076	富山県富山市長柄町 3-4-1 富山県弁護士会館 1 F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	富山県魚津市釈迦堂 1-12-18 魚津商工会議所ビル 5 F	0503383-0030
近畿			
大阪地方事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館B 1F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル 6 F	0503383-5430
京都地方事務所	604-8005	京都府京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 京都朝日会館 9F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	京都府福知山市末広町 1-1-1 中川ビル 4 F	0503383-0519
兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワービル 13 F	0503383-5440
法テラス明石市役所内窓口	673-8686	兵庫県明石市中崎 1-5-1 明石市役所本庁舎 2 F市民相談室内	0503383-1104
阪神支部	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5 F	0503383-5445
姫路支部	670-0947	兵庫県姫路市北条 1-408-5 光栄産業棟第 2 ビル	0503383-5448
奈良地方事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル 6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵 68-4 やすらぎビル 4 F	0503383-0025
滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22 大津商中日生ビル 5F	0503383-5454
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15 番地 九番丁 MG ビル 6F	0503383-5457
中国			
広島地方事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1	0503383-5485
山口地方事務所	753-0072	山口県山口市大手町 9-11 山口県自治会館 5 F	0503383-5490
岡山地方事務所	700-0817	岡山県岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル 2F	0503383-5491
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311 鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根 572 サンク・ピエスビル 202 号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	島根県浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル 6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24-9 N T T 隠岐ビル 1 F	0503383-5326
四国			
香川地方事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11 高松丸田ビル 8 F	0503383-5570
徳島地方事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24 アミコビル 3F	0503383-5575
高知地方事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2F	0503383-5577
須崎地域事務所	785-0003	高知県須崎市新町 2-3-26	0503383-5579

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
安芸地域事務所	784-0003	高知県安芸市久世町 9 番 20 号 すまいるあき 4F	0503383-0029
中村地域事務所	787-0014	高知県四万十市駅前町 13-15 アメニティオフィスビル 1 F	0503383-0467
愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11 共栄興産一番町ビル 4 F	0503383-5580
九州			
福岡地方事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21 魚町センタービル 5 F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 3 F	0503383-5510
長崎地方事務所	850-0875	長崎県長崎市米町 1-25 長崎MSビル 2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-19 バードハウジングビル 402	0503383-5516
壱岐地域事務所	811-5135	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 174 吉田ビル 3 F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	長崎県五島市池田町 2-20	0503383-0516
対馬地域事務所	817-0013	長崎県対馬市厳原町中村 606-3 おおたビル 3 F	0503383-0517
平戸地域事務所	859-5114	長崎県平戸市築地町 510	0503383-0468
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町 14 番地 雲仙市小浜総合支所 3 F	0503383-5324
大分地方事務所	870-0045	大分県大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520
熊本地方事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1609-1 N T T 西日本高森ビル 1 F	0503383-0469
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4 番 10 号アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町 14-22 南商ビル 1 F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	鹿児島県指宿市十町 912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 4-28 A I S ビルA棟 1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 553 番地 1 徳之島合同庁舎 2F	0503381-3471
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2 宮崎県企業局 3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	宮崎県延岡市祇園町 1-2-7 U M K 祇園ビル 2 F	0503383-0520
沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 2・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 1 F	0503383-0201
本部			
本部	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 F	0503383-5333
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6 F	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6 F	0503383-0062

(3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

(4) 主務大臣

法務大臣

(5) 資本金

3億5100万円（国の全額出資）

(6) 役員の状況

平成27年8月1日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	宮崎 誠	平成26年4月10日就任
理事	田中 晴雄	平成25年4月10日就任
同	廣瀬 健二	平成22年4月10日就任
同	安岡 崇志	平成23年4月10日就任
同	坂本かよみ	平成26年4月10日就任
監事	藤原 藤一	平成22年4月10日就任
同	山下 泰子	平成24年9月 3日就任

(7) 職員の状況

平成27年3月31日現在、地方事務所の所長・副所長、常勤職員、非常勤職員等を含めて総数で1,611名である。

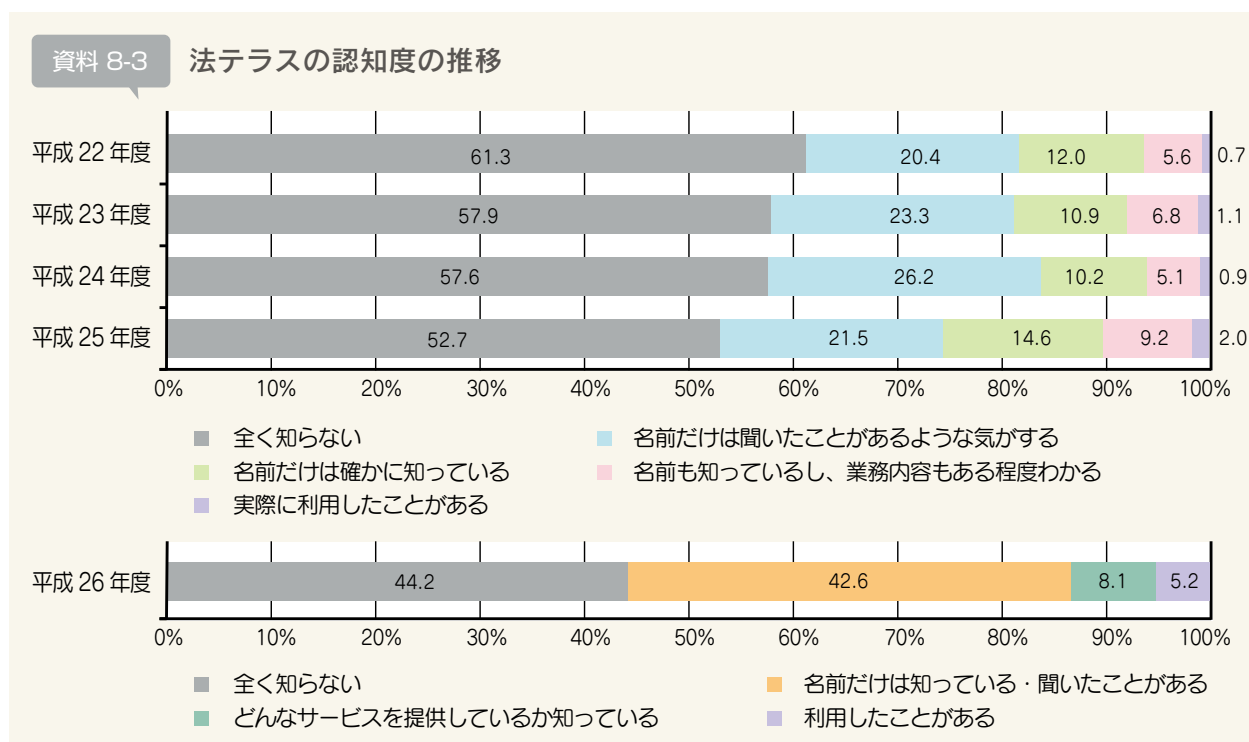
8-2 法テラスの認知状況

(1) 認知度の推移

法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、今後の広報活動や各業務遂行上の参考とするため、「認知状況等調査」を実施している。

調査対象者全体における認知度（「全く知らない」以外の回答をした人の割合）は、平成26年度調査にて55.8%となっている。

（注）調査方法：わが国に居住する20歳以上の男女を対象とし、47都道府県で性別、年代に配慮したうえで、各100名・合計4,700名に人口比率を加味したインターネット調査。なお、平成25年度までは1,100名を対象とする電話調査である。



(2) 性別・年代別認知度

性別ごとの認知度では、男性が57.7%、女性が54.0%と若干男性が高い。

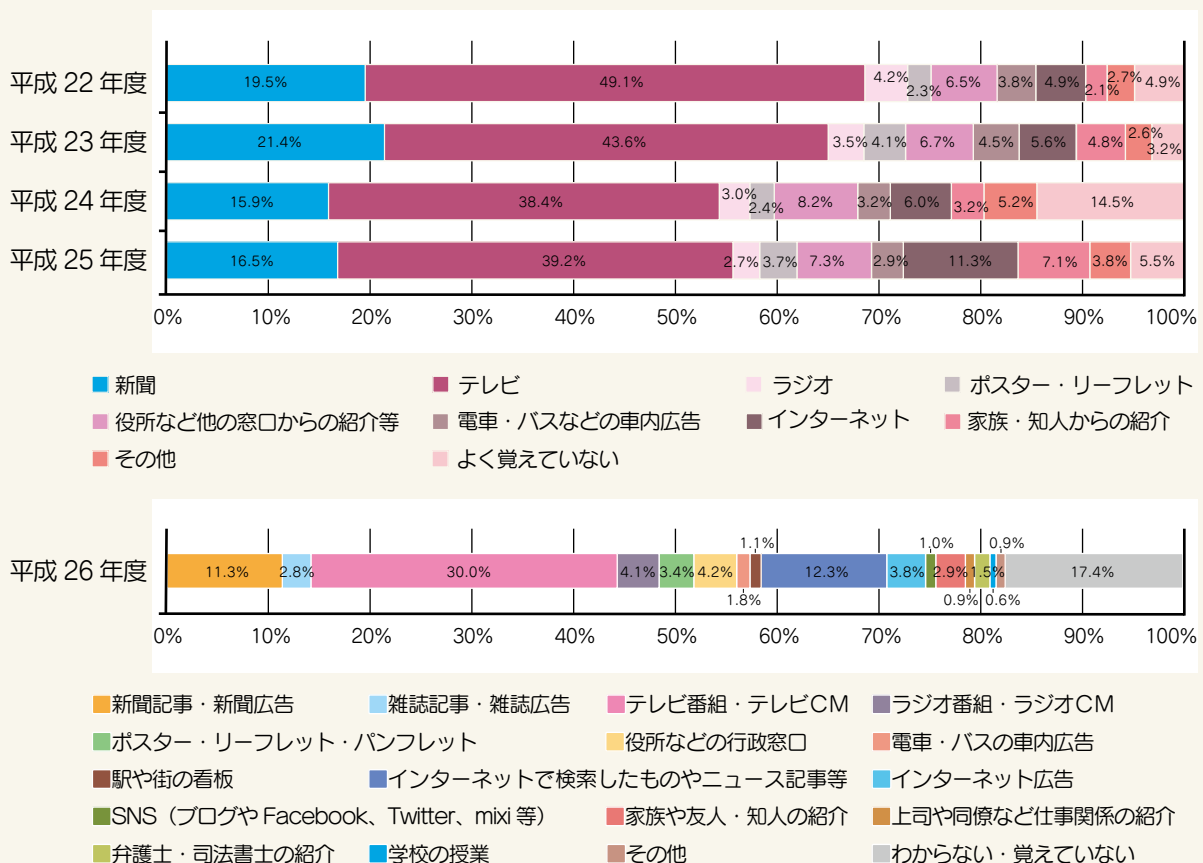
また、年代別で見ると、20歳代から50歳代までの認知度に比べて、60歳代以上の認知度が低い。

(3) 認知経路

法テラスをどのようにして知ったか（認知経路）について尋ねた結果は資料8-4のとおりである。

「テレビ番組・テレビCM」（30.0%）、「インターネットで検索したものやニュース記事等」（12.3%）、「新聞記事・雑誌広告」（11.3%）といった、いわゆるマス・メディアを通じて知った割合がおおよそ半数以上の割合を占めているなか、「インターネット広告」（3.8%）や「SNS（ブログやFacebook、Twitter、mixi等）」（1.0%）などの電子媒体、「家族や友人・知人の紹介」（2.9%）といった認知経路が伸びている。

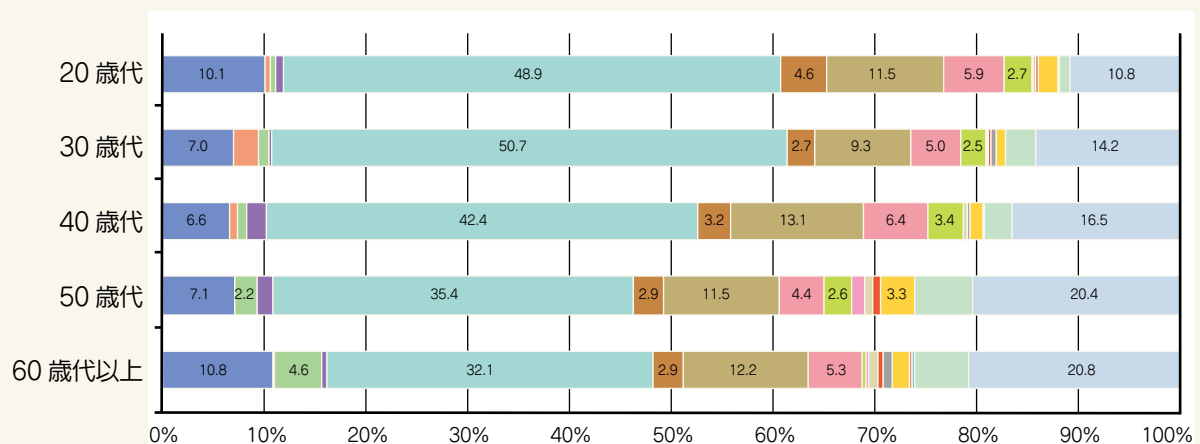
資料 8-4 認知者の認知経路の推移



(4) 年代別解決行動

平成26年度認知度調査の際、抱えた問題を解決するためにどのような行動をとったかについて年代別調査を行った。調査の結果、高い年代層ほど、「何もしない」が多い傾向にあり、50～60歳代以上は20歳代の約2倍に及んだ。

資料 8-5 平成26年度年代別解決行動の内訳



	テレビで情報を集める	ラジオで情報を集める	新聞で情報を集める	雑誌で情報を集める	インターネットや本・雑誌等で調べる	インターネット上で質問に答えてくれるサービスを利用する	家族・親戚に相談する	友人・知人に相談する	上司・同僚など仕事関係者に相談する	地元の信頼できる方に相談する
20歳代	10.1%	0.5%	0.5%	0.8%	48.9%	4.6%	11.5%	5.9%	2.7%	0.1%
30歳代	7.0%	2.4%	1.1%	0.2%	50.7%	2.7%	9.3%	5.0%	2.5%	0.1%
40歳代	6.6%	0.7%	1.0%	1.8%	42.4%	3.2%	13.1%	6.4%	3.4%	0.0%
50歳代	7.1%	0.1%	2.2%	1.6%	35.4%	2.9%	11.5%	4.4%	2.6%	1.3%
60歳代以上	10.8%	0.2%	4.6%	0.5%	32.1%	2.9%	12.2%	5.3%	0.4%	0.2%

	弁護士・司法書士に相談する	税理士・行政書士などの専門家に相談する	警察に相談する	役所などの行政窓口で相談する	消費者センターに相談する	法テラスに相談する	民間の支援団体(NPOなど)に相談する	その他	特に何もしない
20歳代	0.3%	0.2%	0.0%	2.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.0%	10.8%
30歳代	0.2%	0.3%	0.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	14.2%
40歳代	0.4%	0.1%	0.2%	1.3%	0.0%	0.1%	0.0%	2.7%	16.5%
50歳代	0.8%	0.8%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	20.4%
60歳代以上	1.0%	0.5%	0.9%	1.7%	0.3%	0.0%	0.2%	5.3%	20.8%

8-3 法テラスに寄せられた皆さまからの声

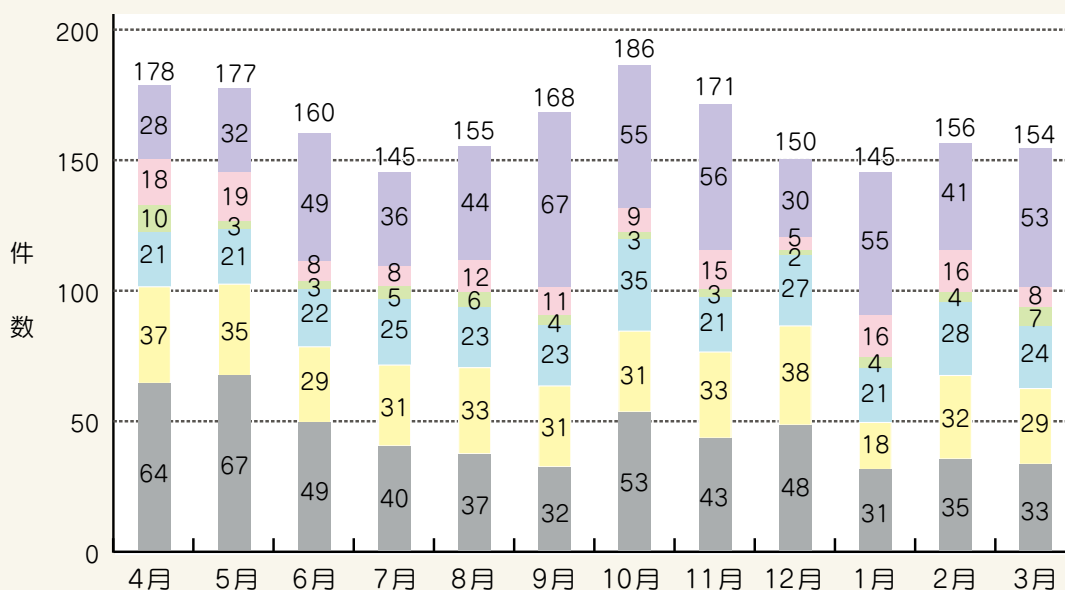
法テラスでは、多様な法的サービスを提供しており、これらのサービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部においても、利用者の方がたから、電話や書面、メールなどでさまざまな苦情やご意見・ご要望（以下「苦情等」という。）が寄せられている。

平成26年度の苦情等の件数は1,945件で、平成25年度件数1,938件より約0.36%（7件）増加した。

年度ごとの苦情等受付件数の推移は資料8-8のとおりである。昨年度と比較すると全体数としてはほぼ横ばいではあるが、内訳を比較した場合、「地方事務所への電話が混み合っている」というお問合せが、昨年度から37.2%（148件）増加、「地方事務所の職員に関するもの」が6.6%（18件）増加した。また、「サポートダイヤルのオペレーターに関するもの」「関係機関に関するご意見等」「弁護士・司法書士に関するもの」「制度・業務に関するもの」は、それぞれ26.0%（19件）、24.9%（48件）、17.9%（82件）、1.9%（10件）減少した。

資料8-6は、平成26年4月から平成27年3月までの間に寄せられた苦情等の受付件数の推移を見たものである。

資料 8-6 平成 26 年度苦情等受付件数の推移

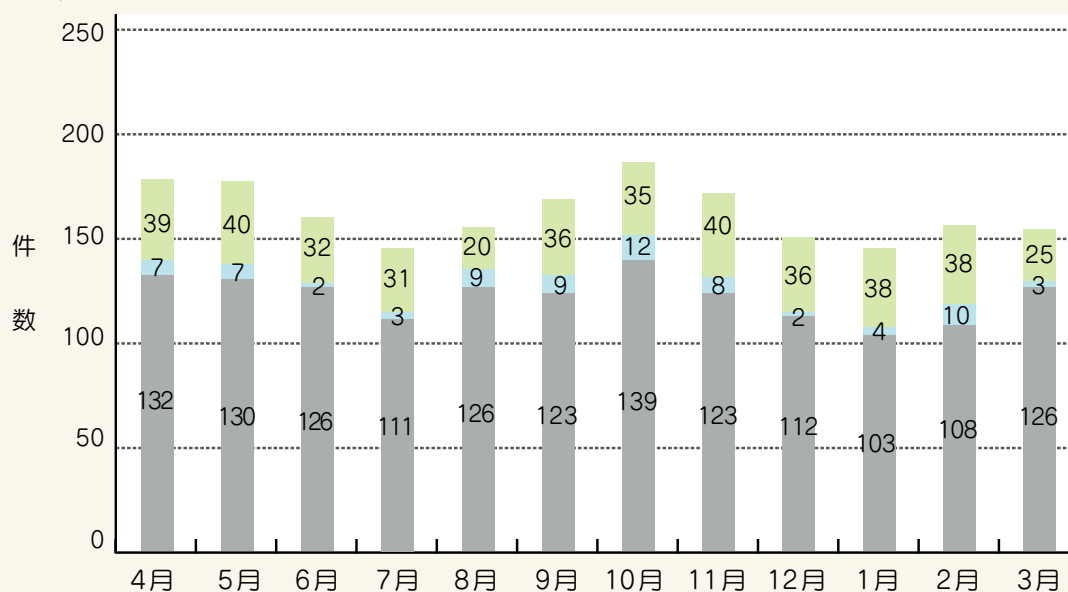


〈苦情等のおもな内容〉

- 地方事務所への電話が混み合っているとしてコールセンターにお問合せがあったもの
※平成24年3月から集計を開始
- 関係機関に関するご意見等
- サポートダイヤルのオペレーターに関するもの
- 地方事務所等の職員に関するもの
→ 情報提供や利用手続の案内において、利用者への説明が不足していたことに起因する苦情等
- 弁護士・司法書士に関するもの
→ 法テラスの契約弁護士、契約司法書士による法律相談などについての苦情等
- 制度・業務等に関するもの
→ 「相談回数に制限があること」「サポートダイヤルで法律相談ができないこと」など業務の仕組み・内容に対する苦情

資料8-7は、平成26年4月から平成27年3月までの間に寄せられた苦情等に対する取扱い結果をまとめたものである。

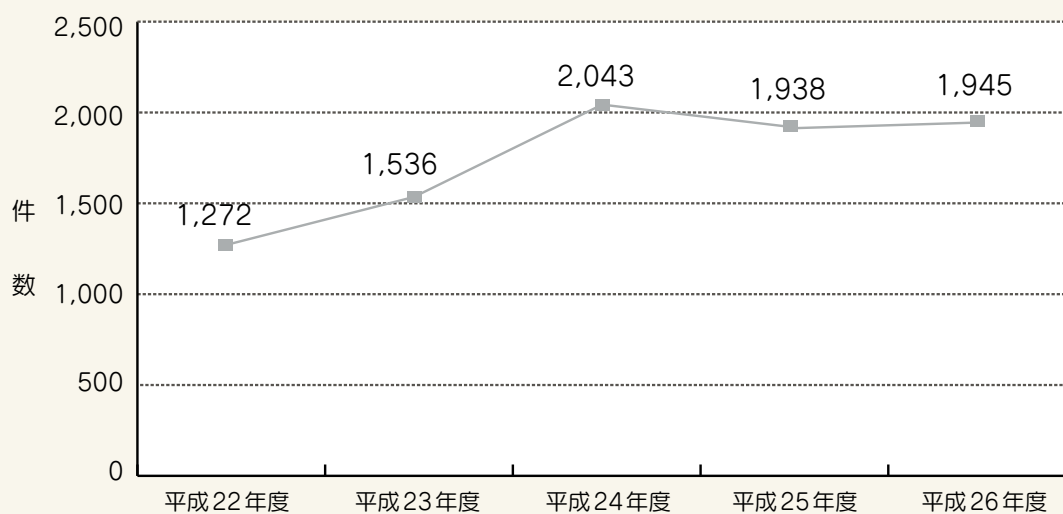
資料 8-7 平成 26 年度苦情等取扱い結果



〈苦情等取扱い結果のおもな内容〉

- 申出者又は関係者に改めて説明等をして納得を得たもの
- 担当課室、地方事務所で検討中のもの、関係機関との協議に付されているもの等
- 申出者が特定できなかったもの、初期対応で申出者が納得されたもの、以降の対応を要しないと判断されたもの等

資料 8-8 苦情等受付件数の推移



平成26年度 「皆さまの声」 に基づいた取組み事例等のご紹介

【情報提供関連】

皆さまからの声	法テラスの取組み事例等
家族の件で気落ちしている時に、サポートダイヤルのオペレーターから強い口調で聞かれたことでがっかりした。入電者の気持ちに寄り添った対応をしてほしい。	オペレーターの対応状況について確認したところ、利用者の話を途中で遮り聞き返していたことがわかりました。利用者の状況や心情に配慮し、丁寧な対応を行うよう、対応したオペレーターを指導するとともに他のオペレーターへ周知いたしました。
サポートダイヤルにて、無料法律相談を利用するには資力要件があると言われ、収入はないと申告したら無料法律相談が受けられると案内されました。その後、地方事務所で無料法律相談の予約を取ろうとしたところ、収入の他に預貯金額を聞かれ、基準額を超えているため利用できないと言われました。サポートダイヤルではそんな説明はありませんでした。	対応したオペレーターに確認したところ、資力基準の説明が不正確であることが判明いたしました。オペレーターに対して、利用者の意向をきちんと確認して、正確に制度説明を行うことと、利用者により添った丁寧な対応を行うよう指導いたしました。
サポートダイヤルで、最寄りの地方事務所を案内してもらったが、地方事務所へのアクセス情報の内容が古く、新しく開業された駅については案内がなかった。	ホームページの情報は更新されていましたが、サポートダイヤルでご案内しているデータベースが更新されておりませんでした。最新の情報を皆さまにご提供できるよう、随時データベースの内容を見直し、地方事務所とサポートダイヤルとで情報共有することを確認し、周知いたしました。

【民事法律扶助関連】

皆さまからの声	法テラスの取組み事例等
自己破産の手続を依頼しているが、まだ申立てがされていない。このままこの弁護士に依頼してよいものだろうか。	本件のお申出を担当の弁護士に伝え、事情を確認し、また今後早急に事件処理を進めていく段取りであることを確認しました。確認した内容を申出者へ説明し、今後、弁護士から書類提出の依頼を受けることとなるが、その際にはご協力いただきたい旨お伝えしたところご納得いただきました。
代理援助制度を利用して事件を依頼したが、弁護士から直接交通費を請求されています。支払わなければならないのでしょうか。	民事法律扶助制度を利用している場合には、立替基準に従って審査会にて決定されます。援助開始決定時やその後の決定で、交通費は利用者の負担と決定されていた場合には、法テラスの基準によって交通費が発生することがございます。あくまでも法テラスの決定に基づいて決まるため、決定の内容の確認と、請求を受けていることを、利用している地方事務所にお伝えください。
当事者が入院しているため、代わりに扶助相談を利用したいと申し出たところ、委任状が必要だと言われた。	当該地方事務所では、トラブル防止のため、電話で当事者の意思を確認し、さらに代理で相談を受けられる方に委任状を持参してもらうよう依頼をしておりました。当該地方事務所に対して、口頭で当事者の意思確認ができれば、委任状がなくても利用できることを指導いたしました。

親と同居している大学生（成人）からの申出。サポートダイヤルへ電話したところ、扶助相談の案内を受けた。その際、資力基準に関する案内があり、同居の親の収入が含まれるかどうか聞いたところ、含まれないと言われた。その後、地方事務所に電話したところ、親の収入が含まれると言われた。

地方事務所に状況を確認したところ、お申出内容のとおり対応を行っていることが判明しました。利用者が成人の場合は、資力基準の確認に当たって、同居の親の収入は含まれないため、地方事務所において周知し、改善いたしました。

【その他】

皆さまからの声

地方事務所のホームページを検索したところ、サポートダイヤルの電話番号が記載されていたため、地方事務所の電話番号かと誤解して電話を架けてしまった。電話代を損してしまった。

法律相談をするために地方事務所を訪れたところ、受付で対応している職員の話が待合室まで聞こえてきた。個人情報が他の利用者に聞かれることのないよう配慮するべきである。

息子のパワハラのことサポートダイヤルに電話を架けました。相談したことが力になって、会社に訴えたところ、会社がチームを作って対応してくださり、息子は会社を辞めることなく勤務を続けることができました。当時は藁をもつかむ思いでサポートダイヤルに電話を架けたのですが、解決したのでお礼を伝えたくて再度電話しました。

法テラスの取組み事例等

地方事務所の電話番号や所在地等の情報については、各地方事務所のホームページのトップページに表示されるよう修正しました。引き続き、利用される方にとって見やすいホームページとなるよう表示方法や内容を検討してまいります。

ご利用される方の情報が他の利用者に聞かれることのないよう、待合室と受付との距離を少し遠ざけるよう配置を見直し、また、法テラスの制度説明を行うDVDを放映し会話を聞き取りにくくすることで改善いたしました。

無事に息子さんの問題が解決できたとおうかがいすることができ、私も法テラスといたしましても大変嬉しく思っております。皆さま方の状況に寄り添い、必要な情報提供が行えるよう今後も引き続き努力してまいります。

最後に、法テラスでは、これらの苦情等を「皆さまの声」として受け止め、適切に対応していくという姿勢を「基本方針」として以下のとおり掲げている。

基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、さまざまな事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。

このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられるさまざまな声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報は、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられるさまざまな声を取扱ってまいります。

8-4 審査委員会

(1) 審査委員会とは

ア 審査委員会の設置趣旨

法テラスは、独立行政法人の枠組みに基づいて設けられた法人であり、原則論からすれば、その内部組織については、法人としての自律性に基づき、基本的に法テラスにおいて決定すべき事項ということになる。しかしながら、法テラスにおいては、他の独立行政法人とは異なり、その業務の遂行のうえで、契約した弁護士や司法書士という法律の専門家の職務の独立性を確保しなければならない、という特別な課題が課せられている。そこで、総合法律支援法（以下「支援法」という）は、第29条において、法定の内部組織として、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するための第三者機関として、審査委員会を設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来であれば、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、他方において、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等に例を見ない、審査委員会という独自の組織、制度を設けたものである。

イ 法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（支援法第29条第1項）

ウ 構成（資料8-9参照）

最高裁推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日弁連会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名（支援法第29条第2項）

エ 委員の任期

2年（支援法第29条第3項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（支援法第29条第4項）。

資料 8-9 日本司法支援センター審査委員会委員名簿

（平成27年8月1日現在）

委員長	小島 武司	桐蔭横浜大学学長
委員	飯室 勝彦	前中京大学文学部教授
委員	加藤 啓二	弁護士（山梨県弁護士会）
委員	佐藤 太勝	弁護士（札幌弁護士会）
委員	城 祐一郎	最高検察庁検事
委員	中川 英彦	前京都大学法学研究科教授
委員	中里 智美	東京地方裁判所判事
委員	長谷川 裕子	中央労働委員会委員、全国労働委員会労働者側委員連絡協議会事務局長
委員	早川 清人	司法書士（静岡県司法書士会）

（委員については、五十音順・敬称略）

(2) 審査委員会の審議事項

ア 審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）、並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定められることとなる（支援法第35条第2項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（支援法第29条第8項第2号）。

イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（支援法第29条第10項）。

ウ 審査委員会の開催頻度等

平成26年度は、おおむね毎月1回程度開催した。

エ 審査委員会議決の内訳（資料8-10参照）

オ 公表事項

審査委員会議事録と契約弁護士等にとった措置は、法テラスホームページ上に掲載している。

資料 8-10 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置							合計
			1年未満	1年	1年を超え2年未満	2年	2年を超え3年未満	3年	計	
平成22年度	2	2	1	5	2	7	0	2	17	21
平成23年度	6	3	8	1	0	10	0	6	25	34
平成24年度	6	15	2	3	2	10	0	6	23	44
平成25年度	6	1	0	4	0	7	0	11	22	29
平成26年度	9	1	1	4	0	13	0	15	33	43

8-5 顧問会議

(1) 設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営にいかすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

平成26年度は下記の通り1回開催し、充実した総合法律支援を実施するための方策について意見を聴取した。

(2) 顧問会議メンバー（平成27年6月30日現在、敬称略）

＜座 長＞	竹下 守夫	国立大学法人一橋大学名誉教授
	石井 卓爾	東京商工会議所副会頭
	高木 剛	一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会理事長
	滝鼻 卓雄	株式会社読売新聞東京本社社友
	片山 善博	慶応義塾大学教授
	津島 雄二	弁護士
	坂東真理子	昭和女子大学学長
	中山 弘子	元新宿区長

(3) 顧問会議の開催状況

第13回 平成26年8月26日（火）

【協議案件】

充実した総合法律支援を実施するための方策について

8-6 地方協議会

(1) 設立の趣旨

法テラスでは、総合法律支援法第32条第4項に基づき、地域における業務の運営にあたり、協議会の開催等によって広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

平成26年度は、参加者に対して寸劇・ロールプレイの実演をしたほか、DVD等の視聴覚資料を活用しわかりやすい説明を工夫した。高齢者・障がい者への法的支援、司法ソーシャルワークのテーマを取り上げたほか、DVや再犯防止、法教育等さまざまな分野において協議会を開催した。地域ごとに複数回開催するなど、全国で99回の地方協議会を開催し、関係機関・団体との一層の連携を図っている。

(2) 平成26年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	おもな内容	参加者数
北海道			
札幌	平成26年10月29日	・法テラスの業務説明、司法ソーシャルワークの講演及び弁護士会の活動報告 ・「成年後見」「虐待」「消費者被害」「精神保健」の4分科会による事例検討や意見交換会等を実施	180名
函館	平成26年10月29日	・法テラスの業務改善に向けた取組み、スタッフ弁護士や関係機関から各取組みについて報告を受け、50を超える関係機関からの参加者と意見交換を実施	70名
旭川	平成26年 8月29日	・法テラスの実績報告、DVD視聴による業務説明、参加関係機関（弁護士・司法書士を含む）全18機関から事業紹介・近況報告、地方事務所情報提供業務の事例紹介、サンプル事例を用いた連携のためのロールプレイングの実施	22名
旭川	平成26年10月17日	・管内自治体の47機関61名を対象に事業報告・業務紹介（司法ソーシャルワークについて声劇を用いて実施）・事例検討・DVD視聴・関係機関からの報告を実施	61名
釧路	平成26年10月23日	・法テラス釧路の業務説明、詳細な司法ソーシャルワークに関する説明会開催 ・各関係機関からの事前アンケートを資料を基に成年後見に関する意見交換会を実施	30名
釧路	平成26年11月 6日	同上	28名
釧路	平成26年11月11日	同上	59名
東北			
宮城	平成27年 2月13日	・平成26年度業務報告（震災法律援助業務を含む）を実施 ・高齢者・障がい者の権利に関する弁護士講演の後、関係機関との連携に関する意見交換会を実施	89名
福島	平成26年10月31日	・高齢者、障がい者に対する司法サービスをテーマに、高齢者障がい者の虐待事例や消費生活被害事例等4事例を4グループで検討・意見交換を実施	18名
山形	平成26年10月28日	・DVDを使用した業務説明及び高齢者・障がい者向け出張相談に関する説明・意見交換を実施	16名
山形	平成26年11月17日	・DVDを使用した業務説明及び高齢者・障がい者向け出張相談に関する説明・意見交換を実施 ・司法ソーシャルワークに関する事例検討による実践的な協議会を実施	24名
岩手	平成27年 2月 6日	・法テラスの業務報告や今後被災地支援事業の発展に寄与する岩手県との連携事業について協議会を実施	35名
秋田	平成26年10月14日	・法テラス秋田の業務報告及び利用方法に関する説明等広報活動 ・関係機関との連携のあり方と実践を考える説明会を実施 ・常勤弁護士による司法ソーシャルワークの事例報告・意見交換会を実施	51名
秋田	平成26年12月 3日	・情報提供業務と民事法律扶助業務の利用方法を中心として業務報告 ・スタッフ弁護士と関係機関の連携事例報告 ・事例検討や意見交換を実施	20名
青森	平成26年10月17日	・特に震災法律援助制度周知（利用要件等）に力を入れた業務報告を実施 ・寸劇による出張相談の流れなどを説明	22名
青森	平成27年 2月 2日	・法テラスの業務説明及び常勤弁護士の活動について事例を示して報告 ・法テラス利用に関して寸劇を用いて説明	48名
関東			
東京	平成26年11月12日	・東京都の高齢者福祉課職員を対象とした司法ソーシャルワークを普及・拡充させるための高齢者福祉に関する協議会 ・スタッフ弁護士の活動紹介及び意見交換会	25名
東京 (多摩支部)	平成26年10月23日	・法テラス業務説明と実績紹介 ・事前アンケートに基づく高齢者・障がい者への法的支援及び出張相談や電話ガイド等についての意見交換	13名
神奈川	平成26年11月10日	・DV・ストーカー等の困難事案への対応方法をテーマに協議会開催 ・連携の在り方についてパネルディスカッション等の実施 ・意見交換	128名
神奈川	平成27年 3月27日	・県や市、県警、NPO法人、弁護士会を招いての犯罪被害者支援関係の業務説明、質疑応答 ・犯罪被害者支援の事例検討 ・意見交換会	7名

地方事務所	開催日	おもな内容	参加者数
埼玉	平成26年10月16日	・DVD上映による業務説明、業務報告（対談形式・声劇）の実施 ・事前アンケートを基にQ&A（事前質問に対する回答集）の作成・配布 ・各機関との連携を深めるための事例検討会の開催	136名
埼玉	平成27年 1月22日	・法テラス秩父の利用方法と基調報告 ・質疑応答	24名
埼玉 (川越支部)	平成26年11月10日	・DVD上映による業務説明や実績の報告 ・情報提供業務の実演と事例報告 ・質疑応答	33名
千葉	平成26年11月27日	・県西部において高齢者・障がい者への法的支援と関係機関連携をテーマに福祉関係者等を招いて開催 ・常勤弁護士講演はクイズ形式を用い、消費者問題に関する様々な事例・解決策を紹介	7名
茨城	平成26年 6月25日	・基調報告（法テラス制度の活用例、具体的には常勤弁護士が関係機関と連携して取組んだ事案について報告） ・意見交換	25名
茨城	平成26年 7月29日	同上	15名
茨城	平成26年10月22日	・法テラスからの基調報告。テーマ：①成年後見、遺言・相続、②離婚、③高齢者 ・意見交換	123名
栃木	平成27年 2月13日	・地方事務所の実績報告及び常勤弁護士が司法ソーシャルワークに関する報告	53名
群馬	平成26年12月 1日	・「司法ソーシャルワーク 関係機関との連携」をテーマに、刑事司法と被疑者、被告人への社会復帰や高齢者・障がい者へのアウトリーチについて講演・意見交換	59名
群馬	平成27年 1月30日	・群馬県の中心部から離れた沼田市で協議会を行い司法アクセスを身近に感じてもらえることを目的に法テラス群馬から出向いて、業務説明を行った。	25名
静岡	平成27年 2月25日	・法テラス静岡の業務報告 ・多摩大学大学院教授からの基調報告「弱者にやさしいまちづくり」 ・一般社団法人やNPO法人からの報告 ・意見交換	48名
静岡 (沼津支部)	平成26年 2月 4日	・業務説明・報告を行い、司法ソーシャルワークの概要説明 ・地域包括支援センターとの連携状況を報告	30名
静岡 (浜松支部)	平成27年 2月16日	・業務実績報告、高齢者の抱える法的トラブルについての説明 ・質疑応答による関係機関との連携構築	52名
山梨	平成26年10月16日	・犯罪被害者支援をテーマに、被害者支援センターからの講演、関係機関の取組み発表、法テラスの業務 ・報告意見交換や質疑応答	40名
長野	平成27年 2月18日	・業務概要説明及び常勤弁護士から関係機関との連携について説明 ・女性相談センター所長からDV被害者支援の法律相談状況に関する講話により支援事業の現場の課題を共有	30名
新潟	平成26年 6月16日	・民事法律扶助制度の説明、阿賀野市における相談業務の現状、弁護士会・司法書士会の阿賀野市における活動状況、事例検討及び事前質問に対する検討、質疑応答	23名
新潟	平成26年11月 6日	・民事法律扶助等業務説明（DVD上映を含む）、弁護士会及び司法書士会の活動状況報告 ・意見交換会の実施	17名
中部			
愛知	平成26年12月 4日	・高齢者・障がい者をテーマに司法書士・弁護士が事例紹介 ・関係機関との意見交換会を実施	41名
愛知	平成27年 2月 6日	同上	47名
愛知 (三河支部)	平成26年11月28日	・高齢者・障がい者支援をテーマとして高齢者・障がい者と接する機会が多い民生委員を対象に弁護士会等からの活動報告 ・意見交換を実施	41名
三重	平成26年11月12日	・東紀州地域（尾鷲市・熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町）関係機関の相談窓口担当者に対して業務説明 ・意見交換会を実施	11名

地方事務所	開催日	おもな内容	参加者数
岐阜	平成27年 2月 9日	・ 下呂市における介護支援専門員を対象とした業務説明会、下呂市民が利用しやすい司法ソーシャルワークをテーマに岐阜弁護士会の取組みと事例検討について講義・意見交換会を実施	35名
岐阜	平成27年 2月13日	・ 日常生活自立支援事業生活支援員等を対象とした岐阜市社会福祉協議会への業務説明会、身近な法的トラブルをテーマとした講義・意見交換会を実施	55名
岐阜	平成27年 2月17日	・ ケアプランセンター和光会の介護支援専門員を対象とした業務説明会、成年後見をテーマとした講義・意見交換会を実施	30名
岐阜	平成27年 2月24日	・ 司法書士に対する業務説明会	30名
岐阜	平成27年 3月 3日	・ 岐阜市行政評価事務所の行政相談員等を対象とした業務説明会、境界紛争をテーマとした講義 ・ 意見交換会を実施	35名
岐阜	平成27年 3月 4日	・ 各務原市まちづくり推進課職員等を対象とした業務説明会、女性と人権をテーマとした講義 ・ 意見交換会を実施	17名
岐阜	平成27年 3月 6日	・ 民生委員及び地域包括支援センター職員を対象とした業務説明会、多重債務問題解決をテーマとした講義 ・ 意見交換会を実施	70名
福井	平成26年12月 9日	・ 法テラスの業務説明 ・ 常勤弁護士による司法ソーシャルワークについての説明、参加者との意見交換を実施	19名
石川	平成26年 7月31日	・ 各機関・団体における取組状況報告、民事法律扶助及び情報提供業務報告、窓口相談全般に関する意見交換を実施	23名
石川	平成26年 9月 9日	・ 民事法律扶助制度及び情報提供業務の案内 ・ 各機関・団体相談窓口の取組み状況の報告会を実施	12名
石川	平成26年11月18日	・ 労働基準監督署、労働組合連合会の職員を対象に未払賃金・解雇等の労働関係のトラブルを中心に業務報告意見交換を実施	6名
富山	平成26年 6月24日	・ 業務概況、講演「離婚及び親子に関する調停制度と家庭裁判所調査官の活動」（講師：富山家庭裁判所次席裁判所調査官 大淵俊明）、「離婚に関する諸問題」（講師：富山県弁護士会所属弁護士 小股清香）、質疑応答・意見交換	30名
富山	平成26年11月28日	・ 地域事務所所在地において、地域福祉と司法との連携をテーマに説明会形式での協議会を開催 ・ DVDの視聴や被災地・岡山での研修体験に基づく報告を実施	14名
近畿			
大阪	平成27年 1月21日	・ 地方事務所の業務実績報告、弁護士会、司法書士会、社会福祉士からの司法ソーシャルワークに関する「高齢者虐待」「児童虐待」「成年後見」などの事例を紹介 ・ 意見交換	54名
京都	平成27年 1月23日	・ 司法ソーシャルワークのうち、特に外出困難な高齢者対策について法テラスの取組み紹介、弁護士会の講演	24名
兵庫	平成26年10月23日	・ 業務報告、福祉と司法の連携方法に関する現状報告、高齢者支援に関する協議の実施	85名
奈良	平成26年11月12日	・ 映画の上映、上映後映画を基に相続・遺言・成年後見・消費者被害などの法律講義をシンポジウム形式で開催	140名
奈良	平成27年 1月29日	・ 高齢者・障がい者支援の団体や自治体等関係機関に対する基調講演及びシンポジウム ・ 要支援者への支援（法的支援を含む）を広げるための意見交換、具体的方策の検討	74名
奈良	平成27年 2月 4日	同上	44名
滋賀	平成26年11月28日	・ 県北部地域との連携強化のため、同地域に向いて法テラスの主要業務及び実績を説明、常勤弁護士による司法ソーシャルワークの概説、事例説明	25名
和歌山	平成26年11月25日	・ 「生活保護と法律相談」をテーマに司法ソーシャルワークの取組み、情報提供、出張相談等の業務説明 ・ 意見交換等	14名
和歌山	平成26年12月 9日	・ 「女性、子供、DV」をテーマに司法ソーシャルワークの取組、情報提供、出張相談等に関する業務説明 ・ 意見交換等	18名

地方事務所	開催日	おもな内容	参加者数
和歌山	平成27年 1月13日	・「成年後見」をテーマに司法ソーシャルワークの取組み、情報提供、出張相談等に関する業務説明 ・意見交換等を実施	16名
中国			
広島	平成26年 6月25日	・業務実績報告、法律事務所活動報告、議事「法テラスが目指すアウトリーチ～法テラスがより身近になるために～（ロールプレイング形式）」、意見交換、質疑応答	77名
山口	平成26年10月24日	1部：業務概要・実績報告・スタッフ弁護士の取組み等業務説明 2部：高齢者・障がい者等の支援について地区別グループによる意見交換会	1部：100名 2部：86名
岡山	平成26年 4月24日	平成26年岡山県女性相談所第1回女性相談員等連絡会議における法テラス業務説明	66名
岡山	平成27年 2月24日	・業務報告、連携及び高齢者・障がい者の出張相談等の説明	50名
鳥取	平成26年11月 4日	・智頭町において役場及び関連機関・団体等の高齢者・障がい者支援をはじめ住民サービス担う職員との意見交換 ・法テラスの業務説明、鳥取地方事務所の実績報告等	20名
鳥取	平成26年11月20日	・南部町において役場及び関連機関・団体等の高齢者・障がい者支援をはじめ住民サービス担う職員との意見交換 ・法テラスの業務説明、鳥取地方事務所の実績報告等	20名
鳥取	平成26年11月28日	・大山町において役場及び関連機関・団体等の高齢者・障がい者支援をはじめ住民サービス担う職員との意見交換 ・法テラスの業務説明、鳥取地方事務所の実績報告等	20名
島根	平成26年 6月18日	・平成25年度活動報告・業務実績報告、講演「福祉と司法のかかわり～触法障がい者にどう向き合うか～」(島根県地域生活定着支援センター係長 河井俊和、松本信乃常勤弁護士、三浦益隆常勤弁護士)、意見交換・質疑応答	36名
島根	平成26年11月17日	・法テラスの業務報告及びスタッフ弁護士による活動報告を実施 ・浜田市健康福祉部の方と社会福祉協議会の方から後見人についての講演、意見交換及び質疑応答を実施	31名
四国			
徳島	平成26年12月12日	・法テラスの業務報告、司法ソーシャルワークについての説明等を行い、パネルディスカッションを実施 ・事務所見学やパネル展を実施	84名
高知	平成26年 4月24日	・中村地域において業務説明及び常勤弁護士による関係機関との連携活動報告を実施	26名
高知	平成26年 6月12日	・法テラス高知の高齢者・障がい者関係業務の説明、高知弁護士会「ひまわりあんしん事業」について紹介・報告（高知弁護士会高齢者・障がい者支援センター「くるみ」運営委員会副委員長 高野亜紀）、常勤弁護士による具体的事例検討会を開催	42名
高知	平成26年 9月18日	・地域移行支援分会（触法者の地域移行を支援する機関・団体とこれら機関を活用する弁護士等が一堂に会して協議）を討議形式で実施	14名
高知	平成26年11月11日	・子どもに関する関係機関の担当者、高知弁護士会や法テラスの子ども支援の活動及び業務の説明を行い、今後の関係機関との連携を構築するために子ども分会を討議形式により開催	40名
高知	平成27年 2月18日	・須崎地区の子どもに関する支援活動を行っている関係機関の担当者に、高知弁護士会や法テラスの活動及び業務の説明を行い、今後の関係機関との連携を構築するために須崎子ども分会を討議形式により開催	24名
高知	平成27年 3月 4日	・第2回地域移行支援分会（触法者の地域移行を支援する機関・団体とこれら機関を活用する弁護士等が一堂に会して協議）を討議形式で実施	15名
愛媛	平成26年11月12日	・法テラスの業務報告、「法テラスと弁護士とのよりよい関係を求めて」とする弁護士会からの講演、関係機関との連携協力関係の構築や地域住民が抱える法的トラブルへの対応に関する意見交換等を実施	64名
九州			
福岡	平成26年12月 5日	・高齢者・障がい者支援における福祉関係機関との連携を目的とする業務報告及び成年後見に関する基調講演を実施 ・弁護士・司法書士・保健福祉センター・記者をパネリストとするパネルディスカッションを実施	134名

地方事務所	開催日	おもな内容	参加者数
福岡 (北九州支部)	平成27年 1月21日	・北九州支部の概況説明及び司法ソーシャルワークの取組みについて説明 ・社会福祉協議会担当者及び地域包括支援センター担当者からの事例報告	79名
佐賀	平成26年11月26日	・業務内容、業務実績説明、常勤弁護士制度説明及び「司法ソーシャルワーク」をテーマとした常勤弁護士による講演、事前アンケート結果報告及びその結果に基づくパネルディスカッションを実施	33名
佐賀	平成27年 1月19日	・労働紛争の解決制度について、法テラス、労働局、裁判所、法務局、弁護士会などの機関が制度運用を説明のうえ協議	15名
長崎	平成26年 9月24日	・長崎被害者支援センター役員に対し、常勤弁護士・事務局長・担当係員が法テラスの犯罪被害者支援業務や民事法律扶助業務の説明を行った。 ・法テラスへの電話のかけ方（地方事務所とサポートダイヤルの被害者専用ダイヤル）や、精通弁護士取次ぎにあたっての注意点のほか、心理的側面の援助をどのようにするかなどについて意見交換を行った。	3名
長崎	平成27年 3月12日	・子どもの権利擁護を中心に協議会を開催 ・児童相談所の活動報告、未成年後見人制度の説明、法テラスが取り組む扶助業務、受託業務についての説明	24名
大分	平成26年10月22日	・取扱業務の紹介、業務報告 ・関係機関との意見交換及び質疑応答の実施	32名
大分	平成27年 2月13日	・法テラスの実績報告・業務説明 ・高齢者・障がい者の法的支援をテーマとする参加機関担当者からの窓口紹介、連携事例等の説明、テーマに関する議論	15名
熊本	平成26年11月28日	・法テラスの実績報告・業務説明 ・常勤弁護士による講演。成年後見制度の活用について講演し、司法ソーシャルワークの説明と関係機関との連携について説明を行う。 ・質疑応答	21名
鹿児島	平成26年10月14日	・司法書士会と連携のうえ、契約トラブルの問題解決・多重債務や後見制度等の法的な問題の解説と法テラスの業務説明・DVD視聴等の広報活動	17名
鹿児島	平成27年 1月23日	・DVDを使用した法テラスの業務説明 ・法教育の必要性、実践方法及び今後の課題等について弁護士会法教育委員会委員長による講演、意見交換を実施	75名
宮崎	平成27年 6月19日	・司法過疎地への業務説明を目的に村役場職員や福祉協議会職員を対象に業務説明や講演を行い、質疑応答を実施した。	8名
宮崎	平成27年 1月23日	・法テラスの業務説明及び高齢者・障がい者支援における法的支援と連携の必要性をテーマに講演、質疑応答を実施	35名
沖縄	平成26年 6月27日	・法テラスにおける被害者支援業務の説明 ・意見交換や質疑応答などを行った。	30名
沖縄	平成26年10月21日	・那覇市地域包括支援センター相談協力員を対象に法テラスの業務説明や弁護士会、司法書士会と共同して、法律分野を担当する3機関の役割について紹介 ・関係機関との意見交換や質疑応答を行った。	25名
沖縄	平成26年11月19日	・民生委員を対象に法テラスの業務説明や弁護士会、司法書士会と共同して、法律分野を担当する3機関の役割について紹介 ・関係機関との意見交換や質疑応答を行った。	10名
沖縄	平成27年 1月20日	・那覇市の高齢福祉課と生活保護課職員を対象に法テラスの業務説明や弁護士会、司法書士会と共同して、法律分野を担当する3機関の役割について紹介 ・関係機関との意見交換や質疑応答を行った。	7名
沖縄	平成27年 2月24日	・情報提供業務と民事法律扶助業務を中心に法テラスの利用方法に関する説明を実施 ・事前アンケートを基に地域包括支援センター職員に対する事例検討会を実施	9名

これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子氏を指名
		日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立（本部東京）
		金平輝子理事長就任。役員、地方事務所長等を任命
	4月28日	法務大臣から、中期計画の認可を受ける
	5月25日	法務大臣から、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款の認可を受ける
	10月2日	業務開始（コールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任）
		法務大臣から、（財）法律扶助協会からの権利及び義務の承継に関する認可を受ける
平成19年	1月10日	法制度に関するFAQ(よくある質問と答え)をホームページ上で公開開始
	1月29日	電子メールでの情報提供業務を開始
	1月30日	関係機関・団体の相談窓口に関するデータベースをホームページ上で公開開始
	3月1日	広報誌「法テラス」（第6号から「ほうてらす」）創刊
	3月19日	法務大臣から、総合法律支援法第30条第2項の規定に基づき、日本弁護士連合会及び（財）中国残留孤児援護基金から業務を受託するための業務方法書改正の認可を受ける
	3月26日	夜間・休日に相談窓口に関する情報を提供する、自動音声応答サービスを開始
	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者（日弁連・中国残留孤児援護基金）との契約締結
	7月1日	コールセンターで、弁護士による情報提供を開始
	10月1日	日弁連委託援助業務開始
		コールセンターで、裁判員制度に関する情報提供を開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	1月31日	ホームページをリニューアル
	4月10日	寺井一弘理事長就任
		顧問会議を設置
	9月－12月	民事法律扶助に対するニーズを明らかにする、一般対象調査、路上生活者対象調査、法テラス利用者調査を実施
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転
	5月20日	メールマガジン「ほうてらすPlus」創刊
	5月21日	裁判員制度スタート

		被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	12月1日	法テラス・サポーターズクラブ（法テラスの応援組織）を創設
	2月25日	コールセンターへの問い合わせ件数が業務開始から累計100万件を突破
	2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示
	3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	10月5日	シンポジウム「市民と司法との架け橋を目指して」を主婦会館（東京・四谷）で開催
平成23年	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
	3月23日	東日本大震災電話相談を開始
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	4月27日	東日本大震災・被災者支援にかかる日弁連との基本合意を締結
	6月9日	東日本大震災・被災者支援にかかる日本司法書士会連合会との基本合意を締結
	10月2日	被災地出張所第1号「法テラス南三陸」開所
平成24年	11月1日	「震災 法テラスダイヤル」（震災フリーダイヤル）開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」開所
	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」開所
	4月1日	「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が施行
	4月2日	全国の法テラス地方事務所にて、東日本大震災法律援助事業を開始
平成25年	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」開所
	11月16日－12月2日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施
	1月7日	法テラス・サポートダイヤル利用件数が累計200万件突破
	3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」（第1次報告書）発行
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」開所
平成26年	4月1日	公式Twitter開始
		常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣
	10月1日	被災地出張所第1号「法テラス南三陸」開所から2年 7か所の被災地出張所における相談件数10,000件を突破
	12月1日	刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための制度の支援拡充
	2月28日	法務大臣、第3期中期目標を指示
	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
平成27年	4月1日	ハーグ条約事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮崎誠理事長就任
	6月26日	多言語情報提供サービスを開始
	3月31日	法テラス震災特例法延長

平成26年度のおもな出来事

平成26年4月1日

ハーグ条約事件が新たな援助対象に

ハーグ条約実施法の施行により、国際的な子の連れ去りの事件（ハーグ条約事件）に限り、ハーグ条約締約国の国民又は締約国に常居所を有する海外在住の外国人の方も、民事法律扶助制度を利用することが可能となった。

4月10日

宮崎 誠理事長就任

5月26日

被災者法的ニーズ調査 最終報告書を発行

東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者を対象にした、法的支援に関するニーズ調査の最終報告書。被災者の法的ニーズの実態と今後の法的支援のあり方などについて、多くの課題を明らかにした。

6月7日

東日本大震災 被災者支援シンポジウムを開催

東京都千代田区・弁護士会館において、「被災者への法的支援を考える」と題してシンポジウムを開催した。



▲パネルディスカッション「被災者への法的支援を考える」

6月26日

多言語情報提供サービスを開始

スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語、韓国語で対応。0570-078377（おなやみ ナイナイ）に電話をいただくと、通訳を介して、日本の法制度や相談窓口情報を紹介する。

平成27年2月

認知度55.8パーセント

半数の国民に認知された。「どんなサービスを提供しているか知っている・利用したことがある」業務認知度は13.3パーセント。

2月7日

シンポジウム

「福祉と司法が連携する社会」開催

東京都中央区・東京コンベンションホールにて、司法ソーシャルワークをテーマに開催。福祉・司法関係者や一般の方等約250名の参加を得た。



▲パネルディスカッションの様子

3月31日

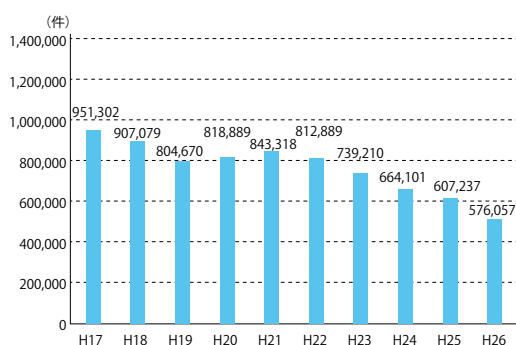
法テラス震災特例法延長

3年間の時限立法であった本特例法が改正され、平成30年3月31日まで延長された。これに伴い、震災法律援助業務の実施と7か所の法テラス被災地出張所の設置期限が3年間延長された。

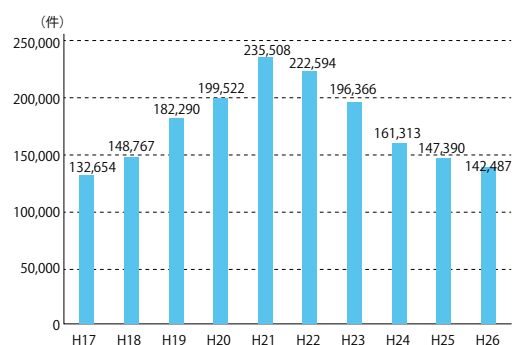
統計

1. 民事事件の新受件数の推移（地方裁判所）

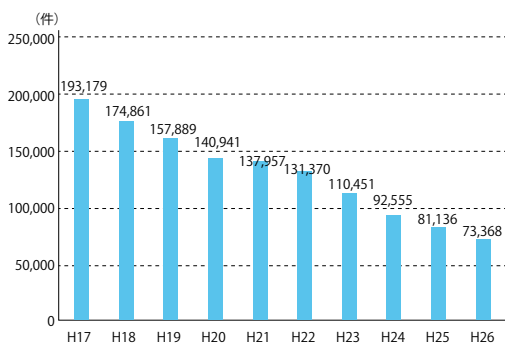
民事事件総数



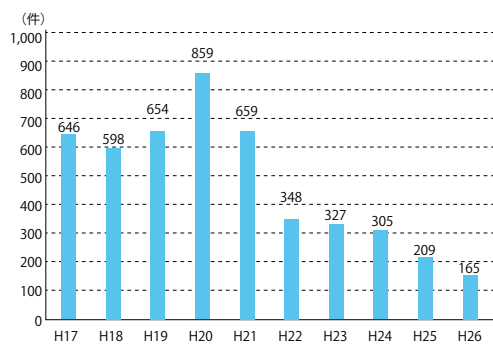
通常訴訟



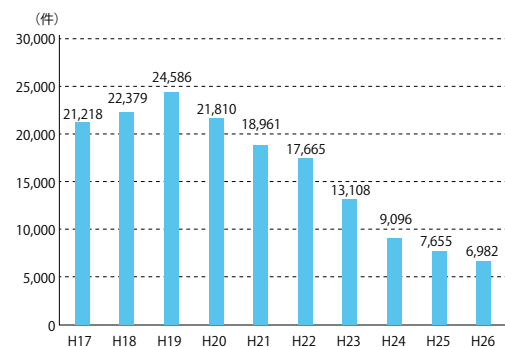
破産



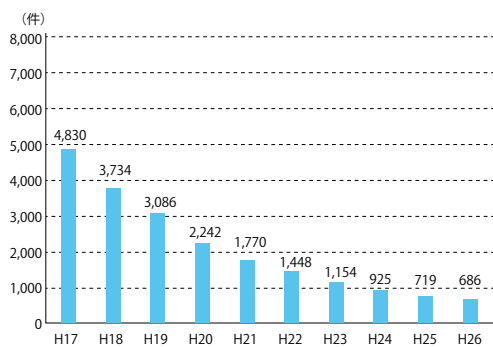
再生



小規模個人再生



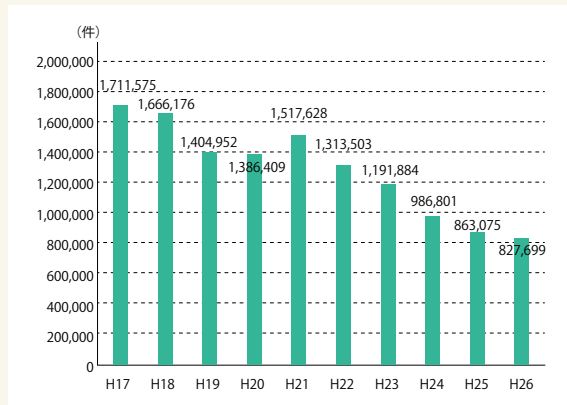
給与所得者等再生



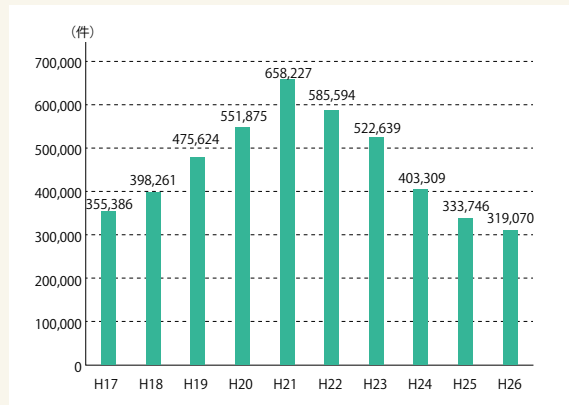
(平成26年司法統計年報)

2. 民事事件の新受件数の推移（簡易裁判所）

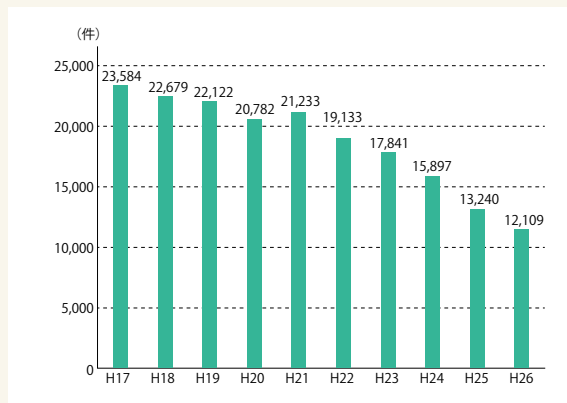
民事総数



通常訴訟



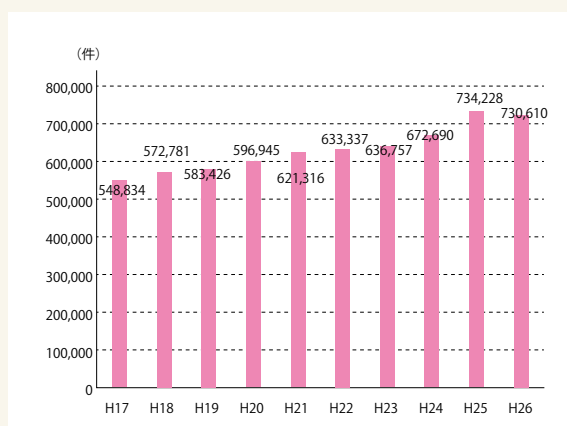
少額訴訟



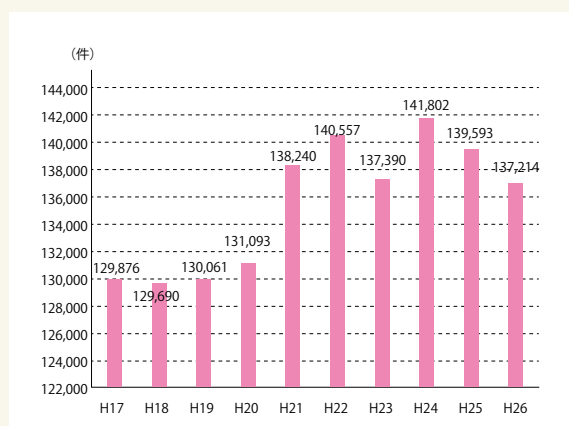
（平成26年司法統計年報）

3. 家事事件の推移（全家庭裁判所）

家事審判事件の総数（新受）の推移



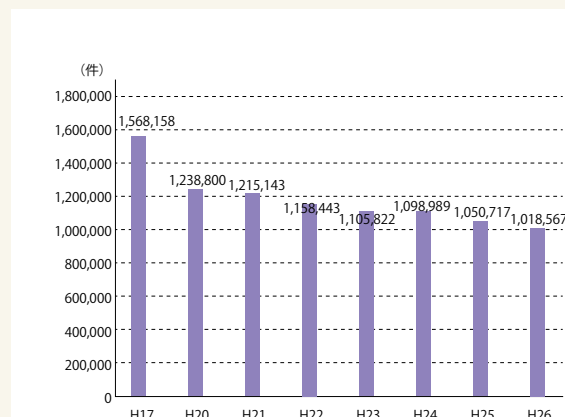
家事調停事件の総数（新受）の推移



（平成26年司法統計年報）

4. 刑事事件等の総数（新受）の推移（全裁判所）

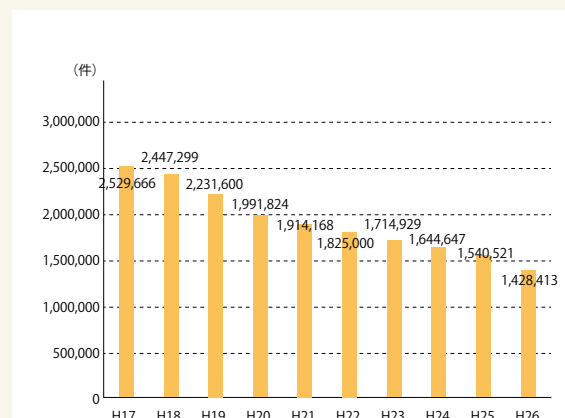
総数（新受）



（平成26年司法統計年報）

5. 被疑事件の受理人員（新受）の推移

総数（新受）



（平成26年検察統計年報）

法テラスの刊行物

法テラスのことをわかりやすく説明したさまざまな刊行物をご用意しています。各刊行物については、全国の法テラス地方事務所または法テラス本部広報室までお問合せください。法テラスのホームページからPDFデータをダウンロードすることもできます。

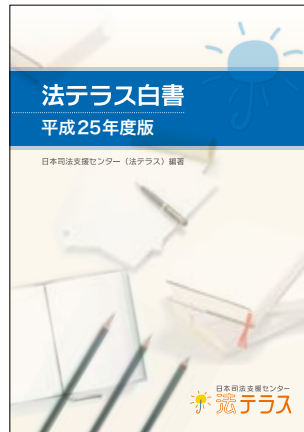
法テラスをご利用したい方へ



一般リーフレット



パンフレット



白書



法人パンフレット

ご利用対象者別パンフレット



子ども向けパンフレット



高齢者支援パンフレット



知的障がい者支援
パンフレット



点字パンフレット

犯罪被害者支援リーフレット



法律相談Q&Aシリーズ



シリーズ内容・離婚、相続問題、労働問題、
建物賃貸借問題、多重債務問題、成年後見問題、身近なトラブル、
消費者トラブル、近隣トラブル

広報誌

調査報告書

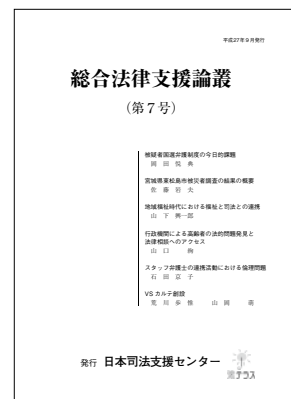


東日本大震災の被災者等への法的支援に関する
ニーズ調査報告書



法律扶助のニーズ及び
法テラス利用状況に関する
調査報告書

紀要



総合法律支援論叢

法テラス白書 平成26年度版

平成27年11月発行

編著・発行者 日本司法支援センター
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 0503383-5333
<http://www.houterasu.or.jp/>

印刷・製本 岩橋印刷株式会社



法的トラブルのお問い合わせは…

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し
0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ
0570-079714

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

期間限定 震災 法テラスダイヤル

お な や み レスキュー
0120-078309

※震災関連専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

受付時間／平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

法テラス ホームページ

<http://www.houterasu.or.jp>

法テラス スマートフォンサイト

<http://www.houterasu.or.jp/sp>

法テラス 携帯サイト

<http://www.houterasu.or.jp/k>



スマートフォンサイト
QRコード



携帯サイト
QRコード



日本司法支援センター

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F TEL0503383-5333(IP電話)